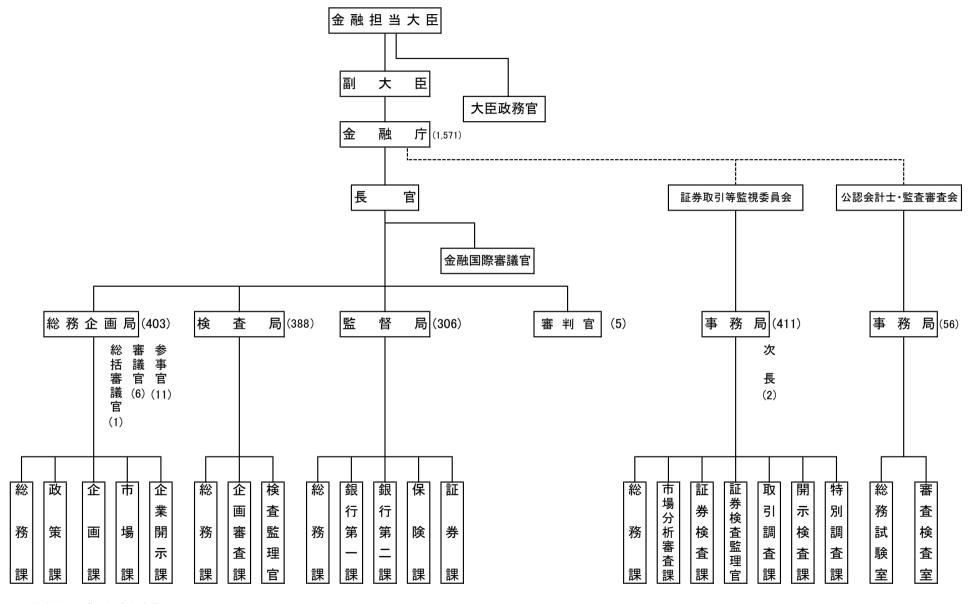
次	1/4	上
負	木斗	·編

金融庁の組織(平成28年度)



- ※ 数字は、平成28年度末定員。
- ※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

金融担当大臣

内閣府設置法(抜粋)

(特命担当大臣)

- 第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務(これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。)を掌理する職(以下「特命担当大臣」という。)を置くことができる。
- 2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。
- 第十一条 第四条第一項第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務 (金融庁設置 法第四条第二項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。)及び第四条第三項第六十 号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を 掌理させるものとする。

(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために 必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う 内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさ どる。

一~二十五 (略)

- 二十六 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項
- 二十七~三十 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣 を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさ わしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な 方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合 調整に関する事務をつかさどる。
- 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

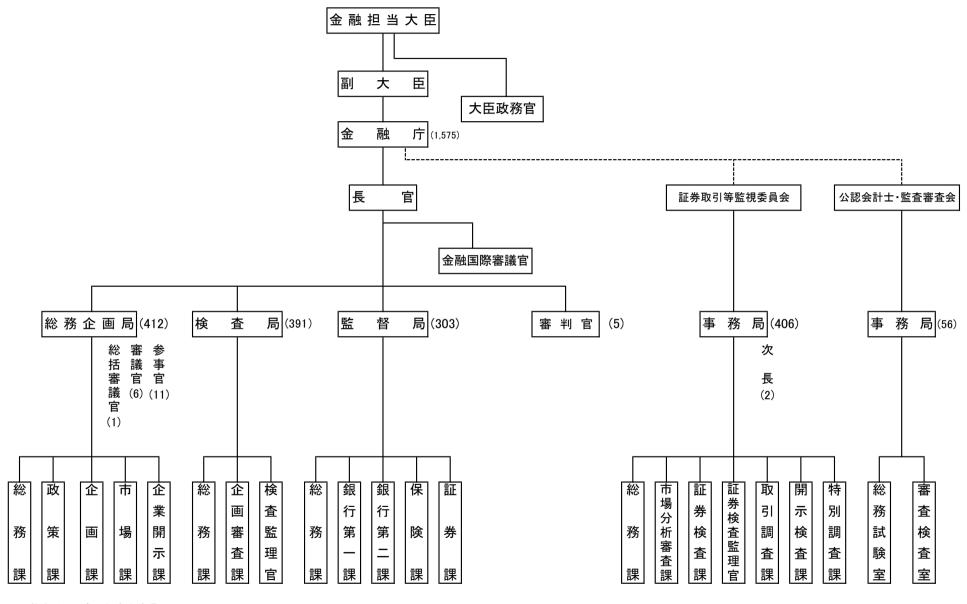
一~五十九の二 (略)

六十 金融庁設置法 (平成十年法律第百三十号) 第四条第一項に規定する事務 六十一・六十二 (略)

金融庁の各局等の所掌事務(平成28年度)

部局	課室		所 掌 事 務
総務1	企画厂	 局	金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総利	務 課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営等
		情報化統括室	情報システムの整備及び管理 等
		 管理室	機構·定員、予算、会計、福利厚生 等
		 国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案 等
		 国際連携·協力室	
	政章) 策 課 -	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟 等
		金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
		サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 等
İ	企『	画 課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案 等
		調査室	経済金融情勢に関する調査 等
		信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案 等
		 保険企画室	
İ	市均	場 課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案 等
ľ	企業	開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定 等
 検	1 局	<u> </u>	民間金融機関等の検査
	総 羽	務 課	検査局の総括、金融検査の実施 等
		リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施 等
		 情報·分析室	
	企画	審査課	 金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の基準の策定、検査報告書の審査、金融検査の結果の通知 等
•	検査	 監理官	 重要な金融検査の実施 等
監督	 译 局	1	 民間金融機関等の監督
	総利		<u></u> 監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括 等
		監督調査室	監督上の調査等
		 国際監督室	
		 協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督 等
		 信用機構対応室	 預金保険法の運用、金融危機対応 等
			/ ノンバンクの監督 等
	銀行	L 第一課	 主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督 等
ŀ	銀行		地銀、第二地銀の監督等
	保『		 保険会社等の監督 等
		損害保険・少額短期保険監督室	 損害保険会社、少額短期保険業者の監督 等
	証!	↓ 券 課	 金融商品取引業者等の監督 等
		資産運用室	 投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督 等
審半		1	課徴金に係る行政審判
証券	—— 取引⁴		 市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査 等
	総務	 課	 事務局の総合調整 等
		情報解析室	 電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
	市場	分析審査課	 日常的な市場監視、情報の収集・分析 等
	証券	 :検査課	 金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査 等
	証券		 重要な証券検査の実施 等
-	取引調査課 開示検査課 目		不公正事案の調査 等
			開示事案の検査等
ŀ			犯則事件の調査等
			
Г		試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施等
ŀ			
(注)·	平成2	28年度末時点	

金融庁の組織(平成29年度)



- ※ 数字は、平成29年度末定員。
- ※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

金融庁の各局等の所掌事務(平成29年度)

部局課		所 掌 事 務
総務企画		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
総	務 課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営等
	情報化統括室	情報システムの整備及び管理 等
	 管理室	
	 国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案 等
	 国際連携·協力室	 国際的な経済連携・協力に関する事務 等
政	策課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟 等
	金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 等
	資産運用支援室	国民の安定的な資産形成を促進するための基本的・総合的な政策の企画・立案 等
	地域金融生産性向上支援室	地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上に必要な制度等の企画・立案等
企	画 課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案 等
	調査室	経済金融情勢に関する調査 等
	信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案 等
	 保険企画室	保険制度に関する企画・立案 等
市	場課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案 等
企	業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定 等
検査り	 局	民間金融機関等の検査
総	務 課	検査局の総括、金融検査の実施 等
	リスク管理検査室	 リスク管理に係る重要な金融検査の実施 等
企	□	金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の基準の策定、検査報告書の審査、金融検査の結果の通知 等
	当留在於 一 在監理官	
監督		重要な金融検査の実施 等 民間金融機関等の監督
		た間並成後関守の無量 監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括 等
形态		監督上の調査等
	監督調査室 	画
	国際監督室 	国际的は監督事務に関する正國・光栄 寺
	協同組織金融室 信用機構対応室	
		頂立床映広の壁内、立配心依刈心
AB 4		カース・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン
l —	1)	土安1)、初たな形態の戦1)、外国戦1)又占、信託云社寺の監督 寺 地銀、第二地銀の監督 等
 	後 課	保険会社等の監督等
=-	損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督等
間	券 課	金融商品取引業者等の監督等
		投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督等
審判[5 	課徴金に係る行政審判
		市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査 等 事務局の総合調整 等
おおろ	務課 	
	情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
<u> </u>	場分析審査課 **	日常的な市場監視、情報の収集・分析等
	券検査課 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査等
l —	券検査監理官 引題本課	重要な証券検査の実施等
<u> </u>	引調査課	不公正事案の調査等
<u> </u>	示検査課 	開示事案の検査等
	別調査課 	犯則事件の調査等
	十士·監査審査会 事務局 	公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査等
	務試験室 	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施 等
番	査検査室 	監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

平成27事務年度

金融レポート主なポイント



平成28年9月 金融庁

我が国の金融システムの現状(1/2)

世界経済・金融市場動向

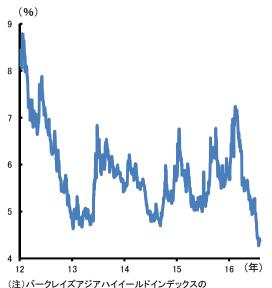
- 世界経済においては、構造的な供給過剰やそれを背景としたデフレ圧力の高まりが懸念される
- デフレ圧力に対し、世界的な金融緩和が継続する中、より高い利回りを求める投資家の行動等により、世界的にリ スク性資産の価格上昇が見られている
- 銀行によるマーケットメイク機能の低下、ノンバンク(シャドー・バンキング)資産の拡大といった市場構造の変化に 加え、諸々の政治的な要因もあって、過去1年では、それ以前に比べて市場のボラティリティが頻繁に上昇

先進国の消費者物価指数と 政策金利の推移



(注1)消費者物価指数は、日本、米国、英国の消費者物価指数 (ただし、英国は小売物価指数)の単純平均。 (注2)政策金利は、日本、米国、英国の政策金利の単純平均。 (資料)Bloombergより、金融庁作成。

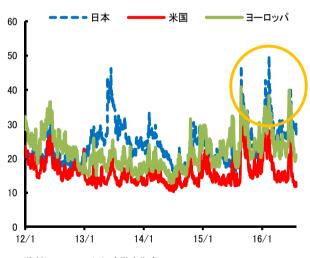
新興国ハイイールド債スプレッドの推移



OAS(Option Adjusted Spread).

(資料)Bloombergより、金融庁作成。

2012年初来からの 株価ボラティリティ指数の推移



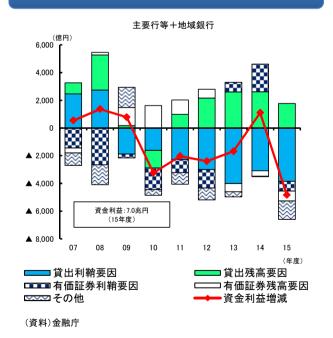
(資料)Bloombergより、金融庁作成。

I. 我が国の金融システムの現状(2/2)

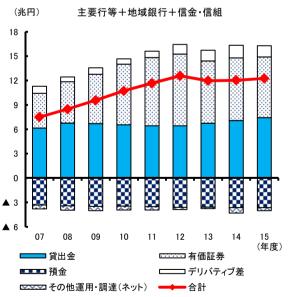
2. 我が国の金融システムの評価とその健全性に影響を及ぼしうるリスク

- 我が国の金融システムは総体として健全で安定しているものの、特に以下の点には留意が必要
- ✔ 金利低下が継続する中、短期で調達し、中長期の貸出・証券運用を行うビジネスモデルの持続可能性
- ✓ 海外向けの与信や証券投資が拡大することに伴う外貨流動性管理
- ✓ 世界経済・市場の変化が信用コストに与える影響
- ✓ 国債市場の低流動性や異例に低いタームプレミアムの中での金利変動リスク
- ✓ 過去との比較において特に高い伸びではないが、不動産向け貸出(アパートローンを含む)を含めた与信の集中リスク

資金利益(株式除く)の増減要因



円金利リスク量



(資料)金融庁

不動産業向け貸出(業態別)の増減



(注)総貸出額の変化率(前年同期比)に対する、不動産業の寄与度を表す。 (資料)日本銀行資料より、金融庁作成。

Ⅱ. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価(1/7)

1. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

グローバルに活動する金融機関

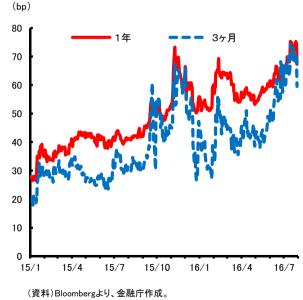
- 主要行等の海外向け貸出が拡大する中、市場環境の変化を捉えた機動的な与信管理が必要
- 外貨資金調達額が増加する一方、調達コストは上昇しており、安定的な外貨調達手段の確保等が課題
- 預金を集めても、国内外の貸出利鞘が低下する中、貸出規模の拡大による収益確保がより困難に。また、国 債等からの収益確保も難しい状況。国民の安定的な資産形成に資する良質な金融商品の販売等を通じて、資 産規模をコントロールしつつ、より安定的な収益基盤を構築することが重要

主要行等の貸出利鞘と貸出金(国際業務部門)

ドル円通貨ベーシスの推移

ROAとその要因分解





		欧米主要銀行平均 (15年12月末)	3メガパンクグループ平均 (16年3月末)
ROA(総資産利益率)		0.45%	0.34%
総資産業務粗利益率		2.96%	1.36%
	総資産資金利益率	1.27%	0.66%
	総資産非金利利益率	1.69%	0.70%
総資産経費率		▲2.11%	▲0.83%
総資産信用コスト率		▲0.16%	▲0.05%

⁽注)上記欧米主要銀行は、G-SIBsから、中国の4行と3メガバンクグループを除いた23行。

⁽資料)各社公表資料等より、金融庁作成。

Ⅱ. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価(2/7)

地域金融機関

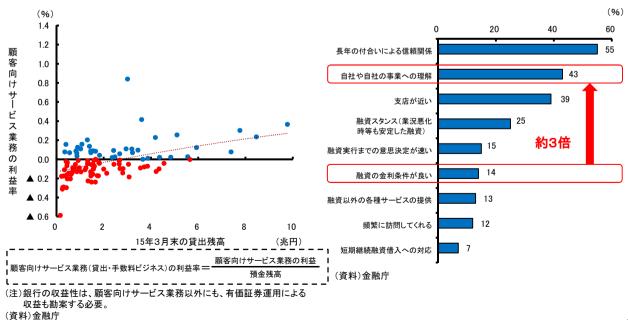
- 金利低下が継続する中、地域銀行全体として利鞘縮小を融資拡大でカバー出来ない状況。 今後、人口減少等により借入需要の減少が予想される中、担保・保証などに依存した単純な貸出業務の収益性 は更に低下するおそれ
- こうした中、顧客企業の事業の内容をよく理解し、その二一ズに応え、企業価値向上への貢献を通じて、収益を確保するビジネスモデルを構築している銀行が存在
- 顧客企業も、貸出金利の低さより、事業の理解に基づく融資や経営改善等に向けた支援を求める傾向

地域銀行の貸出利鞘と貸出金

貸出金平残(左軸) (兆円) (兆円) (兆円) (%) 250 250 150 100 07 08 09 10 11 12 13 14 15 (年度)

2025年における顧客向けサービス業務 (貸出・手数料ビジネス)の利益率の試算

企業がメインバンクに求めるもの



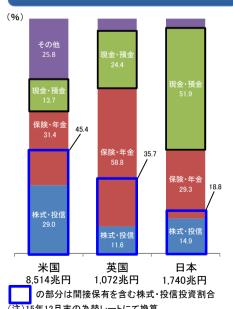
Ⅱ. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価(3/7)

活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保

国民の安定的な資産形成の促進:「貯蓄から資産形成へ」(1/2)

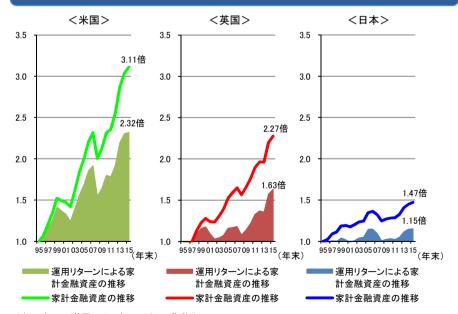
- 我が国家計金融資産の52%が現預金。米英に比べ株式・投信等の割合が低い
- 家計金融資産の構成の違いが、過去における我が国家計金融資産の伸びが米英に比べて低いことの一因に
- 投資対象と投資時期の分散を行うことで、中長期的に安定的なリターンを実現することが可能
- 投資対象をグローバルに分散させることで、世界経済の成長の果実を享受することが可能に
- 投資時期の分散(積立投資)により、高値掴み等のリスクの軽減が可能に
- 長期で保有することにより、リターンの安定化が可能に

各国の家計金融資産構成比



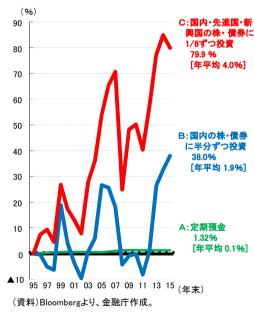
(注)15年12月末の為替レートにて換算。 (1ドル=120.3円、1ポンド=177.3円) (資料)FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。

各国の家計金融資産の推移



(注)95年=1(英国のみ97年=1)として指数化。 (資料)FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。

長期・積立・分散投資の効果



Ⅱ. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価(4/7)

国民の安定的な資産形成の促進:「貯蓄から資産形成へ」(2/2)

- 少額からの積立・分散投資促進のためのNISAの改善・普及や、効果的な投資教育の提供が必要
 - ✓ NISAによる投資は増加しているものの、積立投資の割合は低い
- ✓ 投資教育を受けたことの無い者の割合が約7割。そのうち3分の2は、「そもそも投資の知識は不要」との考え
- 商品開発や販売等に携わる金融機関に対する、真に顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)の徹底が必要
- ✓ 多くの金融機関は、手数料の稼げる商品を販売。銀行窓販の投信については、販売額や販売手数料等の収益は 拡大を続けている一方、残高は伸びていない

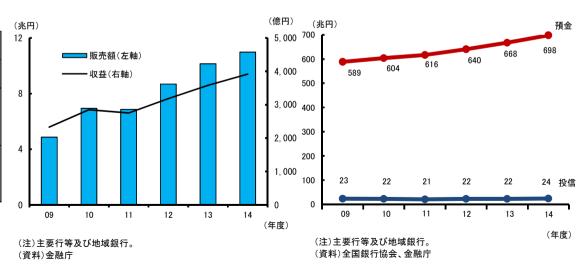
規模の大きい投資信託の日米比較(純資産額上位5銘柄)

投資信託の販売額・収益の推移

投資信託窓販と預金の残高比較

	規模(純資産)の	販売手数料	信託報酬(年率)	収益率(年率)
	平均(兆円)	平均(税抜き)		過去10年平均
日本	1.1	3.20%	1.53%	▲0.11%
米国	22.6	0.59%	0.28%	5.20%

- (注1)米国投信純資産額は1ドル=112.43円にて換算。
- (注2)日本の販売手数料は上限。米国投信でシェアクラスによって 手数料が異なる場合は、各クラスの残高を基に加重平均。
- (注3)収益率は、販売手数料を加味し、分配金を再投資しないベースで算出。
- (資料)QUICK(日本)、運用会社公表資料(米国)より、金融庁作成。



Ⅱ. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価(5/7)

ガバナンス改革による企業価値の向上

- 企業が、経営環境の変化に対応しつつ、株主のみならず、顧客・従業員・取引先・地域社会をはじめとする様々なステークホルダーと適切に協働しながら、中長期的に企業価値を向上させることが重要
- 継続的な企業価値向上のため、コーポレートガバナンス・コード及びスチュワードシップ・コードを策定。両コード は、我が国の企業行動に変化をもたらしつつある
 - ✔ 上場企業において独立社外取締役の選任や政策保有株式の縮減に向けた動きが進展
 - ✓ 「物言わぬ株主」と見られてきた国内投資家にも変化の兆し
- ガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させることが重要
- 年金等の資産保有者から運用を受託する運用機関のガバナンスや利益相反管理の強化、資産保有者による運用機関へのスチュワードシップ活動強化に向けた働きかけ等について必要な取組みを促進

市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みの強化

(会計監査の質の向上)

■ 監査法人が高品質な会計監査を提供し、企業や株主から適切に評価されることで、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環を確立する必要

(その他の取組み)

- その他市場の公正性・透明性の確保に向けて、以下の取組みを実施
 - ▶ 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
 - ➤ IPO及びエクイティ・ファイナンスの適切性の確保
 - ▶ 開示及び会計基準の質の向上
 - ▶ 市場のインフラ・システムの頑健性の確保

Ⅱ. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価(6/7)

3. IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応

FinTechへの対応

- 金融サービスのイノベーションを通じて、国民にとってより良いサービスの提供が図られることが重要であり、利用者保護や不正の防止、システムの安定性等の観点から必要な対応を図りつつ、FinTechの動きを、利用者利便や生産性の向上、コスト削減など、我が国金融・経済の発展につなげていくことが求められる
- 金融機関は、既存の組織・人材・システム等の見直しも含め、変革に向けた果断な意思決定を遅滞なく行う必要
- こうした観点から、以下のような取組みを推進
- ✓ 銀行等による金融関連IT企業等への出資の容易化や、仮想通貨に関する対応等の法整備を実施
- ✓ 「FinTechサポートデスク」を設置し、FinTech企業等の相談に一元的に対応
- ✓ 我が国でFinTech企業が成長していく環境を整備するため、有識者会議を設置

サイバーセキュリティの強化

- リスクベース・アプローチに基づく対策を行う良好事 例が認められる一方、経営陣の関与が受動的で態勢 整備が遅れている金融機関も少なからず存在
- サイバー攻撃への対応能力向上に向け、業界横断 的な演習等を通じて、金融業界全体のレベルを底上 げしていく必要

アルゴリズム取引等への対応

- アルゴリズムを用いた高速な取引の影響力の増大が 市場に及ぼす影響について、金融審議会で議論
- 欧米における規制等の動向も踏まえながら我が国に おける対応について検討

Ⅱ. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価(7/7)

4. 国際的な課題への対応

国際的な金融規制改革への対応

- 世界金融危機以降の金融規制改革は、金融システムの強靭性を高める一方で、過度な規制には金融機関の 規制回避行動等を通じた歪みの惹起や、成長資金の供給への悪影響等の懸念が存在。以下の点を国際的に 意見発信
 - ✔ 金融規制改革が経済の持続的な成長と金融システムの安定性の両立を実現できるものとなっているか
 - ✓ 全体として最適な規制体系となっているか
 - ✔ 金融システムの脅威にフォワードルッキングに取り組んでいるか
 - → 同様の考え方は国際的にも広まりつつあり、監督当局等で構成される金融安定理事会(FSB)等において、 規制の複合的効果の検証作業が始まっている
- 我が国金融システムの課題と国際的な課題に関して、国内規制・監督担当者と国際交渉担当者が一体的な チームを編成し、課題ごとの考え方を整理した上で戦略的な対応を図るアプローチを推進

国際的なネットワーク・金融協力の強化

- 金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、以下のような当局間の国際的な連携強化を推進
 - ✓ 多国間の監督協力ネットワークの拠点として我が国の国際的なプレゼンスを高めるため、監査監督 機関国際フォーラム(IFIAR)常設事務局の東京への設置が決定
 - ✓ より広範な当局間との連携を強化するため、「アジア金融連携センター (AFPAC)」を「グローバル 金融連携センター (GLOPAC)」に改組

Ⅲ. 金融庁の改革

金融庁のガバナンス

- 内外の環境変化に行政対応が遅れることのないよう、 外部からの意見や批判が常に入る「開かれた体制」を 構築
 - ✓ 外部の意見等が中立的な第三者を通じて金融庁に 伝わるための「金融行政モニター」制度の構築
 - ✓ 各種有識者会議の立ち上げ
- 職員一人ひとりが「国益への貢献」を追及し、組織として高い成果を出していくよう、職員の意識改革の取組みを実施
 - ✓ 組織の問題点を明確化するため、組織活性化アンケート調査を実施
 - ✔ 管理職等について360度評価・研修を実施
 - ✓ テレワークやフレックスタイム等ワークライフバランス を実現するための環境を整備

金融行政のあり方

- 新しい検査・監督のあり方に関する以下のような方向 性について、内外の関係者に対して問題提起
- ✓ 形式から実質へ

規制の形式的な遵守(ミニマム・スタンダード)の チェックから、実質的に良質な金融サービスの提供 (ベスト・プラクティス)を重視

✓ 過去から将来へ

過去の一時点の健全性の確認より、将来に向けたビジネスモデルの持続可能性等を重視

✓ 部分から全体へ

特定の個別問題への対応に集中するより、真に重要な問題への対応が出来ているかを重視

■ 平成28事務年度には、上記を踏まえた新しい検査・監督の基本的な考え方について、有識者会議を開催し、外部の有識者を交え議論、整理の上、とりまとめる予定

平成28事務年度 金融行政方針

主なポイント



平成28年10月金融庁

I. 金融行政運営の基本方針

- 金融庁は、昨年より、金融行政が何を目指し、いかなる方針で行政を行っていくかについて「金融行政方針」として明確化し公表。その進捗や実績を年次で評価し、「金融レポート」として公表(本年9月)
 - 本事務年度の「金融行政方針」に反映(PDCAの実施)
- 金融庁は、①金融システムの安定/金融仲介機能の発揮、②利用者保護/利用者利便、③市場の公正性・透明性/活力を確保することにより、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大を目指す
- 金融を取り巻く環境が急激に変化する中、上記を実現するためには、以下の変革が必要
 - (1) 金融当局・金融行政運営の変革
 - (2) 国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換
 - (3)「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換

Ⅱ 金融当局・金融行政運営の変革

(1)検査・監督のあり方の見直し

問題意識

- 従来の厳格な個別資産査定や法令遵守 確認を中心とする検査・監督手法を機械 的に継続すると、副作用を生むおそれ
- 金融を巡る環境の変化への対応として、 金融機関自身による主体的で多様な創 意工夫を促すためには、それに応じた新 しい検査・監督の手法を工夫する必要

新しい検査・監督の基本的な考え方

- 形式から実質へ 規制の形式的な遵守(ミニマム・スタンダード) のチェックより、実質的に良質な金融サービ スの提供(ベスト・プラクティス)を重視
- ▶ 過去から将来へ 過去の一時点の健全性の確認より、将来に向けたビジネスモデルの持続可能性等を重視
- ▶ 部分から全体へ 特定の個別問題への対応に集中するより、真 に重要な問題への対応ができているかを重視



新しい検査・監督の基本的な考え方や手法等について、有識者会議を開催し、議論・整理の上、 とりまとめる

Ⅱ 金融当局・金融行政運営の変革

- (2) 良質な金融商品・サービスの提供に向けての競争実現(市場メカニズムの発揮)
 - ▶ 金融機関が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競う環境の整備 (具体的取組み)
 - ✓ 金融商品·サービスに係る各種手数料等の開示を促進
 - ✓ 金融機関による顧客本位の取組みの自主的な開示を促進
 - ✓ 当局が検査・監督等で得た知見を積極的に公表、問題提起
 - ✓ 優良金融機関の表彰制度を創設
 - 「見える化」によって、金融機関の取組みが顧客から正当に評価されるメカニズムを実現
- (3) 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革(ガバナンスの改善)

(具体的取組み)

- ▶ 外部の意見が行政に的確に反映される意思決定
- ▶ 行政の考え方を公表すること等による関係者(金融機関・企業・家計等)との対話
- ▶「真の国益を絶えず追求する」組織とするための改革
 - ✓ 職員の評価基準の変更(「国益」のためにチャレンジし改革する職員を評価)
 - ✓ 職員の専門性向上(専門分野毎に世界の最先端に遅れない人材を育成)
 - ✓ 職場環境の改革(斬新な発想が湧き出るためのワークライフバランスを実現)

阜

Ⅲ. 国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換

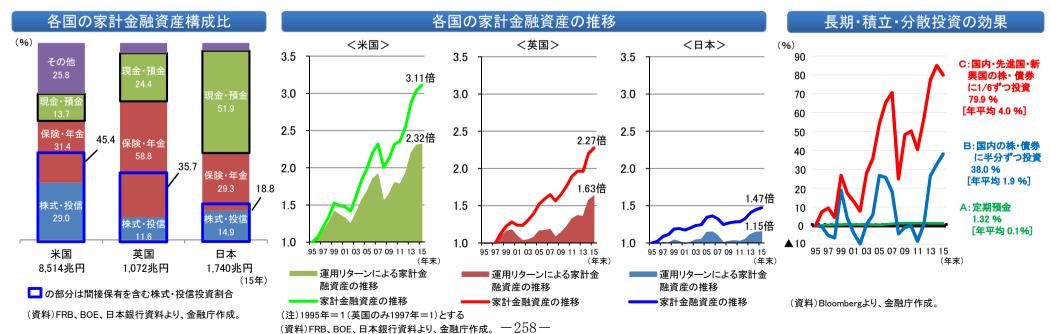
(1) 家計における長期・積立・分散投資の促進

(課題)

- 金融資産の過半が現預金/資産運用のリターンが低い
- 投資のリテラシー・成功体験が不足

(具体的施策)

- > 少額からの長期・積立・分散投資促進のためのNISAの改善・普及
- ▶ 投資初心者を主な対象とした実践的な投資教育
- ▶ 投資信託等の商品の比較・選択に資する情報について、顧客が判り易いような形での提供を検討



Ⅲ. 国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換

(2) 金融機関等による顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)の確立と定着

(課題)

- 手数料稼ぎを目的とした顧客不在の金融商品販売
- 商品・サービスの手数料水準やリスクの所在が顧客に分かりにくい

(具体的施策)

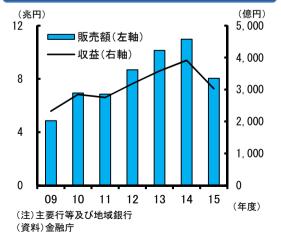
- ▶ 顧客本位の業務運営を行うべきとの原則(フィデューシャリー・デューティー)の確立・定着
- ▶ 手数料の開示の促進/商品のリスクの所在等の説明(資料)の改善
- ▶ 金融機関による顧客本位の取組みの自主的な開示の促進

規模の大きい投資信託の日米比較(純資産額上位5銘柄)

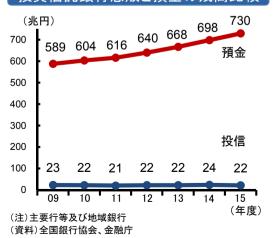
	規模(純資産)の平均	販売手数料	信託報酬 (年率)	収益率 (年率)
(兆円)		平均		過去10年平均
日本	1.1	3.20%	1.53%	▲0.11%
米国	22.6	0.59%	0.28%	5.20%

(資料)QUICK(日本)、運用会社公表資料(米国)より、金融庁作成。

銀行の投資信託販売額・収益の推移



投資信託銀行窓販と預金の残高比較



Ⅲ. 国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換

(3)機関投資家による投資先企業との建設的な対話の促進とそれを通じた企業価値の向上

(課題)

- 運用の高度化
- 個別企業の価値を評価した長期視点の投資、投資先企業との建設的な対話が不十分

(具体的施策)

- ▶ 機関投資家(資産保有者・運用機関)が最終受益者の利益を第一に考え、企業と建設的な対話を行うことを促進するため、スチュワードシップ・コードを改訂
- ▶ 運用機関における顧客本位の活動を確保するため、系列親会社等との関係から生じ得る利益相反の 管理やガバナンスを強化
- ▶ 最終受益者の利益を確保するため、資産保有者(年金基金等)による運用機関への働きかけ・チェック を強化

(4) 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

▶ 市場環境のマクロ的な視点での分析等を通じた機動的な市場監視

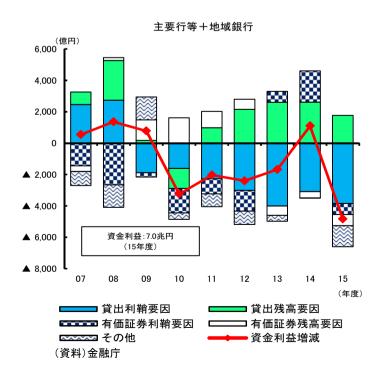
(5) 会計監査、開示及び会計基準の質の向上

- ▶ 質の高い会計監査の提供を促すため、監査法人のガバナンス・コードの策定等
- ▶ 開示の公正性・透明性の向上のため、企業が公表前の内部情報を第三者に提供する場合に、他の投資家にも同時に情報提供するルール(フェア・ディスクロージャー・ルール)の導入に向けて検討

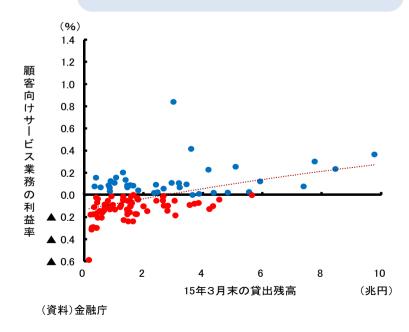
IV.「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換

- 世界的な長短金利の低下や、テクノロジーの進化など、金融業を取り巻く環境は大きく変化
- 横並びで単純な量的拡大競争に集中するような銀行のビジネスモデルは限界に近づいている。金融機関は、現在のビジネスモデルが環境変化の下で持続可能か検証が必要
- 金融機関が**顧客本位の良質な金融サービスを提供**し、企業の生産性向上や国民の資産形成を助け、 結果として、金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保するという好循環(「共通価値の創造」)を 目指すことが望まれる

金利低下により、利鞘縮小を貸出増でカバーできない状態



生産年齢人口減少等により、2025年には、6割を超える地域銀行において、顧客向けサービス業務(貸出・手数料ビジネス)の利益率がマイナスになる可能性



-261-

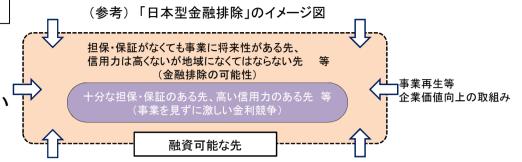
IV.「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換

(1) 金融仲介機能発揮に向けた取組みの実態把握

▶ 融資に関し、金融機関と顧客の認識に相違が存在

銀行: 融資可能な貸出先が少なく、銀行間の金利競争が激しい

顧客:銀行は担保・保証が無いと貸してくれない



▶ 十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないため、 企業価値の向上等が実現できていない状況(「日本型金融排除」)が生じていないか、実態把握

(2) 金融機関との深度ある対話

- ▶ 金融機関の取組みの実態把握、「金融仲介機能のベンチマーク」(注)等の客観的な指標を活用し、ガバナンス、業績目標・評価、融資審査態勢等を含め、金融仲介の質の向上に向けて、経営陣と深度ある対話を実施
 - (注)金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標(55項目)を本年9月に公表例:経営改善が見られた取引先数、金融機関が関与した創業件数、事業の評価に基づく融資先数 等
- (3) 開示の促進等を通じた良質な金融サービスの提供に向けた競争の実現
 - ▶ 自行の取組みを顧客に積極的に開示するよう促し、また、金融機関の優れた取組みを当局が公表・表彰
 - ▶ これらを通じ、良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争を促す

IV.「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換

(4) 金融システムの健全性維持

▶ 世界的に各種資産価格が上昇する中、国内外の経済や市場に混乱が生じた際にも、我が国の金融システムが健全性を保ち、金融仲介機能を発揮できるよう、様々なストレスシナリオとその影響を分析し、健全性確保に向けた対話を金融機関と実施

(グローバルに活動する金融機関)

✓ 経済・市場環境の変化に対応した、より機動的な海外与信の管理や、より安定的な外貨調達の実現に向けての対話を行う

(国内で活動する金融機関)

- ✓ 国内金利の低下に対応し、長期債への投資や不動産向け与信を増加させる動き等が見られる中、 これらを含む各種のリスクテイクが、経済・市場環境が変化した際に金融機関の健全性に与える影響等について検証し、対話を行う
- ✓ ビジネスモデルの持続可能性に大きな課題が認められる金融機関に対しては、課題解決に向けた 対応を促す

V. IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応

(1) FinTechへの対応

- ➤ FinTech(金融・IT融合)の動きが、金融の姿を今後大きく変えていくことが見込まれる
- 金融サービスのイノベーションを通じて、国民にとってより良いサービスの提供が図られるよう、必要となる制度面の対応について機動的に検討するとともに、決済インフラの高度化、新たな金融技術の活用を推進
- ▶ 既存の金融機関は、組織・人材・システム等の見直しも含め、変革に向けた果断な意思決定を遅滞な く行う必要があり、我が国金融機関のタイムリーな対応を促進
- ➤ FinTechベンチャーの登場・成長が進んでいく環境の形成に向けた取組みを継続

(2) サイバーセキュリティの強化

- ▶ サイバー攻撃は金融システム全体に対する最大の脅威の一つ
- ▶ 金融分野のサイバーセキュリティの底上げを図るため、初の金融業界横断的な演習を実施

(3) アルゴリズム取引等への対応

アルゴリズムを用いた高速な取引について、欧米における規制等の動向も踏まえ、対応を検討

10

VI. 国際的な課題への対応

(1) 金融規制・監督のあり方についての国際的な提言

- ▶ 世界金融危機後の規制改革について、金融庁は経済の持続的成長と金融システムの安定の両立の 必要性等に関して問題提起を行ってきた。今後、残された改革項目が、こうした考え方を踏まえて最 終化されるよう努めるとともに、規制の複合的な影響のモニタリングを推進
- ▶ 世界的な長短金利の低下やテクノロジーの進化の下で、金融機関が適切なビジネスモデルを構築し、 経済の持続的成長に貢献することが国内外で共通する課題。金融庁は、こうした課題に対応した金融規制・監督のあり方について、国内の検討も踏まえつつ、国際的に意見発信

(2) IFIARを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

➤ 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)常設事務局開設(来年4月)と東京本会合開催、その後の円滑な運営に資する支援等を実施

(3) 国際的なネットワーク・協力の強化

★ 金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、「グローバル金融連携センター (GLOPAC)」における新興国の金融当局職員の受入れを含めた取組みにより、当局間のネットワーク・協力を強化

金融研究センター研究官・特別研究員一覧

(平成 29 年 6 月末現在)

研究官/ 特別研究員	研究プロジェクト(リエゾン)	氏名(任期)	所属
研究官(常勤)	市場リスク計測手法についての考察	磯部 昌吾	_
	金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に向けた諸問題の調査・研究	花田 隆仁	
特別研究員 (委嘱)	日本及び各国におけるクロスボーダーの金融 サービス利用者保護案件に関する現状調査と	北見 良嗣	帝京大学 法学部法律学科 教授
	今後の課題への提言等	首藤 優	帝京大学 法学部法律学科 講師
	地域金融機関による地方創生のあり方に関す	真鍋 雅史	嘉悦大学 ビジネス創造学部 准教授
	る研究	平賀 一希	東海大学 政治経済学部経済学科 准教授

平成28事務年度に公表したディスカッションペーパー

公表日	ディスカッションペーパー タイトル
29年1月	地域金融市場では、寡占度が高まると貸出金利は上がるのか
29年1月	長崎県における地域銀行の経営統合効果について
29年6月	Trading and Ordering Patterns of Market Participants in High Frequency Trading Environment -Empirical Study in the Japanese Stock Market-

⁽注)公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な 見解を示すものではない。





フィンテック・サミット(プログラム)

日時: 平成 28 年 9 月 21 日(水) 場所: 東京丸の内 丸ビルホール 主催: 金融庁、日本経済新聞社

時間	プログラム	登壇者(予定)
9:00	開会挨拶	麻生太郎 副総理・財務大臣・金融担当大臣
-9:05		
9:05	共催者挨拶	岡田直敏 日経新聞社社長
- 9:10		
9:10	アジアの金融と	ソプネンデュ・モハンティ シンガポール MAS FTIG 長
-9:50	フィンテック	ファリダ・ペランジナンジン インドネシア中央銀行 決
		済システム制度課長
		谷崎勝教 三井住友 FG 取締役
		(モデレーター)田中正明 PwC インターナショナルシ ニアグローバルアドバイザー
9:50	ブロックチェーン	松尾真一郎 MIT メディア・ラボ研究員
-10:35	時代の夜明け	リカルド・コレイア R3 APAC Products and Lab 代表
		ダイアナ・ビッグス Proof of Purpose CEO、UCLブ
		ロックチェーン技術研究所産業連携統括部長
		村林聡 MUFG 専務執行役員
40.05	/ / > #II / A	(モデレーター)山岡浩巳日本銀行決済機構局局長
10:35	(日経主催イベント、	
-16:00	ランチブレイク)	
16:00	伝統的金融機関の	アンシュ・ジェイン 前ドイツ銀行共同CEO
-16:45	戦略	佐藤康博 みずほFG CEO
		岩下直行 日本銀行 FinTech センター長
		(モデレーター)トム・ブライスワイト FT社
16:45	公的セクターの	ショール・デイビッド英国国際通商省
-17:30	役割と今後の課題	ピエール・グラメーニャ ルクセンブルク財務大臣
		(ビデオレター出演)
		森下哲朗 上智大学法科大学院教授
		松尾元信 金融庁総務企画局参事官
17:30	 閉会挨拶	(モデレーター)翁百合 日本総合研究所副理事長 森信親 金融庁長官
-17:30 -17:40	闭本铁物	林后枕 並際儿女長
17.40	<u> </u>	

平成 28 事務年度 金曜ランチョン

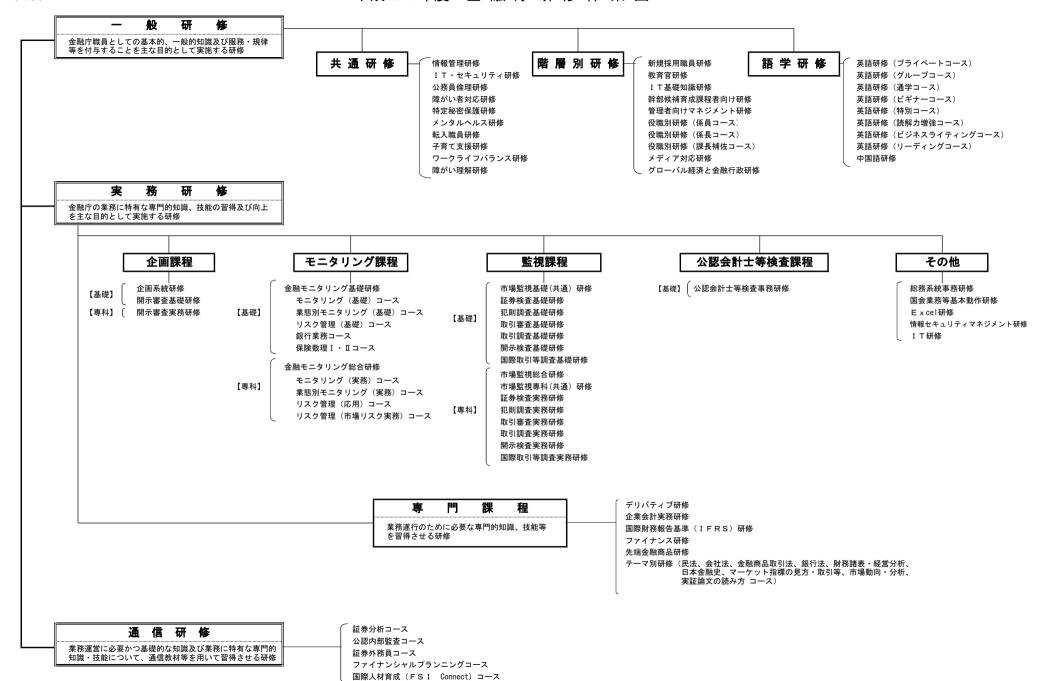
開催日	講師	テーマ
平成 28 年 7月 22 日	岩壷 健太郎 (神戸大学大学院経済学研究科 教授)	「FX 取引: 気質効果とロスカット規制~口座別 FX 取引データを用いた分析~」
8月5日	小出 哲也(新日本監査法人 金融アドバイザリー部 シニアマネージャー)	「金融機関のサイバーセキュリティへの取り組みと 現状」
8月26日	岡田 克彦 (関西学院大学大学院経営戦略研究科 教授)	「AI とビッグデータによる資産運用の未来」
9月16日	Mr. Bhartendu Kumar Das, Visiting Fellow, Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA	"Supervision of Banks, Japan and India"
9 7 10 11	Ms. Undram Tod, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Study of the Japanese Regulatory Framework for Cooperative Financial Institutions and SME Finance"
9月23日	Ms. Le Thi Bui Phuong, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Banking Supervision in Japan: Comparison and Application to Vietnam Situation"
9 月 23 日	Ms. Rangsima Torpithakchol, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Supervisory Framework, Thailand and Japan in Comparison"
	Mr. Men Pheakdey, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Cambodia Banking Regulation and Supervision"
9月28日	Ms. Farah Vilela Espinoza, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Effective Resolution Regimes: a Comparative Analysis for Bank Restructuring and Resolution in Japan and Peru"
	Ms. May Thoung Htike Oo, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Banking Supervision in Japan & Myanmar"
9月29日	Mr. Hassan Kolamooei, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"A Comparative Study of Islamic Banking in Iran and Conventional (Normal) Banking in Japan, Differences and Similarities"
10月14日	神田 潤一 (金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 企画官)	「FinTech の活性化に向けた金融庁の取り組みと FinTech 界隈の人々」
10月17日	Mr. Govinda Fin, Senior Japan Analyst, the Global Strategy function of the Multi Asset Investing team, Standard Life Investments	"An Introduction to Standard Life Investments and a Guide to the Multi-Asset Investment Team's Approach to Navigating Investment Opportunities in Japan"
10月28日	須賀 美奈子 (金融庁総務企画局総務課国際室 国際協力専門 官)	「グローバル金融連携センター(GLOPAC)について」
11月11日	矢野 翔平 (金融庁総務企画局マクロプルーデンス総括参 事官室 課長補佐)	「ミャンマー資本市場の支援 -国際協力の現場から-」
11月18日	増島 雅和 (森・濱田松本法律事務所 弁護士)	「ブロックチェーン技術の金融実務へのインパクト と第四次産業革命」
12月9日	土屋 大洋 (慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教 授)	「サイバーセキュリティと国際政治」

開催日	講師	テーマ
平成 29 年	Mr. Rossano Orsini Junior, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Best Practices in the Japan Insurance Market - How can SUSEP implement them?"
1月10日	Mr. Marino Hernandez Reyes, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Enterprise Risk Management"
	Mr. Akhirul Bastian Salim, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Enhanced Indonesian earthquake insurance with Japanese experience"
1月11日	Ms. Nilar Hlaing, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"The Comparison of Insurance Supervisory Practices between Myanmar and Japan through Learning Outcomes from GLOPAC Program"
1月12日	Mr. Luong Hong Thanh, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Developing insurance supervisory authority capacity in Vietnam after joined GLOPAC training course"
	Ms. Widya Ningsih, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Comparison of supervisory framework between Japan-Indonesia"
1月27日	Mr. Richard Gabbert (米国証券取引委員会 市場課デリバティブ政策 局上席弁護士)	「米国証券取引委員会(SEC)の現状とトランプ政権下での課題」
2月3日	出口 治明 (ライフネット生命保険株式会社代表取締役 兼 CEO)	「わが国の将来展望と金融業界、生命保険業界の課 題」
2月7日	松村 真宏 (大阪大学大学院経済学研究科准教授)	「仕掛学:問題解決のための行動デザイン」
2月17日	清水 功哉 (日本経済新聞社編集委員)	「トランプ円安か、トランプ円高か」
3月10日	蔵本 雄一 (Microsoft 社マイクロソフトテクノロジーセン ター セキュリティアーキテクト)	「サイバーセキュリティ対策 〜正しく怖がるため に〜 」
4月14日	チャールズ D. レイク II 氏 (在日米国商工会議所 (ACCJ) 名誉会頭、アフ ラック日本における代表者・会長)	「トランプ政権の特質がもたらす課題とアフラック の CSV 経営」
4月28日	神田 秀樹 (学習院大学法務研究科教授)	「研究者から見た金融規制」
	Ms. Mariam Omari Mtunguja, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"GLOPAC Learning Experience"
5月10日	Mr. ELSayed Hussein AbuelMatte, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"A Visit to the Japanese Plant"
	Ms. Gorata Molojwane, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Lessons from Japan"
5 P 10 P	Ms. Phetsamai Inthiphanya, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Monitoring and inspection of Securities Company"
5月12日	Mr. Kep Samphy, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Japan's Securities Market and New Trends of Development"

開催日	講師	テーマ
	Mr. Assylbek Davletov, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Securities Markets in Japan: Best Practices and Key Learnings"
5月17日	Mr. Susanta Kumar Das, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Key Lessons from the Japanese Capital market"
	Ms. Rangrong Wichitkraisorn, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Japan VS. Thailand Securities Business Supervisory Regimes"
5月18日	Mr. Nguyen Quang Long, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	"Vietnam Capital Market Opportunities and Challenges -Possible Future Changes from Japan Experience-"
5月29日	小森 卓郎 (金融庁 総務企画局参事官)	「G20 金融規制改革の実施後の影響の評価のための 枠組み案」の概要」
6月2日	丸山 崇 (産業医科大学医学部第1生理学教室 産業医)	「ストレスとの付き合い方 ~ストレスとは何か~」
6月9日	翁 百合 (日本総合研究所副理事長)	「Fintech とこれからの金融監督ーブロックチェーンの発展可能性も踏まえてー」

⁽注) 公表可能なもののみ本表に掲載している。

平成28年度 金融 广研修体系図



	(H29. 6.30現 ²			
分	研修名(コース名)	目的	実施月	
	情報管理研修	・行政文書管理、個人情報管理、情報セキュリティに関する 基本的知識の付与	7月・8月・10月・1月	
	IT・セキュリティ研修	・職員のITリテラシーの向上	7月・8月・10月・1月	
	公務員倫理研修	・公務員倫理の涵養等	7月・8月・10月・1月	
	障がい者対応研修	・金融庁職員に求められる合理的配慮の理解を深める	7月・8月・10月・1月	
#	特定秘密保護研修	・特定秘密の保護に関する理解を深める	7月・8月・10月・1月	
通 研	メンタルヘルス研修	・メンタルヘルス、セクシャルハラスメントの防止に関する 基本的知識の付与	7月・8月・10月・1月	
修	転入職員研修	・金融庁で勤務していく上で必要な基本的・一般的知識の付与	7月・8月・10月・1月	
	子育て支援研修	・仕事と育児の両立をイメージし、ワークライフバランスの 充実を図る	8月・11月	
	ワークライフバランス研修	・女性活躍、ワークライフバランス推進の必要性の理解を図る	3月	
	障がい理解研修	・窓口等における障がい者に対する合理的配慮の提供等について理解を図る	3月	
	教養講話	・組織の活性化、より良い組織風土の実現を図る	9月・10月・1月・3月	
	新規採用職員研修(総合職)	・金融庁職員として必要最低限の基礎的知識及び金融知識の	4月	
	新規採用職員研修(一般職)	付与	4月~5月	
	教育官研修	・新規採用職員研修(一般職)において研修生の教育訓練及び 生活指導に当たる教育官の養成	2月	
	役職別研修			
	中堅係員コース	・係長相当職に就くに当たっての基本的業務遂行能力(コミュニケーション能力など)の養成	5月~6月	
	係長コース	・係長相当職に必要な課題対応力の習得及び基礎的マネジメント能力の養成	9月・10月	
階層	課長補佐コース	・課長補佐相当職に必要な対外的な折衝能力の養成及びマネジ メント能力の強化	9月	
研修	I T基礎知識研修	・ITに関する基礎的知識の付与	9月・10月	
	幹部候補育成課程者向け研修	・管理職員に求められる能力の育成及び所管行政に係る専門 性の向上	12月	
	メディア対応研修	・危機管理対応能力等の更なる向上	9月	
	グローバル経済と金融行政研修	・世界経済の全体像を理解した上で、金融行政がどのように関係しているかを理解する	12月	
		個室幹部向けトップセミナー	・各局総務課長クラス以上の幹部職員に組織のトップマネジメント層として特に認識して頂きたい事項について、セミナーを 実施する	11月
	 チームビルディング研修	・若手職員のチームワークの強化、コミュニケーション能力の 向上を通じた、組織の活性化、より良い組織風土の実現	6月	
	共通研修	情報管理研修 I T・セキュリティ研修 公務員倫理研修 障がい者対応研修 特定秘密保護研修 フクライフバランス研修 障がい理解研修 教養講話 新規採用職員研修(総合職) 新規採用職員研修(一般職) 教育官研修 役職別研修 中堅係員コース 係長コース 課長補佐コース I T 基礎知識研修 幹部「成課程者向け研修 メディア対応研修 グローバル経済と金融行政研修 個室幹部向けトップセミナー	情報管理研修 IT・セキュリティ研修 ・環員のITリテラシーの向上 公務員倫理研修 連がいき対応研修 ・金融庁邸員に求められる合理的配慮の理解を深める ・特定秘密の保護に関する理解を深める ・メンタルヘルス、セクシャルハラスメントの防止に関する基本的対面の付与 ・金融庁取員の「エリテラシーの向上 メンタルヘルス研修 ・金融庁の財務していく上で必要な基本的・一般的知識の付与 ・金融庁で財務していく上で必要な基本的・一般的知識の付与 ・方で支援研修 ・金融庁で財務していく上で必要な基本的・一般的知識の付与 ・大管・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	

		(H29. 6.30現在)			
区	分		研 修 名 (コース名)	目 的	実施月
			通学コース グループコース	・英語に関する語学力の維持・向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)
			プライベートコース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な英語力の維持·向 上	(LWC) //III/
_	語	英	特別コース	・英語に関する基礎的知識の付与、及び総合的な英語力のボト ムアップ	9月期(3か月間)
般研	学研	語	ビジネスライティングコース	・英語によるビジネスライティングスキルの向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)
修 	修 		読解力増強コース	・特に英文を要約するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)
			リーディングコース	・特に金融分野に関する英文を理解するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)
			ビギナーコース	・英語に関する日常的な学習方法を習得、語学力の向上	1月~3月末
		中国語	庁内コース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な中国語力の維持·向上	9月期・1月期・4月期 (各期3か月間)
	企	企画部	部門全体研修	・企画部門担当者として必要な基礎的知識の付与	8月
	画課程	開示	審査基礎研修	・企業内容開示審査事務に関する基礎的知識の付与	8月
	程 	開示	審査実務研修	・企業内容開示審査事務に関する専門的知識の付与	10月
			モニタリング(基礎)コース	・金融検査業務に初めて従事する新任の検査官に対して、金融 検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		金融	リスク管理(基礎)コース	・金融機関等のリスク管理に関する基礎的な知識の付与	7 月
		モニタ	業態別モニタリング(基礎) コース 【銀行】	・預金取扱金融機関の監督に関する基礎的知識の付与	8月
		リン	業態別モニタリング(基礎)コース 【保険】	・保険会社等の監督に関する基礎的知識の付与	8月
		グ 基 礎	業態別モニタリング(基礎) コース 【証券】	・証券会社、取引所等の監督に関する基礎的知識の付与	7月
実務		研修	保険数理Ⅰ・Ⅱコース	・保険数理に関する基礎及び専門的な知識の付与	9月~11月
一修	モニタ		銀行業務コース	・銀行で実際に行われている業務について、銀行の内情や 銀行における実例等を踏まえた基礎的な知識の付与	3月
	リング課程		モニタリング(実務)コース	・金融検査に関する専門的知識・スキルの付与並びに金融機関 の経営実態把握及び検査班のマネジメント等に必要な知識・ス キルの付与	10月
	-	金融モ	リスク管理(応用)コース	・金融機関等のリスク管理に関する専門的な知識の付与	2月
		ニタリ	リスク管理(市場リスク実務)コース	・市場リスク管理業務において、市場リスク検証能力向上に資する知識の付与	10月
		ング総	業態別モニタリング(実務)コース 【銀行】	・預金取扱金融機関の監督に関する専門的知識の付与	10月
		合研修	業態別モニタリング(実務)コース 【保険】	・保険会社等の監督に関する専門的知識の付与	10月
		195	業態別モニタリング(実務)コース 【証券】	・証券会社、取引所等の監督に関する専門的知識の付与	10月
			業態別モニタリング(実務)コース 【金融会社】	・金融会社の監督に関する専門的知識の付与	11月
	•				

区	分	研 修 名 (コース名)	目 的	実施月
		市場監視基礎(共通)研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な基礎的知識の付与	7月
		証券検査基礎研修	・証券検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		犯則調査基礎研修	・犯則調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		取引審査基礎研修	・取引審査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		取引調査基礎研修	・取引調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
	監視	開示検査基礎研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な基礎的知識・スキルの 付与	7月
	課程	国際取引等調査基礎研修	・国際取引等調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	8月
		市場監視総合研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な一般的知識の付与	1月
		市場監視専科(共通)研修	・市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的知識の付与	7月
		証券モニタリング実務研修	・証券検査に必要な専門的知識・スキルの付与	7月・12月
.		犯則調査実務研修	・犯則調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・1月
実 務 研		取引審査実務研修	・取引審査に必要な専門的知識・スキルの付与	1月
修	監	取引調査実務研修	・取引調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・1月
	視課程	開示検査実務研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な専門的知識・スキルの 付与	8月・12月
	11至	国際取引等調査実務研修	・国際取引等調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	1月
	検査課程 公認会計士等	公認会計士等検査事務研修	・公認会計士等検査に関して必要な専門的知識の付与	7月
		総務系統事務研修	・総務・経理事務担当者として必要な基本的知識の付与	7月
		国会業務等基本動作研修	・想定問答作成及び幹部説明ペーパー作成等に関する知識の付 与及び、国会業務に関しての基本的及び実践的な知識の付与	8月
	その	Excel研修	・エクセル操作に関する知識・技術等の付与	6月
	他	情報セキュリティマネジメント研修	・情報セキュリティマネジメント試験合格相当の知識の付与	1月~3月
		I T研修	・金融庁職員全体のIT知識のボトムアップのため	1月
		メンター研修	・メンターとなる職員に対し、メンターとしての必要な知識や スキル等を付与することを目的	5月

区	分	研修名(コース名)	目的	実 施 月
		デリバティブ研修	・デリバティブに関する基礎及び専門的な知識の付与	9月~11月・12月~3月
		企業会計実務研修	・会計制度に関する基礎及び専門的な知識の付与	2月
		国際財務報告基準 (IFRS) 研修	・国際財務報告基準(IFRS)に関する基礎及び専門的な知識の付 与	9月
		ファイナンス研修	・ファイナンスに関する基礎及び専門的な知識の付与	8月・9月~12月・2月~3月
		先端金融商品研修	・先端金融商品に関する基礎及び専門的な知識の付与	10月~12月
		テーマ別研修		
実務研	 専 門	民法コース		3月
研修	課程	会社法コース		9月~10月
		金融商品取引法コース		11月~12月
		日本金融史コース	・ ・各テーマに関する基礎及び専門的な幅広い知識の付与 -	3月
		マーケット指標の見方・取引等 コース		10月~11月
		市場動向・分析コース		11月~12月
		実証論文の読み方コース		1月~2月
		財務諸表・経営分析研修	・財務諸表・経営分析に関する基礎及び専門的な幅広い知識の 付与	5月~6月
	通	証券分析コース	・証券アナリスト(1次レベル) 相当の知識の付与	9月~3月
	信 • e	公認内部監査コース	・公認内部監査人相当の知識の付与	9月~3月
通	ラーニ	証券外務員コース(1種・2種)	・証券外務員(1種・2種)相当の知識の付与	9月~3月
信研修	ーング	ファイナンシャルプランニングコース (1級・2級)	・ファイナンシャルプランナー(1級・2級)相当の知識の付 与	9月~3月
	e ラー グニン		・国際事案に係る業務に対応できる知識の付与	8月~3月

資料2-5-3

平成28事務年度(平成28年7月~29年6月)金融モニタリングに係る追加研修等実施状況

研 修 等	目 的	実 施 月
ア. 事業性評価研修	・事業性評価のモニタリングに必要となる知識の習得及び能力 の向上	10月~11月
ア. 金融仲介機能研修	・金融仲介機能のモニタリングに必要となる知識の習得及び能力の向上	11月~1月
イ. モニタリング事例説明会等	・モニタリング事例及びモニタリング手法等の共有	1月
ウ. 金融行政方針等の説明会等	・財務(支)局等職員に対する金融行政方針等の一層の浸透	11月
エ. 管理職等マネジメント能力向上に向けた ワークショップ(検査局)	・マネジメント能力の一層の向上	11月~12月
オ. モニタリング担当補佐以上向け通信研修	・モニタリングに必要となる基礎能力の向上	8月~3月

資料2-7-1

【金融庁ウェブサイトのトピックスについて (トップページ上段)】

- 1. NISA 口座をお持ちの方へ: ご利用の金融機関にマイナンバーの告知をお願いします
- 2. "責任ある機関投資家"の諸原則~「日本版スチュワードシップ・コード」の改訂
- 3. 講演等
- 4. 金融事業者の原則~「顧客本位の業務運営に関する原則」
- 5. 貯蓄から資産形成へ~NISA、積立 NISA 等について
- 6. 検査監督の見直し~「金融モニタリング有識者会議」
- 7. 金融サービス利用者相談室~皆様の「声」をお寄せください!
- 8. 国会提出法案が成立しました
- 9. 悪質な投資・預金の勧誘等にご注意ください!
- 10. FinTech サポートデスクの設置
- 11. 日本における初の金融関係国際機関~IFIAR 事務局開設
- 12. 『仮想通貨』に関する新しい制度
- 13. 「金融仲介機能のベンチマーク」について

(注) 平成 29 年 6 月 30 日時点

資料2-7-2

平成28事務年度政府広報実績(H28.7.1~H29.6.30)

		媒 体(広報実施時期)	テーマ
テレビ	定時番組	霞が関からお知らせします 2016~振り込め詐欺救済法 (BS日テレ 20:54~21:00 9月10日放送)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続
ラジオ	政府広報ラジオ番組	「秋元才加のWeekly Japan!!」	日本初!金融関係の国際機関IFIAR (イフィアール) がやってきた! ※4/22・23放送
新聞	突き出し	全国70紙(中央5紙、ブロック3紙、地方62紙、平成28年 8月29日~9月4日)	自然災害債務整理ガイドライン
新聞	突き出し	全国70紙(中央5紙、ブロック3紙、地方62紙、平成29年 2月20日~2月25日)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
新聞	突き出し	日経新聞(平成29年2月19日)	経営者保証に関するガイドラインの利用促進
出版物	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』vol.51(H28.9発行)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続
出版物	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』vol. 53 (H29. 1発行)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
インター ネット	インターネット テキスト広告	朝日新聞デジタル(平成28年6月27日から7月3日)	プリペイドカードを悪用した架空請求等詐欺に 注意
	インターネット テキスト広告	YOMIURI ONLINE (平成28年8月1日から7日)	自然災害債務整理ガイドライン
	インターネット テキスト広告	Yahoo!Japan(平成28年12月26日から平成29年1月1日)	ジュニアNISA制度創設のお知らせ
	インターネット テキスト広告	YOMIURI ONLINE(平成29年4月24日から4月30日)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
	政府インターネットテ レビ	自然災害の影響で住宅ローンなどの返済にお困りの被災者の方へ 「債務整理に関するガイドライン」のご利用 (平成28年7月22日掲載)	自然災害債務整理ガイドライン
モバイル	モバイル携帯端末	政府広報アプリ(平成28年12月16日配信開始)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
その他	政府広報オンライン お役立ち情報	平成22年7月から掲載(平成25年5月24日更新)	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか? 借入れのルール
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成23年7月から掲載(平成25年8月13日更新)	金融トラブル、費用をかけずに早期解決!金融 ADR制度をご利用ください
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成23年8月から掲載(平成29年3月14日更新)	「振り込め詐欺救済法」に基づき、振り込んで しまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成25年6月から掲載(平成28年1月12日更新)	新しい投資優遇制度「NISA(ニーサ)」がスタート! 将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成25年9月から掲載(平成29年3月22日更新)	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者 の方へ 個人版私的整理ガイドラインをご存じです か。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成26年4月から掲載	知らないと損をする? 最低限身に付けておきたい 「金融リテラシー(知識・判断力)」
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成27年3月から掲載	中小企業や小規模事業者の方へ ご存じですか? 「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があ ります
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成27年10月から掲載(平成28年3月2日更新)	投資詐欺にご注意を 気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成28年7月から掲載	大規模な自然災害でローンの返済が困難になった 方へ ご利用ください。「自然災害債務整理ガイド ライン」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成29年5月から掲載	仮想通貨交換業に関する法制度の施行

意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)実施一覧

平成28事務年度(平成28年7月~平成29年6月)

(金融庁ウェブサイトより抜粋)

公表日	案件名	締切日
29.6.30	金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針の一部改正(案)の公表について	29.7.31
29.6.23	「自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示等の一部改正(案)」等の公表について	29.7.24
29.6.23	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	29.7.24
29.6.8	「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準(平成8年大蔵省告示第48号)の一部を改正する件(案)」の公表について	29.7.8
29.6.6	「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令等(案)」の 公表について	29.6.12
29.6.2	「仮想通貨交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項の規定に基づき金融庁長官が 指定する規則を定める件(案)」の公表について	29.7.1
29.5.17	「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の 改正案の公表について	29.6.16
29.5.16	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	29.6.15
29.5.12	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等 の公表について	29.6.12
29.4.25	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	29.5.25
29.3.28	「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫~投資と対話を通じて 企業の持続的成長を促すために~(案)の公表について	29.4.27
29.3.2	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)の公表について	29.3.31
29.2.17	「主要行等向けの総合的な監督指針」等(案)の公表について	29.3.21
29.2.6	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 (案)」等の公表について	29.3.7
29.1.27	「信用金庫法施行令等の一部を改正する政令(案)」の公表について	29.2.25
29.1.25	「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件(平成8年大蔵省告示第50号)等の一部を改正する件(案)」の公表について	29.2.24

公表日	案件名	締切日
29.1.19	顧客本位の業務運営に関する原則(案)の公表について	29.2.20
29.1.10	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	29.2.8
29.1.4	「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則 (案)」の公表について	29.2.2
28.12.28	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」の公表について	29.1.27
28.12.28	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案の公表について	29.1.27
28.12.28	「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」等の公表について	29.1.27
28.12.21	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	29.1.19
28.12.15	「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)(案)の公表に ついて	29.1.31
28.11.8	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について	28.12.8
28.11.7	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 (案)」等の公表について	28.12.6
28.11.1	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	28.12.1
28.10.13	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める 企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)の公表について	28.11.11
28.8.12	「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第五号及び第十一項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の五又は第二十一号の六に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件(案)」の公表について	28.8.18
28.8.1	「金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正(案)」の公表 について	28.8.5
28.7.19	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	28.8.17
28.7.7	「中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について	28.8.5

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡 弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)

翁 百合 ㈱日本総合研究所 副理事長 神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長

米山 高生 東京経済大学経営学部教授

和仁 亮裕 弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

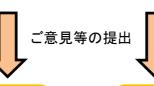
金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者シンクタンク

金融機関及びその職員

金融庁に対し、 直接ご意見等の提出を望む場合



金融行政モニター委員に対し、 直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: http://www.fsa.go.jp/monitor/

gyouseigoiken.html

ご意見等提出方法:電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号:0570-052100(ナビダイヤル) (IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号:03-3506-6699 ウェブサイト:上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 金融庁金融サービス利用者相談室 「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html

ご意見等提出方法:電子メール

電子メールアドレス:

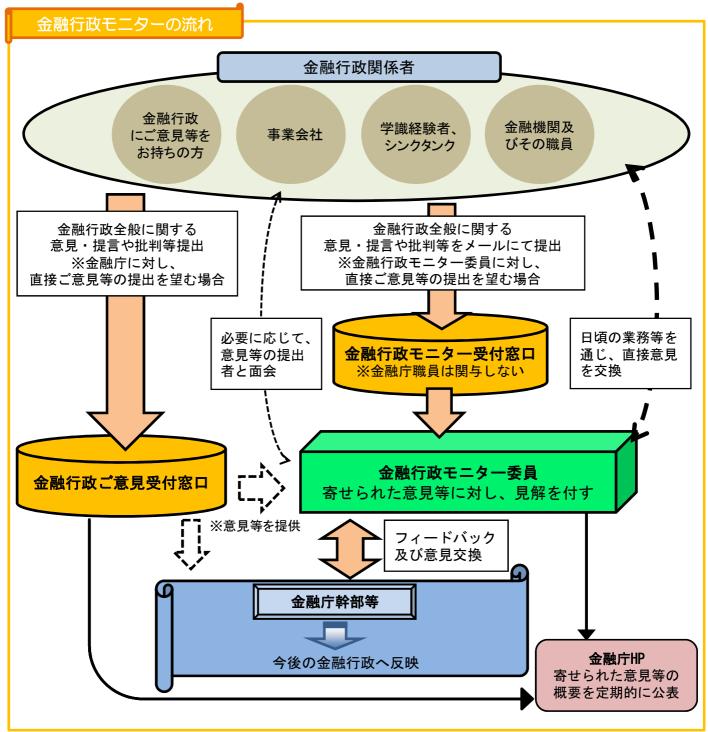
kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター Q

金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはございません。(いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。)
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、 今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- ・ 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課

金融サービス利用者相談室

Tel 0570-052100(ナビダイヤル) (IP電話は、03-3501-2100) Fax 03-3506-6699



平成 28 年 10 月 26 日 金融庁

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況 及び金融庁の対応について

1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成28年1月29日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、平成28年3月から5月までの3か月間に寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口に寄せられた意見等は、 平成28年3月1日から5月31日までの間に205件となっています。

2. 金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○ 平成28年3月1日から同年5月31日までに寄せられたご意見等

【受付件数】

9件

【主なご意見等】

(別紙)をご覧ください。

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバック のあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるもの に限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ

- 総務企画局政策課調整係
- ・金融行政ご意見受付窓口に関するお問合わせ 総務企画局政策課金融サービス利用者相談室

(別紙)【主なご意見等】

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	(1) 外国銀行支店の決算時期	(1) 外国銀行支店の決算時期
	銀行法上、銀行の事業年度は、銀行法17条により、4月1日から翌年3月31日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になる。しかし、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、その場合には、外国銀行支店では2度の決算の作業が生じる。その事務負担は決して小さくなく、こういった負担は、一人国銀行の日本進出見送り、あるいは日本市場撤退の一、統一した決算期が必要との議論もあり得るものの、本店の財務諸表の独自の開示が、預金者等にどの程度メリットがあるか疑問可した、外国銀行支店のビジネスモデルは多岐にがあること、外国銀行支店のビジネスモデルは多岐にがあること、外国銀行支店のどジネスモデルは多岐にがあること、外国銀行支店の当業年度に合わせることができるように手当てして頂きたい。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

	T	
番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	(2)銀行法における不祥事件届出の廃止等	(2)銀行法における不祥事件届出の廃止等
	日本において金融機関が求められる報告がオフサイトモニタリングも含め多いため、見直して頂きたい。一例を挙げれば、金銭の「100万円以上の紛失」等について不祥事件届出が必要とされているが、100万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。また、為替取引のような市場取引では単純な入力ミスは日常的に生じてしまうが、こういったミスにより実行された取引の結果として100万円以上の損失は容易に生じる。そういった損失については、不祥事件届出には該当しないと考えるが、金融機関がとりあえず届出しておいた方が無難と考えて当局に提出し、当局もこれを受領しているのが実情である。これは、不必要な作業を双方に生じさせている慣行ではないかと考えられる。この点についての改善をお願いしたい。	

亚口	ナたず辛日佐の畑西	스타스스보다
番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	(3) 外国銀行の従たる支店の扱い	(3) 外国銀行の従たる支店の扱い
	外国銀行の従たる支店の設置・廃止については認可事項となっている一方、邦銀の銀行支店の新設・廃止は届出事項となっている。特にリテール業務を行っている外国銀行にとっては、従たる支店の設置・廃止が認可事項となっていることは負担が重く、また、敢えて邦銀と区別して認可事項とする実質的な必要性は乏しいと考えられることから、外国銀行に関しても、届出事項として頂きたい。	別に判断する必要があります。よって、従たる支店の設置等についても認可

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	(4)銀行における現物決済による有価証券店頭デリ バティブ取引の仲介	(4)銀行における現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引の仲介
	登録金融機関は、証券会社の委託を受けて、顧客の行う株券の売買を仲介することができる(金商法 33 条 2 項 4 号口)。この点、銀行が、顧客の行う株券の売買を仲介した場合、当該顧客に対してヘッジ手段を提供することが必要となる場合がある。しかし、登録金融機関は媒介・取次ぎ・代理については、差金決済によるものしかできず(金商法 33 条 2 項 5 号口)、現物決済による店頭デリバティブ取引の媒介や代理を行うことができず(金商法 33 条 2 項 5 号口)、現物決済による店頭デリバティブ取引を求めているのでよるに頭デリバティブ取引を求めているの場合)、銀行が、そのような顧客のニーズに応えてヘッジ手段することができないのは、株券の現物売買を仲介することができないのは、株券の現物売買を中介ではないか。銀行が、現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引を仲介することができるように手当てして頂きたい。	証券会社等の委託を受けて有価証券等の売買の仲介等を行う業務(金融商品仲介業者として金融商品取引法に基づく登録が必要)を登録金融機関が行うことを可能とするとの観点から、登録金融機関の業務として、証券会社の委託を受けて行う株券の売買の媒介、株券の募集・売出しの取扱いの媒介が認められている。他方、店頭デリバティブ取引については、より高い知識・管理体制等が必要な業務であることを踏まえ、金融商品仲介業の業務範囲には含まれていません。 上記を踏まえると、登録金融機関が証券会社の委託を受けて現物決済によることができる店頭デリバティブ取引の媒介を行うことを直ちに認めることは困難であると考えられます。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	現在、金融機関の検査において、検査官は、金融機関の融資先企業を訪問し、金融機関の融資姿勢等についてヒアリングをするということに傾注しており、抽象的なヒアリング結果がたまっているだけで、具体的成果は期待できない実態になっている。現在の検査では伝統的な資産査定等をしていないため、不良債権の隠ぺい等に関する金融機関の融資の実態把握が放置されている実態が生じている。また、ウェブサイトについて、情報提供がワンクリックでできず、使いにくい。	とする検査を行ってきました。 その後、不良債権処理が進展する中で、平成 25 事務年度以降は、個別の資産査定に関しては、引当等の管理態勢や統合的リスク管理態勢等の検証を前提として、金融機関の判断を尊重しており、当局は金融機関全体の健全性の



平成 29 年 4 月 13 日 金融庁

<u>「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況</u> 及び金融庁の対応について

1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成28年1月29日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、平成28年6月から12月までの6か月間に寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口に寄せられた意見等は、 平成28年6月1日から12月31日までの間に316件となっています。

2. 金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○ 平成28年6月1日から同年12月31日までに寄せられたご意見等

【受付件数】

11 件

【主なご意見等】

(別紙)をご覧ください。

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバック のあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるもの に限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ 総務企画局政策課調整係 ・金融行政ご意見受付窓口に関するお問合わせ 総務企画局政策課金融サービス利用者相談室

(別紙)【主なご意見等】

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	(1)第一種金融商品取引業について	(1)第一種金融商品取引業について
	外資系運用会社が、同じグループの会社が海外で設立したファンド(第一項有価証券(外国投信)に該当する商品)への投資を日本国内の適格機関投資家を対象に募る場合、日本国内では第一種金商業の登録が必要であるが、①取得勧誘の前段階であって取得勧誘には分類を立めるの場合にまで第一種金商業としての登録を求めるのは過度な負担。なお、運用会社としては、ファンドの仕組みを説明し、ターム・シートの最終化までの作業を行いたい。 外資系運用会社がファンドの仕組みの説明等を行うに際し、②第一種金商業の規制緩和や③第二種金商業(自己募集)の登録で足りるよう、法改正等を行ってほしい。	① 金融商品取引契約の締結に関し、他者が発行者である個別の第一項有価証券について投資家に対して説明を行うことは、一般的に金融商品取引契約の成立に向けて尽力する行為に該当し、こうした行為を行う場合には、第一種金商業の登録が必要であると考えられます。したがって、ご意見にあるような具体的商品の説明を、金融商品取引契約の締結に関し投資家に対して行う場合には、一般的に上記の登録が必要であると考えられます。 ② 金融商品取引法制上、他者が発行者である第一項有価証券の取得勧誘を行う者は、第一種金商業の登録を受けることが求められています。また、ご意見のように、ある会社が発行した第一項有価証券(例:投信受益証券)の取得勧誘を、企業グループ内の別の会社が行う場合も、上記同様第一種金商業の登録が必要です。また、ご意見はますが必要です。また、ご意見はますが必要です。また、ご意見はますが必要です。また、ご意見はますが必要です。また、ご意見はますが必要です。なり、仮に顧客が必要です。また、で意見はますが必要です。また、で意見はますがの資産の保全等に必要な財務基盤に係る規制の緩和に関するものと理解しますが、資産の保全等に必要な財務基盤は適切に確保されればならないと考えます。以上を踏まえると、グループ会社が発行者であることや販売対象の顧客が適格機関投資家であることをもって、直ちに第一種金商業に係る規制を緩和することは困難であると者えます。 ③ 金融商品取引法制上、投資運用する商品について取得勧誘を行う」ものであることから、別途投資運用について監督を受けていることに鑑み、その取得勧誘行為について第二種金商業の登録を受けることで足りることとされています。

コ これに関しては、金融商品取引法制上、業登録の要否は、グループベースでなく法人格ごとに判断することとされています。
を行うものが第一項有価証券であれば、第一種金商業の登録が必要になります。 上記を踏まえれば、ご意見のようなグループ内の会社が運用する投資信託について取得勧誘を行う行為を自己募集とみなして第二種金商業の登録で足りるとすることは困難であると考えます。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	(2)信託銀行における運用について	(2) 信託銀行における運用について
	 ① 投資信託のポートフォリオにおいて、外貨資産のみならず円貨資産の保管についても、日本の信託銀行での保管に限定せずに、グローバルカストディアンでの保管を認めるよう運用を変更してほしい。 ② 現在は、運用会社の海外オフィス(以下、「海外オフィス」)がトレードした為替について、カストディアンである国内信託銀行(以下、「信託銀行」)があれて、から指示を受けた上で翌朝に決済指図を出す慣行となっている。 海外オフィスから信託銀行への指示と、当該運用会社の日本オフィスから信託銀行への運用指図書とが異なる場合にのみ、信託銀行が、決済を行わないまとおり決済が行われるという運用に変更してほしい。 ③ 銀行勘定と信託勘定の取引は信託業法上原則禁止されているが、資産運用業務に関し、信託銀行による日本円の当座貸越を認める運用を行えるよう法改正等を行ってほしい。 	①及び②について、我が国の法制上、グローバルカストディアンに円価資産の保管を委託することや運用会社の海外拠点からグローバルカストディアンに決済指図をすることは可能であると考えられます。 ③について、信託業法及び関連法令では、忠実義務の一類型として、銀行勘定と信託勘定との間の取引(自己取引)について原則として禁止されていますが、信託契約において、自己取引を行う旨を記載した上で、通常の取引条件よりも受益者が不利とならない取引条件による取引であること等の条件を満たす場合には行うことができることとされています。こうした法制上の観点や海外のプラクティス(注)も参考に、オペレーションの効率化による資産管理業務の質の向上を図るため、我が国におけるプラクティスの改善の必要性について、委託者・受託者を含めた関係当事者が議論することが望ましいと考えます。 (注)海外では、①運用に際して全ての資産がグローバルカストディアンに対して決済等の指図が行われる事例が多いものと承知しています。また、その際、③グローバルカストディアンに対して決済等の指図が行われる事例が多いものと承知しています。は次済に関し「コントラクチュアル・セトルメントによる場合ではなとも、上限を設ける等のリスク管理の下で、いわゆる赤残(*2)を認めるフラクティスもあると承知しています。 (※1)売買相手方から送金指図を受け取った場合には、一定の要件を満たしていることを条件に、指図どおり顧客口座に入金するサービス。 (※2)保管資産に取引に充てる資金がなくても、グローバルカストディアン等の信用供与により当該取引の決済を許容すること。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	(3)投資信託の併合について	(3)投資信託の併合について
	投信の併合について、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの以外は書面決議が必要であるが、理想的なポートフォリオを組むことが困難となる規模の小さい投信の併合を実行しやすくするため、この要件を緩和してほしい。	従前、投資信託の併合に当たっては常に双方の投資信託において書面決議を要することが、非効率な小規模投資信託を存続させ、ひいては経費率の上昇を通じて受益者の利益を害しているおそれがあるとの指摘があり、その点も含め、平成24年の金融審議会(投資信託・投資法人法制の見直しに関するWG)において議論がなされました。その結果、受益者保護に配慮しつつ、投資信託の併合を促進する観点から、商品としての基本的な性格に相違がない投資信託については書面決議を不要とすることが適当であるとの報告がなされました。この報告を踏まえ、平成25年の投資信託及び投資法人に関する法律の改正により、併合の前後で商品としての基本的性格に相違がないこと等一定の要件を満たした場合には、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして、書面決議を不要としました。このような経緯を踏まえると、当該要件の更なる緩和については、受益者の利益を考慮すると影響が軽微とは言えないため、慎重に考える必要があります。なお、投資信託の併合の実施に関しては、併合に対応する計理システムが存在しないなど、実務上の課題が指摘されているところであり、受益者保護に留意しつつ併合を機動的に行うことを可能とするための検討が、現在関係者間で行われているものと承知しています。
	(4)国際競争に関して	(4)国際競争に関して
	将来的に国内にアジア地域ファンドパスポートのハブを育成する場合、現在の本邦の信託スキームには諸外国では一般的ではないオペレーションが存在するため、上記(1.~3.)の問題を解決することがファンドビジネスの国際化に向けた基本的条件になる。	(1)~(3)のご意見等についての金融庁の対応は上記の回答のとおりです。海外のプラクティスと我が国のプラクティスが必ずしも一致しないものもありますが、委託者・受託者を含めた関係当事者が顧客(最終の受益者である投資家)本位の観点から我が国のプラクティスについて議論することが望ましいと考えます。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	銀行法には、貸金業法のような年収の三分の一を超える貸付を禁止する定めはなく、現在、銀行が、傘下の信販会社等に保証をさせて、年収の三分の一を超える貸付を行う例が頻発し、多重債務者が発生している。銀行は、債務整理等が行われても、保証人(信販会社等)から回収できるため、貸付審査においては十分な審査を行っていないようである。金融庁は、「主要行等向けの総合的な監督指針」(Ⅲ-6-3)に照らし、このような事態に対し、銀行法 26 条に基づく業務改善命令を発出すべきである。	銀行等による消費者向け貸付けに関しては、改正貸金業法第13条の2に規定するいわゆる総量規制等、同法の適用はなく、年収の3分の1を超過する貸付も制限されていませんが、銀行等には銀行法令により利用者保護や審査態勢の整備等を含む健全かつ適切な業務運営の確保が求められています。さらに、監督指針においては、改正貸金業法における多重債務発生抑制の趣旨や利用者保護の観点を踏まえることが重要であることに鑑み、以下のような事項について所要の態勢整備を求めています。 ① 銀行等による貸付けが債務者にとって過剰とならないか等を確認する態勢を構築しているか。 ② 貸付けに保証を付す場合であっても、当該保証のみに頼ることなく、債務者の借入状況や返済計画など、銀行等自らがその返済能力等を適切に確認する審査態勢となっているか。 ③ 保証会社の保証能力を確認する態勢となっているか。 ④ 保証した貸金業者が代位弁済するケースも含め、厳しい取立てを防止する態勢となっているか。 ⑤ 債務者からの相談・苦情について、銀行等において真摯に対応する等の態勢となっているか。
		また、本年3月16日に全国銀行協会が公表した銀行カードローンに係る申し合わせにおいては、審査態勢等の整備として、 ・改正貸金業法を踏まえた年収証明書の徴求、 ・貸金業者や他行の貸付けを勘案した返済能力の確認、 ・年収に対する借入額の比率を意識した代位弁済率のコントロール といった取組みに努めることとされています。 金融庁としては、銀行等が、自らの社会的責任や改正貸金業法の趣旨を踏まえ、多重債務問題の発生を防止する観点から、適切に業務を行うことが重要と考えており、各行のカードローン業務の運営状況について、この申し合わせに係る取組状況も含め、引き続き、しっかりとモニタリングして参ります。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
3	振り込め詐欺被害は現在に至っても後を絶たず、加害者に対する民事・刑事の責任は十分に追及されていない状況にあるが、口座開設時に十分な本人確認を怠った金融機関にも責任があるのではないか。振り込め詐欺救済法もあるが同法に基づく被害者救済も不十分である。被害者に被害金全額が支払われるよう、金融機関が被害者に対して被害金全額を支払うことを義務化する制度や、加害者の刑事責任確定後に金融機関から当該加害者に対して損害賠償を請求できる制度等をご検討いただきたい。	金融機関は、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認や振り込め詐欺救済法に基づく口座の利用停止等を実施しています。しかしながら、犯罪に利用されたことのみをもって金融機関に責任を負わせることは困難であり、ご指摘の被害金全額の支払いを行う義務や被害者に代位して加害者に対する損害賠償請求を行う義務を金融機関に一律に課すことには慎重であるべきものと考えます。 一方で、振り込め詐欺の被害は後を絶たない状況であることはご指摘のとおりです。このため、金融庁としては、犯罪収益移転防止法や振り込め詐欺救済法に基づき、金融機関に適切な対応を促してまいります。 ① 本人確認の徹底 犯罪収益移転防止法においては、個人番号カードを本人確認書類に位置付ける(平成28年1月)とともに、本人確認を強化する観点から、領前はその提示のみで足りた顧認事類の投示を求めるなどの追加的な対応が必要になりました(平成28年10月)。 金融庁としては、このような犯罪収益移転防止法の内容を踏まえて、金融機関に対し、引き続き適切な対応を求めてまいります。 ② 口座の利用停止等の適切な実施 金融機関に対し、引き続き適切な対応を求めてまいります。 ② 口座の利用停止等の適切な実施 金融機関に対し、引き続き適切な対応を求めてまいります。 ② 口座の利用停止等の適切な実施 金融機関に対しては、このような犯罪収益移転防止法の内容を踏まえて、金融機関に対し、引き続き適切な対応が求められる一方、誤った可座凍結が行われないよう金融機関において一定の調査を要する事案もあると考えられます。 金融庁としては、金融機関が、情報受領後に迅速かつ適切に調査を行い、必要な措置を適切に講じる態勢を整備するよう、引き続き促していきたいと考えています。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
3		 ③ 被害回復の申請を促す措置 全国銀行協会等の各業界団体は、被害者への財産的被害の迅速な回復 を図る観点から、以下の内容を含む事務取扱手続について傘下金融機関 に周知しており、各金融機関においては当該手続に則った対応が行われ ていると認識しています。 i)被害を受けたことが疑われる者が行うべき手続き等を周知すること。 ii)自行が振込元金融機関である場合には、被害申出人を振込先金融機関の担当窓口へ誘導するとともに、被害申出があった旨を連絡すること。 iii)(申出がないものの)被害を受けたことが疑われる者に連絡を取るよう努めること。 金融庁としては、預金保険機構による振り込め詐欺救済法に基づく検査のフォローアップ等を通じて、金融機関が支払い手続等に係る態勢を整備するよう、引き続き促していきたいと考えています。

多 金融广

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください!

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する 「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する4つのサービス

ご意見・ご要望・ 情報提供の受付

★融行政に関するご意見・ご要望や 貸し渋り・貸し剥がし、口座の不正利 用等の各種情報提供を承ります。

> 頂いたご意見の 金融行政への活用

▶ 頂いたご意見は金融庁内で共有 し、今後の金融行政に活用致します。 ご質問・ご相談へ の対応

- 専門の相談員が、皆様のご質問・ご相談に電話にてお答えします。
- ウェブサイト・ファックス・郵送でいただいたご質問等にも、相談室からお電話をお返しします。

金融サービス利用者の皆様への情報提供

▶ 相談等の受付実績、よくあるご相談についてのQ&A等を、3ヶ月ごとに金融庁ウェブサイトで公表します。

- ご留意事項 -

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。

裏面もご覧下さい

◆ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間:平日10:00~17:00
- 電 話 番 号: 0570-016811(ナピタ゚イヤル) IP 電話からは 03-5251-6811 (注) お電話は、応対内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。
- 受付の流れ:
 - ▶上記番号にダイヤル(内容に応じて、番号をプッシュして下さい。)
 - ① 預金・融資等に関するご相談
 - ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
 - ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
 - ④ 貸金等に関するご相談
 - ⑤ 金融行政一般・その他に関するご相談
 - >相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

ウェブサイトでの受付

- 金融庁ウェブサイトのトップページから相談室 WEB 受付窓口へ (http://www.fsa.go.jp)
- ご意見・相談・情報提供等を24時間受付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日10:00~17:00 の間に、お電話をお返し致します。
 - (注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
 - (注2)「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。 お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ファックスでの受付

- ファックス番号:03-3506-6699
- ご意見・相談・情報提供等を24時間受付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日10:00~17:00の間に、お電話をお返し致します。
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けております。 〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 金融庁 金融サービス利用者相談室 宛
 - (注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
 - (注2)「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。 お急ぎの方はお電話にてご相談願います。



金融广

総務企画局政策課 金融サービス利用者相談室

資料 2-13-2

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表 (平成28年4月1日~29年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

28年4月1日~6月30日…28年7月29日公表(第44回)

28年7月1日~9月30日···28年10月31日公表(第45回)

28年10月1日~12月31日 · · · 29年1月31日公表(第46回)

29年1月1日~3月31日…29年4月28日公表(第47回)

1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	28/4~6	28/7~9	28/10~12	29/1 ~ 3	28年度合計
質問·相談	7,303	6,952	7,653	6,795	28,703
意 見 · 要 望	970	926	980	861	3,737
情 報 提 供	777	536	569	409	2,291
その他	113	77	66	50	306
合 計	9,163	8,491	9,268	8,115	35,037

2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	28/4~6	28/7~9	28/10~12	29/1~3	28年度合計
電話	7,407	6,992	7,766	6,893	29,058
ウェブサイト	702	729	790	648	2,869
ファックス	526	287	241	181	1,235
手 紙	381	337	279	308	1,305
その他	147	146	192	85	570
合 計	9,163	8,491	9,268	8,115	35,037

3. 分野別受付件数

(単位:件)

区 分	28/4~6	28/7~9	28/10~12	29/1~3	28年度合計
預 金 · 融 資 等	2,903	2,812	2,948	2,379	11,042
保険商品・保険制度等	2,482	2,329	2,231	2,173	9,215
投資商品·証券市場制度等	2,482	2,170	2,829	2,269	9,750
貸 金 等	865	779	801	858	3,303
金融行政一般・その他	431	401	459	436	1,727
合 計	9,163	8,491	9,268	8,115	35,037

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

〇預金・融資等

(単位:件、%)

区分		預金			融資			その他				合計								
	<u>ь</u> л		件	数	比	崧	件	数	比	率	件	数	比	率	件	数	比	率		
4	月	~	6	月	:	886		30.5	1,	214		41.8		803		27.7	2,	903	10	0.00
7	月	~	9	月	:	894		31.8		938	,	33.4		980	,	34.9	2,	812	10	0.00
10	月	~	12	月	1,	279	,	43.4		837		28.4		832		28.2	2,	948	10	0.00
1	月	~	3	月	,	933	;	39.2		828	,	34.8		618		26.0	2,	379	10	0.00
28	年	度	合	計	3,	992		36.2	3,	817	,	34.6	3	,233		29.3	11,	042	10	0.00

〇保険商品等

(単位:件、%)

区			分		生命	保険	損害	保険	その	D他	合	計
			ח		件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4	月	~	6	月	588	23.7	1,150	46.3	744	30.0	2,482	100.0
7	月	~	9	月	612	26.3	1,030	44.2	687	29.5	2,329	100.0
10	月	~	12	月	560	25.1	890	39.9	781	35.0	2,231	100.0
1	月	~	3	月	559	25.7	889	40.9	725	33.4	2,173	100.0
28	年	度	合	計	2,319	25.2	3,959	43.0	2,937	31.9	9,215	100.0

〇投資商品等

(単位:件、%)

	区		分		証券 (第一	会社 種業)	そ0	D他	合	計
					件数	比 率	件数	比 率	件 数	比 率
4	月	~	6	月	901	36.3	1,581	63.7	2,482	100.0
7	月	~	9	月	629	29.0	1,541	71.0	2,170	100.0
10	月	~	12	月	1,156	40.9	1,673	59.1	2,829	100.0
1	月	~	3	月	718	31.6	1,551	68.4	2,269	100.0
28	年	度	合	計	3,404	34.9	6,346	65.1	9,750	100.0

○貸金等

○金融行政一般・その他

(単位:件)

(単位:件)

	区		分		件 数
4	月	~	6	月	865
7	月	~	9	月	779
10	月	~	12	月	801
1	月	~	3	月	858
28	年	度	合	計	3,303

	区		分		件 数
4	月	~	6	月	431
7	月	~	9	月	401
10	月	~	12	月	459
1	月	~	3	月	436
28	年	度	合	計	1,727

資料 2-14-1

実績評価における基本政策・施策等一覧(平成24~28年度)

基本政策	施策	平成28年度の主な事務事業の取組内容
I 経済成長の礎 となる金融シ ステムの安定	1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整 備	① 効果的な金融モニタリング(監督・検査)の実施 ② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ③ 金融機能は法等の適切な運用 ④ 金融機関の業務継続体制の検証 ⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み
	2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備
	3 金融システムの安定性を確保するための経済・市 場全体にかかるリスクの把握と行政対応	① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応
II 利用者の視点 に立った金融 サービスの質 の向上	1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備 ② 当局における相談体制の充実 ③ 金融 A D R (裁判外紛争解決) 制度の円滑な運営 ④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 ⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応
	2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 質の高い金融仲介機能の発揮 ② 金融機能強化法の適切な運用
	3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 ② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備
Ⅲ 公正・透明で 活力ある市場 の構築	1 市場インフラの構築のための制度・環境整備	① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ② 証券決済期間の短縮化 ③ EDINETの整備
	2 市場機能の強化のための制度・環境整備	① 総合取引所の実現に向けた取組の促進 ② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進 ③ 不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた取組の促進 ④ 上場企業全体のコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた取組み ⑤ より効果的・効率的な開示に向けた制度整備等の推進
	3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	① フォワードルッキングな観点からの監視活動の機能強化 ② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保 ③ 我が国において使用される会計基準の品質向上 ④ 包括的かつ機動的な市場監視 ⑤ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引への対応 ⑥ 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施 ⑦ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑧ 課徴金制度の適切な運用 ⑨ 犯則事件に対する版正な調査の実施 ⑪ 自主規制機関との適切な連携 ⑪ 市場参加者の規律強化に向けた取組み
	4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環 境整備	① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施 ② 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施 ③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携
	5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	① 適正な会計監査の確保のための態勢整備に向けた取組みの実施 ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査 ④ 海外監査監督当局との協力・連携 ⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進
Ⅳ 横断的施策	1 国際的な政策協調・連携強化	① 国際的な金融規制の策定や影響の評価に関する議論への戦略的な対応 ② 海外当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応
	2 アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市 場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協 調	① アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備の促進等
	3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	① 金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直し ② FinTech への対応 ③ 規制・制度改革等の推進 ④ 事前確認制度の適切な運用 ⑤ 官民による持続的な対話の実施
	4 金融行政についての情報発信の強化	① 金融行政に関する広報の充実
	5 金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための 環境整備	① 金融経済教育の推進

業務支援基盤の整備のための取組み(平成24~28年度)

不切人及各鱼91	を開いための収配の(十八24~20十尺)	
分野	施策	平成28年度の主な事務事業の取組内容
1 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上	① 職員の意識改革、組織として力を最大限に引き出すための人材育成及び組織活性化
2 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学のネットワーク強化
3 その他の業務 基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用	① 最適化の早期実現、情報システムの見直しに伴う運用コストの削減② 情報セキュリティ対策の推進
	(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保	① 災害等発生時における金融行政の継続確保 ② 災害等発生時に備えた訓練

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
25 年 4 月	・「目標管理型の政策評価の改善方策 に係る取組について」の一部変更 (25 年4月政策評価各府省連絡会 議了承)	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれら の結果の政策への反映状況に関す る報告」(25 年 6 月国会報告)	 ・「第 22 回政策評価に関する有識者会議」開催(25年6月7日) ・「平成 23年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(25年6月21日) ・「平成 25年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:25年4月~26年3月末)策定(25年6月28日)
8月		・政策評価(平成 24 年度実績評価 価等)の実施、評価結果の公表(25 年8月30日)
12 月	・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正(25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)	
26年5月		「第23回政策評価に関する有識 者会議」開催(26年5月30日)
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれら の結果の政策への反映状況に関す る報告」(26年6月国会報告)	・「平成 24 年度政策評価結果の政 策への反映状況」の公表(26 年 6 月 13 日)
7月		「平成 26 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間: 26 年 4 月 ~ 27 年 3 月末) 策定(26 年 7 月 1 日公表)
8月		・政策評価(平成 25 年度実績評価 価等)の実施、評価結果の公表(26 年8月29日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
27年3月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(27年3月閣議決定)	
4月	・「政策評価の実施に関するガイドラ イン」の一部変更(27年4月政策 評価各府省連絡会議了承)	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれら の結果の政策への反映状況に関す る報告」(27年6月国会報告)	 「平成25年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(27年6月12日) 「第24回政策評価に関する有識者会議」開催(27年6月29日)
8月		 政策評価(平成 26 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(27 年8月31日公表) 「平成27 年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:27 年4月~28 年3月末)策定(27 年8月31日公表)
28年5月	・「政策評価等の実施状況及びこれら の結果の政策への反映状況に関す る報告」(28年5月国会報告)	・「平成 26 年度政策評価結果の政 策への反映状況」の公表(28 年 5 月 20 日)
6月		・「第 25 回政策評価に関する有識 者会議」開催(28 年 6 月 8 日)
8月		 「平成28年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:28年4月~29年3月末)策定(28年8月12日公表) ・政策評価(平成27年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(28年8月31日公表)
29年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれら の結果の政策への反映状況に関す る報告」(29年6月国会報告)	 「平成27年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(29年6月23日) 「第26回政策評価に関する有識者会議」開催(29年6月26日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
7月	・「規制の政策評価の実施に関する ガイドライン」の一部変更(29年 7月政策評価各府省連絡会議了 承)	
8月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間:29年4月~33年3月末)策定(29年8月1日公表)・政策評価(平成28年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(29年8月31日公表)

[※]規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

基本政策/施策	並附川における十成20千度美積計画(似安) 主な実績	測定結果
I 経済成長の礎となる金融システムの安定		
1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	・金融機関における中長期的に持続可能なビジネスモデルの構築・維持に向け、フォワードルッキングなリスク分析を行うとともに、課題が認められる先に対し課題解決に向けた具体的かつ有効な取組みを促進 ・金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施	Α
2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	・カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組みに関する監督指針の整備を実施	В
3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	・グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、大手金融グループの市場への認識やリスク管理態勢を把握・分析する ことで、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析し、モニタリングに活用	Α
Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上		
1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・仮想通貨交換業者等に係る法制度の整備を図るため改正資金決済法・関係政府令を整備 ・利用者保護法制の適切な運用	А
2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制 度・環境整備	・金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標(「金融仲介機能のベンチマーク」)の策定・公表、金融仲介の質の向上に向けた取組みの実態把握の結果や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用した深度ある対話の実施	В
3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・「顧客本位の業務運営に関する原則」及び「『顧客本位の業務運営に関する原則』の定着に向けた取組み」を策定・公表・少額からの長期・積立・分散投資に適した「積立 NISA」の創設	А
Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築		
1 市場インフラの構築のための制度・環境整備	・中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の実施・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の整備(安定運用、改修対応等)	В
2 市場機能の強化のための制度・環境整備	・運用機関のガバナンス・利益相反管理の強化やアセットオーナーの役割の明確化等を盛り込んだスチュワードシップ・コードの改訂案の公表 ・フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に向けて、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会へ提出	Α
3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	・フォワード・ルッキングな観点からの市場監視を実施 ・適切に調査・検査を実施し、必要に応じて課徴金納付命令の勧告、悪質な事案については告発を実施	А
4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	・金融商品取引業者等のリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメントの結果を踏まえてオンサイト・モニタリングを開始。 その結果、重大な法令違反が認められた事案等に対しては、行政処分を求める勧告等を実施	В
5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	・「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)の策定・公表 ・東京にIFIAR事務局が開設	Α
IV 横断的施策		
1 国際的な政策協調・連携強化	・経済の持続的成長と金融システムの安定の両立の必要性等に関して国際的に問題提起 ・G20において金融庁によるこうした問題提起と整合的な内容を含む首脳宣言が採択されるなど、理解が広まりつつある	Α
2 アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融 業の一層の開放に向けた政策協調	・「グローバル金融連携センター」において新興国の当局職員に対し研修を提供(26 年 4 月の設置以来、22 ヵ国から計 77 名を受入) ・ミャンマーにおいて証券取引所の適切な運営に向けた支援を行うなど、新興国に対する技術協力を推進	В
3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	・利用者保護を確保しつつ、銀行等とフィンテック企業とのオープン・イ/バーションを推進するため、「銀行法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出 ・「金融モニタリング有識者会議」を設置し、当該議論を取りまとめた「金融モニタリング有識者会議報告書」を公表	А
4 金融行政についての情報発信の強化	・幹部が講演等において金融庁の政策を積極的に発信。ウェブサイトを活用した重要施策の周知や英語での情報発信を強化	Α
5 金融リテラシー (知識・判断力) の向上のための環境整備	・大学や市民講座等への講師派遣、全国の高校・大学・地公体等へのガイドブック配布	В
業務支援基盤の整備のための取組み		
1 (1)金融行政を担う人材の確保と資質の向上	・職員のキャリアパスに関する希望等を聴取するための直接面談の実施や、人事評価の運用の見直し等により、人材育成の取組みを推進するとともに、業務効率化・職場環境改善に向けた取組みを継続的に実施	В
2 (1) 学術的成果の金融行政への導入・活用	・庁内の要望に基づく研究テーマについて、調査研究を実施し、その成果を研究成果報告書として公表	В
3 (1) 金融行政における情報システムの活用	・情報システム見直しに伴う運用コスト削減、金融庁の情報セキュリティ対策の推進を実施	В
3 (2) 災害等発生時における金融行政の継続確保	・金融庁業務継続計画等の実効性の検証、各種訓練の実施(民間金融機関等とも連携)	В

金融庁業務継続計画

(首都直下地震対応編)

<概要>

金融庁



「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

背景と位置付け

- ▶ 首都直下地震対策特別措置法(H25.12施行)
- ▶ 首都直下地震緊急対策推進基本計画(H26.3策定)
- 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務 を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
- 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
- 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- ▶ 政府業務継続計画(H26.3策定)

金融广業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定、H27.12最終改定)

- •首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- ・本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地 震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- •東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し (H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定 (H26.7)。より実践的な記載とする観点から改定(H27.12)。

基本方針

- ▶ 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- ★ 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

想定災害•周辺環境想定

▶ 想定災害:

・「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)

▶ 周辺環境想定:

- ・本庁舎: 大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
- ・電力: 3日間程度は非常用発電で対応
- ・通信:固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
- ・上下水:上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等 非常時優先業務 管理事務 ▶災害対策本部の設置・運営 ▶行政資源の被災状況の確認 •災害対策本部の設置・運営に関する庶務 •職員の安否確認 •庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に •本庁舎の設備等の被災状況の確認 関する情報の集約・整理 ▶庁内情報システムの管理等 •外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行 •庁内情報システムの障害への対応 等)との連絡・調整 •金融庁行政情報化LANシステムの運用 ・職員の参集・配置に関する総合調整 •災害対応に係る文書の記録・保存 <金融庁と関係機関との概念図> •国会及び取材への対応 ▶金融市場等における状況の確認 被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援 ▶金融機関における状況の確認 金融庁 政府災害対策本部 金融機関 ▶国民、金融機関、海外当局等への情報発信 財務省、日本銀行 取引所 災害対策本部 決済機関 等 海外当局 等 ▶金融機関に対する被災者支援の要請 迅速な情報収集・提供 →被災者等からの相談受付 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復 ➤ EDINETの管理・運用 ▶公認会計士試験の実施に係る業務(期間を限定する 民. 玉

非常時優先業務)

(預金者、保険契約者、投資者等)

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員

災害発生時の対応

①災害対策本部構成員

• 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活 用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を 実施

② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当 者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員 を指定
- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は 災害対策本部が設置されることを認識した後1時 間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁 舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の 職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする
- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、 本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務 を補助

業務継続のための執務環境の整備

庁 舎

- 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。
- 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。

備蓄

- 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。
- 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている 防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。

通信

- 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。
- 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。

行政情報システム

- 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。
- EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。

広 報

- 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。
- ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

今後の取組み・本計画の見直し

今後の取組み

- ▶ 非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化を検討する。
- ▶ 内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレ導入について検討する。

訓練・計画の見直し

- ▶ 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- ▶ 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、 各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- ▶ 本計画は、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。

情報通信技術の進展等、金融・資本市場をめぐる環境変化を踏まえた制度面での手当てを行う

取引の高速化への対応

当局が株式等の高速取引 (HFT) の実態などを確認できるよう、 登録制を導入し、ルール整備を行う。

体制整備・リスク管理に係る措置

- •取引システムの適正な管理・運営
- •適切な業務運営体制の確保 等

当局への情報提供等に係る措置

- •高速取引を行うこと・取引戦略の届出
- •取引記録の作成・保存 等

取引所グループの業務範囲の柔軟化

取引所業務の多様化や国際化など の環境変化を踏まえ、取引所グループ の業務範囲について以下の対応を行う。

グループ内の共通・重複業務の集約

システム開発業務などのグループ内の共通・重複業務について、取引所本体での実施を可能とする。

外国取引所等への出資の柔軟化

出資先の外国取引所等の子会社が業務範囲を超えるものであっても、一定期間(例えば5年間)、取引所グループが保有することを可能とする。

上場会社による 公平な情報開示

● 投資家間の情報の公正性を確保するため、上場会社による公平な情報開示に係るルール(フェア・ディスクロージャー・ルール)の整備を行う。

上場会社等が公表前の重要な情報を投 資家、証券会社等に提供した場合、

- •意図的な伝達の場合は、同時に
- •意図的でない伝達の場合は、速やかに、
- 当該情報をホームページ等で公表。

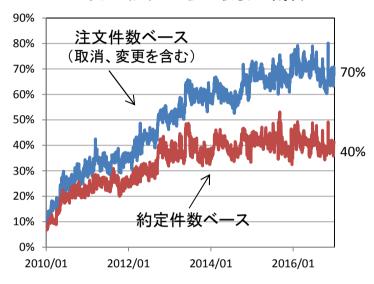
「金融商品取引法の一部を改正する法律」 (平成29年法律第37号)に係る説明資料

平成29年5月 金融庁

取引の高速化への対応

- 日本の証券市場において、高速取引の影響力が増大。
- これについては、市場に流動性を供給しているとの指摘もある 一方で、
 - ▶ 市場におけるボラティリティの急激な上昇
 - ▶ 中長期的な投資家の取引ニーズが先回りされることによる 取引コストの増大
 - ▶ 中長期的な企業価値に基づく価格形成を阻害
 - ▶ システムの脆弱性
 - 等の観点から、懸念が指摘されている。
- 日本では、現状、高速取引を行う投資家から、直接情報を収集する枠組みはない。
- (参考)欧州では、高速取引を行う者を登録制とし、体制整備・リスク管理 義務や当局に対する情報提供義務を導入(2018年1月より実施予定)

東証の取引に占める、コロケーション エリア (注) からの取引の割合



(注) 証券会社のサーバを設置できるよう、 取引所の売買システムに近接した場所に用 意された施設。ここに置かれたサーバから 取引の注文が可能であり、投資家は取引に 要する時間の短縮が可能。



高速取引を行う者に対し、<u>登録制</u>を導入し、<u>体制整備・リスク管理</u>、 当局への情報提供などの枠組みを整備

取引の高速化に関する法制度の整備

株式等の高速取引を行う者に対し、登録制を導入し、以下のルールを整備

1. 体制整備・リスク管理に係る措置

- 取引システムの適正な管理・運営
- 適切な業務運営体制・財産的基礎の確保
- 〇 (外国法人の場合)国内における代表者又は代理人の設置

2. 当局に対する情報提供等に係る措置

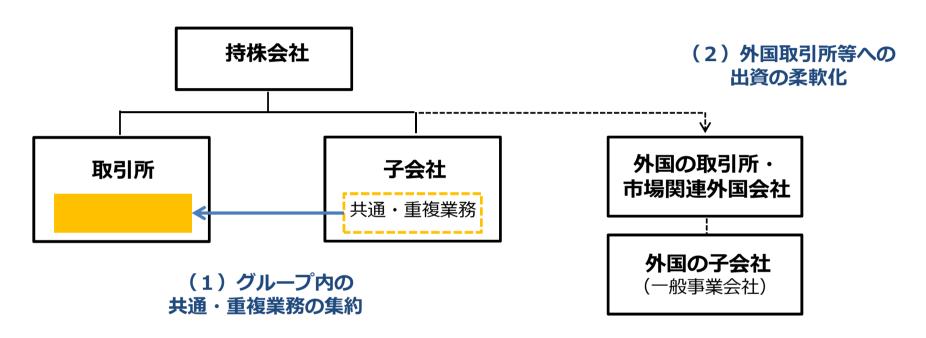
- 高速取引を行うこと・取引戦略の届出
- 取引記録の作成・保存
- 〇 当局による報告徴求・検査・業務改善命令等

3. その他の規定

- 〇 無登録で高速取引を行う者等から証券会社が取引を受託することの禁止
- 〇 高速取引を行う者に対する取引所の調査

取引所グループの業務範囲の柔軟化

■ 取引所グループを巡る業務の多様化や国際化などの環境変化を踏まえ、取引所グループの 業務範囲のあり方について以下の対応。



(1)グループ内の共通・重複業務の集約

システム開発業務などのグループ内の共通・重複業務について、認可を前提に、取引所本体での 実施を可能とする。

(2)外国取引所等への出資の柔軟化

出資先の外国取引所等の子会社が業務範囲を超えるものであっても、原則5年間、取引所グループが保有することを可能とする。

上場会社による公平な情報開示(1)

<u>フェア・ディスクロージャー・ルール</u>

企業が、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供した場合、速やかに他の投資家にも公平に情報提供することを求めるもの

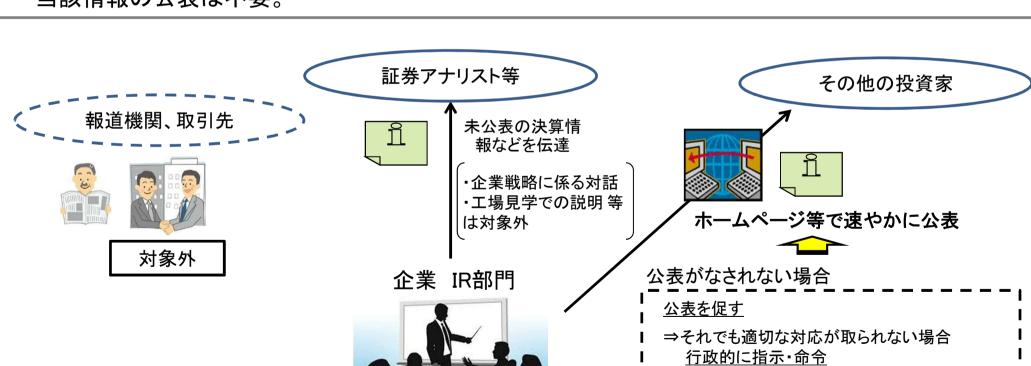
背景

- 近年、上場企業が証券会社のアナリストに未公表の業績に関する情報を提供し、当該証券会社が当該情報を顧客に提供して株式の売買の勧誘を行っていた事例が複数発覚
- 欧米やアジアの主要市場では、フェア・ディスクロージャー・ルールが既に導入済み
- ⇒ 我が国でもフェア・ディスクロージャー・ルールの導入が必要
 - 全ての投資家が安心して取引できる市場環境を整備
 - ●「早耳情報」に基づく短期的な売買ではなく、公平に開示された情報に基づく中長期的な 視点に立った投資を促す

上場会社による公平な情報開示(2)

フェア・ディスクロージャー・ ルールの概要

- ▶ 上場会社等が公表されていない重要な情報をその業務に関して証券会社、投資家等に伝達する場合、
 - ・意図的な伝達の場合は、同時に、
 - ・意図的でない伝達の場合は、速やかに、
 - 当該情報をホームページ等で公表。
- ▶ 情報受領者が上場会社等に対して守秘義務及び投資判断に利用しない義務を負う場合、 当該情報の公表は不要。



顧客本位の業務運営に関する原則

平成 29 年 3 月 30 日 金融庁

経緯及び背景

平成28年4月19日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、「情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び国民の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと」との諮問が行われた。この諮問を受けて、金融審議会に市場ワーキング・グループが設置され、国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー¹)等について審議が行われた。

市場ワーキング・グループでは、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等(以下「金融事業者」)が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要との観点から審議が行われ、12月22日に報告書が公表された。その中で、以下のような内容が示された。

- これまで、金融商品の分かりやすさの向上や、利益相反管理体制の整備といった目的で法令改正等が行われ、投資者保護のための取組みが進められてきたが、一方で、これらが最低基準(ミニマム·スタンダード)となり、金融事業者による形式的・画一的な対応を助長してきた面も指摘できる。
- 本来、金融事業者が自ら主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムの実現が望ましい。
- そのためには、従来型のルールベースでの対応のみを重ねるのではなく、プリンシプルベースのアプローチを用いることが有効であると考えられる。具体的には、当局において、顧客本位の業務運営に関する原則を策定し、金融事業者に受け入れを呼びかけ、金融事業者が、原則を踏まえて何が顧客のためになるかを真剣に考え、横並びに陥ることなく、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していくことが適当である。

また、報告書では、顧客本位の業務運営に関する原則に盛り込むべき事項につい

¹ フィデューシャリー・デューティーの概念は、しばしば、信託契約等に基づく受託者が負うべき 義務を指すものとして用いられてきたが、欧米等でも近時ではより広く、他者の信認に応えるべく 一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称として用いる動きが広がっている。

ても提言がなされた。

本原則の目的

この顧客本位の業務運営に関する原則(以下「本原則」)は、上記市場ワーキング・ グループの提言を踏まえ、金融事業者が顧客本位の業務運営におけるベスト・プラ クティスを目指す上で有用と考えられる原則を定めるものである。

本原則の対象

本原則では、「金融事業者」という用語を特に定義していない。顧客本位の業務運営を目指す金融事業者において幅広く採択されることを期待する。

本原則の採用するアプローチ

本原則は、金融事業者がとるべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」ではなく、金融事業者が各々の置かれた状況に応じて、形式ではなく実質において顧客本位の業務運営を実現することができるよう、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用している。金融事業者は、本原則を外形的に遵守することに腐心するのではなく、その趣旨・精神を自ら咀嚼した上で、それを実践していくためにはどのような行動をとるべきかを適切に判断していくことが求められる。

金融事業者が本原則を採択する場合には、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定し、当該方針に基づいて業務運営を行うことが求められる。自らの状況等に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、一部の原則を実施しないことも想定しているが、その際には、それを「実施しない理由」等を十分に説明することが求められる。

具体的には、本原則を採択する場合、下記原則1に従って、

- ・ 顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表した上で、
- 当該方針に係る取組状況を定期的に公表するとともに、
- 当該方針を定期的に見直す

ことが求められる。さらに、当該方針には、下記原則2~7に示されている内容に

ついて、

- ・ 実施する場合には、原則に付されている(注)も含めてその対応方針を、
- ・ 実施しない場合にはその理由や代替策を、

分かりやすい表現で盛り込むことが求められる。

本原則に関する留意事項

本原則については、金融事業者の取組状況や、本原則を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しの検討を行うものとする。

【顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等】

- 原則 1. 金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・ 公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該 方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。
 - (注) 金融事業者は、顧客本位の業務運営に関する方針を策定する際には、取引の 直接の相手方としての顧客だけでなく、インベストメント・チェーンにおける 最終受益者としての顧客をも念頭に置くべきである。

【顧客の最善の利益の追求】

- 原則2. 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。
- (注)金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、 顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保に つなげていくことを目指すべきである。

【利益相反の適切な管理】

- 原則3. 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。
- (注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。
 - ・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供 会社から、委託手数料等の支払を受ける場合
 - ・ 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・ 推奨等する場合
 - ・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合

【手数料等の明確化】

原則4. 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細 を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理 解できるよう情報提供すべきである。

【重要な情報の分かりやすい提供】

原則5. 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4 に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を 顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。

- (注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。
 - ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件
 - ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客の ニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む)
 - ・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相 反の可能性がある場合には、その具体的内容(第三者から受け取る手数料等 を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響
- (注2)金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)~(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。
- (注3)金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。
- (注4)金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。
- (注5)金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すとともに、顧客において同種の金融商品・サービスの内容と比較することが容易となるよう配慮すべきである。

【顧客にふさわしいサービスの提供】

原則 6. 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・二一ズを 把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行う べきである。

- (注1) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨 等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留 意すべきである。
- (注2)金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性 を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定するとともに、商品の 販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべ きである。
- (注3)金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。
- (注4)金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。

【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】

原則7. 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、 従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。

「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み

平成29年3月金融庁

「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組みの基本的考え方

「原則」の定着の重要性

- ▶ 「顧客本位の業務運営に関する原則」を確定したが、今後は「原則」の定着に向けて各金融事業者が実 効的な取組方針を策定し、実践していくよう、取組みを進めていく必要
- ▶ その際、金融事業者による取組みが形式的なものに止まることなく、金融事業者がより良い金融商品・ サービスの提供を競い合うといった、実質を伴う形での定着が重要

「原則」を踏まえた金融事業者の行動

- 各金融事業者においては、
 - 顧客本位の業務運営を確保するための経営トップのリーダーシップの発揮、
 - マネジメント層における業務計画等の策定·実施、フォローアップ、
 - 現場レベルでの実践を通じた浸透、フィードバック、

など、それぞれの段階に応じた適切な行動が求められる

▶ その際、金融事業者は自らの取組みが実質を伴う形で定着しているか、仮に実質を伴っていないとすればどの段階でうまく機能していないのかを分析し、経営トップの責任において改善がなされるべき

顧客による主体的な行動、当局の役割等

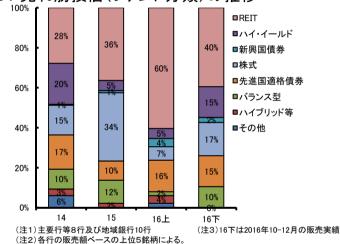
- ▶ より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択され、これを踏まえて金融事業者が自らの業務運営を不断に見直していく、という好循環が生まれるためには、顧客が主体的に行動することが重要であり、金融事業者の取組みの「見える化」や顧客のリテラシーの向上が求められる
- ▶ また、顧客の主体的な行動を補完するものとして、当局による適切なモニタリングや第三者的な主体による評価、顧客にアドバイス等を行う担い手の多様化等も有効

金融事業者の業務運営に関する現状認識

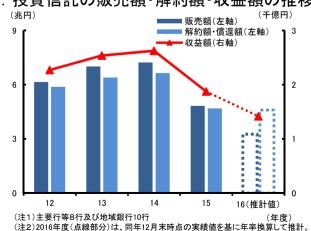
フィデューシャリー宣言を行った先であっても顧客本位の業務運営の実現に向けて現状必ずしも大きな進展は 見受けられない状況

- 投資対象を特定の種類の資産に限定したテーマ型の商品が、依然販売額上位の銘柄の多くを占めている
- 投資信託の販売額と解約・償還額は、ほぼ同額である状況が継続しており、残高の増加には貢献していない
- 売れ筋投信の9割が毎月分配型であり、特に地銀では積立投信であっても販売額の半分以上を毎月分配型が占めている

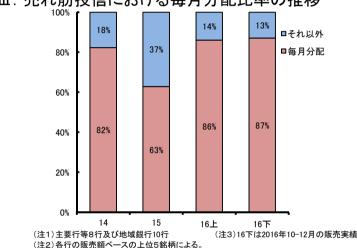
I. 売れ筋投信(ファンド分類)の推移



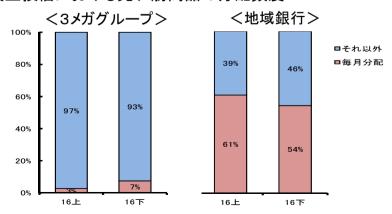
Ⅱ. 投資信託の販売額・解約額・収益額の推移



Ⅲ. 売れ筋投信における毎月分配比率の推移



Ⅳ. 積立投信における売れ筋商品の分配頻度



(注1)積立投信を取り扱っている3メガグループ4行及び地域銀行9行 (注2)各行の販売額ベースの上位5銘柄による。 (注3)16下は2016年10-12月の販売実績

「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み

1. 金融事業者の取組みの「見える化」

- 各金融事業者においては、顧客本位の業務運営の定着 度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標 (KPI)を、取組方針やその実施状況の中に盛り込んで公 表するよう働きかけ
- 本年6月末から当面四半期ごとに、取組方針を策定した 金融事業者の名称とそれぞれの取組方針のURLを集約 し、金融庁ホームページにおいて公表

2. 当局によるモニタリング

- 金融事業者における業務運営の実態を把握し、ベスト・プラクティスを収集
- 収集されたベスト・プラクティスや各事業者が内部管理上 用いている評価指標などを基に、金融事業者との対話を 実施。「原則」を踏まえた取組みを働きかけ
- 各金融事業者の取組方針と、取組みの実態が乖離していることは無いか等について、当局がモニタリングを実施
- モニタリングを通じて把握した事例等については、様々な 形での公表を検討

3. 顧客の主体的な行動の促進

- 実践的な投資教育・情報提供の促進
- 投資初心者向けの教材を関係者で作成し、広く活用
- 商品比較情報等の提供のあり方について、ワーキンググループを 設置し、議論を整理
- 長期・積立・分散投資を促すためのインセンティブ
 - 積立NISA対象商品の商品性の基準の公表
- 上記を踏まえ、長期・積立・分散投資に適した投資信託の提供促進

4. 顧客の主体的な行動を補う仕組み

- 第三者的な主体による金融事業者の業務運営の評価
 - 客観性、中立性、透明性が確保される形での、民間の自主的な取組みを引き続き促進
- 顧客にアドバイス等を行う担い手の多様化
- 販売会社等とは独立した立場でアドバイスする者などに対する顧客 のニーズに適切に対応できるよう必要な環境整備

(平成28年4月18日公表)

制度開示に係る自由度の向上と 対話に資する情報の充実による、 効果的・効率的で適時な開示

企業と株主・投資者との 建設的な対話の促進 企業の持続的な成長と 中長期的な企業価値の向上

- ○制度開示(決算短信、事業報告等、有価証券報告書)の開示内容の整理・共通化・合理化 開示内容の自由度を高め、例えば、事業報告等と有価証券報告書の開示内容の共通化や、欧米に 見られるような両者の一体的な書類としての開示などをより容易に
- 非財務情報の開示の充実 有価証券報告書の経営方針・経営成績等の分析等の記載を充実。任意開示も活用し、対話に資する情報の開示を促進
- ①決算短信
- 監査・四半期レビューが不要である ことの明確化
- 速報性に着目し記載内容を削減
- 記載を要請する事項をサマリー情報、 業績概要、連結財務諸表等に限定
- ② 事業報告等
- ・ 経団連ひな形に即している必要はない旨を明確化し、有価証券報告書との記載の共通化や一体化を容易に
- ③ 有価証券報告書
- 事業報告との共通化(大株主の状況の 計算における自己株式の取扱い)
- 記載の重複排除のための開示内容の 合理化(新株予約権等)
- 経営方針等や経営者による経営成績 等の分析等の記載を充実

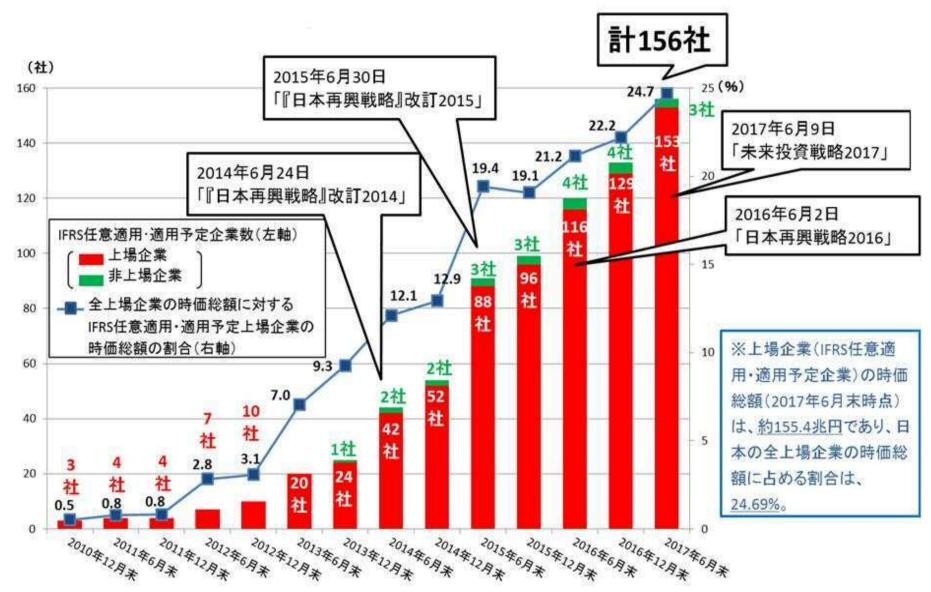
〇より適切な株主総会日程の設定を容易とするための見直し

開示の日程、手続に係る自由度を高め、株主総会までに十分な期間を置いて情報が開示されるなど、対話に資する情報のより適時な開示を促進

- ①株主総会日程の後ろ倒しを容易にする開示の見直し
- 大株主の状況の開示に関し、大株主判定の基準日設 定を柔軟化
- ② 事業報告等の電子化の推進
- 議決権行使率への影響等に留意しつつ、個別の同意なしに 電子化できる書類の範囲を拡大

〇フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に向けた検討の実施 等

日本におけるIFRS適用状況



※ 日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

平成28年3月

1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード (監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、 コードの遵守状況についての開示)
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備 (コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等)

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実 (有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実)
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実 (監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、 監査人の交代理由等に関する開示の充実等)

3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮 (監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等)
- ▼ 不正リスクに着眼した監査の実施 (監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底)

4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保 (監査法人のローテーション制度についての調査の実施)
- 当局の検査・監督態勢の強化 (公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、 監査法人に対する監督の枠組みの検証等)
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化 (品質管理レビュー等の見直し等)

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化 (監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の 独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等)
- 実効的な内部統制の確保 (内部統制報告制度の運用と実効性の検証)
- 監査におけるITの活用(協会において検討を継続)
- その他(試験制度・実務補習等の在り方の検討)



有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立

⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上

監査法人の組織的な運営に関する原則 ≪監査法人のガバナンス・コード≫

監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会 平成 29 年 3 月 31 日

「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード) の策定について

会計監査は資本市場を支える重要なインフラであり、今後の会計監査の在り方について幅広く検討するため、平成27年10月、「会計監査の在り方に関する懇談会」が設置された。

平成 28 年 3 月にその提言が取りまとめられたが、そこでは、大手上場企業等の監査を担う監査法人の組織的な運営に関する原則を規定した「監査法人のガバナンス・コード」の策定が提言された。

これを受け、平成 28 年 7 月、本検討会が設置され、5 回に亘る審議を経て、同年 12 月、パブリックコメント案を策定・公表し、広く意見を求めた。本検討会では、寄せられた意見も参考にしつつ、今般、「監査法人の組織的な運営に関する原則」を取りまとめることとしたものである。

本原則は、組織としての監査の品質の確保に向けた5つの原則と、それを適切に履行するための指針から成っており、

- ・ 監査法人がその公益的な役割を果たすため、トップがリーダーシップを発揮すること、
- 監査法人が、会計監査に対する社会の期待に応え、実効的な組織運営を行うため、 経営陣の役割を明確化すること、
- ・ 監査法人が、監督・評価機能を強化し、そこにおいて外部の第三者の知見を十分に 活用すること、
- ・ 監査法人の業務運営において、法人内外との積極的な意見交換や議論を行うとともに、構成員の職業的専門家としての能力が適切に発揮されるような人材育成や 人事管理・評価を行うこと、
- ・ さらに、これらの取組みについて、分かりやすい外部への説明と積極的な意見交換 を行うこと、

などを規定している。

本原則は、大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されているが、それ以外の監査法人において自発的に適用されることも妨げるものではない。その上で、大手監査法人をはじめとする各監査法人が、本原則をいかに実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、それぞれの特性等を踏まえた自律的な対応が求められるところであり、本原則の適用については、コンプライ・オア・エクスプレイン(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する)の手法によることが想定されている。

各監査法人においては、会計監査を巡る状況の変化や、会計監査に対する社会の期待 を踏まえ、それぞれの発意により、実効的な組織運営の実現のための改革が強力に進 められていくことを期待したい。

【監査法人が果たすべき役割】

原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

考え方

資本市場の信頼性を確保し、企業の成長に向けた資金が円滑に供給されるためには、企業による適正な財務情報の開示が不可欠である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指す上でも、自らの財務情報を的確に把握し、市場の参加者等と共有することが必要である。

会計監査は、このような企業による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。

公認会計士法上、公認会計士とともに監査法人も、組織として、企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を担っている。資本市場の重要なインフラである会計監査の品質を持続的に向上させるため、監査法人の社員が公認会計士法に基づく業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップがリーダーシップを発揮し、法人の構成員の士気を高め、その能力を十分に発揮させることが重要である。また、その際には、被監査会社から報酬を得て行うとの会計監査の構造に起因して、法人の構成員による職業的懐疑心の発揮が十分に行われないということにならないよう留意すべきである。

指針

- 1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。
- 1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それ を実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。
- 1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

- 1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、 積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。
- 1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。

【組織体制】

原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

考え方

監査法人制度は、5 人以上の公認会計士で組織するパートナー制度を基本としているが、大規模な監査法人においては、社員の数が数百人、法人の構成員が数千人の規模となるものが存在するようになっており、監査の品質の確保の観点から、監査法人において、経営陣によるマネジメントが規模の拡大や組織運営の複雑化に的確に対応することが求められている。

このため、監査法人においては、法人の組織的な運営に関する機能を実効的に果たすことができる経営機関を設け、法人の組織的な運営を確保することが重要である。

指針

- 2-1. 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。
- 2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保する ため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らか にすべきである。
 - ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与
 - ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備
 - ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備
 - ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においても IT 化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備

2-3. 監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・ 評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきであ る。

考え方

監査法人において、組織的な運営を確保するため、経営機関の機能の強化に併せ、 その実効性について監督・評価し、それを通じて、実効性の発揮を支援する機能を確保 することが重要である。

さらに、監査法人が、組織的な運営を確保し、資本市場において公益的な役割を果たすために、監督・評価機関において、例えば、企業における組織的な運営の経験や資本市場の参加者としての視点などを有する、外部の第三者の知見を活用すべきである。

指針

- 3-1. 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて 実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。
- 3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが 認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する 第三者を選任し、その知見を活用すべきである。
- 3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。
 - ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
 - ・ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
 - ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
 - ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
 - ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

3-4. 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、 監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務 遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

【業務運営】

原則4 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

考え方

監査法人において、会計監査の品質を持続的に向上させるためには、経営機関が経営機能を発揮するとともに、経営機関の考え方を監査の現場まで浸透させる必要があり、そのための体制を整備する必要がある。

また、経営機関の考え方を、法人の構成員が受け止め、業務に反映するようにするためには、大局的かつ計画的な人材育成や人事管理・評価が極めて重要であり、これが十分に機能しなければ、監査品質の向上に向けた取組みは実効を伴わないものとなる。

さらに、経営機関から監査の現場への情報の流れだけではなく、監査の現場から経営機関等への情報の円滑な流れを確保することも重要である。

こうした取組みにより、法人の構成員の間で、より自由闊達な議論が行われ、縦割り に陥らない開放的な組織文化・風土が醸成されることが期待される。

指針

- 4-1. 監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
- 4-2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。
- 4-3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。
 - ・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、 幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われ ること

- ・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること
- ・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、 計画的に活用すること
- 4-4. 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で 監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の 現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきであ る。
- 4-5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。

【透明性の確保】

原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切 に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

考え方

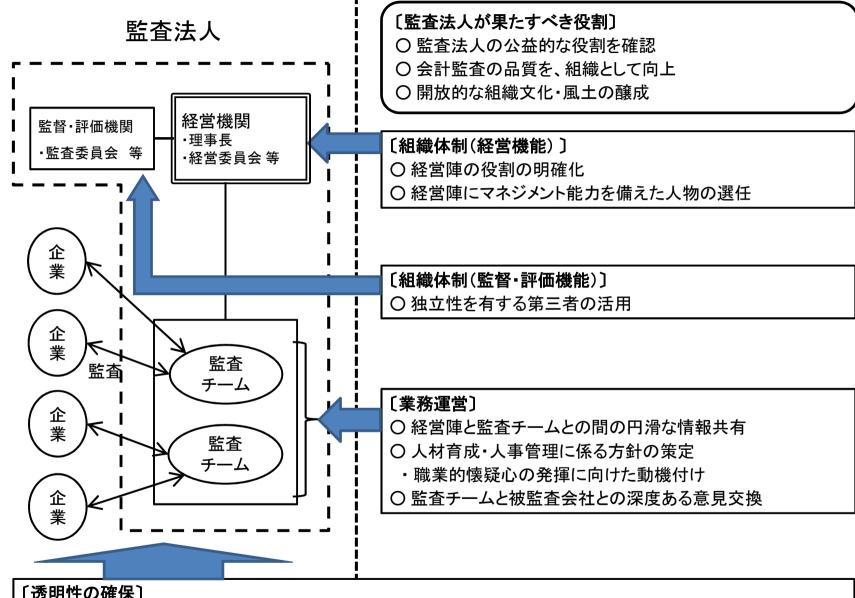
会計監査の品質を持続的に向上させていくためには、被監査会社、株主、その他の 資本市場の参加者等が、監査法人における会計監査の品質の向上に向けた考え方や 取組みなどを適切に評価して監査法人を選択し、それが監査法人において、監査品質 の向上へのインセンティブの強化や監査報酬の向上につながるといった好循環を生む ことが重要である。このため、監査法人は、資本市場の参加者等が評価できるよう、本 原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みに関する情報開示を充実すべき であり、それは資本市場の参加者等との意見交換の有効な手段となると考えられる。

また、監査法人内においても、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性について評価を行い、資本市場の参加者等との意見交換と合わせ、その結果を更なる改善に結びつけるべきである。

指針

- 5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、 一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。
- 5-2. 監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。
 - ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれ ぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
 - ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え 方や行動の指針
 - ・ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについて の考え方
 - ・ 経営機関の構成や役割

- ・ 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立 性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献
- ・ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組 みの実効性の評価
- 5-3. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。
- 5-4. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。
- 5-5. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原 則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべき である。



[透明性の確保]

- ○本原則の適用状況等についての分かりやすい開示
- ○開示内容について外部との積極的な意見交換
- 〇監査法人内外からの意見を踏まえたマネジメントの改善(PDCAの実行)

「監査報告書の透明化」について

1. 経緯

監査報告書において、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、 監査人が着目した会計監査上のリスクなどを記載する「監査報告書の透明化」(以下「透明化」)¹については、監査報告書の情報価値の向上を目的として、国際監査・保証基準審議会(IAASB)の定める国際監査基準に導入されたことなどを受けて、欧州やアジアの主要国等において導入が進められており、米国でも、公開会社会計監督委員会(PCAOB)が「透明化」のための監査基準を公表した。²

我が国においても、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、 株主等に対する会計監査の内容等に関する情報提供を充実させる観点 から検討を進めるべきとされたことを踏まえ、平成 28 年 9 月から 5 回 にわたり、日本経済団体連合会、日本監査役協会、日本証券アナリスト 協会、日本公認会計士協会、金融庁による意見交換を行った。

2. 意見交換における議論の概要

「透明化」の導入について、意見交換の参加者からは、

- ・ 監査報告書において監査人が着目した会計監査上のリスク等(「監査上の主要な事項(Key Audit Matters: KAM)³」)に関する情報が示されることが、監査報告書の情報価値を高め、会計監査についての財務諸表利用者の理解を深める意義がある
- また、上記のような監査報告書の情報価値の向上に加え、
 - 監査報告書における KAM の記載が、企業と財務諸表利用者の対話 の充実を促すこと
 - 監査報告書におけるKAMの記載が監査計画の前提として組み込まれることが、企業と監査人のコミュニケーションの更なる充実、ひいては監査品質の向上につながること

が期待される

といった意見が出された。

¹ 監査報告書における KAM 等の記載については、監査報告書の「拡張化 (extended)」「長文化」 等の呼称もみられるが、「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(2016年3月)では、株主等に 対する情報提供を充実させる観点を挙げ、「透明化」としている。

 $^{^2}$ 2017 年 6 月 1 日に PCAOB により公表された監査基準は、今後、証券取引委員会(SEC)の承認を経て効力を発生することになる。

³ KAM とは、監査人の職業的専門家としての判断において、当期の会計監査において最も重要な事項をいい、統治責任者にコミュニケーションした事項から選択するものとされている。

同時に、参加者からは、

- 財務諸表利用者にとって有用な情報とするためには、KAM として記載すべき項目をどのように選択し、どのような記載内容とすべきか。また、それらの情報はそもそも財務諸表利用者にとってどこまで有用な情報となり得るのか
- KAM を含む監査報告書が円滑に作成、開示されるためには、監査人と企業のそれぞれ、また、両者の間で、どのような手続が必要となるか。KAM に記載された事項について株主総会等で質問を受けた場合の説明責任をどのように果たすのか
- 監査報告書における KAM の開示と企業による開示との関係をどのように整理すべきか、仮に監査人と企業との間で調整が必要となる場合、どのような手続などが必要となるか⁴
- 上記のような手続を踏むことについて、どの程度の追加的な時間を要するのか

といった実務上の課題が提示された。また、「透明化」が各関係者にどのようなメリットをもたらしていくかについても考えていく必要があるとの意見が出された。

「透明化」が期待される意義・効果を十分に発揮するためには、より 幅広い関係者の間で、上記のような課題について、今後、更に具体的な 検討を行っていく必要があると考えられる。

3. 意見交換を踏まえた今後の検討の方向

「透明化」の導入が国際的に進められる中で、我が国においても会計 監査の透明性向上は重要な課題であり、今後、企業会計審議会において、 上記の実務上の課題についての検討を含め、「透明化」について具体的 な検討を進めていくことが期待される。

その際、実務上の課題を抽出するため、日本公認会計士協会が大手監査法人や監査先企業、その監査役等と必要な連携をして、直近の終了した会計監査を対象に、KAM を試行的に作成する取組みを行い、検討に当たっての参考とすることが有益であると考えられる。

以上

_

⁴ KAM の記載に当たっては、企業が既に開示している情報を参照することが想定されている。参照すべき情報が企業によって開示されていない場合であっても、監査人が KAM として記載することは否定されていないが、監査人はまずは企業に必要な開示を促すことが適切であるとされている。

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

Ⅰ 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、①外国監査法人等 (注1) の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり (注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局(以下「当該国当局」という。)が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

- (注1) 公認会計士法(以下「法」という。)第34条の35第1項の規定による届出をした 者
- (注 2) 同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国 の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等 (注3) として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告 徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等:監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等(注 4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等:①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む 業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、 上記情報の任意の提出を求めることとする。

- (注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書(同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む)及び添付書類
- (注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1. において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国 監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われ ているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等に ついて、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査 法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、 1. の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。 この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、 当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、 当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会 が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が 国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類 (注5) に係るものに限定す る。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努 める。

(注 5) 公認会計士法施行令第 30 条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第 34 条の 35 第 1 項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考 として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における 指示(以下「フォローアップ」という。)を行うことを基本とする。当該国当局 による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益 又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該 国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその 指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項につい て是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証 明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品 取引法上有効とはみなされない。

(以上)

諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス

I. 前文

金融庁及び公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、(1)外国 監査法人等¹の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、 (2)情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、(3)相互主 義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告 徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対 する報告徴収及び検査は行わないとしている。

金融庁及び審査会は、パブリックコメントの実施を経て、平成21年9月14日、上記の考え方を「外国監査法人等に対する検査・監督の考え方²」として公表した。この中で、金融庁は、同等性評価を行うに際して、その基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して行うとしていたところであるが、今般、監査制度及び監査監督体制の日本との同等性の評価に関する原則及びその評価の基準をとりまとめたので、これを公表するものである。

II. 同等性評価に際しての原則

諸外国の監査制度及び監査監督体制の同等性については、監督協力の実効性を確保する観点から、以下の5つの原則に基づき判断するものとする。なお、各国の同等性の判断に当たっては、制度の外観で判断するのではなく、制度全体の有効性について勘案し評価を行うこととする。

- ・ 監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有している こと
- 監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること
- 監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること
- 監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること
- ・ 監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠をする ことが許されており、それを行う意思があること

¹公認会計士法第34条の35第1項の規定による届出をした者

² http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20090914-2.html

これらの原則は、金融庁が自ら報告徴収や検査を行う代わりに、外国監督当局との相互依拠に向けた協力体制を構築できるかの観点から検証されるものであって、評価は国毎の監査の質の保証を意図するものではない。

III. 同等性評価の基準

金融庁は同等性評価に際しての原則の適合性を評価する際に参照する事項を明確化すべく、以下の基準を設ける。

1. 監督構造

原則:監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 法的管轄域内において、例えば(1)登録制度、(2)基準の設定、(3)監査の 質に関する検査やレビュー、(4)調査、改善及び処分措置といった、監査監 督の制度があるか。
- 公益のために活動している監査監督当局はあるか。
- 監督当局は、適切な人員構成を有し、適切な責任と権限の綱領を持つか。
- ・監督当局は、運営において監査プロフェッションから独立しているか。その 意思決定機関の過半数は(適切な冷却期間を伴った)監査業務に従事してい ない者でなければならない。
- ・監督当局は適切な財源を持っているか。財源は、監査プロフェッションによる不適切な影響を受けてはならない。
- ・ 監督当局は登録の義務又はその他の手段を通じ、その法的管轄域で監査業務 を提供している監査人又は監査法人等を適切に把握しているか。
- 監督当局は、日本の証券市場で上場又は取引する企業の財務諸表を監査する、 自己の法的管轄域の監査法人等を監督しているか。
- 監督当局は、機密情報の保護のための適切な規定を持つか。
- ・監督当局は自己の活動要領及び成果を適切に公表することにより透明性及び 説明責任を確保しているか。

2. 検査

原則:監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・監督当局は、適用される専門職業基準、独立性要件及びその他法律、規則、 規制の遵守を評価するために、品質管理の方針及び監査手続についての検査 の仕組みを有するか。
- ・検査手続が、監査プロフェッションによる品質管理レビューと連携して行われている場合は、監督当局は、レビューの範囲及び監査調書やレビューに必要なその他の情報への閲覧等、並びにレビューの結果に対するフォローアップといった、主要事項を管理しているか。
- ・監督当局は検査を繰り返し実施しているか。
- ・検査は法人全体のレビュー及び調書のレビューのいずれについても効果的な 手続が含まれることを確保しなければならない。
- ・監督当局は、監査プロフェッションから独立し適切な能力を備えた十分な検 査官を有するか。
- ・検査で発見された事項を監査法人等に通知し、監査法人等が指摘された事項 を改めることを確保する仕組みがあるか。

3. 調査、改善命令及び懲戒処分

原則:監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する 権限を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・監督当局は、法令違反又は運営若しくは監査手続に重大な欠陥が見受けられる場合において、監査人又は監査法人に対する懲戒処分のための調査手続を 実施する権限を有するか。
- ・監督当局は、監査法人等に対し業務改善命令を発出することができるか。
- ・監督当局は、業務停止命令、会計士資格又は登録の取消しといった、一連の 処分を行う権限を有するか。

4. 監査人の資格及び監査基準

原則:監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・監査人の資格を取得するために、適切な資質と職業的能力を要求されるか。
- 適切な監査基準、品質管理基準、倫理規則、独立性要件はあるか。

5. 国際的な監査監督

原則:監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠する ことが許されており、それを行う意思があること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・外国監査法人等の監督に関して、監督当局は外国監査法人等に対する報告徴収又は検査を行う代わりに、外国監査法人等の所属する国の当局が行う監督行為に依拠することが許されているか。
- ・監督当局は、双方の法的管轄域の監査法人等について、日本の監督当局と連携し、情報共有することが可能か。

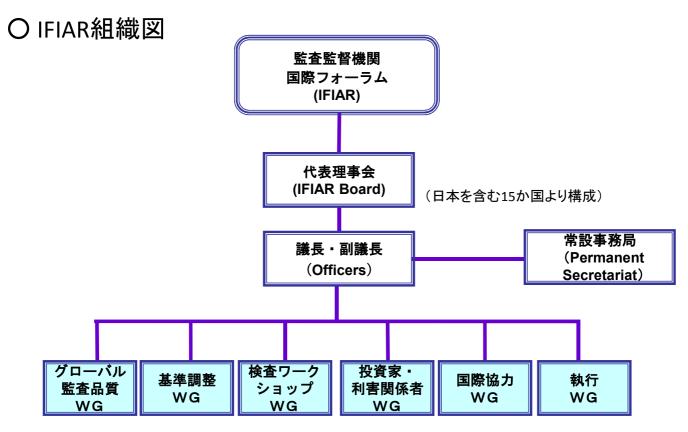
IV. 評価の手続き及び公表

同等性評価の手続きに当たっては、金融庁は外国監査法人等の母国当局に上記基準に関連する質問票を送付する。また、評価の際は外国当局のウェブサイトや IFIAR³のメンバーズアップデート等利用可能な情報も活用する。評価は順次行い、同等性が認められた国については、ウェブサイトでその旨を公表する。

(以上)

³International Forum of Independent Audit Regulators(監査監督機関国際フォーラム)

IFIAR組織構成及び加盟国



※ 常設事務局の事務局長には、カール・レナー(Carl Renner)氏(NZ出身。前英国FRC財務報告ラボ・プロジェクトティレクター)が就任している。

○ IFIAR加盟国(52か国・地域) (平成29年6月末現在) ◆ 欧州(31) ◆ アジア(10) ◆ アフリカ(4) アイルランド、アルバニア、 インドネシア エジプト イギリス、イタリア、 韓国 ボツワナ シンガポール オーストリア、オランダ、 南アフリカ キプロス、ギリシャ、クロアチア、 スリランカ モーリシャス ジブラルタル、スイス、 タイ チャイニーズタイペイ スウェーデン、スロバキア、 スロベニア、スペイン、 日本 ◆ 北米(3) チェコ、デンマーク、 マレーシア アメリカ ドイツ、ノルウェー、 オーストラリア カナダ ハンガリー、フィンランド、 ニュージーランド ケイマン フランス、ブルガリア、 ベルギー、ポーランド、 ◆ 中東(3) ポルトガル、リトアニア、 アブダビ ◆ 南米(1) リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ ドバイ ジャージー、ロシア ブラジル トルコ

※下線を引いてある22か国・地域は多国間情報交換枠組み(IFIAR MMOU)の署名国。

日本IFIARネットワーク Japan Network for IFIAR

背景

- ○監査監督機関国際フォーラム(IFIAR イフィアール)は、我が国に事務局をおく 初の金融関係国際機関となる。
- 〇我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のため我が国産官学 をあげた支援が必要。
- ○誘致過程で支援表明したステークホルダーより、IFIARとの関係強化に強い期待。
- ⇒ 世界の主要な金融資本市場である我が国で活動するステークホルダーによる ネットワークを築き、IFIARとの関係を強化し、IFIAR事務局の活動支援と 我が国における監査品質に関する意識向上を図り、IFIARが目指すグローバルな 監査品質の向上に貢献する。

ネットワークの会員・活動内容

- 〇会員 別紙の各団体
- 〇活動内容
 - ①IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
 - ②我が国における監査に関する議論をIFIAR事務局へインプット
 - ③IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じIFIARにおける 取組みを紹介

日本 IFIAR ネットワーク 会員

【会計監査税務】

- 〇日本監査研究学会
- 〇日本監査役協会
- 〇日本公認会計士協会 日本税理士会連合会
- 〇日本内部監査協会

【経済界】

経済同友会

〇日本経済団体連合会

【金融資本市場】

金融先物取引業協会 国際銀行協会 (IBA) 信託協会 生命保険協会

- ○全国銀行協会第二種金融商品取引業協会投資信託協会日本証券アナリスト協会
- 〇日本証券業協会 日本損害保険協会 日本投資顧問業協会
- 〇日本取引所グループ
- 〇日本IR協議会

【その他】

日本弁護士連合会

【オブザーバー】

東京都

計 22 団体

- (注1) 各分類内で50音順
- (注2) 〇印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属 する会員。計9会員。



平成 28 年 8 月 31 日 金融庁

「金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正(案)」に対する意見募集の結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正(案)」につきまして、平成28年8月1日(月)から平成28年8月5日(金)にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、2の個人及び団体より延べ2件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の 考え方は(別紙1)を御覧ください。

2. 改正の概要

中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の施行・適用に際し、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)の自己資本規制比率の算出にあたり、本規制に基づく当初証拠金について、①受け入れた場合に、自己資本額の控除対象から除外し、②差し入れた場合に、リスク相当額の計算対象から除外する等の措置を講じることとしました。具体的な内容については、(別紙2)~(別紙5)をご参照ください。

3. 公布•施行日

本件の内閣府令及び告示は、本日付で公布され、平成28年9月1日から施行・ 適用されます。

(参考)

また、自己資本比率規制の適用対象となる銀行等については、「自己資本比率規制に関するQ&A」に項目を追加していますので、こちらをご参照ください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表) 監督局証券課 (内線 3255、3358) 総務企画局市場課 (内線 3943)

- (別紙1) コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方
- (別紙2)金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成二十八年内閣府令第二十五号)新旧対照表
- (別紙3)金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)新 旧対照表

- (別紙4)金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九年金融庁告示第五十九号)新旧対照表
- (別紙5)特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成二十二年金融庁告示第百二十八号)新旧対照表



平成 29 年 5 月 17 日 金融庁

「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示 に関する内閣府令」の改正案の公表について

金融庁では、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

1 主な改正内容

政府では、コーポレートガバナンスの強化に関する施策の一環として、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図る取組みを進めているところです。

本件は、このような取組みの一環として、①特定譲渡制限付株式、②パフォーマンスシェア③株式報酬(所定の時期に確定した数の株式を報酬として付与するもの)等による株式の割り当てを行う場合に、役員等に対する報酬の支給の一種であることに鑑み、ストックオプションの付与と同様に、(1)売買報告書の提出制度及び短期売買利益の返還請求制度の適用除外とする改正、(2)有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とする改正を行うものです。

具体的な改正内容については、別紙1、2をご参照ください。

2 施行期日(予定)

改正後の規定は、本年6月下旬以降に公布・施行する予定です。

これらの案について御意見がありましたら、平成29年6月16日(金)12時00分(必着)までに、住所(法人・団体等の場合は主たる事業所の所在地)、氏名(法人・団体等の場合は法人・団体名及び意見提出者の氏名)、連絡先電話番号及び電子メールアドレスを記載の上、郵便又はファックスにより下記送付先にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記 e-Gov ウェブサイトにお寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名(法人・団体等の場合にあっては法人・団体名を含む)については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、(1)個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は(2)法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報は、御意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認さ

せていただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

インターネットによる御意見はここをクリックしてください。 (e-Gov ヘリンク) ■

御意見の送付先

郵便: 〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

- ・(別紙1)金融庁総務企画局市場課
- ・(別紙2) 金融庁総務企画局企業開示課

ファックス:

- (別紙1) 03-3506-6251
- (別紙2) 03-3506-6266

URL: http://www.fsa.go.jp/

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

- (別紙1)総務企画局市場課(内線3609、2644)
- (別紙2)総務企画局企業開示課(内線3665、3802)
- (別紙1) <a>□有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第59号)
 新旧対照表 (PDF: ●KB)
- (別紙2) ②企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和 48 年大蔵省令第5号)新旧 対照表(PDF: ●KB)

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための 銀行法等の一部を改正する法律の概要

平成28年5月25日成立 6月3日公布

金融グループを巡る環境変化、ITの急速な進展等を踏まえた制度面での手当てを行う

金融グループにおける **経営管理の充実**

- 金融グループの経営管理 のあるべき「形態」はグループ ごとに区々であることを前提と しつつ、グループとしての経営 管理を十分に実効的なもの とするため、持株会社等が果 たすべき「機能」を明確化
 - ► グループの経営方針の策定及びその 適正な実施の確保
 - ► グループ内の会社相互の利益相反 の調整
 - ▶グループの法令遵守体制の整備

等

共通・重複業務の集約等
 適じた金融仲介機能の強化

○ 各金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化

持株会社による共通・重複業務の執行

▶ システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

子会社への業務集約の容易化

▶ 共通・重複業務をグループ内子会社 に集約する際の、各子銀行の委託 先管理義務を持株会社に一元化す ることを可能とする

グループ内の資金融通の容易化

► グループ内の銀行間取引について、 経営の健全性を損なうおそれがない 等の要件を満たす場合は、アームズ・ レングス・ルールの適用を柔軟化する

ITの進展に伴う 技術革新への対応

- ITの進展を戦略的に取り込 み、金融グループ全体での柔 軟な業務展開を可能とする
 - ► 金融関連IT企業等への出資の 容易化
 - ▶決済関連事務等の受託の容易化
- ITの進展に対応した、決 済関連サービスの提供の容 易化と利用者保護の確保
 - ► ICチップを利用したプリペイドカード における表示義務の履行方法の 合理化
 - プリペイドカード発行者の苦情処理体制の整備
- 電子記録債権の利便性向上
 - ▶異なる記録機関間でも電子記録 債権の移動が可能となるよう制度 面の手当て

仮想通貨への対応

○ 仮想通貨について、G7サミットにおける国際的な要請等も踏まえ、マネロン・テロ資金対策及び利用者保護のためのルールを整備する

登録制の導入

► 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入

マネロン・テロ資金供与対策規制

▶ 口座開設時における本人確認の 義務付け 等

利用者保護のためのルールの整備

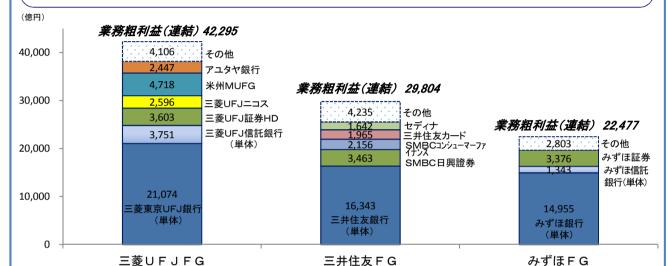
▶利用者が預託した金銭・仮想通 貨の分別管理等のルール整備

\$

銀行法等政府令の改正(金融グループの経営管理の充実)



金融グループの業務のうち、例えば、国内銀行本体による業務からの収益の比重は、低下の傾向

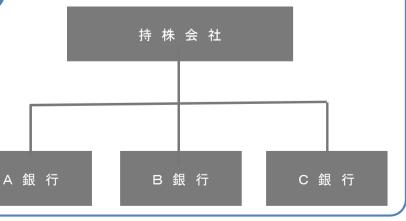


(注)「その他」には、上記以外のグループ会社(海外事業を含む)の業務粗利益のほか、内部取引の調整額を含む。(出典)各グループの平成27年3月期決算説明資料

→ 持株会社を中心とした金融グループ全体の健全性等を、 母国当局が責任を持って監督していくべきとの流れ。

地域銀行グループ

地域金融機関の経営統合では、 持株会社の傘下に複数の銀 行が存在する場合が増加



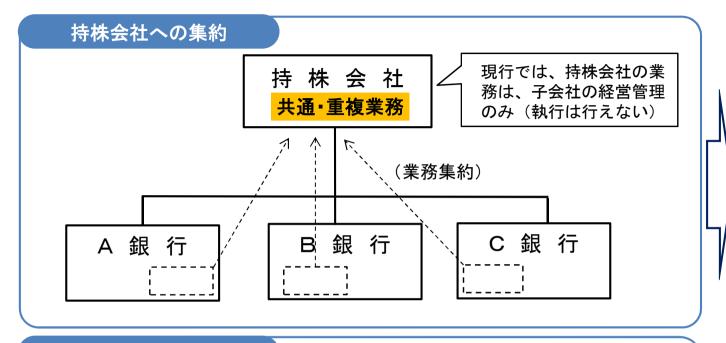
法改正の概要

- 金融グループの経営管理のあるべき「形態」 はグループごとに区々であることを前提としつ つ、グループとしての経営管理を十分に実効 的なものとするため、銀行持株会社(銀行持 株会社が存在しない場合はグループ頂点の銀 行)が果たすべき「機能」を明確化
- ① グループの経営の基本方針その他これに <u>準ずる方針</u>として内閣府令で定めるものの策 定及びその適正な実施の確保
- ② グループ内の会社相互の利益相反の調整
- ③ グループのコンプライアンス体制の整備
- ④ その他グループの業務の健全かつ適切な運営 の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

政府令の概要

- ○「その他これに準ずる方針」として以下を規定
 - ・ 銀行グループの収支、資本の分配、自己資本の充実 その他のリスク管理に係る方針
 - ・ 災害等発生時における、銀行グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針
- ○「内閣府令で定めるもの」として以下を規定
 - 銀行グループの再建計画(G-SIB等)

銀行法等政府令の改正(金融グループ内の共通・重複業務の集約等)



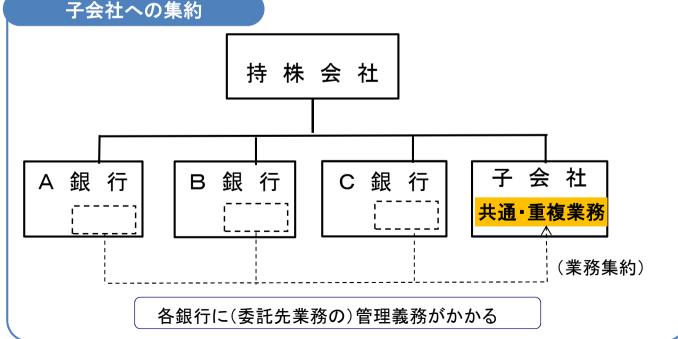
法改正の概要

- システム管理業務や資産運用業務などの グループ内の共通・重複業務について、持 株会社による実施を可能とする
- 共通・重複業務をグループ内子会社に集 約する際の、各子銀行の委託先管理義務を 持株会社に一元化することを可能とする

政府令の概要

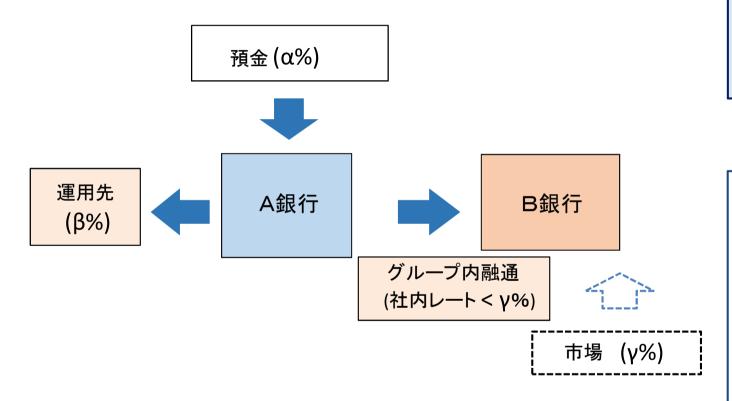
- ○「システム管理義務」や「資金運用業務」 のほか、共通・重複業務の集約が可能な 業務として以下を規定
 - コールセンター業務
 - バックオフィス業務
 - 商品開発業務
 - 福利厚生に関する事務
- 融資審査業務

等



銀行法等政府令の改正(グループ内の資金融通の容易化)

同一持株会社グループ内に、A銀行とB銀行が存在している場合、アームズ・レングス・ルール※に基づく利率とは異なる社内レートで、A銀行の余資をB銀行に融通することを許容してほしいとの声。



※ 銀行がグループ内で取引を行う場合、グループ外の「同一の信用力を持つ者」との間で取引を行う場合の条件より有利な条件での取引を行うことを禁止するもの

法改正の概要

○ 同一持株会社グループ内の銀行間取引に ついて、銀行の経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たすとして当局の承認を受けた場合には、アームズ・レングス・ルールに基づく利率とは異なる社内レートの使用を容認

政府令の概要

- 「経営の健全性を損なうおそれがないことそ の他の内閣府令で定める要件」の内容として、 以下の要件を規定
 - ① アームズ・レングス・ルールによらない取引又は行為の条件を明確に定めていること
 - ② アームズ・レングス・ルールによらない取引又は行為を行うことにより、当該銀行の<u>経営の健</u>全性を損なうおそれがないこと

銀行法等政府令の改正(金融関連IT企業等への出資の柔軟化)

IT分野のイノベーションを取り込む動き

米銀トップの問題意識

欧米銀行では、最近の環境変化が危機感を持って捉えられ、変化に対して戦 略的に応じる動きが広がっている



われわれは、 グーグルやフェイスブック. その他の企業と 競合することになるだろう 2014年5月6日 Euromoney(サウジアラビア)での発言

Google

売上高 598億ドル ユーザー数 5.4億人



売上高 1.709億ドル ユーザー数 8億人

facebook

売上高 79億ドル ユーザー数 12.3億人

ジェイミー・ダイモン・JPモルガン・チェースCEO

所)決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第2回 野村参考人説明資料

オープン・イノベーション(外部連携による革新)の動き

欧米銀行では、ITイノベーションを取り込むことを目的とした、IT・ネット企業等との 戦略的な連携・協働が活発化

TSbank

プラットフォーム開発・サービス提供業者。

Capital One

*Level Money:複数口座の収支管理 や資金計画策定をサポートするスマート フォン用アプリケーション開発・提供業者。

BBVA Compass

·Simple:PCやスマートフォン等専用の銀行サー ビスを提供する業者。

JPMORGAN CHASE & CO.

・Bloomspot: 小売業者向けのポイントプロ グラムの提供・管理システム開発業者。

citi

- •FSV Payment Systems: プリペイドカード・ •PayQuik: 金融機関等向けの送金プラット フォーム開発業者。
 - ・Ecount:小売業者向けのプリペイド・カード・ プラットフォーム開発業者。

SOCIETE GENERALE(仏)

·OnVista:金融情報ポータルサイトの提供業

CRÉDIT AGRICOLE S.A.(仏)

• Fianet SA: インターネット決済に係るセキュリ ティ・システムの開発・提供会社。

Santander (30°4')

- Zed Group: デジタル・マーケティングシステム、モバイル・イン ケーネト決済システム等の開発・提供会社。
- •iZettle: 専用アプリと端末を利用したスマート フォンによるカード決済会社。

BARCLAYS(英)

- ・RS2 Software:銀行、カード会社、小売業者向け のかが決済用ソルウェア開発業者。
- Analog Analytics: 心外が業者や広告代理 店向けのケーポン等の発行・管理システム開発業者。



FLASHiZ:スマートフォンによる決済アプリ開発 及びサービス提供会社。

(出所)決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第10回 翁委員説明資

政府令の概要

法改正の概要

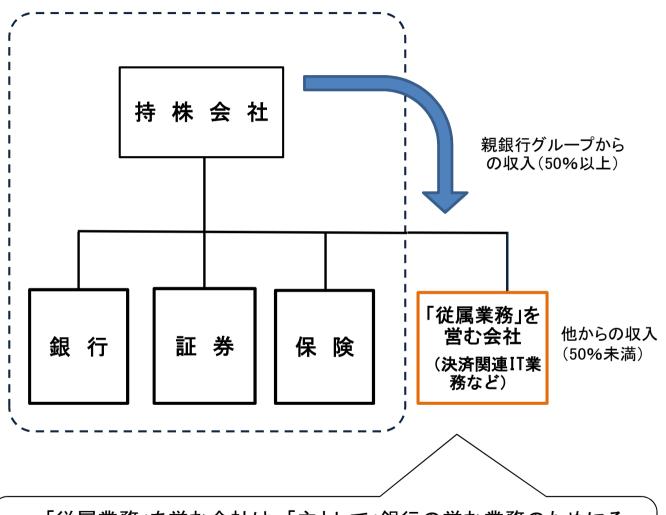
資すると見込まれる業務を営む会社に対

して、当局の認可を得て出資することを可能に

〇 銀行業の高度化・利用者利便の向上に

- 金融関連IT企業等への出資に際しての 認可審査事項に関して、多様な企業への 出資について柔軟な審査を可能とする等 の観点から、以下を規定
- ① 出資元の銀行の財務の健全性
 - 業務・財務・損益の状況が良好か
 - 出資に足る資本があるかどうか
 - 出資額がすべて毀損した場合にも 財産の状況が良好であると見込まれるか
 - 出資後の連結収支が良好に推移すると 見込まれるか
- ② 出資先の業務内容と銀行業務との関係
 - 出資先が業務を的確かつ公正に遂行できるか
 - 銀行業の高度化・利便の向上に資すると 見込まれるか
 - 銀行の業務の健全・適切な運営に支障 をきたす著しいおそれがないか
 - 優越的地位の濫用、利益相反の著しい おそれがないか

銀行法等告示の改正(決済関連事務等の受託の容易化)



「従属業務」を営む会社は、「主として」銀行の営む業務のためにその業務を営むこととされ、親銀行グループからの収入が50%以上であること等が必要(いわゆる「収入依存度規制」)。

法改正の概要

○ システム管理などの業務の受託を容易にするため、従属業務を営む会社に求められる親銀行グループへの収入依存度(50%以上)を緩和

告示の概要

- 既存の従属業務のうち、以下の業務を収入 依存度緩和の対象とする
 - · ATM保守点検業務
 - ・ 他の事業者の事務に係る計算を行う業務
 - ・ システム・プログラムの設計・保守等業務
- 加えて、以下の業務について、上記業務と併せて営まれる場合に、緩和の対象とする
 - 文書作成業務
 - 現金等輸送·集配業務
 - 事務取次業務
- 上記各業務に係る緩和後の収入依存度の 数値については「100分の40」とする

キャッシュアウト

- キャッシュアウトサービスを「現金の払出し」に係る外部委託としてその実施が可能と整理。
- 〇 その実施に必要な体制整備のための規定を設けているが、ATM サービス等の外部委託と同様、適切な業務がなされるよう、情報漏えいの防止や誤認防止等を求めている。

不祥事件届出基準の見直し

- 〇 現金等の紛失時の不祥事件届出に ついて、一律の金額基準(100万円以 上)による届出を廃止。
- 各銀行が特性・規模等を勘案し、業 務管理上重要であるものについて届出 対象とする。

仮想通貨に係る法制度の整備

1. MT GOXの事案について

- 平成26年、ビットコインの交換所であるMT GOX計が破産手続開始(破産手続開始時、約48億円の債務超過)
- 同社代表者は、平成27年、業務上横領(ビットコイン売買のため顧客が預けた資金の着服等)等の容疑で逮捕

2. 国際的な議論の状況

○ FATF (金融活動作業部会) ガイダンス (H27年6月) 「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネロン・ テロ資金供与規制を課すべきである。」

3. 日本における法制度の整備状況

法制度の概要

- 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入
- 利用者の信頼確保のため、利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルールを整備
 - 「■利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
 - ■最低資本金・純資産に係るルール
 - ■当局による報告徴求・検査・業務改善命令、自主規制等
- ■利用者に対する情報提供
- ■分別管理及び財務諸表についての外部監査
- ■システムの安全管理
- ○マネロン・テロ資金供与対策として、口座開設時における本人確認等を義務付け
 - 「■口座開設時における本人確認

■疑わしい取引に係る当局への届出

- ■本人確認記録、取引記録の作成・保存
- 計内体制の整備

消費税の課税関係に関する整理

- これまで、「仮想通貨」は、消費税法上、非課税対象取引と規定されていなかった(消費課税の対象)。
- 消費税法施行令において、資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする改正を 実施(平成29年7月1日施行)

金融機能の安定を確保するための金融機能強化法等の改正法の概要

平成28年11月25日成立 12月2日公布 施行

金融機能強化法

(金融機関等に対する 国の資本参加)

地域経済活性化等の観点から、 金融仲介機能の向上のため、金融 機関等に国が資本参加

株式保有制限法

(銀行等保有株式取得機構 (取得機構)による株式等の買取り)

政策保有株式の削減に伴う株式 等の処分の円滑化のため、取得機構 (銀行等の拠出で設立)が株式等 を買取り

保険業法

(生命保険契約者保護機構 に対する政府補助)

破綻時の資金援助に伴う業界負担により、 生命保険会社の財務が著しく悪化し、保険 業への信頼性の維持が困難となる場合に、 政府補助を可能とするもの

いずれも、平成29年3月末までの時限措置であり、期限が到来



時限措置を5年間延長(平成34年3月末まで)

- (注1)前回は平成24年3月末から5年間延長
- (注2)銀行等保有株式取得機構の存続期限(平成39年3月末まで)についても同様に5年間延長

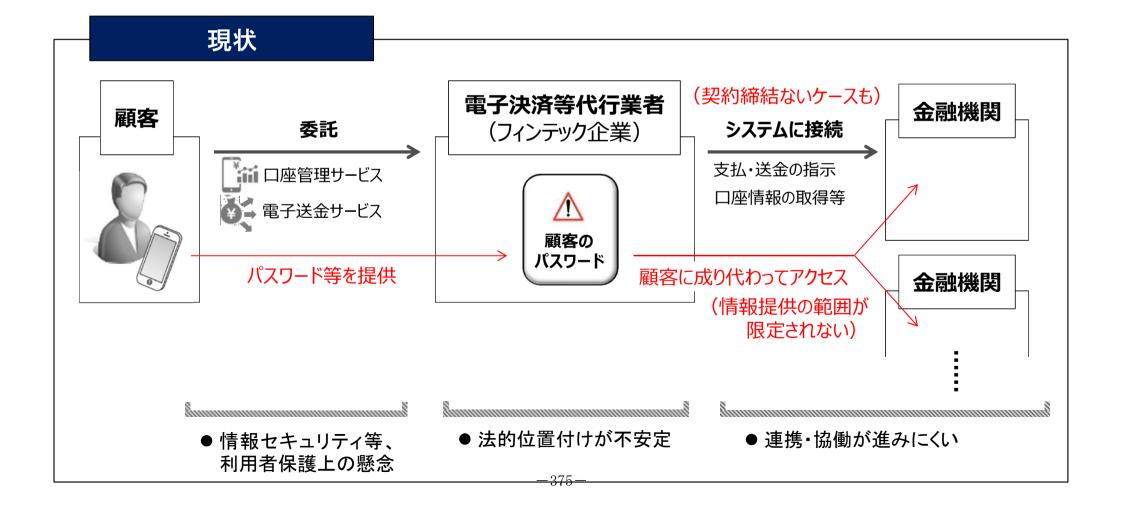
平成29年5月26日成立 6月2日公布

背景•問題意識等

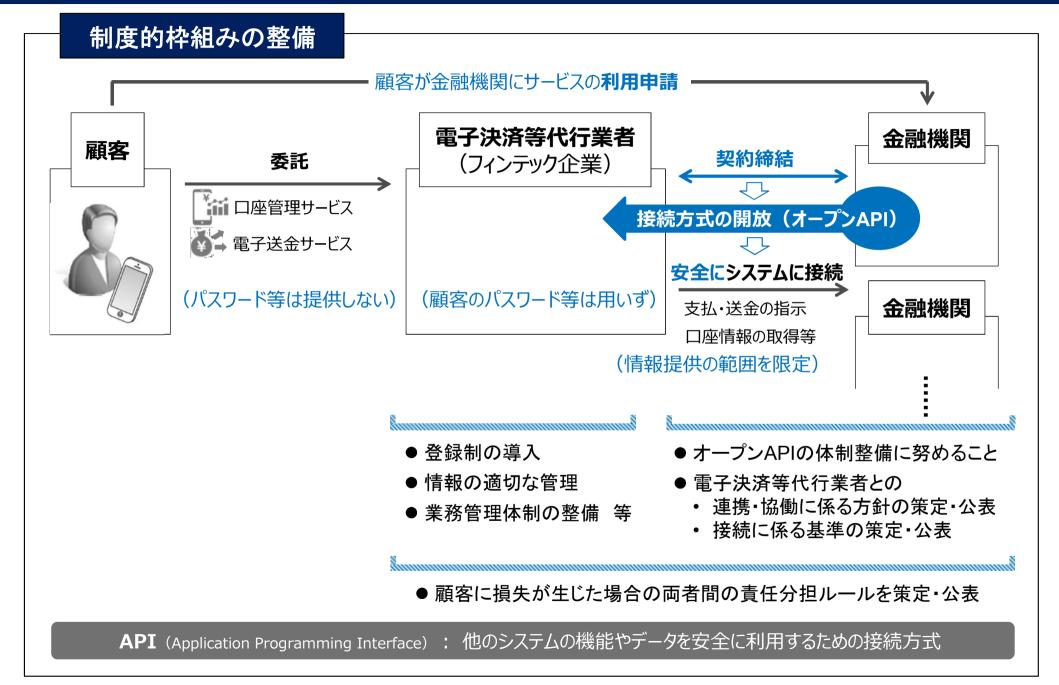
フィンテック(金融×IT)の動きが世界的規模で加速



利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業との オープン・イノベーション(連携・協働による革新)を進めていくための制度的枠組みを整備

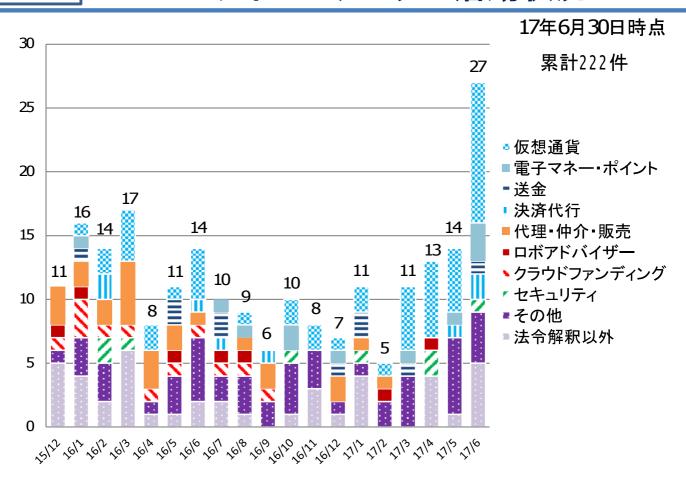


銀行法等の一部を改正する法律の概要②

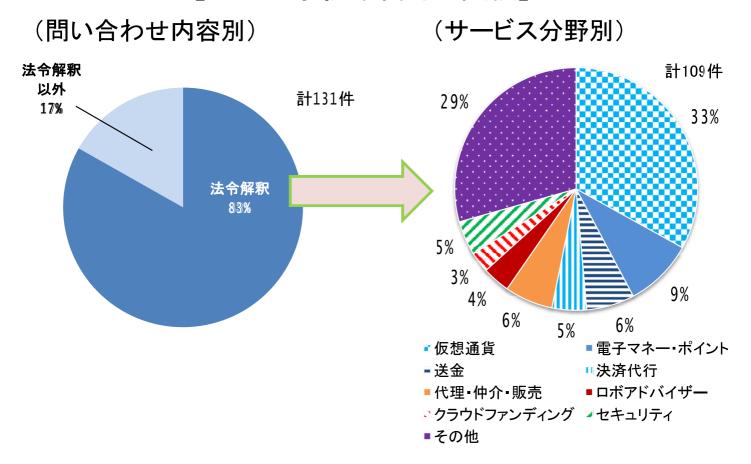


資料 4-4-1

FinTechサポートデスクの活動状況



【平成28事務年度対応実績】



決済高度化官民推進会議について

趣旨

- 決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、 強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要。
- 平成27年12月に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。
- 同ワーキング・グループ報告書で示された課題(アクションプラン)の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、「決済高度化官民推進会議」を設置。

11.	. "
アノ.	/ \ —

猪俣 佳史 (株)栃木銀行取締役経営企画部長 浜 俊明 富士通(株)財務経理本部財務部営業財務部長

岩原 紳作 早稲田大学大学院法務研究科教授(金融審議会会長) 林 和久 イオンアイビス(株)ビジネスサービス本部AS業務部長

内田 貴和 三井物産(株)常務執行役員財務部長 林 尚見 (一社)全国銀行協会企画委員長

内田 満夫 全国信用協同組合連合会システム業務部長 ((株)三菱東京UFJ銀行常務執行役員)

翁 百合 (株)日本総合研究所副理事長 前川 秀幸 多摩信用金庫常勤理事

加藤 正敏 日本商工会議所中小企業振興部長 牧野 秀生 花王(株)会計財務部門 管理部長

木原 眞一 三井住友カード(株)経営企画部部長兼調査室長 山上 聰 (株)NTTデータ経営研究所研究理事グローバル金融ビジネスユニット長

河野 康子 (一社)全国消費者団体連絡会前事務局長 與口 真三 (一社)日本クレジット協会理事 事務局長

古閑 由佳 ヤフー(株)決済金融カンパニー金融事業本部本部長 オブザーバー

小林 寿太郎 金融情報システムセンター企画部長 佐久田 健司 日本銀行決済機構局決済システム課長

高津 典牛 (株)千葉銀行取締役執行役員 日置 重人 財務省大臣官房信用機構課長

滝島 啓介 ウェルネット(株) 取締役執行役員営業部長 **福本 拓也** 経済産業省経済産業政策局産業資金課長

長楽 高志 (一社)日本資金決済業協会専務理事

開催状況

第1回会合(6月8日): 事務局説明、全銀協における取組状況(全銀協・田村委員)

第2回会合(1月11日): 全銀協における取組状況(全銀協・田村委員)、XML・金融EDIに関する取組(経産省・福本オブザーバー)、情報セキュリティに関する取

組(金融情報システムセンター・小林委員)

第3回会合(6月21日): 事務局説明、全銀協における取組状況(全銀協・林委員)、中小企業のフィンテック対応・活用に関する提言(日本商工会議所・加藤委

員)情報セキュリティに関する取組み(金融情報システムセンター・小林委員)、FinTechビジョン(経産省・福本オブザーバー)、外為報

告及び非居住者円送金の見直し(財務省・福島参考人)

資料4-4-3

「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」 メンバー名簿

平成 28 年 5 月 16 日現在

座 長 福田 慎一 東京大学大学院経済学研究科教授

委員伊藤穰一 MITメディアラボ所長

金子 恭規 スカイライン・ベンチャーズ社代表

仮屋薗 聡一 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会会長

郷治 友孝 株式会社東京大学エッジキャピタル代表取締役社長

瀧 俊雄 株式会社マネーフォワード取締役

田中 正明 株式会社三菱東京UFJ銀行上級顧問

仲津 正朗 株式会社Orb代表取締役CEO

松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科准教授

オブザーバー 中山 知章 株式会社三井住友銀行ITイノベーション推進部長(全銀協)

鎌田 沢一郎 日本証券業協会政策本部参与

福本 拓也 経済産業省経済産業政策局産業資金課長 兼 新規産業室長

岩下 直行 日本銀行金融機構局審議役(金融高度化センター長) 兼 決済機構局審議役(FinTech センター長)

(敬称略•五十音順)

フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議について

「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」を設置。FinTechベンチャーの登場・成長が進んでいく環境の実現に向けた方策を検討、及びこうした動きが金融業に与える影響等について議論することを目的。

開催状況について

第1回(平成28年5月16日開催)

MITメディアラボ 所長伊藤 穰一氏 (ダボス会議 (世界経済フォーラム)「グローバルリーダー」、米ビジネス ウィーク誌「アジアのスター50人」等に過去選出)より ブロックチェーン、仮想通貨等について インターネット初期との類似性を念頭に置きつつ、それ らのもたらす影響についてヒアリングを行った。

第2回(6月14日開催)

東大准教授 松尾 豊氏より人工知能の現状とそのもたらす影響、スカイライン・ベンチャーズ社代表 金子 恭規氏より米国シリコンバレーの歴史とエコシステムについてヒアリングを行った。

第3回(10月5日開催)

NTTデータ経営研究所研究理事 山上 聰氏より海外を中心としたデジタルイノベーションの潮流、A.T. カーニーパートナー 佐藤 勇樹氏・矢吹 大介氏より 金融機関における革新的な事業創造についてヒアリングを行った。

各回における発表者(例)

第1回 伊藤 穰一

- ・ MITメディア・ラボ 所長
- ニューヨーク・タイムズ紙、ソニー(株)取締役



(出所)『WIRED』VOL.20「2016年1月号増刊」

第2回 松尾豊

- · 東京大学 准教授
- ・ 国際WWW会議 Web Mining部門 チェア
- ・ 世界人工知能国際会議 プログラム委員



(出所)フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議第2回 松尾委員説明資料

第3回 佐藤 勇樹

- ・ A.T. カーニー パートナー
- ・長期戦略、中期戦略、営業戦略、 新商品戦略、合併・統合、IT戦略、 など幅広い経営課題に関する金融機 関へのコンサルティング経験を持つ。



(出所)A.T. カーニーウェフサイト

背景

フィンテックに代表される金融・IT融合の動きが世界的規模で進展。 金融業・市場に変革をもたらしつつある。

現在の郵送を中心とした本人確認方法は、利用者利便や事業者負担などの観点からフィンテック 時代に合っていない、との指摘。



「FinTech時代のオンライン取引研究会」(FinTech協会・新経済連盟・金融庁の共催)を設置。

フィンテックに対応した効率的な本人確認方法など、フィンテック時代のオンライン取引に係る諸課題に ついて、議論・検討。

フィンテック・サミットの開催(平成28年9月20日~21日)

○ 「FinTech国際ネットワーク」の形成に向けて、各国のフィンテック関係者が参画する「フィンテック・サミット」(金融庁、日本経済新聞社の共催)を開催



【1日目の主なプログラム】

- **・ピッチ・ラン**(フィンテック企業のビジネスコンテスト)
- アイディア・キャンプ(学生によるフィンテック・アイデアコンテスト)
- ・レセプション・ディナー(根本匠自民党金融調査会会長によるスピーチ等) 【2日目の主なプログラム】
- •開会挨拶

麻生太郎(副総理・財務大臣・金融担当大臣)、岡田直敏(日経新聞社社長)

・アジアの金融とフィンテック

ソプネンデュ・モハンティ(シンガポールMAS FTIG長)、ファリダ・ペランジナンジン(インドネシア中央銀行 決済システム制度課長)、谷崎勝教(三井住友FG取締役)、田中正明(PwCインターナショナルシニアグローバルアドバイザー/モデレーター)

・ブロックチェーン時代の夜明け

松尾真一郎(MITメディア・ラボ研究員)、リカルド・コレイア(R3 APAC Products and Lab代表)、ダイアナ・ビッグス(Proof of Purpose CEO)、村林聡(三菱UFJFG専務執行役員)、山岡浩巳(日本銀行決済機構局局長/モデレーター)

- 伝統的金融機関の戦略

アンシュ・ジェイン(前ドイツ銀行共同CEO、SoFi顧問)、佐藤康博(みずほFG CEO)、岩下直行 (日本銀行FinTechセンター長)、トム・ブライスワイト(FT社/モデレーター)

・公的セクターの役割と今後の課題

ショール・デイビッド(英国国際通商省)、ピエール・グラメーニャ(ルクセンブルク財務大臣/ビデオレター出演)、森下哲朗(上智大学法科大学院教授)、松尾元信(金融庁総務企画局参事官)、翁百合(日本総合研究所副理事長/モデレーター)

•閉会挨拶

森信親(金融庁長官)



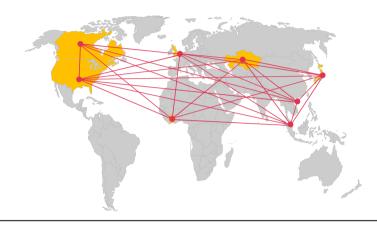




ブロックチェーン技術の活用について、各国の金融当局・研究者らと国際共同研究を立ち上げることとし、平成29年3月10日、準備会合を東京で開催

主な参加者

- 国内から、金融庁、日本銀行、東京大学らが参加
- 海外から、米国MITメディア・ラボ、カナダ中銀、シンガポールMAS(金融管理局)、香港の研究者らが参加



今後の実証実験の概要

実験用ネットワークの構築

各国間で、ブロックチェーン 技術を用いた実験用のネットワークを構築

実験的な取引の実施

構築したネットワークを使って、国際送金など、実際の 金融取引を実証実験

検証•検討

取引データを収集し、利用者 保護上のリスクへの対応な ど、研究課題について検討

研究課題の例

- 〇 利用者保護上のリスクへの対応
- 〇 プライバシー・機密性の確保
- ブロックチェーンを決済システム等に活用した場合の処理能力の確保 等

- (注1) FCA: Financial Conduct Authority(金融行為規制機構) 2017年3月8日書簡交換
- (注2) MAS: Monetary Authority of Singapore(金融管理局) 同年3月10日書簡交換
- (注3) ASIC: Australian Securities & Investments Commission (オーストラリア証券投資委員会) 同年6月23日書簡交換

協力枠組みの概要

- 1 フィンテック企業の相互紹介
- 〇 自国のフィンテック企業を相手国当局に紹介

海外進出に際して、 相手国当局からサポートを受けることを可能に

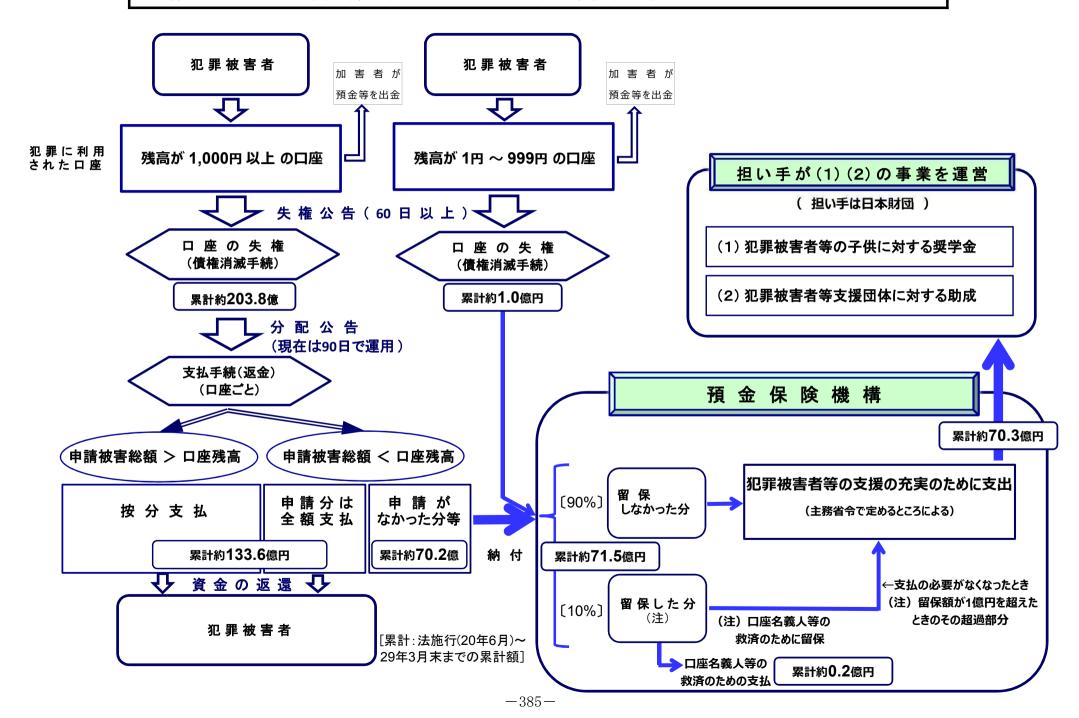
- 2 フィンテック企業に対する支援の提供
- フィンテック企業の支援に特化した窓口の提供
- 許認可申請前のサポート
- 〇 許認可申請中の手続きの支援や担当職員の紹介 等

3 当局間の情報共有



(参考) 英国FCA、シンガポールMAS及び豪ASICとの間でも、お互いに同様の協力枠組みを構築済み

振り込め詐欺救済法の制度概要 (平成29年3月末時点)



「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書の概要(平成28年3月17日)

預保納付金事業の見直し

奨学金事業

現行

- ▶ 無利子貸与、返済期間は30年以内
- ▶ 貸与対象は高校生から大学院生

状況等

- ➤ これまでの借り手の経済状況を見ると、低所得者 層が多く、奨学生の数は低調
- ⇒〔要望〕貸与制から給付制へ変更すべき

✓ 貸与制から給付制へ移行

- 給付水準
- ▶ 大学生について、国立大学の授業料を賄える水準 同大学生:5万円、大学院生:5万円、 額高校生:2.5万円(私立)、1.7万円(国公立)
- ▶ 入学時に一時金を支給(大学生は30万円)
- 受給資格
- ▶ 犯罪被害者等の子供(高校生から大学院生)であって、学費の支弁が困難となった者

団体助成事業

現行

- ▶ 支援団体の財政基盤を支える仕組みをつくる事業 (ファンドレイジング担当者の雇用等)
- ▶ 資機材を整備する事業(相談室の資機材の調達等)
- ▶ 相談・面談等により、支援の充実を図る事業

状況等

- ▶ 相談員等の人件費は助成対象外
- ⇒〔要望〕支援団体における既存の支援体制や24時間365日対応に向けた新たな相談受理体制に関し、 次世代の育成に必要な人件費も助成すべき

✓ 相談員の育成に対する助成

- 既存の支援体制への支援
- ▶ 相談員の育成費(雇用経費)を助成対象に追加
- 新たな相談受理体制への支援
- ≫ 新たな相談受理体制の整備に伴って必要となる相談員について、その育成に必要な費用(雇用経費)を助成

犯罪被害者等の支援の一層の充実

(注)上記のほか、金融機関等において、振り込め詐欺等の未然防止に向けた取組みを継続するとともに、被害者に対する返金率の維持・向上に向けた取組みを継続 -386-

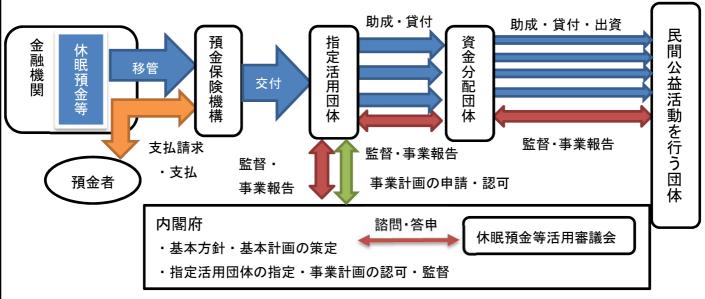
民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 概要

1 法律の背景

- 〇休眠預金等:預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等
 - ⇒毎年 1,200 億円程度発生 (その後 500 億円程度が払戻し) (平成 25~27 年度)
- ○預金等の性質(①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用)に鑑みると、<u>預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一</u>般に還元すべき。

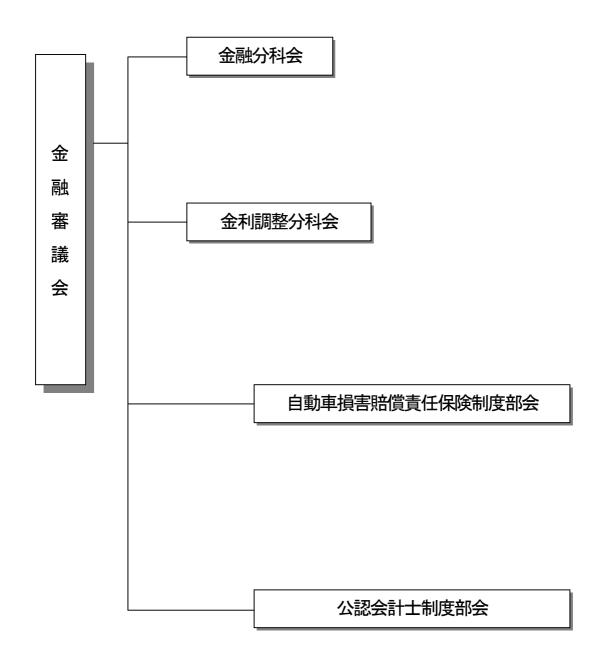
2 法律の概要

- ①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第16条・第17条】
 - 〇休眠預金等を、<u>民間公益活動</u>(人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が 見込まれる中で<u>国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ること</u> <u>を目的として民間の団体が行う公益に資する活動(①子ども及び若者の支援、②日常生活等</u> <u>を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動)</u>であって、 これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの)の促 進に活用
 - 〇民間公益活動の<u>自立した担い手の育成</u>及び<u>民間公益活動に係る資金を調達することができる</u> 環境の整備を促進する。
 - ○預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、<u>多様な意見が適切に反映される</u>ように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
 - ○大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。
 - ○<u>複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、</u>社会の諸課題を解決するための<u>革新的な手法の開発を促進</u>するための<u>成果に係る目標に着目した助成等</u>その他の効果的な活用の方法を選択することにより、<u>民間の団体の創意と工夫が十分に発揮される</u>ように配慮する。
 - ○宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外
- ②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節(第3条~第8条)並びに第3章第2 節(第18条・第19条)、第3節(第20条~第34条)及び第4節(第35条~第41条)】



○預金者等であった者は、預金保険機構(委託を受けた金融機関)に対し、申出に基づき<u>休眠預</u> 金等代替金(元本+利子相当額)の支払を請求することができる。【第7条第2項】

金融審議会の構成



金融審議会委員名簿

平成29年3月3日現在

会 長 岩原 紳作 早稲田大学大学院法務研究科教授

会長代理 神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授

委員 秋池 玲子 ボストン コンサルティング グループ

シニアパートナー&マネージングディレクター

朝田 照男 丸紅株式会社取締役会長

伊藤 元重 学習院大学国際社会科学部教授

翁 百合 株式会社日本総合研究所副理事長

沖野 眞已 東京大学大学院法学政治学研究科教授

川口 恭弘 同志社大学大学院法学研究科教授

川島 千裕 日本労働組合総連合会総合政策局長

佐々木 百合 明治学院大学経済学部教授

志賀 俊之 株式会社産業革新機構代表取締役会長(CEO)

日産自動車株式会社取締役副会長

田島 優子 弁護士(さわやか法律事務所)

永沢 裕美子 Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長

原田 喜美枝 中央大学商学部教授

福田 慎一 東京大学大学院経済学研究科教授

山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科教授

家森 信善神戸大学経済経営研究所教授

[計17名]

(敬称略・五十音順)

「市場ワーキング・グループ」 メンバー名簿

平成 28 年 12 月 22 日現在

座 長 神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授

委員 ※ 有田 浩之 ブラックロック・ジャパン株式会社代表取締役専務

池尾 和人 慶應義塾大学経済学部教授

※ 上田 亮子 株式会社日本投資環境研究所主任研究員

※ 上柳 敏郎 弁護士(東京駿河台法律事務所)

大崎 貞和 野村総合研究所主席研究員

※ 鹿毛 雄二 ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社特別顧問

加藤 貴仁 東京大学大学院法学政治学研究科准教授

神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

※ 神戸 孝 FP アソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役

黒沼 悦郎 早稲田大学大学院法務研究科教授

※ 島田 知保 専門誌「投資信託事情」発行人兼編集長

※ 竹川 美奈子 LIFE MAP, LLC 代表

※ 佃 秀昭 エゴンゼンダー株式会社代表取締役社長

永沢 裕美子 Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長

※ 濱口 大輔 企業年金連合会運用執行理事

林田 晃雄 読売新聞東京本社論説副委員長

福田 慎一 東京大学大学院経済学研究科教授

宮本 勝弘 新日鐵住金株式会社常務執行役員

※ 横山 邦男 日本郵便株式会社代表取締役社長

オブザーバー 消費者庁 財務省 日本銀行

日本取引所グループ 日本証券業協会 投資信託協会

日本投資顧問業協会 信託協会 全国銀行協会

生命保険協会 国際銀行協会

(敬称略・五十音順)

(※印はテーマに応じてご出席頂く委員)

市場・取引所やそれを取り巻く環境の変化

国民の安定的な資産形成の重要性の高まり

情報技術の進展等の市場・取引所における環境変化

顧客本位の業務運営

金融商品の販売、助言、商品開発等を行う全ての金融事業者が、創意工夫を発揮し、顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムを実現するため、以下の取組みを行う。

① 当局による「顧客本位の業務運営に関する原則」 の策定、金融事業者に対する受け入れの呼びかけ

プリンシプル ベースの アプローチ

【原則に盛り込むべき事項】

- I. 顧客本位の業務運営に係る方針の策定·公表等
- Ⅱ. 顧客の最善の利益の追求
- Ⅲ. 利益相反の適切な管理

Ⅳ. 手数料等の明確化

- V. 重要な情報の分かりやすい提供
- VI. 顧客にふさわしいサービスの提供
- Ⅲ. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等
- ② 金融事業者による原則への取組方針 や取組状況の策定・公表

顧客本位の業務運営の「見える化」

- ③ 顧客の主体的な行動による、②で示された情報等に基づく、より良い取組みを行う金融事業者の選択
- 4 当局によるモニタリング

ベストプラクティス を目指した対話

資産形成におけるETFの活用

少額でも分散投資が可能なETF(上場投資信託)が国民の安定的な資産 形成により活用されるよう、市場の流動性向上や認知度の向上等の取組 みを関係者に促す。

取引の高速化への対応

株式等の高速取引を行う投資家に対する登録制を導入し、必要な体制整備・リスク管理義務を課し、当局がその取引実態等を確認できる枠組みを整備する。

体制整備・リスク管理に係る措置

- ▶ 取引システムの適正な管理・運営
- ▶ 適切な業務運営体制の確保 等

当局への通知・情報提供に係る措置

- ▶ 高速取引を行うことの通知
- ▶ 取引戦略の届出
- ▶ 取引記録の作成・保存 等

取引所グループの業務範囲

システム開発業務等グループ内の共通・重複業務を取引所本体に 集約可能にするとともに、FinTechの動き等を踏まえ取引所グループ の業務範囲の考え方を柔軟化

市場間競争と取引所外の取引

取引所外取引の担い手であるPTS(私設取引システム)における信用取引について、過当投機防止を図る適切なスキームの構築等を前提に容認

「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」メンバー名簿

平成28年12月7日現在

座 長 黒沼 悦郎 早稲田大学法学学術院教授

メンバー 青 克美 (株)東京証券取引所執行役員兼上場部長

上柳 敏郎 弁護士(東京駿河台法律事務所)

大崎 貞和 (株)野村総合研究所主席研究員

奥野 一成 農林中金バリューインベストメンツ (株) 常務取締役 (CIO)

加藤 貴仁 東京大学大学院法学政治学研究科准教授

神山 健次郎 東レ(株) IR室・広報室・宣伝室担当兼IR室長

神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

康 祥修 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント

(株)取締役会長

三瓶 裕喜 フィデリティ投信(株)ディレクター・オブ・リサーチ

寺口 智之 日本証券業協会 自主規制会議 会員委員

(野村證券 (株) 代表執行役)

永沢 裕美子 Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長

真野 雄司 三井物産(株) IR部長

柳澤 祐介 東京海上アセットマネジメント (株)株式運用部長兼投資

調査グループリーダー

オブザーバー 日本証券業協会

(敬称略•五十音順)

フェア・ディスクロージャー・ルール

企業が、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供した場合、速やかに他の投資家にも公平に情報提供することを求めるもの

- 近年、上場企業が証券会社のアナリストに未公表の業績に関する情報を提供し、当該証券会社が当該情報を 顧客に提供して株式の売買の勧誘を行っていた事例が複数発覚
- 欧米やアジアの主要市場では、フェア・ディスクロージャー・ルールは既に導入済み
- ⇒ 我が国でもフェア・ディスクロージャー・ルールの導入が必要
 - 全ての投資家が安心して取引できる市場環境を整備
 - 「早耳情報」に基づく短期的なトレーディングではなく、公平に開示された情報に基づく中長期的な視点に立った 投資を促す

報道機関、取引先

対象外

証券アナリスト等



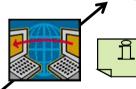
未公表の決算 情報などを伝達

- ・企業戦略に係る対話
- ・工場見学での説明等は対象外

企業 IR部門



その他の投資家



ホームページ等で速やかに公表

公表がなされない場合

公表を促す

⇒それでも適切な対応が取られない場合 行政的に指示・命令

「金融制度ワーキング・グループ」メンバー名簿

平成 28 年 12 月 27 日現在

座 長 岩原 紳作 早稲田大学大学院法務研究科教授

東京大学名誉教授

メンバー 岩倉 正純 ユーシーカード株式会社経営企画部 部長

翁 百合 株式会社日本総合研究所副理事長

加毛 明 東京大学大学院法学政治学研究科准教授

神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

古閑 由佳 ヤフー株式会社決済金融カンパニー金融事業本部長

関 聡司 楽天株式会社執行役員渉外室ジェネラルマネージャー

田村 直樹 株式会社三井住友銀行常務執行役員

長楽 高志 一般社団法人日本資金決済業協会専務理事

永沢 裕美子 Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長

福田 慎一 東京大学大学院経済学研究科教授

舩津 浩司 同志社大学法学部教授

松井 秀征 立教大学法学部法学科教授

森下 哲朗 上智大学法科大学院教授

與口 真三 一般社団法人日本クレジット協会理事 事務局長

オブザーバー 竹林 俊憲 法務省民事局参事官

日置 重人 財務省大臣官房信用機構課長

林 新一郎 日本銀行金融機構局審議役

(敬称略·五十音順)

金融審議会・金融制度ワーキング・グループ。報告の概要

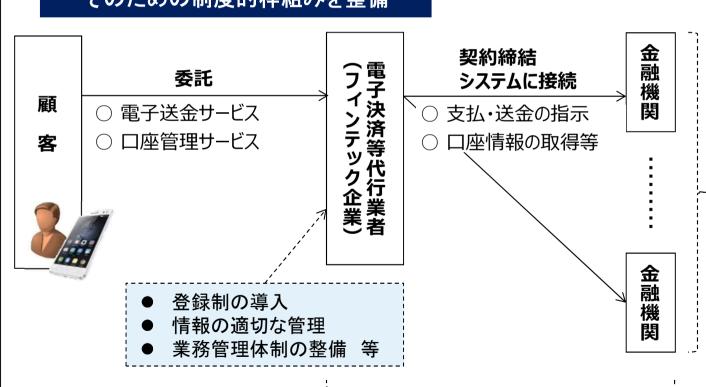
背景•問題意識等

FinTech(金融×IT)が 世界的規模で加速



利用者保護を確保しつつ、金融機関とFinTech企業とのオープン・イノベーション(連携・協働による革新)を進めていく必要

そのための制度的枠組みを整備



- 顧客の安全を確保しつつ、幅広い FinTech企業が金融機関のシステム に接続できるよう、プログラムを提供 (オープンAPI)
- ⇒ FinTech企業との接続に係る基準 を策定・公表

X API: Application Programming Interface

● 顧客に損失が生じた場合の両者間の責任分担ルールを策定・公表

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(平成29年1月19日現在)

会 長 落合 誠一 東京大学名誉教授

委員 相原 康伸 全日本自動車産業労働組合総連合会会長

秋 田 進 一般社団法人日本自動車会議所保険委員会委員長

甘利 公人 上智大学法学部教授

古 笛 恵 子 弁護士

鈴 木 共 子 NPO法人いのちのミュージアム代表理事

高 荒 栄 一 全国共済農業協同組合連合会代表理事専務

髙 松 伸幸 全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長

田島 優子 弁護士

中林 真理子 明治大学商学部教授

堀 本 修 平 損害保険料率算出機構専務理事

森 正 三 一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長

山本 眞弓 弁護士

特別委員 桑山 雄次 全国遷延性意識障害者・家族の会代表

野 尻 俊 明 流通経済大学学長

藤田 友敬 東京大学大学院法学政治学研究科教授

松 本 純 一 公益社団法人日本医師会常任理事

矢 代 降 義 一般社団法人日本自動車連盟会長

唯根 妙子 一般財団法人日本消費者協会専務理事

(敬称略・五十音順)



平成 29 年 1 月 19 日 金融庁

第136回・第137回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

- 1. 平成29年1月12日午前10時00分から第136回自動車損害賠償責任保険審議会、本日午前10時00分から第137回自動車損害賠償責任保険審議会、それぞれが開催されました。
- 2. 第 136 回自動車損害賠償責任保険審議会においては、平成 28 年度料率検証結果の報告が行われました。報告された損害率(※1) は次のとおりです。

(単位:%)

		(年四.70)					
契約年度	平成 28 年度	平成 29 年度					
前回(平成 25 年 4 月) 改定時予定損害率	100. 2						
平成 28 年度検証結果 による損害率	94. 7	94. 3					

(※1) 損害率=(支払保険金/収入純保険料)×100

審議の結果、今後の料率のあり方については、次の2点を踏まえて、平成29年度より、自賠 責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示されました。

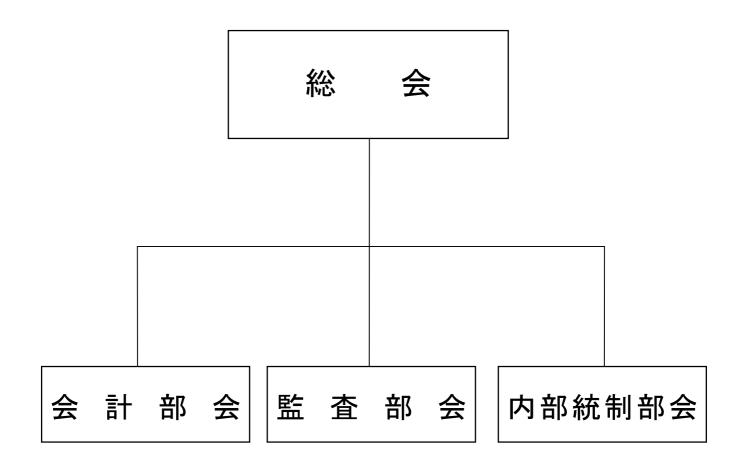
- ・2年度連続で、損害率が現行料率の予定損害率を下回る水準の料率検証結果となり、保険 収支が黒字傾向であるほか、予定損害率と損害率との乖離幅が昨年度の料率検証結果よりも 拡大していること
- ・このことから、運用益積立金を考慮した累計収支残の更なる拡大が今後見込まれること
- 3. 第 137 回自動車損害賠償責任保険審議会においては、前回審議会で示された方向性に沿って、 損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われました。 審議の結果、新たな基準料率を本年4月1日より適用することなどについて了承されました。
- 4. 新たな基準料率は、全車種等の平均で 6.9%の引下げ(現行基準料率比)となります。 例えば、自家用乗用自動車 2 年契約の保険料(※2)は、25,830円となります。(現行基準料率の同契約の保険料は 27,840円で、現行基準料率比で 7.2%の引下げとなります) (※2)離島以外の地域(沖縄県を除く)

(参考) 諮問に対しての答申、議事要旨、及び議事録については後日公表します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表) 監督局保険課(内線 3375、3342)

企業会計審議会の組織



		平成29年6月19日現在
	(消費者行政機関等) 消費者庁消費者教育・地方協力課長 国民生活センター相談情報部長 東京都消費生活総合センター所長 日本司法支援センター本部第一事業部長 兼 第一事業部情報提供課長	金 子 浩 之 鈴 木 基 代 工 藤 穣 治 菅 沼 友 子
	(消費者団体) 全国消費者団体連絡会事務局次長 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問 全国消費生活相談員協会主任研究員	小林 真一郎 唯 根 妙 子 樋 山 昌 子
	(指定紛争解決機関) 全国銀行協会金融ADR部長 信託協会信託相談所長 生命保険協会生命保険相談室長 日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長 保険オンブズマン専務理事 日本少額短期保険協会事務局長 証券・金融商品あっせん相談センター長 日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長	阿岡酒村小小三遠 耕康宏嘉幸武 清本巻田野泉 森藤 藤
	(業界団体・自主規制機関) 全国信用金庫協会業務管理部長 全国信用組合中央協会しんくみ相談所長 全国労働金庫協会経営企画部長 日本商品先物取引協会相談センター長 農林中央金庫総合企画部部長(農漁協系統金融機関代表) 不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長 日本資金決済業協会事務局長	阿加 関原 関加 財原 関 田 ロ 東
	(弁護士) 東京合同法律事務所 西村あさひ法律事務所	坂 勇 一 郎 森 倫 洋
【座長代理】	(学識経験者) 早稲田大学研究院教授 東京大学大学院法学政治学研究科教授 一般社団法人メディエーターズ代表理事 上智大学法科大学院教授 ー橋大学大学院法学研究科教授	犬 飼 重 眞 仁 已 子 朗 声 本 和 本
	(金融当局) 金融庁総務企画局企画課長 金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長 金融庁監督局総務課長 経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐 厚生労働省労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐 国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室長総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長 農林水産省経営局金融調整課組合金融指導官	佐橋伊湯高伊牛志藤本野浅橋 夏智達 人夫关洋士靖生弘夫
	(事務局) 金融庁総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室長	〔計37名〕 西 原 浩
		〔合計38名〕
		(敬称略、順不同)

[※] 弁護士・学識経験者委員は、審議会一般の取扱いに準じ、「任期2年、連続10年まで再任可」 との運用を行う。

第52回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時:平成29年2月22日(水) 10:00 ~ 12:00

◇場所:中央合同庁舎第7号館13階 共用第1特別会議室

議事次第

- I. 開会
- Ⅱ. 委員紹介
- Ⅲ. 各指定紛争解決機関の業務実施状況(平成28年度上半期)
- Ⅳ. トラブルの未然防止のためのフィードバック
- V.「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
- VI. 「金融ADR連絡協議会(第9回)」の概要報告
- Ⅷ. 閉会

<u>指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況</u> <u>(平成28年4月1日~平成28年9月30日)</u>

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

		(1)苦情奴	D理手続(牛数(当期	の状況)			(2)苦情処	理手続の紹	終了事由別	の内訳件	数(当期の	既済事件)		(3)苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。) の所要期間(当期の既済事件)					
(指定紛争解決機関名)	前期の 未済件数	当期の 受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の 既済件数	当期の 未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計	
全国銀行協会	319	714	41%	1,033	776	257	0	427	82	0	34	0	233	776	300	235	163	78	776	
信託協会	2	0	増減なし	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	2	
生命保険協会	200	503	▲8%	703	441	262	0	248	151	0	1	0	41	441	143	157	108	33	441	
日本損害保険協会	1,518	2,232	▲9%	3,750	2,181	1,569	0	1,832	130	0	183	0	36	2,181	557	841	355	428	2,181	
保険オンブズマン	48	154	25%	202	168	34	2	100	0	0	66	0	0	168	76	66	26	0	168	
日本少額短期保険協会	15	39	▲24%	54	41	13	0	27	13	0	0	0	1	41	9	22	7	3	41	
証券・金融商品 あっせん相談センター	57	528	11%	585	548	37	0	476	72	0	0	0	0	548	412	120	15	1	548	
日本貸金業協会	12	32	▲64%	44	38	6	0	30	4	0	4	0	0	38	23	10	3	2	38	
合計	2,171	4,202	▲1%	6,373	4,195	2,178	2	3,142	452	0	288	0	311	4,195	1,520	1,452	677	546	4,195	

(注)計数は速報値である。

【凡例】

○不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。

○解 決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。

○移 行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。

○不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。

○不 調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。

○移 送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。

○その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況 (平成28年4月1日~平成28年9月30日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

		(1)紛争的	解決手続件	‡数(当期	の状況)			(2)紛	争解決手網	続の終了事		(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。) の所要期間(当期の既済事件)								
							成	立			成立	以外								
(指定紛争解決機関名)	前期の 未済件数	当期の 受付件数	前年 同期比	受付件数計	当期の 既済件数	当期の 未済件数	和解	特別 調停	見込み なし	双方の 離脱	一方の 離脱	不応諾	移送	その他	計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	70	89	78%	159	77	82	37	0	36	0	4	0	0	0	77	0	7	35	35	77
信託協会	1	0	増減なし	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
生命保険協会	158	166	4%	324	151	173	11	47	92	0	1	0	0	0	151	3	29	80	39	151
日本損害保険協会	233	266	1%	499	288	211	115	0	163	0	9	0	0	1	288	1	51	146	90	288
保険オンブズマン	10	14	40%	24	17	7	8	0	8	0	1	0	0	0	17	1	2	10	4	17
日本少額短期保険協会	2	13	1,200%	15	7	8	0	4	0	2	0	1	0	0	7	1	1	3	1	6
証券・金融商品 あっせん相談センター	36	72	64%	108	85	23	41	0	38	0	1	0	0	5	85	0	56	28	1	85
日本貸金業協会	12	10	100%	22	17	5	7	0	5	0	5	0	0	0	17	0	7	6	4	17
合計	522	630	18%	1,152	643	509	219	51	343	2	21	1	0	6	643	6	153	309	174	642

(注)計数は速報値である。

【凡例】

○和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。

○特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。

- ○見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。

┆○双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。

○一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。

□ ○不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。

- □ ○ 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。

○そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

第 53 回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時:平成29年6月19日(月) 10:00 ~ 12:00

◇場所:中央合同庁舎第7号館13階 共用第1特別会議室

議事次第

I. 開会

Ⅱ. 委員紹介

Ⅲ. 各指定紛争解決機関の業務実施状況(平成28年度)

Ⅳ. より柔軟な紛争解決に向けた取組み(特に不受理・不成立事案から見える課題点)

V.「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

VI.「金融ADR連絡協議会(第10・11回)」の概要報告

Ⅷ. 閉会

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況 (平成28年4月1日~平成29年3月31日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

		(1)苦情		(2)苦情処	理手続の	終了事由別	の内訳件数	数(当期の	既済事件)		(3)苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。) の所要期間(当期の既済事件)								
(指定紛争解決機関名)	前期の 未済件数	当期の 受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の 既済件数	当期の 未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	319	1,362	9%	1,681	1,482	199	0	889	176	0	82	0	335	1,482	562	468	314	138	1,482
信託協会	2	1	▲ 75%	3	2	1	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	2
生命保険協会	206	1,037	2%	1,243	976	267	0	550	339	0	2	0	85	976	310	316	268	82	976
日本損害保険協会	1,518	4,412	▲ 5%	5,930	4,408	1,522	0	3,742	240	1	363	0	62	4,408	1,127	1,631	738	911	4,407
保険オンブズマン	48	310	19%	358	312	46	4	181	6	0	120	0	1	312	134	132	46	0	312
日本少額短期保険協会	15	80	▲ 12%	95	79	16	0	48	24	0	0	0	7	79	25	35	13	6	79
証券・金融商品 あっせん相談センター	57	1,008	▲11%	1,065	1,036	29	0	893	143	0	0	0	0	1,036	783	205	43	5	1,036
日本貸金業協会	12	73	▲ 47%	85	80	5	0	64	10	0	6	0	0	80	54	14	10	2	80
合計	2,177	8,283	▲3%	10,460	8,375	2,085	4	6,369	938	1	573	0	490	8,375	2,995	2,802	1,432	1,145	8,374

(注1)各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2)計数は速報値である。

【凡例】

- ○不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- ○解 決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- ○移 行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- ○不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- ○不 調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- ○移 送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- ↓○その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況 (平成28年4月1日~平成29年3月31日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

		(1)紛争解	<mark>探決手続</mark> 信	件数(当其	明の状況)			(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。) の所要期間(当期の既済事件)					
							成	立			成立	以外									
(指定紛争解決機関名)	前期の 未済件数	当期の 受付件数	前年 同期比	受付件数計	当期の 既済件数	当期の 未済件数	和解	特別 調停	見込み なし	双方の 離脱	一方の 離脱	不応諾	移送	その他	計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計	
全国銀行協会	70	193	56%	263	175	88	80	0	73	0	22	0	0	0	175	1	27	67	80	175	
信託協会	1	0	▲200%	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	
生命保険協会	158	355	14%	513	315	198	20	83	205	0	7	0	0	0	315	10	59	165	81	315	
日本損害保険協会	236	503	▲ 5%	739	533	206	215	0	290	0	26	1	0	1	533	4	104	272	152	532	
保険オンブズマン	10	32	33%	42	31	11	13	0	13	1	3	0	0	1	31	1	11	14	5	31	
日本少額短期保険協会	2	24	300%	26	24	2	0	11	4	9	0	0	0	0	24	4	9	8	3	24	
証券・金融商品 あっせん相談センター	36	143	9%	179	142	37	70	0	61	0	5	0	0	6	142	1	92	48	1	142	
日本貸金業協会	12	17	▲ 15%	29	26	3	12	0	7	0	7	0	0	0	26	0	8	11	7	26	
合計	525	1,267	10%	1,792	1,247	545	410	94	654	10	70	1	0	8	1,247	21	310	586	329	1,246	

(注1)各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2)計数は速報値である。

【凡例】

解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。

○特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。

○見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。

○双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。

○一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。

□○不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。

送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。

! ○そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

◆ FinTechの推進等

✓イノベーションのための環境整備等

- FinTechを活用したイノベーションに向けたチャレンジの加速
 - 実証実験の際のコンプライアンスや監督対応上の躊躇・懸念を払拭する観点から、関係省庁と連携・協力し、 金融法令以外の障害の解決を含め、実証実験の容易化を図る(FinTech実証実験ハブ(仮称))
 - 電子記録債権取引・本人確認等に係るブロックチェーン技術の実証実験の推進や、国際共同研究の実施
- ・ オープン・イノベーション(FinTech企業と金融機関等との連携・協働)の推進
 - 改正銀行法等を施行するとともに、オープンAPIの推進や銀行代理業に係る課題について検討
 - 金融業における新たな技術の活用や、金融機関がIT等によりサービス・能力を機動的に開発・展開していく 必要性等を十分に踏まえ、決済業務等をめぐる横断的な法制の整備等について検討
 - FinTechに対応した効率的な本人確認の方法について検討
 - IT技術を活用して、官民が効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行う「RegTech」の推進に向けて検討

✓国際的な人材や海外当局との連携・協働

• 海外当局との協力枠組みの活用・拡大によるFinTech企業の海外展開の支援や、フィンテック・サミットの開催

✓企業の成長力強化のためのFinTechアクションプラン

• 金融EDI活用を起点として企業の財務・決済プロセス全体を高度化(企業会計のIT・クラウド化、XML新システム等のデータを活用した融資サービス・税務対応支援の容易化、電子手形・小切手への移行等)

✓規制の「サンドボックス」制度の創設

• 参加者や期間を限定して、実証内容とリスクを説明した上での参加の同意を前提に、試行錯誤によるビジネスモデルの発展を促す規制の「サンドボックス」制度について、政府横断的な体制の構築

「未来投資戦略2017」(29年6月9日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

◆ 中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

✓コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

- アベノミクスのトップアジェンダであるコーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へ深化させていくため、 引き続き、「フォローアップ会議」における議論・検討等を通じ、以下のような取組の強化を促進
- 機関投資家による、スチュワードシップ・コードの改訂を踏まえた、実効性あるスチュワードシップ活動等
- 上場企業と投資家との間でのより実効的な対話等の実施
- 客観性・適時性・透明性ある形でのCEOの選解任や、必要な資質・多様性を備えた取締役会の構成、戦略等を重視した取締役会の運営、これらに対する適切な評価
- 株式の政策保有に関する方針の分かりやすい開示、保有の合理性のない政策保有株式の縮減

✓企業の情報開示、会計・監査の質の向上

- 投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ公平な提供を確保するため、幅広い関係者の意見を聞きつつ、 以下の取組を実施
- 金融審議会において、上場企業の情報開示のあり方について、四半期開示のあり方を含め、総合的に検討
- 事業報告等と有価証券報告書の記載内容の共通化に係る検討を加速
- 会計基準の品質向上、適正な会計監査の確保により、企業の情報開示の信頼性を確保

「未来投資戦略2017」(29年6月9日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

◆ 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

✓家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等

- 積立NISAを含むNISA制度全体の更なる普及・促進等、家計に対する実践的な投資教育・情報提供の促進
- 「顧客本位の業務運営」の定着
- 金融機関等の取組の実態把握や、顧客本位の業務運営の定着度合いを評価できる指標の公表を働きかけ
- 日本のアセットオーナーからの運用受託が見込まれる海外資産運用業者等の「ファストエントリー」の実現
- 金融業の拠点開設サポートデスクを通じ、東京都と連携の上、海外金融事業者による日本拠点の開設を促進

✓金融仲介機能の質の向上

- 経済・市場の環境変化に適時適切に対応し、金融仲介機能の安定的な発揮を通じて我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等を金融面から支援
- ・金融機関による、企業の生産性向上等を支援し、その結果金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保する取組(顧客との「共通価値の創造」)を通じた、地域経済の活性化
- 金融機関による事業性評価に基づく、担保・保証に過度に依存しない融資による成長資金の供給の加速
- 地域企業に対する成長資金の供給や人材・ノウハウを含む経営支援等に関し、地域金融機関の関係機関との連携による取組の促進

平成29年度税制改正について

一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目-

平成28年12月 成28年12月 金融庁



1. 活力ある資本市場と家計の安定的な資産形成の実現

◆少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善

【現状及び問題点】

- <u>NISA(少額投資非課税制度)</u>については、口座開設数が約1,000万口座、買付金額が約7.8兆円となるなど、<u>制度開始以降、着実に普及(平成28年3月末時点)。</u>
- 29年度税制改正では、NISAの更なる普及のため、手元資金が十分でない若年層等の利用を促進する観点から、少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」の創設を要望。

【大綱の概要】

- ①「積立NISA」の創設(別紙)
- ② 非課税期間(現行:5年間)終了時の対応
- 非課税口座に設けられた非課税管理勘定に、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管がされる上場株式等については、その移管により非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の価額(払出し時の金額)の上限額を撤廃する。

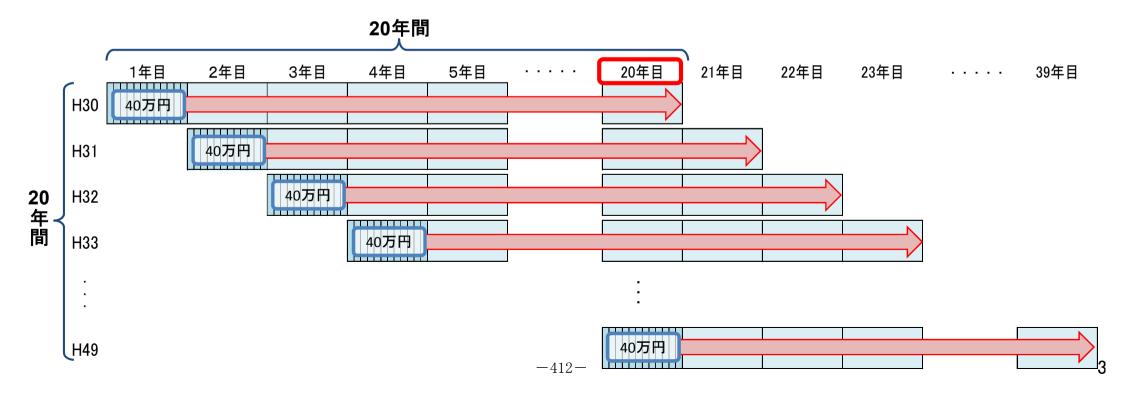
平成29年度与党税制改正大綱第一章「平成29年度税制改正の基本的考え方」(抄)

「現行のNISAが積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための積立NISAを新たに創設する。創設に当たっては、投資初心者でも理解できるよう、複数の銘柄の有価証券等に対して分散投資を行うなどの要件を満たし、特定の銘柄等によるリスクの集中の回避が図られた投資信託に商品を限定するとともに、実践的な投資教育をあわせて推進することが重要である。また、非課税投資の期間が長期にわたることも踏まえ、制度の適正な利用について定期的な点検ができる体制の構築を前提とする。

また、前述の個人所得課税改革において、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援する公平な制度の構築に向けた検討を行う中で、NISA全体に係る整理を行う。こうした方針に沿って、制度の簡素化や税制によって政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立するNISAの仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する。」

積立NISA(案)の概要(平成30年1月からの導入を想定)

非課税投資枠等	年間投資上限額: 40万円、 非課税保有期間: 20年間、 投資可能期間: 平成30年~49年(20年間)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 ※要件については今後検討 税制改正大綱には、 ①信託期間が無期限又は20年以上であること、②毎月分配型でないこと、等について記載
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け
現行NISAとの関係	現行NISAと <mark>選択</mark> して適用可能



◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、 特定公社債等にまで拡大されたところ(平成28年1月より実施)。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【大綱の概要(与党大綱)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式·公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	28年1月~ 源泉分離→ 申告分離	^{28年1月~} 非課税→ 申告分離
デリバティブ取引	申告:	 分離
預貯金等	源泉分離	_

現在、損益通算が認められてい る範囲

◆上場株式等の相続税評価の見直し等

【現状及び問題点】

- 相続財産となった<u>上場株式等は、原則として相続時点の時価(※)で評価</u>される。
 - (※)現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生月、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。
- 他方、上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品。相続後、遺産分割協議等を経るまで資産を譲渡できない実態がある中、上場株式等については、相続税評価上、相続時から納付期限までの期間(10ヶ月間)の価格変動リスクが考慮されていない。
- このため、上場株式等は価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利になっており、投資家の株式離れが助長されているとの指摘がある。
 - ⇒上場株式等について、以下の措置を要望。
 - ①上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとする こと。
 - ②相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること。
 - ③上場株式等の物納順位について、第一順位(国債・地方債・不動産・船舶)の資産と同等となるよう、見直しを行うこと。

【大綱の概要】

相続税の物納に充てることができる財産の順位について、株式、社債及び証券投資信託の受益証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を国債及び不動産等と同順位(第一順位)とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第一順位とする。

5

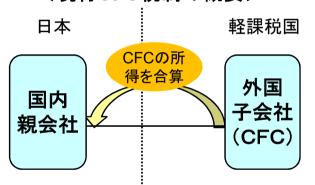
2. 金融のグローバル化への対応

◆外国子会社合算税制(CFC税制)の抜本的見直し

【現状及び問題点】

- 〇 CFC税制とは、軽課税国に所在する一定の外国子会社等(CFC)を通じた租税回避行為に対処するため、当該CFCの所得を国内の親会社の所得に合算して課税する制度。
- 現行のCFC税制については、例えば、航空機リースを営む外国子会社等の所得に関し、租税回避目的が無いにもかかわらず、一律に合算対象になってしまうとの問題点が指摘されているところ。
- なお、平成28年度与党大綱では、OECDのBEPSプロジェクトの議論を踏まえつつ、CFC税制の見直しを検討することとされている。

<現行CFC税制の概要>



【原則】軽課税国(税負担率20%未満)に所在する外 国子会社の所得を国内親会社の所得に合算 【例外】外国子会社に一定の事業実体がある場合等は 適用除外



金融機関の事業実体に即した内容とするよう、見直しが必要

租税回避目的のない事業から生じた 所得まで合算 (例)航空機リース子会社

【大綱の概要】

- ①実体のある金融子会社への配慮
 - 一定の要件を満たす金融機関が得る一定の金融所得を合算対象外とする。
- ②合理性のあるペーパーカンパニー(SPC)への配慮

免許を受けて保険業を営む一定の外国関係会社(保険委託者)が、実体基準及び管理支配基準を 満たす保険受託者に保険業務を委託する場合、当該保険委託者もこれらの基準を満たすこととする。

③実体のある企業の経済活動を踏まえた措置

主体的に航空機リース業を行っているものは事業基準を満たしているものとする。

◆クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)に係る税制の見直し

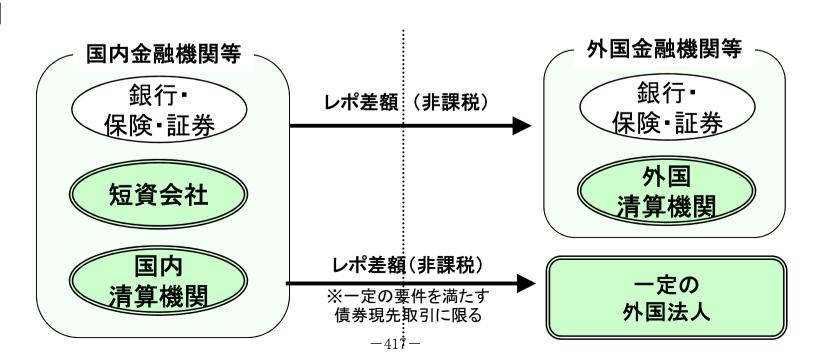
【現状及び問題点】

- クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)については、金融機関の短期資金の調達を円滑にするという観点から、外国金融機関等が本邦金融機関等から受取るレポ差額は非課税とされているところ(レポ特例)。
- しかしながら、現行、レポ特例の対象は、本邦の金融機関等と外国金融機関等との取引に限定されており、 短資会社や清算機関等が行うレポ取引は、非課税の対象となっていないため、クロスボーダーのレポ取引が 阻害されているとの指摘がある。

【大綱の概要】

- ①レポ特例の対象となる金融機関等の範囲に、短資会社及び国内外の清算機関を含める。
- ②一定の外国法人が国内金融機関等と行うレポ取引につき受け取る利子等を非課税とする(2年間の時限措置)。

【改正後】



3. その他の重要項目

◆企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税の停止措置の適用期限の延長

【現状及び問題点】

- 特別法人税とは、企業年金等の積立金に対して課税される法人税(1.173%)。
 - (注)特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時までに課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の 遅延利息相当分を課税するという考え方に基づき、昭和37年に導入。
- 〇 特別法人税については、超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、平成11年度から凍結 されているが、平成29年3月末でその凍結措置が期限切れ。
- 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図るため、特別法人税の撤廃又は課税の 停止措置の適用期限の延長が必要。

【大綱の概要】

企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年間延長する。

(主要国の企業年金税制の概要)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時 ^(事業主拠出分)	非課税	非課税	非課税	課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税) (※)平成29年3月末まで課税停止	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税 (控除あり)	課税	課税	課税 (収益部分のみ)	課税

4. その他の要望項目

◆投資法人に係る税制優遇措置の延長

【現状及び問題点】

平成28年度税制改正において、再生可能エネルギー発電設備(再エネ設備)を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が10年から20年に延長。これを受け、本年6月に東証のインフラファンド市場において第1号案件が上場、他にも複数案件が上場に向けた準備や検討に着手。

成長戦略等に掲げられたインフラファンド市場の持続的な成長の施策実現に向け、足下の上場ニーズに対応しつつ引き続き民間投資の積極的な参入の後押しが必要。

(参考) 「日本再興戦略2016」抜粋

第2 具体的施策

II 生産性革命を実現する規制・制度改革、2-2.活力ある金融・資本市場の実現、⑤ 金融資本市場の利便性向上と活性化・投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。

【大綱の概要】

投資法人に係るペイスル一課税の特例について、平成29年3月末までとなっている再工ネ設備 (及び主に当該設備に投資する匿名組合出資持分)の取得期限を3年間延長する。

◆「仮想通貨」に係る消費税の課税関係に関する整理

【現状】

- 「仮想通貨」については、消費税法上、非課税対象取引と規定されていない(消費課税の対象)。 他方、単に取引の対価の<u>決済手段</u>として利用される外為法上の支払手段(銀行券や小切手等)や資金決済法上の 前払式支払手段(プリペイドカードなど)等の譲渡は、<u>非課税対象取引</u>とされている。
- 今般、「仮想通貨」は支払・決済手段としての機能を事実として有することに鑑み、資金決済法等を改正し、 仮想通貨交換業者に対するマネロン・テロ資金供与規制及び利用者保護の観点からの規制を整備。

(参考) 欧州(EU)や米国(ニューヨーク州)においては、仮想通貨の譲渡に係る消費税は非課税とされている。

【大綱の概要】

資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする。

仮想通貨に係る消費税を非課税としている諸外国の例

諸外国	対応	備考
欧州(EU)	非課税	EU付加価値税指令に規定する非課税対象に該当する旨、 欧州司法裁判所が判決。 ※ 指令上、非課税とされる「通貨・銀行券・硬貨」のカテゴリーに仮想通貨も該当するとした (2015年10月)。
米国 (NY州)	非課税	非課税対象との見解を州税務当局が公表。 ※ 同州では、無形財産は非課税とされており、仮想通貨はこれに該当するとした (2014年12月)。

[※] オーストラリア財務省は、現行上、仮想通貨を消費課税の対象としている点について、「今後、産業界とともに消費税法を改正するための立法上の措置を検討する」旨公表 (2016年3月)。

地域再生に関する取組み(当庁関連項目抜粋)

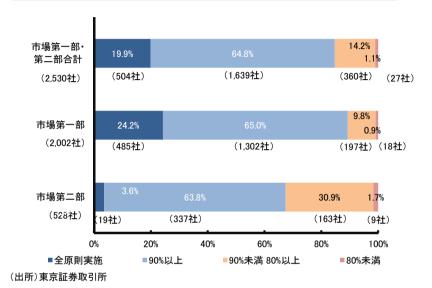
▽地域再生計画と連動する施策

施策名	施策の概要		
中小企業再生支援協 議会、整理回収機構等 の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態 の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各 種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計 画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体におい て中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機 関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地 方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関す る説明会等に対し、同協議会等が連携して専門家を 派遣する等、集中的に支援を行う。		

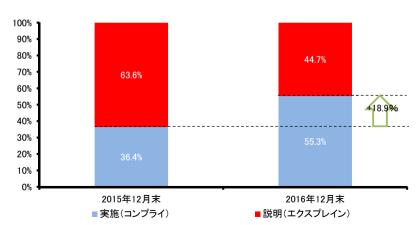
⁽注)「中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」は、金融庁とともに経済産業省も所掌。

コーポレートガバナンス改革の進捗状況

コーポレートガバナンス・コードの「実施」状況

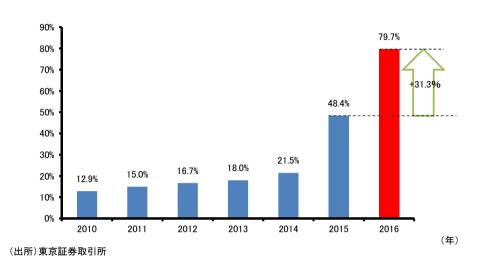


取締役会の実効性評価の実施状況

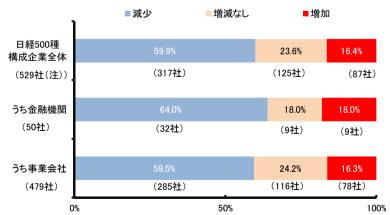


(注)コーポレートガバナンス・コード補充原則4-11③への対応状況 (東証第一部・第二部) (出所)東京証券取引所

2名以上の独立社外取締役を選任する上場企業 (東証第一部)の比率推移



主要企業による政策保有株式の縮減状況 (銘柄数ベース:2015・16年比較)



(注)持株会社における一部の子会社含む (出所)「平成27・28年の政策保有株式の比較 (別冊商事法務)」より金融庁作成

機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方

~企業の持続的な成長に向けた「建設的な対話」の充実のために~

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」 意見書(3)

I. はじめに

企業の持続的な成長は、雇用の拡大・賃金の上昇や、投資リターンの拡大等を通じて、国民全体の豊かさの源泉となるものである。常に変化し続ける経営環境に対応しながら、企業が、持続的に成長していくためには、経営陣が、先見性のある、適確な経営判断を行っていくことが必要であり、取締役会が、経営に係る戦略的な方向付けや、経営陣の実効的な監督を行うことが求められる。こうした経営陣・取締役会のリーダーシップの下、様々なステークホルダーと適切に協働しつつ、経営戦略に即した設備投資、研究開発投資、人材投資などが行われ、中長期的な視点に立った企業経営が行われていくことが重要である。

このような企業経営を促していくため、コーポレートガバナンス改革に向けた取組みを一層進めていくことが求められる。既に、スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードの導入や、フォローアップ会議による取締役会のあり方に関する意見書の公表等によって、改革の枠組みは整ってきている。この改革を「形式」から「実質」へと深化させることが重要な課題である。

そのためには、企業に投資を行っている機関投資家(運用機関及び年金基金等のアセットオーナー)が、インベストメント・チェーン(最終受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ)におけるそれぞれの役割を認識し、企業の実情や取り巻く環境を踏まえながら、その持続的な成長に向けて、経営戦略を含む諸課題について、深度ある「建設的な対話」を行っていくことが必要となる。

本意見書は、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていく上で、運用機関とアセットオーナーのそれぞれに求められる取組みを提言するものである。

Ⅱ. 運用機関による実効的なスチュワードシップ活動

機関投資家、特に年金基金等のアセットオーナーから運用を受託し、企業との直接の対話の相手方となる運用機関には、短期的な業績動向ばかりにとらわれることなく、中長期的な視点から、深度ある企業評価に基づいて実効的なス

チュワードシップ活動を行うことが求められる。また、その際、機関投資家に おいては、形式的な基準や助言会社のサービスを機械的に適用するのではなく、 各企業の状況に着目したきめ細かな判断を行っていくことが重要である。

1. 運用機関のガバナンス・利益相反管理等

運用機関が企業との間で実効的なスチュワードシップ活動を行っていく上では、運用機関において、アセットオーナーやその背後に存在する最終受益者の利益を第一に考え、顧客本位の活動が実効的に確保されることが不可欠である。他方、金融グループ系列の運用機関について、親会社等の利益と運用機関の顧客の利益との間に存在する利益相反を回避したり、その影響を排除するための措置が必ずしも十分に機能していないケースが多く、よりきめ細かな対応が必要ではないか、との指摘がある。また、同一の機関内において運用以外の業務を行っている場合における、当該業務を行う部門と運用部門との関係についても、同様のことが指摘されている。

このため、運用機関自身のガバナンスの強化や、運用機関とその系列親会 社等との関係等から生じうる利益相反のより適切な管理に向け、以下のよう な取組みを進めるべきである。

(1) 運用機関のガバナンスの強化

運用機関は、最終受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備すべきである。

運用機関自身のガバナンスを強化することは、最終受益者の利益に資するとともに、投資先企業のガバナンス等について企業と対話を行う上でも、運用機関自身の信頼性が高まることを通じ、対話の実効性を高めることにつながるものと考えられる。

(2) 利益相反管理

運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じうる 局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避したり、その影響を実効 的に排除するなど、最終受益者の利益を確保するための措置について具体的 方針を定め、公表すべきである¹。

(注)

・ 議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じうる局面として、例えば以下のような場合が考えられる。

¹ スチュワードシップ・コードにも、利益相反管理の方針を策定・公表すべきとの原則が示されているが、 必ずしも具体性のある記載がなされていないケースが見られる。

- 投資先企業に対し、当該運用機関のグループ企業、または当該運用機関内の他 部門が金融商品・サービスを提供している/しようとする場合
- 当該運用機関の投資先企業が運営する年金の運用を受託している/しようとする場合 等
- ・ 海外等においては、議決権行使等に際して利益相反が生じる場合に講じている措置 として、以下のような例が見られる。
 - 運用機関内部の独立した機関により審議し、審議の記録を保持
 - 一 外部の第三者機関に自らの議決権ガイドラインを示すなどの工夫を行いながら、 その第三者機関の判断を活用

(3) 運用機関の経営陣の能力・経験と責務

運用機関の経営陣は、スチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではない。

また、運用機関の経営陣は、自らが企業との間の対話の充実や運用機関の ガバナンス強化・利益相反管理及びこれらの実行とそのための組織構築・人 材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関す る課題に対する取組みを推進すべきである。

2. 議決権行使結果の公表の充実

スチュワードシップ・コードにおいては、機関投資家が適切に議決権行使をしているか否かについての可視性を高める観点から、議案の主な種類ごとに整理・集計する形での行使結果の公表を求めているが、一部の業態においては、議決権行使結果の集計を公表している機関投資家の割合が少ないとの指摘がある。議決権行使の透明性を確保する上で、各運用機関等²において、このような公表を行うことがまずもって重要である。

また、集計による公表にとどまらず、運用機関等が、自らの活動について最終受益者への説明責任を果たし、透明性を向上させていくためには、個別企業・議案ごとに議決権行使結果を公表することが重要である。この点、米国においては、投資信託について、証券取引委員会(SEC)規則により、議決権行使の透明性を高めるとの観点から、個別の議決権行使結果の公表が義務付けられている。このような義務付けがない英国においても、説明責任の向上や利益相反管理の観点から、個別の議決権行使結果の公表を行っている機関投資家は少なくない。こうした海外の動向に見られるように、運用機関等により真に最終受益者のために議決権が行使されることを担保する上で、個別の議決権行使結果を公表することは、有効な方法と考えられる。また、必

_

^{2 「}運用機関等」には、アセットオーナーを含む(以下同じ)。

要と考える場合には、運用機関等が議決権行使の理由を対外的に明確に説明することも、透明性の向上に資するものと考えられる。

このような考え方に対し、個別の議決権行使結果については、運用機関が、 運用委託を受けている年金基金等のアセットオーナーにのみ開示することで 足りる³との指摘も存在する。また、個別の議決権行使結果の公表により、賛 否の結果のみに過度に関心が集まり、運用機関による形式的な行使を助長し たり、企業と運用機関の対決色が強調されるなど、円滑な対話が阻害される のではないかとの懸念なども指摘されている。

しかし、アセットオーナーの先に存在する最終受益者は、年金受給者など 広範に及び、潜在的な受益者も含めれば、最終受益者は広く国民一般である と言うことができる場合も多い。また、後者の懸念については、運用機関が、議決権行使に関する考え方を対外的に説明することなどを通じて、解決して いくべきものであるとの指摘もある⁴。さらに、我が国においては、金融グループ系列の運用機関が多く見られるところ、こうした運用機関において、議 決権行使をめぐる利益相反への適切な対応がなされていない事例が多いので はないかとの指摘もなされている中、こうした懸念を払拭するためにも、個別の議決権行使結果の公表が進められるべきではないかと考えられる。

したがって、最終受益者の利益を確保するとともに、自らの取組みの透明性を高めるために、運用機関等は、少なくとも「コンプライ・オア・エクスプレイン」ベースでの対応としては、アセットオーナーへの開示にとどまらず、個別の議決権行使結果を一般に公表することを原則とし、それぞれの運用機関等の置かれた状況により、それが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきであると考えられる。

3. パッシブ運用におけるエンゲージメント等

近年、上場投資信託(ETF)の増加や、年金の株式運用におけるパッシブ運用比率の高まりなどを背景に、パッシブ運用の比重が高まっている。

パッシブ運用は、アクティブ運用と異なり、投資先企業の株式を売却する 選択肢が限られ、中長期的な企業価値を促す必要性がより高いことから、運 用機関等は、より積極的に中長期的視点に立ったエンゲージメント(対話) や議決権行使に取り組むべきである。その際、パッシブ運用におけるエンゲ

³ この点に関連し、アセットオーナーによっては、自ら一任契約により運用を委託した分の個別の議決権 行使結果について、運用機関が一般に公表することを承諾しない場合もありうるため、アセットオーナ ーの意向確認も必要との指摘があった。

 $^{^4}$ 企業の側においても、コーポレートガバナンス・コード補充原則1-1①の趣旨を踏まえ、議決権行使 結果やその説明を、その後の建設的な対話に活かすべきであるとの指摘があった。

ージメントの具体的な手法やコスト負担のあり方などについては、関係者に おいて検討が進められるべきであるとの指摘があった。

なお、パッシブ運用の有効性を高める観点からは、例えば、インデックスから運用対象として明らかに不適当と考えられる銘柄を外して運用対象とするなど、現実の市場の状況を踏まえて、関係者が適切な運用方法を検討していくことが期待される。

4. 運用機関の自己評価

運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制等の改善に向けて、スチュワードシップ・コードの実施状況を定期的に自己評価し、公表すべきである。このような自己評価は、アセットオーナーが運用機関の選定や評価を行うことにも資すると考えられる。

Ⅲ. アセットオーナーによる実効的なチェック

アセットオーナーは、インベストメント・チェーンにおいて、最終受益者のより近くに位置し、直接、最終受益者の利益を確保する責務を負っている。こうした位置付けを踏まえ、アセットオーナーは、運用機関によるスチュワードシップ活動がより実効的なものとなるよう十分留意し、以下のような取組みを進めていく必要がある。

1. アセットオーナーによる実効的なスチュワードシップ活動の確保

アセットオーナーは、最終受益者の利益の確保のため、可能な限り、自らスチュワードシップ活動に取り組むべきである。また、自ら直接的に議決権行使を含むスチュワードシップ活動を行わない場合には、運用機関に、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めるべきである。

企業においては、様々なステークホルダーと適切に協働しつつ、自らの持続的成長に影響を与えるような環境・社会的な要因⁵等を含む様々な要因も考慮しながら、中長期的な視点に立った経営戦略の下、設備投資、研究開発投資、人材投資などが行われることが重要である。アセットオーナー・運用機関がスチュワードシップ活動を行うに際しては、こうした企業の取組みを促していくよう、経営戦略を含む諸課題について、深度ある「建設的な対話」に取り組むことが必要である。

また、アセットオーナーは、運用機関が、当該アセットオーナー(及び最終受益者)だけでなく、他の顧客・最終受益者に対してもスチュワードシッ

-

⁵ ガバナンス(統治)と共にESG課題と呼ばれる。

プ責任を負っていることを認識し、運用機関の適切な活動を妨げることのないよう、留意すべきである。

2. アセットオーナーが運用機関に求める事項の明示

アセットオーナーは、実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、 運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、議決権行使を含め、スチュ ワードシップ活動に関して求める事項や原則を明示すべきである。特に大規 模なアセットオーナーにおいては、自らがインベストメント・チェーンにお いて置かれている位置・役割を踏まえ、運用機関の方針を検証なく単に採択 するのではなく、スチュワードシップ責任を果たす観点から、自ら主体的に 検討を行った上で、運用機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ 活動に関して求める事項や原則を明確に示すべきである。

3. 運用機関に対する実効的なモニタリング

アセットオーナーは、運用機関のスチュワードシップ活動が自らの方針と整合的なものとなっているかについて、運用機関の自己評価なども活用しながら、実効的に運用機関に対するモニタリングを行うべきである。このモニタリングに際しては、運用機関と企業との間の対話の「質」に重点を置くべきであり、運用機関と企業との面談回数、面談時間等の形式的な確認に終始すべきではない。

Ⅳ. おわりに

企業が持続的な成長を実現していく上で、運用機関・アセットオーナーは重要な役割を担っている。運用機関・アセットオーナーにおいては、本意見書の提言を踏まえ、「建設的な対話」とその深化に向けた取組みを進めていくことが求められる。こうした対話が企業の持続的成長と国民生活の向上に、そしてその効果が次なる企業の成長につながり、日本経済全体の好循環が実現していくことが期待される。

本意見書の提言内容は、いずれも機関投資家がスチュワードシップ責任を実効的に果たしていく上で重要であると考えられる。フォローアップ会議としては、スチュワードシップ責任に関する国際的な議論⁶や同コードに関する実務の動向も踏まえつつ、スチュワードシップ・コードについて、本意見書の内容を踏まえた見直しを期待するものである。

⁶ 国際的な機関投資家団体である ICGN (International Corporate Governance Network) が本年 6 月に取りまとめた「ICGN グローバル・スチュワードシップ原則」においては、機関投資家のガバナンス等について言及がなされており、こうした国際的な議論の動向を踏まえることも重要と考えられる。

「責任ある機関投資家」の諸原則 ≪日本版スチュワードシップ・コード≫

~投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために~

スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会 平成 29 年 5 月 29 日

スチュワードシップ・コード改訂に当たって

平成 29 年 5 月 29 日 スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会

- 1. 平成 26 年 2 月 26 日、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」によりスチュワードシップ・コードが策定されてから約 3 年が経過した。この間、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家は 200 を超えるに至り、また、平成 27 年 6 月には、上場企業に対し、コーポレートガバナンス・コードの適用が開始された。両コードの下で、コーポレートガバナンス改革には一定の進捗が見られるものの、いまだに形式的な対応にとどまっているのではないかとの指摘もなされている。
- 2. こうした中、平成28年11月30日、金融庁・東京証券取引所に設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書(以下、「意見書」という。)が公表された。意見書においては、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくためには、機関投資家が企業との間で深度ある「建設的な対話」を行っていくことが必要であるとされ、スチュワードシップ・コードの改訂が提言された。
- 3. 意見書を受け、金融庁において、平成29年1月から計3回にわたり、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」(以下、前出の「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」と併せ、「本検討会」という。)を開催し、コード改訂に向けた議論を重ねてきた。こうした議論を踏まえ、今般、本検討会は改訂版のスチュワードシップ・コード(以下、「本コード」という。)を取りまとめた。
- 4. 意見書においては、
 - アセットオーナーによる実効的なチェック
 - ・ 運用機関のガバナンス・利益相反管理等
 - パッシブ運用における対話等
 - 議決権行使結果の公表の充実
 - 運用機関の自己評価

についての提言がなされており、本検討会は、これらの内容について議論を行い、 新たに本コードに盛り込むこととした。

5. さらに、検討の過程では、意見書にある論点以外についても、以下のような指摘がなされた。

- ・ 現在のコードにおいても、議決権行使助言会社に、利益相反管理等の各原則が 当てはまる旨は示されているが、議決権行使助言会社自身が、十分な経営資源を 投入した上でサービスを提供することが重要であり、また、自らの取組みについ て公表を求めることが考えられるのではないか。
- ・ 複数の機関投資家が協働して企業と対話を行うこと(集団的エンゲージメント) について、企業との間で対話を行う際の選択肢として考えられることを、コード にも盛り込むべきではないか。他方で、集団的エンゲージメントを行う際には、 対話が形式的にならないよう、十分留意する必要があるのではないか。
- ・ ESG (環境・社会・ガバナンス) 要素のうち、投資先企業の状況を踏まえ重要 と考えられるものは、事業におけるリスク・収益機会の両面で、中長期的な企業 価値に影響を及ぼすのではないか。

こうした指摘を踏まえ、関連する事項についても、今回の改訂に当たって盛り込 んだところである。

- 6. 本コードの取りまとめに当たっては、策定時と同様に、和英両文によるパブリックコメントを実施し、和文については 18 の個人・団体から、英訳版については 11 の個人・団体から意見が寄せられた。本検討会においては、これらについても検討を行い、本コードの取りまとめに反映させていただいた。
- 7. 本検討会は、現在コードを受け入れている機関投資家に対して、改訂版コード公表の遅くとも6ヶ月後(平成29年11月末)までに、改訂内容に対応した公表項目の更新(及び更新を行った旨の公表と金融庁への通知)を行うことを期待する。

「責任ある機関投資家」の諸原則 ≪日本版スチュワードシップ・コード≫ について

本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」(最終受益者を含む。以下同じ。)の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。

本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任 ある機関投資家」として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。本コードに沿って、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすことは、経済全体の成長にもつながるものである。

経緯及び背景

- 1. 平成24年12月、我が国経済の再生に向けて、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に「日本経済再生本部」が設置された。また、平成25年1月、同本部の下に、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため、「産業競争力会議」が設置された。同会議における議論を踏まえ、日本経済再生本部において、本部長である内閣総理大臣より、「内閣府特命担当大臣(金融)は、関係大臣と連携し、企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討すること。」との指示がなされた「。
- 2. 以上の経緯を経て、平成25年6月、いわゆる「第三の矢」としての成長戦略を 定める「日本再興戦略」において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的 な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版スチュワードシップコ ード)」、すなわち「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い機関投資家が企業 との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則」について検討を 進め、年内に取りまとめることが閣議決定された。
- 3. 前記の総理指示及び閣議決定を踏まえた検討の場として、平成 25 年 8 月、金融 庁において「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」(以下、「本検討会」という。)が設置された。本同検討会は、同年 8 月から計 6 回にわた り議論を重ね、今般平成 26 年 2 月 26 日、「『責任ある機関投資家』の諸原則 ≪日

. . ___

¹ 日本経済再生本部 第6回会合(平成25年4月2日)

本版スチュワードシップ・コード≫ 」(以下、「本コード」という。)を策定した。なお、「本コード」の取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリックコメントを実施し、和文については 26 の個人・団体から、英文<u>訳版</u>については 19 の個人・団体から充実した意見が寄せられた。本検討会は、これらについても議論を行い、「本コード」の取りまとめに反映させていただいた。

本コードの目的

- 4. 冒頭に掲げたように、本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該「スチュワードシップ責任」を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。
- 5. 一方で、企業の側においては、コーポレートガバナンス・コード(平成 27 年 6 月1日適用開始)に示されているように、経営の基本方針や業務執行に関する意思決定を行う取締役会が、経営陣による執行を適切に監督しつつ、適切なガバナンス機能を発揮することにより、企業価値の向上を図る責務を有している。企業側のこうした責務と本コードに定める機関投資家の責務とは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって質の高い企業統治コーポレートガバナンスが実現され、企業の持続的な成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの確保が図られていくことが期待される。本コードは、こうした観点から、機関投資家と投資先企業との間で建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)が行われることを促すものであり、機関投資家が投資先企業の経営の細部にまで介入することを意図するものではない²。
- 6. また、スチュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動(以下、「スチュワードシップ活動」という。)において、議決権の行使は重要な要素ではあるものの、当該活動は単に議決権の行使のみを意味するものと理解すべきではない。スチュワードシップ活動は、機関投資家が、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を適切に把握することや、これを踏まえて当該企業と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行うことなどを含む、幅広い活動を指すものである³。

² また、本コードは、保有株式を売却することが顧客・受益者の利益に適うと考えられる場合 に売却を行うことを否定するものではない。

³ 金融庁において、平成26年2月、機関投資家と投資先企業との対話の円滑化を図るため、大量保有報告制度や公開買付制度等に係る法的論点について、可能な限り解釈の明確化が図られ

7. 本コードにおいて、機関投資家は、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「資産運用者としての機関投資家」(投資運用会社など以下、「運用機関」という。) である場合と、当該資金の出し手を含む「資産保有者としての機関投資家」(年金基金や保険会社など以下、「アセットオーナー」という。) である場合とに大別される。

このうち、「<u>資産運用者としての機関投資家」</u>運用機関には、投資先企業との日々の建設的な対話等を通じて、当該企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

また、「資産保有者としての機関投資家」アセットオーナーには、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針を示した上で、自ら、あるいは委託先である「資産運用者としての機関投資家」運用機関の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

「資産運用者としての機関投資家」運用機関は、「資産保有者としての機関投資家」アセットオーナーの期待するサービスを提供できるよう、その意向の適切な把握などに努めるべきであり、また、「資産保有者としての機関投資家」アセットオーナーは、「資産運用者としての機関投資家」運用機関の評価に当たり、短期的な視点のみに偏ることなく、本コードの趣旨を踏まえた評価に努めるべきである。

機関投資家による実効性のある適切なスチュワードシップ活動は、最終的には顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を目指すものである。したがって、スチュワードシップ活動の実施に伴う適正なコストは、投資に必要なコストであるという意識を、機関投資家と顧客・受益者の双方において共有すべきである。

8. 本コードの対象とする機関投資家は、基本的に、日本の上場株式に投資する機関 投資家を念頭に置いている。また、本コードは、機関投資家から業務の委託を受け る議決権行使助言会社等に対してもあてはまるものである。

「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

- 9. 本コードに定める各原則の適用の仕方は、各機関投資家が自らの置かれた状況に 応じて工夫すべきものである。本コードの履行の態様は、例えば、機関投資家の規 模や運用方針(長期運用であるか短期運用であるか、アクティブ運用であるかパッ シブ運用であるか等)などによって様々に異なり得る。
- 10. こうした点に鑑み、本コードは、機関投資家が取るべき行動について詳細に規定

ることが望ましい。(金融庁では別に示すような形 (http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf)で「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」を公表し、解釈の明確化を図っている(http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf)。→ する「ルールベース・アプローチ」(細則主義)ではなく、機関投資家が各々の置かれた状況に応じて、自らのスチュワードシップ責任をその実質において適切に果たすことができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」(原則主義)を採用している。

「プリンシプルベース・アプローチ」は、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられるが、その意義は、一見、抽象的で大掴みな原則(プリンシプル)について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。機関投資家が本コードを踏まえて行動するに当たっては、こうした「プリンシプルベース・アプローチ」の意義を十分に踏まえることが望まれる。

- 11. 本コードは、法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではない。本検討会は、 本コードの趣旨に賛同しこれを受け入れる用意がある機関投資家に対して、その旨 を表明(公表)することを期待する。
- 12. その上で、本コードは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか)の手法を採用している。すなわち、本コードの原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。したがって、前記の受入れ表明(公表)を行った機関投資家であっても、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではないことには注意を要する。ただし、当然のことながら、機関投資家は、当該説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、顧客・受益者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。

13. こうした「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法も、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられる。機関投資家のみならず、顧客・受益者の側においても、当該手法の趣旨を理解し、本コードの受入れを表明(公表)した機関投資家の個別の状況を十分に尊重することが望まれる。本コードの各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、機械的にスチュワードシップ責任が果たされていないと評価することは適切ではない。

なお、原則を実施しつつ、併せて自らの具体的な取組みについて積極的に説明を 行うことも、顧客・受益者から十分な理解を得る観点からは、有益であると考えら れる。

- 1413. 本検討会は、本コードの受入れ状況を可視化するため、本コードを受け入れる機関投資家に対して、
 - 以下を自らのウェブサイトで公表すること

- 「コードを受け入れる旨」(受入れ表明) 及び
- <u>- スチュワードシップ責任を果たすための方針など</u>「コードの各原則<u>(指針</u> <u>を含む)</u>に基づく公表項目」(
 - ① スチュワードシップ責任を果たすための方針などコードの各原則(指針を含む)において公表が求められている具体的項目
 - ② 実施しない原則<u>(指針⁴を含む)</u>がある場合には、その理由の説明を含む)を自らのウェブサイトで公表すること
- ・ 当該公表項目について、毎年、見直し・更新を行うこと<u>(更新を行った場合に</u>は、その旨も公表すること)
- ・ 当該公表を行ったウェブサイトのアドレス(URL)を金融庁に通知することを期待する。

また、本検討会は、当該通知を受けた金融庁に対して、当該公表を行った機関投資家について、一覧性のある形で公表を行うことを期待する。

1514. 本検討会は、機関投資家による本コードの実施状況(受入れ・公表を含む)や 国際的な議論の動向等も踏まえ、本コードの内容の更なる改善が図られていくこと を期待する。このため、本検討会は、金融庁に対して、おおむね3年毎を目途とし て、本コードの定期的な見直しを検討するなど、適切な対応をとることを期待する。 こうした見直しが定期的に行われることにより、機関投資家やその顧客・受益者に おいて、スチュワードシップ責任に対する認識が一層深まり、本コードが我が国に おいて更に広く定着していく効果が期待できるものと考えられる。

⁴ 指針の中には、一定の事項が「重要である」とするなど、必ずしも一定の行動を取るべき(取るべきでない) 旨が明示されていないものがあり、こうした指針については、必ずしも、実施しない理由を説明することを求めるものではない。

本コードの原則

投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために、

- 1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
- 4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
- 5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
- 7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業 やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やス チュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備える べきである。

原則 1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、 これを公表すべきである。

指針

- 1-1. 機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」⁵ (エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。
- 1-2. 機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ(インベストメント・チェーン)の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである⁶。
- 1-3. アセットオーナーは、最終受益者の利益の確保のため、可能な限り、自らス チュワードシップ活動に取り組むべきである。また、自ら直接的に議決権行使 を含むスチュワードシップ活動を行わない場合には、運用機関に、実効的なス チュワードシップ活動を行うよう求めるべきである。
- 1-4. アセットオーナーは、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、議決権行使を含め、スチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を運用機関に対して明確に示すべきである。特に大規模なアセットオーナーにおいては、インベストメント・チェーンの中での自らの置かれている位置・役割を踏まえ、運用機関の方針を検証なく単に採択するのではなく、スチュワードシップ責任を果たす観点から、自ら主体的に検討を行った上で、運用機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に示すべきである。

^{5 「}目的を持った対話」とは、「中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、 その持続的成長を促すことを目的とした対話」を指す(原則4の指針4-1参照)。

⁶ 当該方針の内容は、各機関投資家の業務の違いにより、例えば、主として<mark>資産運用者</mark>運用機 <u>関</u>としての業務を行っている機関投資家と、主として資産保有者アセットオーナー</u>としての業 務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

1-5. アセットオーナーは、運用機関のスチュワードシップ活動が自らの方針と整合的なものとなっているかについて、運用機関の自己評価なども活用しながら、 実効的に運用機関に対するモニタリングを行うべきである。このモニタリング に際しては、運用機関と投資先企業との間の対話の「質」に重点を置くべきで あり、運用機関と投資先企業との面談回数、面談時間等の形式的な確認に終始 すべきではない。 原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反に ついて、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

- 2-1. 機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、 スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと 顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、 利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反 を適切に管理することが重要である。
- 2-2. 機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように<u>実効的に</u>管理するのかについての明確な方針を 策定し、これを公表すべきである。

特に、運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ 得る局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的 に排除するなど、顧客・受益者の利益を確保するための措置について具体的な 方針を策定し、これを公表すべきである。

- 2-3. 運用機関は、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備すべきである。
- 2-4. 運用機関の経営陣は、自らが運用機関のガバナンス強化・利益相反管理に関 して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対す る取組みを推進すべきである。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

指針

- 3-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、 その持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企 業の状況を的確に把握することが重要である。
- 3-2. 機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、 また、実効的な把握ができているかについて適切に確認すべきである。
- 3-3. 把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会(社会・環境問題に関連するリスクもの⁷を含む)及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用方針には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。

⁷ ガバナンスと共に ESG 要素と呼ばれる。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投 資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

指針

- 4-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話®を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有®を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである¹⁰。
- 4-2. パッシブ運用は、投資先企業の株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な 企業価値の向上を促す必要性が高いことから、機関投資家は、パッシブ運用を 行うに当たって、より積極的に中長期的視点に立った対話や議決権行使に取り 組むべきである。
- 4-23. 以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資 先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方 針を持つべきである¹¹。
- 4-4. 機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした 対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと(集 団的エンゲージメント)が有益な場合もあり得る¹²。

⁸ その際、対話を行うこと自体が目的であるかのような「形式主義」に陥ることのないよう留意すべきである。

⁹ 認識の共有には、機関投資家と投資先企業との間で意見が一致しない場合において、不一致 の理由やお互いの意見の背景について理解を深めていくことも含まれる。

[□] 当該企業との対話の内容等を踏まえ、更に深い対話を行う先を選別することも考えられる。

¹¹ 当該方針の内容は、例えば、主として<mark>資産運用者</mark>運用機関としての業務を行っている機関投資家と、主として<mark>資産保有者</mark>アセットオーナーとしての業務を行っている機関投資家とでは、 自ずと異なり得る。

¹² この点に関連し、平成 26 年 2 月に公表された金融庁の「日本版スチュワードシップ・コード の策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」

⁽http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf) [再掲] は、具体的にどのよう な場合に大量保有報告制度における「共同保有者」(及び公開買付制度における「特別関係者」) に該当するかについて、解釈の明確化を図っている。

4-35. 一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「G20/0ECD コーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則コーポレートガバナンス・コード」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである¹³。

¹³ その上で、投資先企業との特別な関係等に基づき未公表の重要事実を受領する場合には、当該企業の株式の売買を停止するなど、インサイダー取引規制に抵触することを防止するための措置を講じた上で、当該企業との対話に臨むべきである。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つと ともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるので はなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

指針

- 5-1. 機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。
- 5-2. 機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである¹⁴。当該方針は、できる限り明確なものとすべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 5-3. 機関投資家は、議決権の行使結果を、<u>少なくとも</u>議案の主な種類ごとに整理・ 集計して公表すべきである。

こうした公表は、また、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性を<u>さら</u>に高める上で重要である観点から、機関投資家は、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表すべきである¹⁵。それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表することが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきである。

議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられる。

ただし、スチュワードシップ責任を果たすに当たり、どのような活動に重点 を置くかは、自らのスチュワードシップ責任を果たすための方針、運用方針、

¹⁴ なお、投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引を行うことを想定している場合には、当該方針においてこうした貸株取引についての方針を記載すべきである。

¹⁵ 個別の議決権行使結果を公表した場合、賛否の結果のみに過度に関心が集まり、運用機関による形式的な議決権行使を助長するのではないかなどの懸念が指摘されている。

しかし、運用機関は、自らが運用する資産の最終受益者に向けて、活動の透明性を高めていくことが重要である。さらに、我が国においては、金融グループ系列の運用機関が多く見られるところ、こうした運用機関において、議決権行使をめぐる利益相反への適切な対応がなされていない事例が多いのではないかとの懸念を払拭するためにも、個別の議決権行使結果を公表することが重要である。

顧客・受益者の特性等により様々に異なり得るものであるため、こうした点に 照らし、前記の集計公表に代わる他の方法により議決権の行使結果を公表する 方が、自らのスチュワードシップ活動全体についてより的確な理解を得られる と考えられる場合には、その理由を説明しつつ、当該他の方法により議決権行 使結果の公表を行うことも考えられる。

- 5-4. 機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、 議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況 や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使 すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、 議決権行使結果の公表に合わせ、その旨及び当該サービスをどのように活用し たのかについても公表すべきである。
- 5-5. 議決権行使助言会社は、企業の状況の的確な把握等のために十分な経営資源 を投入し、また、本コードの各原則(指針を含む)が自らに当てはまることに 留意して、適切にサービスを提供すべきである。

また、議決権行使助言会社は、業務の体制や利益相反管理、助言の策定プロセス等に関し、自らの取組みを公表すべきである。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように 果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告 を行うべきである。

指針

- 6-1. 「資産運用者としての機関投資家」運用機関は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである¹⁶。
- 6-2. 「<u>資産保有者としての機関投資家」</u>アセットオーナーは、受益者に対して、 スチュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、 原則として、少なくとも年に1度、報告を行うべきである¹⁶。
- 6-3. 機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである¹⁷。
- 6-4. なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。

¹⁶ ただし、当該報告の相手方自身が個別報告は不要との意思を示しているような場合には、この限りではない。また、顧客・受益者に対する個別報告が事実上困難な場合などには、当該報告に代えて、一般に公開可能な情報を公表することも考えられる。

¹⁷ なお、当該報告において、資産運用上の秘密等を明かすことを求めるものではない。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

指針

- 7-1. 機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の 持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環 境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動 に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。
- 7-2. このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。
- 7-2. 特に、機関投資家の経営陣はスチュワードシップ責任を実効的に果たすため の適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理 などに基づいて構成されるべきではない。

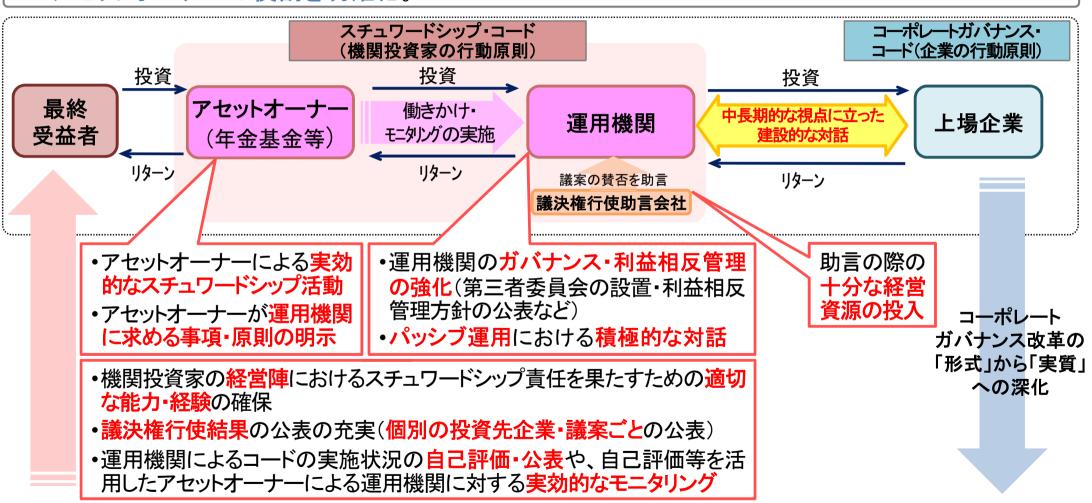
また、機関投資家の経営陣は、自らが対話の充実等のスチュワードシップ活動の実行とそのための組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。

- 7-3. こうした対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。
- 7-4. また、機関投資家は、過去に行った投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断の幾つかについて、これらが適切であったか否か本コードの各原則(指針を含む)の実施状況を適宜の時期に省みることにより、スチュワードシップ責任を果たすための方針や議決権行使の方針本コードが策定を求めている各方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。

特に、運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制・利益相反管理や、自らのスチュワードシップ活動等の改善に向けて、本コードの各原則(指針を含む)の実施状況を定期的に自己評価し、結果を公表すべきである¹⁸。

¹⁸ こうした自己評価の結果の公表は、アセットオーナーが運用機関の選定や評価を行うことにも資すると考えられる。

- □ コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくためには、機関投資家が、 実効的に企業との間で「建設的な対話」に取り組むことが重要。
- □ このため、運用機関におけるガバナンス・利益相反管理の強化等を促すとともに、年金基金等の アセットオーナーの役割を明確化。



中長期的なリターンの向上

日本経済全体の好循環を実現

中長期的な 企業価値の向上

二重債務問題への対応方針

I. 中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

- ① 再生に向けた相談窓口の設置 と公的な旧債務整理プロセス の拡充・強化
 - 「中小企業再生支援協議会」を核とした相談 窓口体制の拡充
 - ⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
 - 「中小企業再生ファンド」の新設
 - ⇒ <u>出資や債権買取り等</u>を含めた支援を実施
- ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等
 - ・金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
 - 申中小の法人企業向けの更なる方策についても検討
- ③ 再生可能性を判断する間の 利子負担の軽減等
 - 津波被災地など①のプロセスにおいて<u>再生</u> 可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討
- ※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、 農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

- ① 公庫等による融資制度の拡充
- 「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- 「特別利子補給制度」において最大で無利子 化まで可能とする制度の創設
- 小規模事業者が無担保・無保証で利用できる 「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- 農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- 医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置
- ② 信用保証制度の拡充
- [・「東日本大震災復興緊急保証」の創設
- ③リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討
- ④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設
- ⑤ 二重債務をできる限り負わずに 再出発可能な事業環境の整備
- 共同利用施設等の復旧について国が支援
- 中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し
- ※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

Ⅱ. 個人住宅ローン向け対応

旧債務

- ① 住宅金融支援機構における既存ローン の返済猶予等
- ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
- ③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

- ① 住宅金融支援機構による金利引下げ・ 返済期間の延長
- ② 災害公営住宅の供給

Ⅲ. 金融機関向け対応

- ① 金融機関への資本参加・ 要件の緩和
 - 「金融機能強化法」及び「信用事業再 編強化法」の改正
- ② 金融機関の無税償却等の 弾力化
- 個人向け私的整理ガイドラインの策定

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 (平成 23 年7月 15 日策定)の概要

1. ガイドラインの付置づけ

平成23年6月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」(事務局:全銀協)において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

2. ガイドラインの内容(概要)

(1)対象となる債務者

- 震災の影響により、既往債務(旧債務)を弁済することができない又は 近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅 ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。
- このような債務者が、法的倒産手続による不利益(注1)を回避しつつ、 債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けることができるようにする。
 - (注1) 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。この他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

(2)対象となる債権者

○ 主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、 政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社 等)。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

(3) 弁済計画案の内容及び債務免除額

- 弁済計画案の内容(要件)は、債務者の状況(事業者・非事業者の別、 将来収入の有無等)に応じて、複数の類型を用意。
- 分済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。)、③資産の換価・処分の方針等。

事業継続を図る個人事業者については、上記①~③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画(例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等)の提出を求める(注2)。

(注2) 経営者に対する経営責任は求めない。

- 金融機関(債権者)にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事 再生手続又は破産手続と同等(注3)(注4)。
 - (注3) 破産手続等より免除額が多く(=債権者にとって不利に)なれば、債権者は、 私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドライン を利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。
 - (注4) 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止(自由財産)とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

(4)手続の流れ(別紙1参照)

- ①債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出(※)。必要書類(財産の状況等)を提出。
 - ※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)
- ②債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。
- ③第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(=第三者機関によるチェック)。
- ④債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。
- ⑤対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。
- ⑥対象債権者全員の同意により、弁済計画成立(※)。
 - ※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。
- (注5)①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも 可能。

(5)(連帯)保証人に対する配慮

- 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を 弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生 活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合 を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、 保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を 定める。
- 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

3. その他

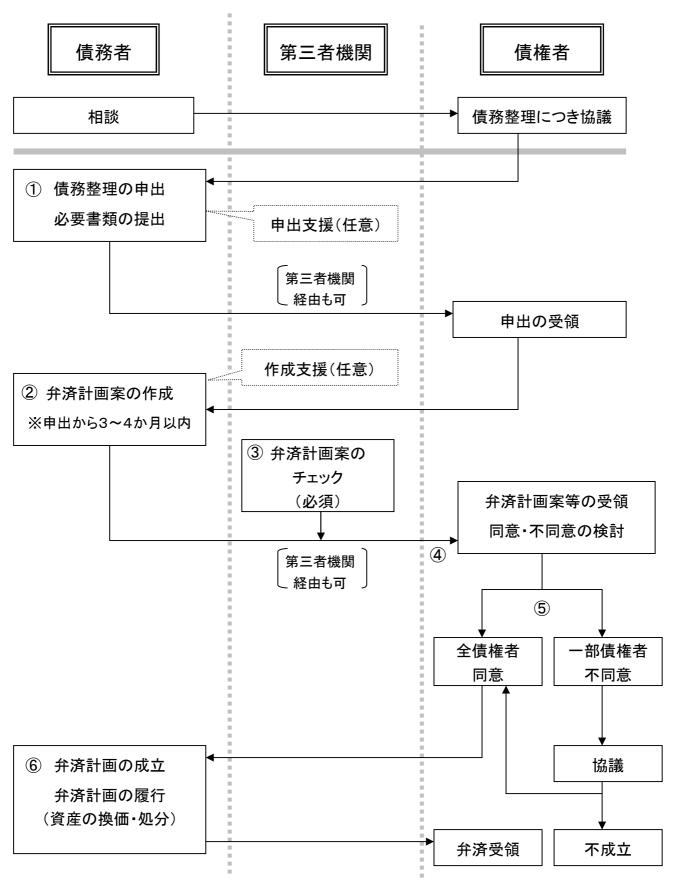
〇 第三者機関については、全銀協が一般社団法人(「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」)を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

録する(別紙2参照)。

- 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除 については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないこと を国税庁に確認。
- ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

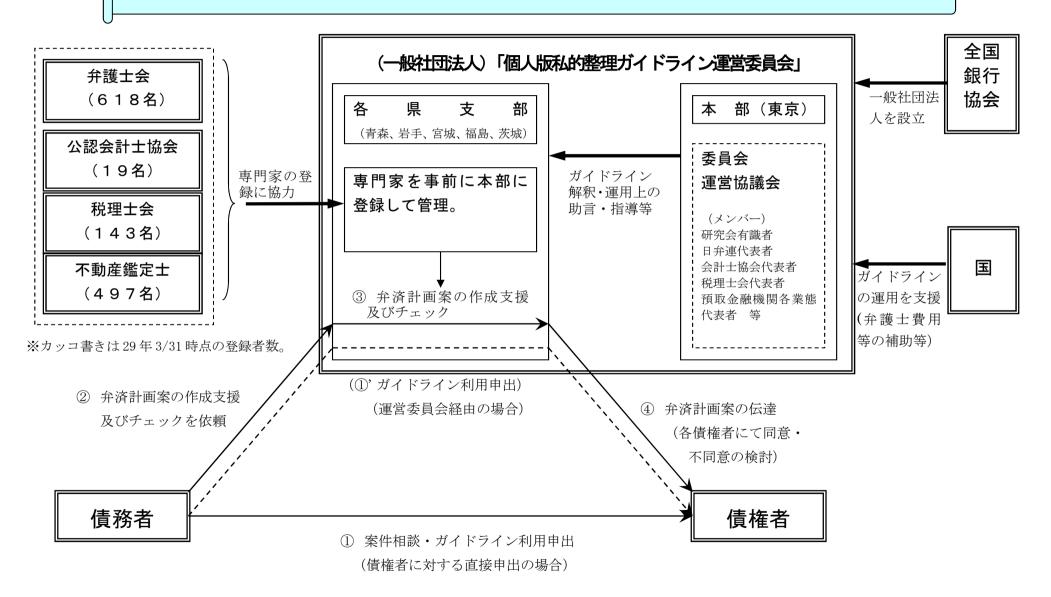
資料6-7-3 (別紙1)

【ガイドライン/手続の流れ(概要)】



資料6-7-4 (別紙2)

個人版私的整理ガイドライン運営委員会について



個人債務者の私的整理に関するガイドライン

平成 23 年 7 月

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会名簿(平成23年7月)

(敬称略、五十音順)

荒井 貞夫 全国銀行個人信用情報センター 所長

安藤 栄二 全国労働金庫協会 執行役員経営企画部長

石高 雅美 日本税理士会連合会 常務理事 業務対策部長

市村 清 日本公認会計士協会 常務理事

伊藤 眞 早稲田大学大学院法務研究科客員教授

浦田 晴之 オリックス 取締役兼代表執行役副社長・グループCFO 大井 直 信託協会 一般委員長・みずほ信託銀行 常務取締役

大久保 壽一 千葉銀行 取締役常務執行役員 岡田 理樹 日本弁護士連合会 事務次長

小山田 降 全国銀行協会 企画委員長 三菱東京UFJ銀行 常務取締役

久貝 卓 商工組合中央金庫 執行役員 久能 敏光 福島銀行 取締役企画本部長 河村 正人 住宅金融支援機構 理事長代理

越野 寿夫 オリエントコーポレーション 執行役法務部長

小林 信明 小林総合法律事務所 代表弁護士

斎藤 浩 杜の都信用金庫 常勤理事

座長: 高木 新二郎 弁護士・法学博士

竹谷和芳日本信用情報機構 常務取締役丹野清一石巻商工信用組合 常務理事

常峰 仁 日本貸金業協会 自主ルール委員会委員長

寺田 範雄 全国商工会連合会 専務理事

永井 徹 日本自動車リース協会連合会 事務局長服部 和良 全国信用保証協会連合会 専務理事 板東 一彦 日本政策金融公庫 専務取締役

藤原 敬三 中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー

古谷 周三 農林中央金庫 専務理事

松嶋 英機 西村あさひ法律事務所 代表パートナー

宮城 勉日本商工会議所 常務理事森田 光俊シー・アイ・シー 専務取締役山田 晃久全国サービサー協会 副理事長

〈**オブザーバー**〉

貝塚 正彰 財務省 大臣官房政策金融課長

小林 康彦 法務省 民事局参事官

定塚 由美子 厚生労働省 社会 接護局福祉基盤課長

中村 武 日本銀行 金融機構局総務課長

能登 清和 厚生労働省 労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長

長谷川 靖 金融庁 監督局総務課長

藤木 俊光 経済産業省 中小企業庁事業環境部金融課長

古市 文孝 最高裁判所 事務総局民事局付

松本 貴久 国土交通省 住宅局総務課民間事業支援調整室長

村井 正親 農林水産省 経営局金融調整課長

〈事務局〉

事務局長: 髙木 伸 全国銀行協会 理事

石沢 宏純 三菱東京UFJ銀行リテール融資部上席調査役

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

はじめに

東日本大震災(2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害その他これに関連する災害をいう。以下同じ。)の影響によって、住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等が、今後、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題(いわゆる二重債務問題)が考えられる。

この二重債務問題は、震災からの着実な復興のために適切な対応がなされなければならない極めて重要な課題であり、本年6月、政府の「二重債務問題への対応方針」が取り纏められた。これを受け、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、私的整理に関する関係者間の共通認識を醸成し、私的整理を行う場合の指針となるガイドラインを取り纏めることを目標として、本年7月「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関団体の関係者等、学識経験者らの議論を踏まえ、個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

1. 目的

このガイドラインは、東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

2. 債務整理の準則

(1) このガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関団体、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊

重され遵守されることが期待されている。

- (2)「対象債権者」(弁済計画が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について 相互に守秘義務を負う。
- (4) このガイドラインによる債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

3. 対象となり得る債務者

次のすべての要件を備える個人である債務者は、このガイドラインによる債務 整理を申し出ることができる。

- (1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を 弁済することができないことが確実と見込まれること。
- (2) 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。
- (3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
- (4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
- (5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
- (6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
- (7) 破産法第 252 条第1項(第 10 号を除く。)に規定される免責不許可事由がないこと。

4. 第三者機関

- (1) このガイドラインによる債務整理を的確かつ円滑に実施するために、第三者機関を設置する。
- (2) 本項(1)の第三者機関の名称は、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」とする。
- (3) 第三者機関の役割及び業務は、次に掲げるとおりとする。

- ① 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の 受理及び取消し並びにその適性の審査
- ② 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
- ③ 第5項(1)に定める申出及び同項(2)に定める必要書類の提出の支援
- ④ 第7項(1)に定める弁済計画案の作成の支援(債権者の意向確認を含む。)
- ⑤ 第8項(1)に定める報告書の作成
- ⑥ 第9項(1)に定める弁済計画案の説明等の支援(債権者間の調整を含む。)
- ⑦ このガイドラインの解釈又は運用に関するQ&A等の作成及び改訂等
- ⑧ その他、このガイドラインによる債務整理の的確または円滑な実施のため に必要な業務

5. 債務整理の開始

- (1) 第3項の要件を備える債務者は、全ての対象債権者に対して、このガイドラインによる債務整理を書面により同日に申し出る。
- (2) 債務者は、本項(1)の申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、 債権者一覧表その他申出に必要な書類(以下「必要書類」という。)を提出する。 なお、債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、個人版私的整理ガイ ドライン運営委員会を経由して行うことができる。
- (3) 本項(1)の申出があった時点から、本項(4)により対象債権者のいずれかから 書面による異議が述べられることを解除条件として、第6項に定める一時停止 の期間が開始するものとする。
- (4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、このガイドラインによる債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、債務者及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、弁済計画案に同意することを義務付けられるものではない。
 - ① 債務者が第3項の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
 - ② 債務者が第6項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
 - ③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合(ただし、申出の翌日から起算して 45 日を経過した場合にはこの限りでない。)
- (5) 対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証

協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社、貸金業者、リース会社並びにクレジット会社等)とするが、このガイドラインに定める場合その他相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

6. 一時停止

- (1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。
 - ① 債務者は、通常の生活又は事業過程によるものの他、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。
 - ② 債務者は、一部の対象債権者に対する弁済(代物弁済を含む。以下同じ。) や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行って はならない。
 - ③ 対象債権者は、一時停止が開始した日(以下「一時停止の開始日」という。) における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に 対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなど の債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保 権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てを してはならない。ただし、保証会社による保証付貸付けの場合、対象債権者 が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当 該保証会社は、本項の規定を遵守するものとする。
- (2) 一時停止の期間は、一時停止の開始日(対象債権者が追加された場合は、最も早い一時停止の開始日)から6か月を経過した日又は弁済計画が成立した日若しくは不成立により本ガイドラインによる債務整理が終了した日のいずれか早い日までとする。ただし、必要があるときは、債務者は、全ての対象債権者の同意により、一時停止の期間を変更することができる。
- (3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

7. 弁済計画案の内容

(1) 債務者は、第5項(1)の申出から3か月以内(ただし、本項(2)②に定める弁済

計画案とする場合には4か月以内)に、弁済計画案を作成の上、全ての対象債権者に提出する。ただし、債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、弁済計画案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、弁済計画案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。なお、債務者は、弁済計画案の作成にあたり、必要に応じ、対象債権者の支援又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会に申出を行い、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、金融実務専門家等の支援を受けることができる。

- (2) 弁済計画案は、以下の内容を含むものでなければならない。
 - ① 債務者が非事業者(住宅ローン等の債務者)又は本項(2)②に該当しない 個人事業主である場合
 - イ 弁済計画案は、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。
 - a 債務の弁済ができなくなった理由(東日本大震災による影響の内容を 含む。)
 - b 財産の状況(財産の評定は、債務者の自己申告による財産について、 原則として、財産を処分するものとして行う。)
 - c 債務弁済計画(原則5年以内)
 - d 資産の換価・処分の方針
 - e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容
 - ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。
 - ハ 本項(2)①口に該当しない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該債務者が第5項(1)による申出の時点において保有する全ての資産(破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産(いわゆる「自由財産」)及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。)を処分・換価して(処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。)、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、

全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする(ただし、債権額20万円以上(ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。)の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。)。なお、本項(2)①ロにかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

- ② 債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を 図ろうとする個人事業主である場合
 - イ 弁済計画案は、本項(2)①イに定める各事項に加え、債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。
 - a 事業見通し(売上・原価・経費)
 - b 収支計画
 - c 東日本大震災発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、弁済計画成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。
 - ロ 破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがある など、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とす る。
- (3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを内容とする。
 - ① 弁済計画案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20 万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。
 - ② 第9項(3)により成立した弁済計画に従った弁済期間中に、第3項に定める要件(ただし、同項(4)及び(5)を除く。)のいずれかを充足しないことが判明した場合又は①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除及び期限の猶予の合意が錯誤により無効となり、債務免除の効果が遡及的に消滅することに予め同意すること。
- (4) 弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

- (5) 債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、 主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を 弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めること が相当と認められる場合を除き、保証人(ただし、個人に限る。以下同じ。)に対 する保証履行は求めないこととする。
 - ① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い
 - ② 保証人の収入、資産、震災による影響の有無等を考慮した保証人の生活 実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、 当該保証人についても、主たる債務者とともに弁済計画案を作成し、合理的な 範囲で弁済の負担を定めるものとする。

8. 弁済計画案の確認報告

- (1) 債務者は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成した報告書(以下「報告書」という。)を、弁済計画案の提出と同日に全ての対象債権者に提出する。なお、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が報告書を作成するにあたっては、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士(以下「弁護士等」という。)がその作成作業を行う(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、作成者に弁護士を含めることとする。)。また、債務者は、弁済計画案及び報告書の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。
- (2) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合を除き、本項(1)の報告書には、 次の①から⑤に掲げる事項を含めることとする。ただし、⑤については、債務の 減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合に限る。
 - ① 債務者について第3項に定める要件の該当性
 - ② 弁済計画案の内容 弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。
 - ③ 弁済計画案の合理性 弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を 求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権 者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。
 - ④ 弁済計画案の実行可能性
 - ⑤ 破産手続との比較
- (3) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合には、本項(1)の報告書には、次

- の①から④に掲げる事項を含めることとする。
- ① 債務者について第3項に定める要件の該当性
- ② 弁済計画案の内容 弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。
- ③ 弁済計画案の合理性 弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を 求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権 者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。
- ④ 弁済計画案の実行可能性

9. 弁済計画の成立

- (1) 債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、全ての対象債権者に対して、 弁済計画案及び報告書の説明、質疑応答並びに意見交換(以下「弁済計画案 の説明等」という。)を同日中に行う。なお、弁済計画案の説明等は、書面の交 付により行うことができ(ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。)、債権 者説明会を開催して行うことも妨げない。また、債務者は、必要に応じて、報告 書を作成した弁護士等(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案 である場合には、弁護士を含めることとする。)に弁済計画案の説明等の支援 を求めることができる。
- (2) 対象債権者は、本項(1)に基づき弁済計画案の説明等がなされた日から1か月以内に弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明するものとする。ただし、必要があるときは、債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。
- (3) 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を書面により確認した時点で弁済計画は成立し、債務者は弁済計画を実行する義務を負担し、対象債権者の権利は、成立した弁済計画の定めに従って変更され、対象債権者は、猶予・減免など弁済計画の定めに従った処理をする。
- (4) 弁済計画案に対して、本項(2)に定める期限までに対象債権者の全ての同意が得られず、かつ弁済計画案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意が得られないときは、このガイドラインによる債務整理は不成立により終了する。

10. その他

(1) 債務者が弁済計画を履行できないときは、債務者及び全ての対象債権者は、 弁済計画の変更(第7項(2)①ハに定める内容への変更を含む。)等について協 議を行い、適切な措置を講じるものとする。

- (2) このガイドラインによる債務整理を行った債務者について、対象債権者は、当該債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報(代位弁済に関する情報を含む。)を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。
- (3) このガイドラインによる債務整理を円滑に実施するため、利用者に対する周知や第三者機関の整備等の所要の態勢整備に早急に取り組むこととし、このガイドラインは、平成23年8月22日から適用を開始することとする。なお、金融機関等の債権者及び第三者機関は、同日に先立ち、各々の準備が整い次第、債務者からの相談に応じることとする。

(以上)

平成 23 年 10 月 26 日

各位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会(理事長:高木新二郎)では、本年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

本日、当委員会では運営協議会を開催し、現在住居費負担のない仮設住宅等 に入居している個人債務者の復興を支援すべくガイドラインの運用を見直しま したので、ご案内申しあげます。

記

○ 運用の見直し

仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費 負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生するこ とを考慮してガイドラインの要件に合致するか否かを判断することといたし ました。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成 24 年 1 月 25 日

各位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会(理事長:高木新二郎)では、昨年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では1月23日に運営協議会を開催し、仙台地裁における自由財産拡張の認定例の公表を踏まえ、下記の通りガイドラインの運用を見直しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の 活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

- ○自由財産たる現預金の範囲を、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張します。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り 500 万円を上限とし、また被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。
- ○現預金以外の法定の自由財産(および義捐金等特別法による現預金等の自由 財産)は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。
- ○地震保険中に家財(差押禁止財産)部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。
- ○既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても 返還できません。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成 24 年 12 月 19 日

各位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用における決定事項 ~ 震災後に購入した不動産の取扱いについて~

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会(理事長:高木新二郎)では、 昨年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)の適 用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活 や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では 12月18日に運営協議会を開催し、下記の通りガイドラインの運用 について決定しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性 化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

申出人(被災者)が、震災後に、ガイドラインの運用上の自由財産の範囲内として 取扱われる財産により不動産を買った場合に、取得した不動産を、ガイドライン運用 上の自由財産として取扱う。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、津崎、谷川 03-3212-0531



平成23年3月11日

内閣府特命担当大臣(金融) 自見 庄三郎 日本銀行総裁 白川 方明

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する 金融上の措置について

今回の平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被害者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請しましたのでお知らせします。

1. 金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)への要請

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。 また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融 機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの 簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時 的確な措置を講ずること。
- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に 十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者 の便宜を考慮した措置を講ずること。

- (10) (1)~(9)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を 稼動させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示 するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周 知徹底すること。

2. 証券会社への要請

- (1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
- (3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (5) その他、顧客への対応について十分配意すること。

3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

- (1) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜 措置を講ずること。
- (2) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配 慮すること。
- (3) 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて 猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

4. 火災共済協同組合への要請

- (1) 共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの 便宜措置を講ずること。
- (2) 共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を 行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(本件に関する照会先)

金融庁監督局総務課

電話 03-3506-6000(内線3380、2688)

日本銀行本店

電話 03-3277-2369

以上

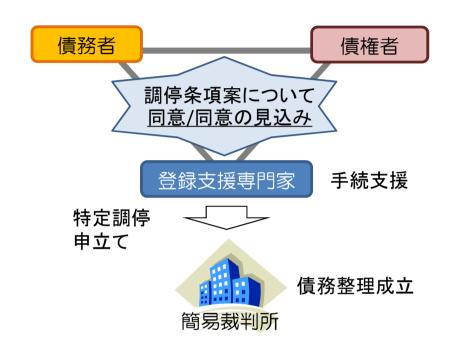
金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government

Copyright(C) 2015 金融庁 All Rights Reserved.

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン (平成27年12月25日策定、平成28年4月1日適用開始)

■ ガイドラインの概要

- 〇 本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、 全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27 年12月に取りまとめられ、平成28年4月より適用が開始 された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受 けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。
- 〇 本ガイドラインにより債権者(金融機関等)との合意に 基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務 の弁済が困難となった被災者が、法的な倒産手続によ る不利益(信用情報への登録など)を回避しつつ、債務 免除等を受けることが可能。



■ ガイドラインによる債務整理のメリット

- 〇 被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部(運用上の目安 500万円)を、ローンの支払いに 充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の 新たな借入れに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

平成 27 年 12 月

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会

<委員> (敬称略、五十音順)

石毛 和夫 ほくと総合法律事務所 パートナー 弁護士

伊 藤 眞 日本大学大学院法務研究科 客員教授

井上 浩一 日本公認会計士協会 常務理事

今井 英夫 城北信用金庫 審査部長

上西 左大信 日本税理士会連合会 常務理事 調査研究部長

奥 芝 努 北洋銀行経営企画部 副部長

加藤 正敏 日本商工会議所 中小企業振興部長

金 丸 哲 也 農林中央金庫 総合企画部長

小足 一寿 信託協会 業務委員長・三井住友信託銀行 執行役員業務部長

古 賀 秀 敏 住宅金融支援機構 債権管理部長

小林 信明 長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士

園尾 隆司 西村あさひ法律事務所 オブカウンセル 弁護士

高 梨 晴 雄 日本政策金融公庫 国民生活事業本部 管理企画部長

高三 和之 クレディセゾン クレジット事業部長兼債権管理部長

竹下 慶之 日本信用情報機構 経営企画部長

田中 成幸 千葉銀行 業務集中部長

谷 英樹 日本弁護士連合会 事務次長

田村 義弘 商工組合中央金庫 審査第三部部長

鴇澤 省一 日本不動産鑑定士協会連合会 常務理事・調査研究委員長

座 長: 富永 浩明 富永浩明法律事務所 弁護士

平子 勝介 全国銀行協会 委員会室長・みずほフィナンシャルグループ 全銀協会長行室長

本 多 英一 全国商工会連合会 企業支援部長

前 島 浩 全国農業信用基金協会協議会 常務理事

前田 晃宏 全国信用保証協会連合会 事務局長

増 田 豊 全国銀行個人信用情報センター 所長

松尾 幸太郎 みなと協和法律事務所 弁護士

松 信 元 シー・アイ・シー 執行役員経営企画部長

三上 幸孝 日本自動車リース協会連合会 副事務局長

村山 由香里 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 弁護士

八 木 直 人 日本貸金業協会 会員業務部長

山田 周一 リース事業協会法制委員会 委員長

米 田 豊 山田債権回収管理総合事務所 取締役営業副本部長

渡 部 勝 全国労働金庫協会 経営企画部長

<オブザ**ー**バー>

石 坂 弘 秋 厚生労働省労働基準局勤労者生活課 労働金庫業務室長

伊野 彰洋 金融庁監督局 総務課長

今 井 祐 子 最高裁判所事務総局 民事局付

大津 俊哉 財務省大臣官房 政策金融課長

菊川 人吾 経済産業省中小企業庁事業環境部 金融課長

齋 藤 克 仁 日本銀行金融機構局 総務課長

千 葉 信 義 国土交通省住宅局総務課 民間事業支援調整室長

筒 井 健 夫 法務省民事局 民事法制管理官

山口 靖 農林水産省経営局 金融調整課長

<事務局>

小 岱 朗 みずほ銀行ローン業務開発部業務管理室 室長

事務局長: 辻 松雄 全国銀行協会 事務局長兼企画部長

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

はじめに

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降も、地震や暴風、豪雨等による様々な自然災害が発生している。将来的にも、このような自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローン等を借りている個人事業主が、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が起きることが考えられる。

かかる債務者への適切な対応は、自然災害からの着実な復興のために極めて重要な課題であり、東日本大震災に関して策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に係る対応を通じて得られた経験等も踏まえ、新たな債務整理の枠組みが望まれている。

このような状況の中、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の 法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うこ とによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、債務整理 を行う場合の指針となるガイドラインを取りまとめることを目標として、本年9月「自然 災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関等団体の関係者等や、学識経験者らの議論を踏まえ、自然災害により被災した個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

1. 目的

本ガイドラインは、本研究会の設置(本年9月2日)後に災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けた自然災害(以下、特段の断りがない限り、「災害」という。)の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

2. 債務整理の準則

- (1) 本ガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、 金融機関等団体、日本弁護士連合会、商工団体等の関係者等が中立公平な学 識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないも のの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によっ て、自発的に尊重され遵守されることが期待されている。
- (2)「対象債権者」(特定調停手続により本ガイドラインに基づく債務整理が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者として第3項(2)に定める者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相 互に守秘義務を負う。
- (4) 本ガイドラインに基づく債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

3. 対象となり得る債務者及び債権者

- (1) 次のすべての要件を備える個人である債務者は、本ガイドラインに基づく債務 整理を申し出ることができる。
 - ① 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが災害の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
 - ② 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。
 - ③ 災害が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
 - ④ 本ガイドラインに基づく債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
 - ⑤ 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
 - ⑥ 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
 - ⑦ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 252 条第1項(第 10 号を除く。)に規定する免責不許可事由がないこと。
- (2) 対象債権者の範囲は、金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農

業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、貸金業者、リース会社、クレジット会社及び債権回収会社並びに信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社(以下「保証会社等」という。))とする。ただし、本ガイドラインに基づく債務整理を行う上で必要なときは、その他の債権者を含むこととする。

(3) 対象債権者は、対象債務者に対して保証付き貸付を行っている場合、代位弁済受領前においては、保証会社等に対する適宜の情報提供その他本ガイドラインに基づく債務整理の円滑な実施のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 登録支援専門家の登録

- (1) 本ガイドラインに基づく債務整理を的確かつ円滑に実施するために、次に掲げる各団体は、債務者及び債権者のいずれにも利害関係を有しない中立かつ公正な立場で本ガイドラインに基づく手続を支援する者として、弁護士、公認会計士、税理士及び不動産鑑定士の専門家(以下「専門家」という。)の登録を行うこととする。
 - ① 日本弁護士連合会及び弁護士法(昭和24年法律第205号)第31条に規定する弁護士会
 - ② 日本公認会計士協会及び各地域会
 - ③ 日本税理士会連合会及び各税理士会
 - ④ 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び各不動産鑑定士協会
- (2) 本項(1)の登録を受けた専門家(以下「登録支援専門家」という。)は、以下の業務を行う。ただし、第8項(1)の調停条項案(調停条項案と関連して作成される資料も含む。以下同じ。)が債務の減免を要請する内容を含む場合における以下の④から⑥までの業務は、弁護士法第8条の登録を有する登録支援専門家である場合に限り行うことができるものとする。
 - ① 第6項(1)の債務整理の申出の支援
 - ② 第6項(2)の債務整理の申出に必要な書類の作成及び提出の支援
 - ③ 第8項(1)の調停条項案の作成の支援
 - ④ 第8項(1)の調停条項案の作成に係る利害関係者間の総合調整の支援
 - ⑤ 第8項(1)の調停条項案の対象債権者への提出及び同項(7)の調停条項案の対象債権者への説明等の支援
 - ⑥ 第9項(1)の申立てに係る必要書類の作成及び特定調停の申立て後当該特 定調停手続の終了までの手続実施の支援
- (3) 本項(1)に規定する各団体は、登録支援専門家に係る登録申請を受理した場合、業務の経験年数その他の基準に照らしてこれを審査した上で登録を行うこと

とし、登録を行った者について以下に掲げる事項を記載した支援専門家登録簿 を作成し、公衆の縦覧に供するものとする。

- ① 氏名(法人所属であっても個人名により登録する。)
- ② 事務所又は営業所の名称及び所在地並びに連絡先
- (4) 本項(1)に規定する各団体は、本項(3)に規定する支援専門家登録簿を作成したときは、それぞれ、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会又は公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を通じて、一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関(以下「運営機関」という。)に送付する。また、支援専門家登録簿の内容に変更があったときも同様とする。

5. 登録支援専門家の委嘱

- (1) 第6項(1)に基づく債務整理の申出を行おうとする債務者(以下「対象債務者」という。)は、対象債権者のうち、当該対象債務者に対して有する債権(本ガイドラインに基づく債務整理の対象にしようとするものに限る。)の元金総額が最大の者(以下「主たる債権者」という。)に対して、本ガイドラインに基づく手続に着手することを申し出ることとし、当該主たる債権者は、当該手続着手の申出を受け付けてから10 営業日以内に、本ガイドラインに基づく手続に着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面により行うこととする。この場合、主たる債権者は、当該対象債務者が第3項(1)に規定する要件のいずれかに該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならず、不同意を表明する場合にはその理由を当該書面に明記しなければならない。
- (2) 本項(1)の同意書面を受領した対象債務者は、前項(1)に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該書面を添付して、登録支援専門家を委嘱することを依頼する。当該各団体は、登録支援専門家の中から、対象債務者及び対象債権者のいずれにも利害関係を有しない適当な者を運営機関に推薦し、運営機関は、当該推薦を踏まえて速やかに登録支援専門家の委嘱を行う。
- (3) 本項(2)により委嘱を受けた登録支援専門家は、委嘱を受けた日から3営業日以内に、委嘱の事実を証する書面を添付して、委嘱を受けた旨を対象債務者に通知する。
- (4) 対象債務者及び対象債権者は、登録支援専門家による前項(2)に規定する業務の遂行について、正当な理由なく業務が遅滞する場合その他業務遂行に当たり不適切な事由が認められる場合に限り、前項(1)に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該登録支援専門家以外の登録支援専門家の再委嘱を求めることができる。この場合の手続は、本項(2)及び(3)に準ずるものとする。
- (5) 対象債務者又は対象債権者は、本項(2)により委嘱された登録支援専門家(本

項(4)により再委嘱された登録支援専門家を含む。以下同じ。)と協議の上、前項 (1)に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該登録支援専門家に加えて、 異なる専門家を登録支援専門家として委嘱するよう求めることができる。この場合の手続は、本項(2)及び(3)に準ずるものとする。

6. 債務整理の開始等

- (1) 第5項(1)の同意書面を受領した対象債務者は、全ての対象債権者に対して、本ガイドラインに基づく債務整理を書面により同一の日に申し出る。なお、当該書面には、第5項(3)により取得した登録支援専門家の委嘱の事実を証する書面を添付することとする。
- (2) 対象債務者は、本項(1)の本ガイドラインに基づく債務整理の申出と同時に又は申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類(以下「必要書類」という。)を提出する。なお、対象債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、登録支援専門家を経由して行うことができ、この場合、登録支援専門家は、第5項(3)の通知後、速やかに当該申出及び必要書類の提出を行うこととする。
- (3) 本項(1)の申出があった時点から、第7項に定める一時停止の期間が開始するものとする。
- (4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、 事前に登録支援専門家と協議の上、本ガイドラインに基づく債務整理に異議を 述べることができる。当該異議は、対象債務者、登録支援専門家及び当該対象 債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に 発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当 該対象債権者は、調停条項案に同意することを義務付けられるものではない。
 - ① 対象債務者が第3項(1)の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
 - ② 対象債務者が第7項(1)(1)又は②に違反したことが判明した場合
 - ③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合(ただし、申出の翌日から起算して 45 日を経過した場合にはこの限りでない。)
- (5) 本ガイドラインに基づく債務整理は、次に掲げる日のいずれか最も早い日に終 了するものとする。
 - ① 本項(1)の申出があった日から6か月を経過した日(対象債務者が、全ての対象債権者の同意を得て別途の日を定めた場合には、当該同意により定められた日(この場合、対象債務者は全ての対象債権者及び登録支援専門家に対し

て変更後の債務整理の終了日を書面により通知する。)。また、第9項(1)に規定する特定調停の申立てが行われた後は、当該特定調停手続が終了した日)

- ② 対象債務者が本ガイドラインに基づく債務整理を取り下げる旨の書面を全ての対象債権者に発送した日
- ③ 対象債権者による、本項(4)に規定する異議を述べた書面が対象債務者、登録支援専門家及び他の全ての対象債権者に到達した日
- ④ 対象債務者が第8項(9)に規定する債務整理の不成立についての書面を全ての対象債権者に発送した日

7. 一時停止

- (1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と対象債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。
 - ① 対象債務者は、通常の生活又は事業過程によるもののほか、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。
 - ② 対象債務者は、一部の対象債権者に対する弁済(代物弁済を含む。以下同じ。)や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。
 - ③ 対象債権者は、一時停止が開始した日における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における対象債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社等による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社等は、本項の規定を遵守するものとする。
- (2) 一時停止の期間は、本ガイドラインに基づく債務整理が終了した日までとする。
- (3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

8. 調停条項案の作成及び提出

- (1) 対象債務者は、第6項(1)の申出から3か月以内(ただし、本項(2)②に定める 調停条項案とする場合には4か月以内)に、調停条項案を作成の上、登録支援 専門家を経由して、全ての対象債権者に提出する。ただし、対象債務者は、必要 があるときは、全ての対象債権者に対して、調停条項案の提出期限の延長が必 要である理由を明記して通知を行うことにより、調停条項案の提出期限を、3か 月を超えない範囲内で延長することができる。
- (2) 調停条項案は、以下の内容を含むものでなければならない。
 - ① 対象債務者が非事業者(住宅ローン等の債務者)又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合
 - イ 調停条項案については、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。
 - a 債務の弁済ができなくなった理由(災害による影響の内容を含む。)
 - b 財産の状況(財産の評定は、対象債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。)
 - c 債務弁済計画(原則5年以内)
 - d 資産の換価・処分の方針
 - e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請 する場合はその内容
 - ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある対象債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する調停条項に基づく弁済の総額は、対象債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。
 - ハ 本項(2)①ロに該当しない対象債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該対象債務者が第6項(1)による申出の時点において保有する全ての資産(破産法第 34 条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産(いわゆる「自由財産」)及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。)を処分・換価して(処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。)、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行

- い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする(ただし、債権額 20 万円以上(ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。)の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。)。なお、本項(2)①ロにかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある対象債務者が同様の内容とすることは妨げられない。
- ② 対象債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合
 - イ 調停条項案については、本項(2)①イに定める各事項に加え、対象債務者 の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含め ることを原則とする。
 - a 事業見通し(売上・原価・経費)
 - b 収支計画
 - c 災害発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、第9項(1)の申立てによる特定調停成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。
 - ロ 破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがある など、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。
- (3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、対象債務者が対象債権 者に対して次の①及び②に定める事項を約することを調停条項案の内容とす る。
 - ① 調停条項案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20 万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。
 - ② 第9項(1)の申立てによる特定調停手続の中で確定した調停条項に従った弁済期間中に、第3項に定める要件(ただし、同項(1)④及び⑤を除く。)のいずれかを充足しないことが判明した場合又は本項(3)①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除や期限の猶予の合意にかかわらず、債務額全額を直ちに支払うことに予め同意すること。
- (4) 調停条項案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。 ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。
- (5) 対象債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場

合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人(ただし、個人に限る。以下同じ。)に対する保証履行は求めないこととする。

- ① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い
- ② 保証人の収入、資産、災害による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当 該保証人についても、主たる債務者とともに調停条項案を作成し、合理的な範囲 で弁済の負担を定めるものとする。

- (6) 対象債務者は、登録支援専門家の支援を受けて、本項(1)の調停条項案の提出前に、対象債権者等との事前協議を行い、対象債権者から調停条項案への理解を得るよう努めることとする。
- (7) 対象債務者は本項(1)の調停条項案の提出後、全ての対象債権者に対して、調停条項案の説明、質疑応答及び意見交換(以下「調停条項案の説明等」という。)を同日中に行う。なお、調停条項案の説明等は書面の交付により行うことができ(ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。)、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、対象債務者は、必要に応じて、登録支援専門家に調停条項案の説明等の支援を求めることができる。
- (8) 対象債権者は、本項(7)の調停条項案の説明等がなされた日から1か月以内に (ただし、必要があるときは、対象債務者及び全ての対象債権者の合意により、 この期間を変更することができる。)、対象債務者及び登録支援専門家に対して、 調停条項案にかかる同意あるいは同意の見込みの旨又は不同意の旨を書面に より回答することとし、登録支援専門家はその結果をとりまとめ、速やかに全対 象債権者に通知することとする。
- (9) 調停条項案に対して、本項(8)に定める期間内に対象債権者の全ての同意又は同意の見込みが得られず、かつ調停条項案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意又は同意の見込みが得られないときは、本ガイドラインに基づく債務整理は不成立となる。この場合、対象債務者は、登録支援専門家を経由して、全ての対象債権者に対して債務整理の不成立について書面で通知する。

9. 特定調停の申立て

(1) 本ガイドラインに基づく債務整理に当たっては、特定調停手続を利用することと

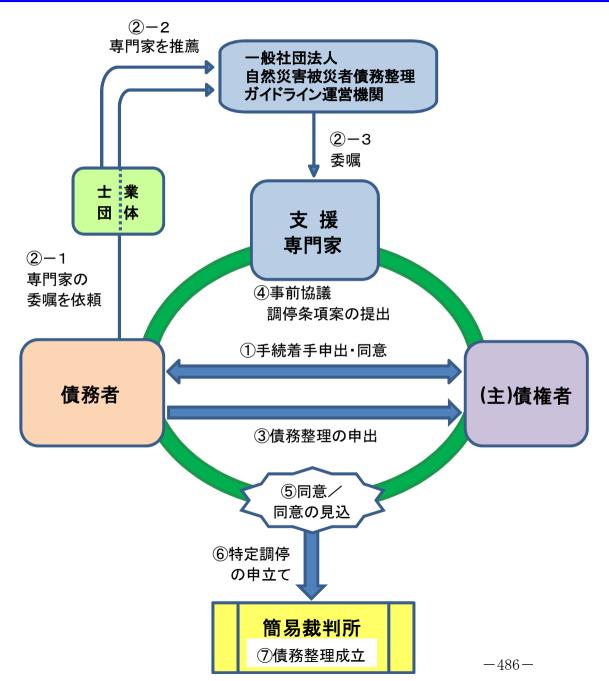
- し、全ての対象債権者から第8項(8)の同意あるいは同意の見込みを得た対象債務者は、簡易裁判所に対し、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)第3条第1項に基づき特定債務等の調整に係る調停の申立てを行うこととする。
- (2) 本項(1)の申立てによる特定調停手続が終了した場合、対象債務者は、裁判所から調停成立調書その他特定調停手続が終了したことを証する書面を入手するとともに、登録支援専門家に対して、当該特定調停手続が終了したことを証する書面の写しを付して速やかにその結果を通知することとする。

10. その他

- (1) 対象債権者、対象債務者及び登録支援専門家は、調停条項案の作成に当たっては、対象債務者による初期延滞のみをもって期限の利益を喪失させるものとはしないなど、本ガイドラインの趣旨を尊重したものとするよう努めることとする。
- (2) 本ガイドラインに基づく債務整理を行った対象債務者について、対象債権者は、 当該対象債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報 (代位弁済に関する情報を含む。)を、信用情報登録機関に報告、登録しないこ ととする。
- (3) 本ガイドラインに基づく債務整理を円滑に実施するため、金融機関等の債権者及び各関係団体等は、所要の態勢整備や制度の周知に取り組むこととし、本ガイドラインは、平成28年4月1日から適用を開始することとする。
- (4) 本ガイドラインの運用に関わる事項であって、本ガイドライン及び別途定める Q & A に定めのない事項については、別途、東日本大震災に関連して策定・公表 された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン(平成23年7月)」の運用を 参考とする。
- (5) 本ガイドラインの改訂は、本研究会が本年12月に設置した「自然災害債務整理 ガイドライン運用等検討小委員会」の発案を受けて、本研究会が行う(ただし、本 研究会が委任した一定の事項については同小委員会において行うこともでき る。)。

(以上)

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 の債務整理成立までの流れ



- ①債務者は、<u>主たる債権者に債務整理の着手の</u> 申出を行い、着手への同意を取得。
- ②着手の同意を得た債務者は、<u>各士業団体</u>(弁護士会等)を<u>通じて運営機関に対し、登録支援</u>専門家※の委嘱を依頼。
 - ※中立かつ公正な立場から手続支援を行う者
- ③債務者は、<u>全対象債権者に対して、債務整理</u> を書面により申出。
- ④債務者は、<u>対象債権者と事前協議を行った上で、登録支援専門家を経由して、調停条項案を全対象債権者に提出</u>し、調停条項案を説明。
- ⑤対象債権者は<u>調停条項案への同意(同意の</u> 見込み)又は不同意を書面により回答。
- ⑥調停条項案に対する<u>全対象債権者の同意(同</u> <u>意の見込み</u>)を得た債務者は、<u>簡易裁判所に</u> 対して特定調停を申立て。
- ⑦特定調停において、債務整理が成立。

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2)商品・サービスに応じた取引の適正化	③詐欺的な事案 に対する対応	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	等に係とでは、	n る場合 の規 で の規 で で で で で で で で で で で で で	融商品取引法 は は は は は ま 対 に が の の の の の の の の の の の の の	第 187 条の が認め等の 上令違反行 供、 主意 告書の発 160 件 (平成 2' 会出件数: 1件 場投資家等特例	(イ者報の数口等び止出数ハ取為れ投業う産認出行数度、保証、
	④投資型クラウドフラウィングを取る計業者等に係る制度の整備	る、投資者保 庁】 (KPI の現状	護を含めた金) ※平成 28 年		の適切な運用	【金融	投資型クラウド ファンディング 業者の登録件数
	⑤金融商品取引 法に基づ資家 格機関業務 (プロアンド) での見 での見 直し	投資型クラウ金融審議会「投用等に関する「投力を検討結果」では、対ける検討結果また、制度見では、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	対資運 法令改 法令改 る、投	ング業者の登録を含める。	、プロ向けファ	ンドに関す	: 4社) プロ向けファン ド業者に対する 業務廃止命令等 の行政処分の実 施状況(件数)
		(KPIの現状) ※平成28年度 プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分件数:513件					

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 商品・サービスに	⑥不動産特定共 同事業法の改 正に伴う制度 整備・運用		改正不動産特定 共同事業法に関 する政省令の整 備・監督指針等 の充実【国土交 通省・金融庁】				改正不動産特定 共同事業法に関 する制度の整 備・運用状況
ービスに応じた取引の適正化	⑦サーバ型電子 で で は 備	(平成28年 4月に施行 回復に向け 正日から適	技術の進展等の 法律第62号)が された。また、 た態勢整備等に た態勢を備等に 開始)とこれ 費者被害の項目	事務ガイドラ 庁】 つ環境変化に対 が第190回国電子 サーレ、平成28 らであり、その	で成立し、平成 マネー発行者 年8月に事務 適切な運用を	重用等【金融 銀行法等の一部 は28年6月に公ね におけるIDの詐 がイドラインの 行っている。さ	法イ見実 がイン改訂の がイン改訂の ができる成立のでは、の行電ができる成立のです。 では、の行電ができる成立のでででででででででででででででででででいる。 では、次の行電ができる。 では、次の行電ができる。 では、次の行電ができる。 では、次の行電ができる。 では、次のでは、次のでは、次のでは、次のでは、次のでは、次のでは、次のでは、次の

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2)商品・サービスに	商品・サービー 8 仮想通貨と法 定通貨の交換	仮想通貨と 通貨の交換 に対する規 整備【金融	業者 \\\\\\ 制の \\\\\	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	交換業について を含め、利用す ら整備された 【金融庁】	≸保護の ∖	仮想通貨と法定 通貨の交換業者 に対する規制の 整備・運用状況
に応じた取引の適正化	業者に対する 規制の整備	及び利用者 境変化に対	法定通貨の交換 保護のための額 応するための録 及び「仮想通貨	視点からの各種 限行法等の一部	規制を盛り込ん を改正する法律	んだ「情報通信 津」(平成 28 ⁴	デロ資金供与規制 技術の進展等の環 年5月成立、同年 等が平成29年4

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

③ 詐欺的な事案に対する対応

無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限等を行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

詐欺的商法による新たな消費者被害への対応において、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き積極的に実施する。また、当該業者のうち、適格機関投資家等特例業務届出者については、業務廃止命令等の行政処分(平成28年3月1日以降の行為に限る。)を行うとともに、その他の業者については引き続き警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。【金融庁】

<平成27年度~平成28年度の実績>

平成28年度において、証券取引等監視委員会では、無登録業者及び悪質なファンド業者による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止命令等の申立てを1件(平成27年度は3件)行った。また、金融庁では、金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対して行政処分を14件(うち13件に対する行政処分の端緒は証券取引等監視委員会の検査によるもの)行ったほか、無登録で金融商品取引業等を行っている者73先(平成27年度は154先)に対して警告書を発出した。(無登録で金融商品取引業等を行っている者73先の内訳:無登録業者60先(平成27年度は131先)、適格機関投資家等特例業務届出者13先(平成27年度は23先))【金融庁】

④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備 投資型クラウドファンディングの利用促進及び投資者保護のための必要な措置を 講ずるために平成26年5月に成立、平成27年5月に施行された改正金融商品取引法 に基づき、引き続き、投資者保護の観点から、必要に応じ、監督上の対応を行うな ど、適切に対応を行う。【金融庁】

<平成27年度~平成28年度の実績>

平成27年5月に関係政令・内閣府令等を公布の上、同月下旬、改正法が施行された。【金融庁】

⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務(プロ向けファンド)に関する制度の見直し

金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」において、投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、適格機関投資家等特例業務(プロ向けファンド)をめぐる制度の在り方などの課題について検討し、適格機関投資家

等特例業務(プロ向けファンド)の制度の見直し及び検査・監督体制の強化を検討する。【金融庁】

<平成27年度~平成28年度の実績>

適格機関投資家等特例業務(プロ向けファンド)の制度見直しに係る金融商品取引法の改正法が 第189回国会で成立し、平成27年6月に公布された。平成28年2月に関係政令・内閣府令等を公布の 上、同年3月、改正法が施行された。また、平成28年度機構・定員要求により、定員が増員し、検 査・監督体制が強化された。【金融庁】

⑥ 不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用

改正不動産特定共同事業法について、適切に投資家保護が図られるよう、政省令の整備・監督指針の充実等を行う。【国土交通省・金融庁】

<平成27年度~平成28年度の実績>

不動産投資市場政策懇談会の下に設置された制度検討ワーキング・グループにおいて、不動産特定 共同事業に関する制度の在り方について検討を行い、平成28年9月に当懇談会にて報告書が取りまと められ、「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律」(平成29年法律第46号)が、193回国会で 成立し、平成29年6月に公布された。【国土交通省・金融庁】

⑦ サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備

サーバ型電子マネーが詐取される被害の予防及び救済に向けた取組を促すため、 サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備 等に関し、平成28年8月に改正した事務ガイドライン(改正日から適用開始)の適 切な運用を行う。【金融庁】

<平成27年度~平成28年度の実績>

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、サーバ型電子マネー発行者の加盟店管理義務等について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第62号)が第190回国会で成立し、平成28年6月に公布、平成29年4月に施行された。また、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、平成28年8月に事務ガイドラインの改正を行った(改正日より適用開始)ところであり、その適切な運用を行っている。さらに、電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、被害の未然防止に向けた注意喚起を行った。【金融庁】

⑧ 仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備

仮想通貨と法定通貨の交換業者について、マネー・ローンダリング及びテロ資金 供与規制を導入するとともに、利用者保護の観点からの規制を通じて利用者の信頼 を確保するための所要の制度整備を行い、制度等の周知を含め、整備された制度に 基づき適切に運用する。【金融庁】

<平成27年度~平成28年度の実績>

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、仮想通貨に関する制度の在り方について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制の導入を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第62号)が第190回国会で成立し、平成28年6月に公布された。

その後、同法施行に向け、仮想通貨交換業者に関する内閣府令案及び事務ガイドライン案の新設を含む政令・内閣府令等案に係るパブリックコメント手続を行い(平成 28 年 12 月 28 日~平成 29 年 1 月 27 日)、平成 29 年 4 月に施行された。【金融庁】

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(4) 詐				 名目等の特殊 犯行ツールダ			
欺 等		特殊詐欺の著	捜害防止のため	かの広報啓発活	5動の推進【警	察庁】	∦±⊼⁴≣∕⊤₩α∧ ⊞о́¢≠
詐欺等の犯罪の	①特殊詐欺の取	特殊詐欺被語 庁、金融庁】	号の未然防止に	こ向けた金融機	関への注意喚	起等【警察	特殊詐欺の取締 り状況 -
の未然防	締り、被害防	▲ □	++7 -	D 成 に 眼 士 7	`桂却担从 生 】		
防止	止の推進	立隅(成) リーメ	りゅう つか正利用	月口座に関する) 情報挺供寺	、金融厂】 	
、取締り		架空請求割19人減)金融商品等	欺:検挙件数		前年比30件増)		: 743人(前年比
		金融機関への	D注意喚起【st	· · 融庁、警察庁	F]		「偽造キャッシ ュカード問題等
				記のフォローア こついて年次で		_	に対する対応状 況」における各種指標等
	④偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応	 ・ICキャッコ・1.6ポイン・ ・生体認知・1.6米の ・・生体認知・ ・・生体増入のでは、 ・・生体増大のでは、 ・・生体増大のでは、 ・・生体が、 ・・生体が、 ・・生体が、 ・・生体が、 ・・生体が、 ・・生体が、 ・・生体が、 ・・生体が、 ・・はいる。 ・・はいる。<!--</td--><td>ト増) 能付ICキャ 存比0.4ポインシュカード導 能付ICキャンターネット 関:99.2% ンターネット</td><td>r 応 A T M が全 ・ッシュカード ント増) 導入済金融機関 ・ッシュカード ・バンキングに (前年比2.3ポ</td><td>対応ATMが :88.1%(前 導入済金融機 おける本人認 イント増) おける本人認</td><td>全体のATM 年比増減なし 関:21.4%(証において可</td><td>94.6%(前年比 に占める割合:) 前年比0.6ポイン 変パスワード導 変パスワード導</td>	ト増) 能付ICキャ 存比0.4ポインシュカード導 能付ICキャンターネット 関:99.2% ンターネット	r 応 A T M が全 ・ッシュカード ント増) 導入済金融機関 ・ッシュカード ・バンキングに (前年比2.3ポ	対応ATMが :88.1%(前 導入済金融機 おける本人認 イント増) おける本人認	全体のATM 年比増減なし 関:21.4%(証において可	94.6%(前年比 に占める割合:) 前年比0.6ポイン 変パスワード導 変パスワード導

3 適正な取引の実現

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを強化する。また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進し、被害の未然防止、拡大防止を図る。

様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手口、発生状況、被害に遭わないための注 意点等の情報を提供するなど、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動を推進す る。【警察庁】

金融機関に対し、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に関する注意喚起等を引き 続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止に向けた金融機関の取組をより 一層促進する。【警察庁、金融庁】

また、同様の観点から、金融機関における振り込め詐欺への対応状況の検証を行う。

金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期ごとの公表を行う。【金融庁】

<平成27年度~平成28年度の実績>

政府広報を活用した注意喚起を始め、地方公共団体や関係機関、団体などと連携して、あらゆる 媒体や機会を活用した複合的な防犯指導、広報啓発を行い、犯行手口や予防対策を分かりやすい周 知に努めている。

金融機関職員を対象とした声掛け訓練を実施するなど、金融機関窓口での声掛けの徹底を要請するとともに、警察への通報依頼を推進するなど、金融機関職員等による被害の水際阻止が行われるよう働き掛けている。

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを推進している(平成28年の取締り状況・・・架空請求詐欺:検挙件数1,149件、検挙人員743人(前年:検挙件数1,119件、検挙人員762人) 金融商品等取引名目の特殊詐欺:検挙件数396件、検挙人員165人(前年:検挙件数429件、検挙人員339人))。

また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使 して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の 求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進している。【警察 庁】

預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等については、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにおいて公表した(平成28年度においては、1月、4月、7月、10月)。【金融庁】

4 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

偽造キャッシュカード等(偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング)による被害の防止等に向けた金融機関への注意喚起を実施する。

【金融庁、警察庁】

また、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップ(偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況の四半期ごとの公表、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査の実施及び公表、金融機関における偽造キャッシュカード等への対応状況の検証)し、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進する。【金融庁】

<平成27年度~平成28年度の実績>

偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況を、金融庁ウェブサイトにおいて公表(平成27年5月、8月、10月及び12月並びに平成28年3月、6月、9月及び12月)するとともに、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査を実施し、金融庁ウェブサイトにおいて公表した(平成27年8月及び平成28年8月)。

「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策 (インターネットバンキング対策も含む。)や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確 化する等の改正を行った(平成27年4月)。【金融庁】

偽造キャッシュカード等によりATMから現金を払い出す事案が依然として発生していることから、キャッシュカード等の磁気情報を不正に入手される可能性がある場所に対して、防犯指導を行うよう都道府県警察に指示した(平成28年3月)。【警察庁】

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2)消費者教育	①消費者教育の	の各段階に 他様々な場	応じて体系的 における取組	に行い、学校	、幼児期から 、地域、家庭 】		消費者市民社 会の実現に向 けた取組の認
教育の推進	総合的、体系的かつ効果的な推進			育等の関連 連携強化の	き育、法教育、: する他の分野のため、関係省庁 ため、関係省庁、関	の教育との 「等連絡会	知度
		実施)。	関する意識調査			度を調査(平成 した者:33.2%	29年2月~3月
	⑥学校における 消費者教育の 推進	小の周・衛が 中・御が 大特色費 ・ある者庁、 消費とは ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	等学校等に向に向に おける は は は は は は は は は は は は ま な ま な ま な ま な	ける消費者教けた検討等) はた検討等) る消費を る消費を る消費を を る消費を を の が情報を で で は の で は の で は の の で は り の で は の の で は の の で は の の で し の に り の に り の に り に り に り に り に り に り に	育の推進(学 【文部科学省) の推進(取組)の情報提供及 なプログラム(等における消	習指導要領 状容を の開発 に係る の開発 に係る の関本 にの表する。	(指をるの数口に費(題啓提の合い庁援ニ教タの加木配状)導対協参)お者消に発供取)にの)育の満)布況全主象議加 大け関費関・以組 担よ状消フ参足 教・国事と会者 学る連者す情外の 当る況費ェ加度 材活の等すへ人 等消 問る報)割 省支 者ス者増 の用の等すへ人

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2)消費者教育の推進				おけ ・作 管の 布 高 ・効 材を ブ・		、若年層 部科学 計画的な配 アクティ	
				消育向材た門学門【庁】	費者教育σ	をにおける消)充実のた)検討・作成	(へ) 国民生活センターにおける教員向け研修の実施状況(ト) 消費者教育コーディネーターの配置・学校
	⑥学校における 消費者教育の 推進			ラブル対応の 生活センタ-	 案した「学校	ため、国民 支援機構で 進【消費者	との連携状況
		(KPIの現状 (イ) 全国の 小学校:1 等学校:1 (ロ) 学部 の獲得・値	・学校におけ 員向け研修の ・学校と地域 図られるよう 成等の取組を	ける消費者教育	の充実に資す の担い手の連 るコーディネ	携・協働が / ーターの育 /	
)指導主事等を 41人(平成26: 08人(平成26: 设階において、 を得を目的とし 交25年度:49.9 成28年度	年度:114人) 社会や経済の た授業科目を 9%)	、中学校:13 仕組み、消費 開設している	7人(平成26年 生活の安定・ _「 大学の割合:5	度:142人)、高 向上に関する知識 66.2%(平成26年
		庁) ・1,464件 (ニ)消費者 均:99.59 (ホ)成年年 (へ)教員を (ト)※平原	の講座を開催。 計教育フェスタ る) 三齢引下げに向 と対象とした消 は28年4月1日	。(総務省) で参加者の満足 同けた環境整備 対費者教育講座 日時点	度:98.7%(のための教材 1コース実施	平成27年度) の作成 (参加者:47 <i>)</i>	: 5大学) (金融(平成26年度平人)度:11都道府県78市
		区町村等)		VVI • 1年8月2日内)	NDAT IIA EZ #1 시기.	7 (CNX 20 47)	文,11周四四元10日

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 消				者教育推進計 支援、促進す			(イ) 各都道府 県における消 費者教育推進
消費者教育の推進		生活センター	の消費者教育	の連携・協働 の拠点化やコ 養成等の取組	ーディネータ	!一の育 ∖	地域協議会の 設置状況 (ロ)全国の指 導主事等を対 象とする協議
推進			通じた地域に 部科学省】	おける消費者	教育(取組実	ミ態調査の	会への参加者 人数 (ハ) コーディ
		作成•配布、	出前講座の実 どの実施【消	識を活用した 施、又は地域 付費者庁、公正 省庁等】	で開催される	講座等へ	ネーター育成 状況 (二)消費生活 サポーター数 (ホ)教育委員
		消費者教					会における社 会教育関連の
		育の指導 者用啓発 資料の作	消費者教育 科学省】	の指導用啓発	資料の配布・	活用【文部】	消費者教育の 取組の割合
		成【文部 人科学省】					目標:25 年度 調査結果
				ナ 合の並及の	- よの改発姿	的 <i>生作</i> 击。	39.9%からの 増加
	⑦地域における		府食有市氏(配布【消費	社会の普及の <i>†</i> 者庁】	こめの合発貝を	料で作成・	(へ)担当省庁 による支援の
	消費者教育の 推進	<u></u>				/	状況 (ト)パンフレ
							ットの配布・
		消費 (14 等) 14 (17 平) 17 (18 平) 18 (18 平) 19 (18 \Gamma) 19 (1	「推進計画」 指進計画域等成264 8人年夕 1人年夕 1人年夕 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	最会設置数:4倍 会会設置数:4倍 対象:138人) 平度:114人) 時点:14都道所 時点:14都道所 時点:04 では、30都道 中 等(平成27年度 公正取引委員: での講師(暗 公正の講師(暗 :2,114件)の	5都道府県(平 議会への参加 、中学校:13 野県97市区町村 道路:744回(選:57回)、平 ま:57回)(平 ま:57回)(平 ま:57回)(平 ま:57回)(平 ま:57回)(平 ま:57回)(平 ま:57回)(平 ま:57回)(平	寸等(平成26年 町村等(平成 平成27年度:7 虫占禁止法教室 成27年度:8 1回(平成27年	子県) 2都道府県) (27年度実績) 年度:142人)、高 年度:142人)、高 三度:11都道府県78 26年度:28都道府 (30回) (金融庁) 至:196回 (平成27 回) (公正取引委 三度:15回) (消費

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2)消費者教育の推進	①金融経済教育 の推進	・各種国際会 育金融を ・金融を ・学融を ・金をを ・金をを ・金を ・金を ・金を ・金を ・金を ・金を ・金を	議における動 育用教材の作 で開催される ス利用に伴う 実施 金融庁、文部	講座等への講 トラブル発生の 科学省、関係	取組を日本の会 師派遣 の未然防止なる	金融経済教	(イ)関係団体 等と連携した 金融経済教況 (ロ)学校や地 域で開催され る講師派遣状況
		(KPIの現状) ※平成28年度 (イ) ・シンポジウムの開催:6回(平成27年度:5回) ・関係団体と連携した大学での授業の実施:8大学(平成27年度:5大学) (ロ)講座等への講師派遣:1,048回(平成27年度:959回)					

(2)消費者教育の推進

① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進

消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及び啓発活動を推進する。

消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

また、環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との 連携強化のため、関係省庁連絡会議等を開催する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度~平成28年度の実績>

消費生活に関する意識調査(平成29年2月~3月実施)で消費者市民社会の認知度について調査を実施した(消費者市民社会という言葉を「知っていた」と回答した者:21.5%)。また、消費者市民社会の認知度を高めるため、消費者市民社会WTを立ち上げ、消費者市民社会普及のための啓発資料の作成について検討した。【消費者庁】

消費者教育推進会議(平成27年9月)において、文部科学省における消費者教育の実施状況についてヒアリングを実施した。【文部科学省】

⑥ 学校における消費者教育の推進

1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進

小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の審議を踏まえ小中学校学習指導要領は平成28年度に改訂し、高等学校学習指導要領については平成29年度中に改訂予定(小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から全面実施、高等学校は平成34年度入学生から年次進行で実施する予定)。

【文部科学省】

2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、特色ある取組事例や課題等の情報提供及び啓発を行う。【消費者庁、文部科学省】

3) 消費者教育の人材(担い手となる教職員)の育成・活用

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、消費者教育等に 関する各教科等横断的プログラムの開発に係る実践研究を実施するとともに、それ らの成果の普及を図る。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者 問題に関する啓発及び情報提供を行う。【文部科学省】

4) 学校における消費者教育の推進

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況 を踏まえ、若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け教材を作成する。

【消費者庁、文部科学省】

高校生向け教材は、「消費者行政新未来創造オフィス」において、その活用方策等を探り、全国において効果的な活用ができるよう努める。【消費者庁】

平成30年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成を行う。【消費者庁】

消費者教育推進に向けた人材開発のため、鳴門教育大学への専門家派遣を実施する。 【消費者庁】

大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用を推進する。【消費者庁、文部科学省】

消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等を行う。また、学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援する。【消費者庁、文部科学省】

<平成27年度~平成28年度の実績>

平成27年度消費者教育フェスタを東京、大分、岐阜で開催し、高校生・大学生による事例報告や 小・中学校において企業によるデモンストレーション授業等を実施した。

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者 教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/detail/1368878.htm

平成28年度消費者教育フェスタを徳島、石川、栃木で開催し、各地域における特色ある消費者教育の実践事例発表や、文部科学省の委託事業で実証的共同研究の成果発表等を実施した。【文部科学省】

第2期消費者教育推進会議において、学校における消費者教育の充実方策について検討し、平成 28年4月に「学校における消費者教育の充実に向けて」を提案した。また、若年者の消費者教育に 関するWTを立ち上げ、成年年齢引下げに向けた環境整備の充実のための教材等についても検討し た。また、これに関連した若年者向け教材を作成した。【消費者庁】

大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施した(平成27年度:5大学、平成28年度8大学)。【金融庁】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施した。平成28年度は、1,464件(平成27年度:2,114件)の講座を実施した。また、保護者・教職員を対象にスマートフォンのフィルタリングの内容及び設定について特化した講座を新設するとともに、低年齢層に対応するため、対象年齢の引下げを行い、小学校3年生を対象に含まれることとした。【総務省】

⑦ 地域における消費者教育の推進

地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。

地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。

「消費者教育の指導者用啓発資料」の活用を図るとともに、全国の教育委員会に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を図る。 【文部科学省】

担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者市民社会の理念を明確にしてその普及を図るため、無関心層を対象とした初心者向けパンフレット等を作成し、広く配布及び活用を徹底する。【消費者庁】

<平成27年度~平成28年度の実績>

平成28年3月末までに、消費者教育推進計画は44都道府県(平成27年度:33都道府県)で策定され、消費者教育推進地域協議会は45都道府県(平成27年度:42都道府県)で設置されている。【消費者庁】

平成28年度は、消費者セミナー(消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会に派遣するもの。)を77回(平成27年度:57回)、独占禁止法教室(中・高・大学生に経済活動の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでもらうため、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣するもの。)を196回(平成27年度:164回)、一日公正取引委員会(公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、消費者セミナー、独占禁止法教室及び独占禁止法講演会等を1か所で同時に開催するもの。)を8回(平成27年度:8回)開催した。

また、消費者の暮らしと独占禁止法の関わりについて説明した資料を消費者セミナーや独占禁止 法教室の出席者に配布した。 【公正取引委員会】

平成28年度は、地域で開催される講座等への講師派遣を744回(平成27年度:730回)実施した。 ガイドブック等を全国の地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれな いよう注意を促すことを目的としたシンポジウムを各財務局と 6 か所で共催した(平成27年度: 5 か所)。【金融庁】

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者 教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/detail/1368878.htm【文部科学省】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施した。平成28年度は、1,464件(平成27年度:2,114件)の講座を実施した。また、保護者・教職員を対象にスマートフォンのフィルタリングの内容及び設定について特化した講座を新設するとともに、低年齢層に対応するため、対象年齢の引下げを行い、小学校3年生を対象に含めることとした。【総務省】

① 金融経済教育の推進

金融に関する基本的な考え方を浸透させるため、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施する。

各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用する。

金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣 等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。

金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施する。 【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

<平成27年度~平成28年度の実績>

消費者教育推進会議において金融経済教育を含む消費者教育の推進について議論した。【消費者 庁】

平成 28 年度は、大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して8大学で実施した(平成27年度:5大学)。

学校や地域で開催される講座等への講師派遣を1,048回(平成27年度:959回)実施した。

ガイドブック等を全国の高校等や地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的としたシンポジウムを各財務局と6か所で共催した(平成27年度:5か所)。

金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談(予防的なガイド)」を平成26年に開設し、相談への対応を行っているほか、各財務局と共催した前記シンポジウムや総務省東京総合行政相談所における相談会を開催した。【金融庁】

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI	
(1)被害救済、	⑤金融ADR 制度の円滑 な運営	指定紛争解為	· 決機関の監督等	· 等による金融 <i>A</i>	ADR制度の円]滑な実施	指定紛争解決機 関の苦情処理手	
			レ連絡調整協調 携強化【金融F	養会等の枠組み 方】	↓ ♪を活用した指	1定紛争解決	続及び紛争解決 手続の実施状況 (処理件数)	
苦情								
処理及び紛		(KPI の現状) ※平成 28 年度 苦情処理手続の処理件数: 8, 375 件(平成 27 年度: 8, 080 件) 紛争解決手続の処理件数: 1, 247 件(平成 27 年度: 1, 036 件)						
紛争解決	⑧「犯罪利用	***************************************						
₩決の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	預金口座等 に係る資金 による被害 回復分配金		疑われる者」「	· づく返金制度 <i>0</i> こ対する積極的			被害者への返金の状況	
	の支払等に 関する法							
	律」 (以込済 詐欺と) 法」 (以込済 はなうで が表 で教済 の教等			年3月末時点3 億円(平成 27)累計:115 億円	9)	

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(1)被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	施策名 多 多 多 の の の の の の の の の の の の の	マ・・	題改と当年のでは、1000年のでは、10	ムの実施> け金融等に関す 、文部科学省、 済産業省】 国、地方公共団体 バイテン 対関ののののののである。 対関のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	る懇談会の開催 厚生労働省、内 なび関係団体か 目談窓口の整備	閣府、総パー体となる。	KPI (イ) 貸金件保証 金業以借の の数の (ロ) 関語 の数の (ロ) 関語 (本) と (本) と (も)
		省庁等】 				<i>,</i>	
		度同期:1 (口)多重值	差者から5件以 2万人)(平成 養務に関する消	戈 28 年度)	件数・内容:		万人(平成 27 年

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1)被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

⑤ 金融ADR制度の円滑な運営

金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関等の連携の強化を図る。

【金融庁】

<平成27年度~平成28年度の実績>

平成28年度は、金融トラブル連絡調整協議会を2回開催した(平成27年度:2回)。

平成28年度の苦情処理手続の処理件数は8,375件(平成27年度:8,080件)、紛争解決手続の処理件数は1,247件(平成27年度:1,036件)であった。【金融庁】

⑧ 「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等

振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の 周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な 連絡等の取組を促す。【金融庁、財務省】

<平成27年度~平成28年度の実績>

振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行った。また、業界団体を通じて、被害が疑われる者に対して金融機関から積極的に連絡する等の取組を促した。平成28年度においては、平成27年度と同様な取組に加え、政府広報TV番組(平成28年9月)等による更なる周知を行った。【金融庁】

⑨ 多重債務問題改善プログラム (平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定)の 実施

多重債務問題の解決のために、次の1)から4)までの取組を柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施し、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催してフォローアップを行う。【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】

- 1) 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者 庁、関係省庁等】
- 2)借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】
- 3) 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費 者庁、関係省庁等】
- 4) ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】

<平成27年度~平成28年度の実績>

有識者と関係省庁から構成される「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を2回 開催(前年:2回)するとともに、多重債務者相談強化キャンペーン2016において、各都道府 県における消費者及び事業者向けの無料相談会等の開催、ヤミ金融の利用防止等に係る周知・広報を実施した。【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】

警察庁では、平成28年の生活安全警察の運営重点として、「広域にわたるヤミ金融事犯の取締りの推進」等を掲げ、都道府県警察に対して、ヤミ金融事犯の徹底した取締りのほか、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等の推進を指示している。【警察庁】

各都道府県社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付制度を実施している。【厚生労働省】

6 国や地方の消費者行政の体制整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(1) 国(独立行政法人を含む。		受付手段の 拡充を検討 【消費者庁 関係省庁】		「設置する、消 体制の維持・強			各窓口での情 報・相談の受 付・対応状況
<u> </u>	⑧消費者からの 情報・相談の 受付体制の充 実						
の組織体制の充実・強化		(KPI の現状 各窓口での情 り。		付体制の拡充に	こついての状況	卍は、別表3(1	79 頁)のとお

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1)国(独立行政法人を含む。)の組織体制の充実・強化

⑧ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実

消費者からの①商品や役務、事業者等、②所管の法律・制度、③所管法に関わる 違反疑い・事例などに関する情報・相談・提案を受け付ける体制を維持・強化して 充実に努める(主な窓口は別表 3 (179 頁) のとおり。)。

また、障害者等の利便性の向上を図る観点から、窓口ごとに受付手段(電話、FAX、メール、ウェブサイト受付窓口等)の拡充について検討し、可能なものについて対応する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度~平成28年度の実績>

各窓口での消費者からの情報・相談の受付体制について、関係省庁等の状況は別表 3 (179 頁) のとおり。【消費者庁、関係省庁等】

(別表3)

主な相談等窓口

窓口名称	役割	所管省庁等	電話番号等
消費者ホットライン	身近な消費生活に関する相談窓口 (消費生活センター、国民生活セ ンター等)※を案内する。	消費者庁	TEL:188
公益通報者保護制度相 談ダイヤル	企業の従業員、民間事業者、 行政機関職員等から寄せられ る「公益通報者保護法」に関 する各種相談を受け付ける。	消費者庁	TEL:03-3507-9262
個人情報保護法質問 ダイヤル	民間事業者が守るルールである「個人情報保護法」に関する解釈などについての疑問に答える。	個人情報保護委 員会	TEL:03-6457-9849
食の安全ダイヤル	消費者等からの食品の安全性に関 する情報提供、質問、意見等を受 け付ける。	食品安全委員会	TEL:03-6234-1177 (メール問合せ窓口) https://form.cao.go.jp/sho kuhin/opinion-0001.html
公正取引委員会審査局管理企画課情報管理室	独占禁止法違反被疑事実に関する情報提供について、電話 や書面のほか電子申告を受け 付ける。	公正取引委員会	TEL:03-3581-5471 電子窓口: http://www.jftc.go.jp/soud an/denshimadoguchi/index.h tml
公正取引委員会 官房総務課	独占禁止法等に関する一般相 談について、来訪や電話等に よる相談を受け付ける。	公正取引委員会	TEL:03-3581-5471
各都道府県警察本部及 び警察署の相談窓口	犯罪の未然防止など生活の安 全を守るための相談等に応じ る。	警察庁	TEL:#9110 ・警察相談専用電話「# 9110」番 ・各都道府県警察のウェブサイト参照
金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等を一元的に受け付ける。	金融庁	TEL:0570-016811 (ナビダイヤル) TEL:03-5251-6811 (IP電話) FAX:03-3506-6699 ウェブサイト受付窓口: https://www.fsa.go.jp/opinion/
中小企業等金融円滑 化相談窓口	様々な状況に置かれた借り手 の相談・要望・苦情に一元的 に答える。	金融庁	下記ウェブサイト参照 http://www.fsa.go.jp/news/ 24/ginkou/20130222-1a.html
ディスクロージャ ー・ホットライン	金融商品取引法上の開示義務違反等に係る情報を受け付ける。	金融庁	FAX: 03-3506-6266 ウェブサイト受付窓口: http://www.fsa.go.jp/recei pt/d_hotline/

窓口名称	役割	所管省庁等	電話番号等
証券取引等監視委員 会情報提供窓口	証券市場に関する一般投資家 等からの情報を受け付ける。	金融庁(証券取 引等監視委員 会)	TEL:0570-00-3581 (ナビダイヤル) TEL:03-3581-9909 (一部の I P電話等) FAX:03-5251-2136 ウェブサイト受付窓口: https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/
年金運用ホットライン	投資運用業者による疑わしい 年金運用等に関する情報を受 け付ける。	金融庁(証券取 引等監視委員 会)	TEL:03-3506-6627 ウェブサイト受付窓口: http://www.fsa.go.jp/sesc/ support/pension.htm MAIL: pension- hotline@fsa.go.jp
公認会計士·監査審 査会情報受付窓口	公認会計士・監査法人の監査 業務に関する情報、公認会計 士・監査法人の監査業務以外 に関する情報、公認会計士試 験の実施に関する情報を受け 付ける。	金融庁(公認会 計士・監査審査 会)	FAX: 03-5251-7241 MAIL: cpaaob@fsa.go.jp 下記ウェブサイト参照 http://www.fsa.go.jp/cpaao b/uketuke/01.html
金融モニタリング情報収集窓口	深度あるモニタリングを行う観点 から、金融機関に関する情報を収 集している。	金融庁	FAX: 03-3581-6202 ウェブサイト受付窓口: https://www.fsa.go.jp/kens a/
電気通信消費者相談センター	利用者が電気通信サービスを 利用している際のトラブル等 について電話による相談を受 け付ける。	総務省	TEL:03-5253-5900
農林水産省「消費者の部屋」	農林水産省の所管事項につい て消費者の相談等を受け付 け、情報提供等を行う。	農林水産省	TEL:03-3591-6529 FAX:03-5512-7651 下記ウェブサイト参照 http://www.maff.go.jp/j/he ya/sodan/index.html
経済産業省消費者相 談室	経済産業省所管の法律、物資やサービス及び消費者取引について、消費者からの苦情、相談、問合せなどを受け付け、助言や情報提供等を行う。	経済産業省	TEL:03-3501-4657 FAX:03-3501-6202 MAIL:shohisha- soudan@meti.go.jp 下記ウェブサイト参照 http://www.meti.go.jp/intr o/consult/consult_01.html# WIN07

窓口名称	役割	所管省庁等	電話番号等
電力・ガス取引監視等 委員会相談窓口	電力・ガス・熱の適正取引の確保、ネットワーク部門の中立性確保の観点から、消費者が小売供給契約を結ぶ際のトラブル等や、電気供給事業者間における電力取引に係る契約のトラブル等の解決支援を行う。	経済産業省(電 カ・ガス取引監 視等委員会)	TEL: 03-3501-5725 MAIL: dentorii@meti.go.jp
国土交通ホットライ ンステーション	国土交通行政に関する要望、 意見等を一元的に受け付け る。	国土交通省	下記ウェブサイト参照 http://www.mlit.go.jp/usef ul/hotline1.html
自動車不具合情報ホットライン	リコール情報等の案内及び、 リコールにつながる不具合を 早期に発見するため、自動車 ユーザーからの不具合情報を 受け付ける。	国土交通省	TEL: 0120-744-960 下記ウェブサイト参照 http://www.mlit.go.jp/RJ/
MOEメール	環境政策における意見・提案 等を受け付ける。	環境省	下記ウェブサイト参照 http://www.env.go.jp/moema il
法テラス・サポート ダイヤル	利用者からの問合せ内容に応じて, 法制度に関する情報と,相談機関・ 団体等(弁護士会,司法書士会,地 方公共団体の相談窓口等)に関する 情報を提供する。	日本司法支援センター	TEL: 0570-078374 下記ウェブサイト参照 http://www.houterasu.or.jp /madoguchi_info/index.html

金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成 27 年 10 月 30 日 金融庁訓令第 31 号

(目的)

第1条 この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、法第7条に規定する事項に関し、金融庁職員(非常勤職員を含む。以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び 法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する(次条において同じ)。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合 において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害する こととならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障 壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の 提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意 するものとする。

(監督者の責務)

- 第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者(以下「監督者」という。)は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
 - 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その 監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深め

させること。

- 二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申 し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の 提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切 に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないに も関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務 に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

- 第6条 金融庁は、その職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、相談窓口を、総務企画局総務課に置く。
- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、 電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る 際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、総務企画局総務課に集約し、相談者の プライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用 することとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。
- 5 第1項の相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知すること とする。

(研修・啓発)

- 第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・ 啓発を行うものとする。
- 2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、 障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、 それぞれ、研修を実施する。
- 3 前項の内容、回数等の詳細は、総務企画局総務課長が定める。
- 4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために 必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(別紙)

金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。金融庁においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)及び金融庁の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するもの とし、理解を得るよう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、「合理 的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を 享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、 特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担 を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、金融庁の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に 応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている 状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な 負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建 設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされ るものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応 じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、 状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮

を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、 筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者 が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。) により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。) 等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定 代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含 む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 金融庁がその事務又は事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして 法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面 や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するもの とし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ 個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置 を分かりやすく教える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近に する。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を 押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい 聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話(社会福祉団体の手話通訳者による対応が可能な場合等) などのコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、必要に応じ点字、拡大文字等を使用する。また、点字、拡大文字等による資料を使用する場合には、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意する。
- 障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、必要に応じ読み上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)等で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述 で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代筆や代読といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、 可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を 入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を 確保する。
- 車両乗降場所を施設出入り口に近い場所へ変更する。
- 金融庁の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、 障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 入館時に IC カードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を 認める。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、 当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

金融庁所管事業分野における 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

第1 本対応指針の趣旨

1 障害者差別解消法の制定の経緯

我が国は、平成 19 年に障害者権利条約(以下「権利条約」という。)に署名して以来、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の改正を始めとする国内法の整備等を進めてきた。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。 以下「法」という。)は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年に制定された。

2 法の基本的な考え方

法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不 提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具 体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民 一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。 法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、 即ち、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の 機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会 的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態に あるもの」であり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次 脳機能障害は精神障害に含まれる。

また、法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。 ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とす る差別を解消するための措置については、法第 13 条により、障害者の雇用 の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)の定めるところによるこ ととされている。

3 本対応指針の位置付け

本対応指針は、法第 11 条第 1 項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成 27 年 2 月 24 日閣議決定)に即して、金融庁が所管する分野における事業者(以下「事業者」という。)が、

法第8条に規定する障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供に 関して適切に対応するため、定めるものである。

4 留意点

対応指針で「望ましい」と記載している内容は、事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、法第12条等の規定により、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。

- 第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
 - 1 障害を理由とする不当な差別的取扱い
 - (1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの基本的な考え方

事業者は、法第8条第1項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の 措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない 者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障 害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障 害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。 不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事業につ いて本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことで ある点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等)の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

2 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

事業者は、法第8条第2項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)をするように努めなければならない。

権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その 事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除 去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う 負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、 社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる 範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較 において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事業の目的・内 容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

また、合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者

が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(4)過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

なお、代替措置の提供は、事業者の業務やビジネスモデル等の内容によっては、例えば、訪問等による能動的なサービスを提供することが、障害者のニーズを満たすこととなり、合理的配慮となる場合もあり得る。

合理的配慮の内容は、技術の進展や社会情勢の変化等に応じて変わり得る ものである。また、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、障害の状態等が変化することもあるため、提供する合理的配慮について、適宜、見直 しを行うことが重要である。

(2) 意思の表明

現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者からの意思の表明は、 具体的場面において、言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、 実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者 が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(手話通訳者、要約筆記 者、盲ろう通訳者等を介するものを含む。)により行われる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。この場合、表明された意思の解釈に当たっては、障害者本人の真意から離れたものとなることのないよう留意が必要である。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

(3)事前的改善措置との関係

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置(いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援及び障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等)については、個別の場面において個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。このため、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内

容は異なることとなる。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や障害者との 関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮に加え、事前的改善措置を考慮に入れることにより、中・長期的なコスト削減・効率化につな がりうる点は重要である。

(4)過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、事業者において、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度 (事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度
- 事務·事業規模
- 財政・財務状況

第3 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

事業者における、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の 具体例は別紙のとおりである。

第4 事業者における相談体制の整備

事業者においては、障害者及びその家族その他の関係者(以下「障害者等」という。)からの相談に的確に対応するため、既存の顧客相談窓口等の活用を含め、相談窓口を整備することが重要である。

ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、相談時における配慮として、対面のほか、電話、FAX、電子メールなど、障害特性や事業者の業務・事務特性、ビジネスモデル等に応じた多様な手段を用意しておくことが望ましい。

また、相談窓口の実効性を確保するため、障害者等からの相談対応等に必要な研修を受けた人員を配置することが望ましい。

なお、実際の相談事例については、相談者の個人情報の保護に留意しつつ、 当該事業者において順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用するもの とする。

第5 事業者における研修・啓発

事業者は、障害者に対して適切に対応し、また、障害者等からの相談等に 的確に対応するため、従業員に対する継続的な研修の実施や、啓発マニュア ルの配付等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の 促進を図ることが重要である。

したがって、研修等の企画に当たっては、法の趣旨や障害に関する理解を 促す内容とするよう工夫するとともに、既存の外部研修等の活用や接遇に関 連する資格の取得の奨励等を含め、従業員が障害者に対する適切な対応を習 得できる効果的なものとなるよう検討することが望ましい。

なお、事業者における研修・啓発においては、外見から判別困難な障害を 含め、多様な障害者に対応できるような内容になるよう配慮することが必要 である。

第6 金融庁所管事業分野における相談窓口

事業者からの本対応指針等に関する照会・相談については、金融庁においては業所管各課室を、各財務(支)局及び沖縄総合事務局においては金融庁所管事業分野の業所管各課室をそれぞれ相談窓口とする。

また、障害者等からの事業者の対応等に関する相談については、金融庁においては金融サービス利用者相談室を、各財務(支)局及び沖縄総合事務局においては金融庁所管事業分野の業所管各課室をそれぞれ相談窓口とする。

(別 紙)

障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

1 不当な差別的取扱いに当たりうる具体例

不当な差別的取扱いに当たるか否かについては、第2.1で示したとおり、個別の事案ごとに判断されることとなる。次の具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。

- 〇 障害を理由として、窓口対応を拒否する。
- 障害を理由として、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由として、商品の提供を拒否する。
- 身体障害者補助犬を連れていることや車いすを利用していることを理由として、入店を拒否する。
- 障害を理由として、入店時間や入店場所に条件を付ける。
- 事業の遂行上、特に必要ではないにも関わらず、障害を理由として、来 訪の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付ける。

2 合理的配慮の具体例

合理的配慮については、第2.2で示したとおり、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。次の具体例については、第2.2(4)で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、事業者に強制する性格のものではないこと、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。

〔意思疎通の配慮の具体例〕

- 〇 入店時に声をかけ、障害の状態を踏まえ、希望するサポートを聞き、必要に応じて誘導する。
- 〇 (身体的障害のある顧客に対しては、)書類の開封、受渡し等の対応が 困難な場合に、必要なサポートを提供する。
- 〇 (視覚に障害のある顧客に対しては、)窓口まで誘導し、商品の内容を 分かりやすい言葉で丁寧に説明を行う。また、顧客の要請がある場合は、 取引関係書類について代読して確認する。

- 〇 (聴覚に障害のある顧客に対しては、)パンフレット等の資料を用いて 説明し、筆談を交えて要望等の聞き取りや確認を行う。
- 〇 (盲ろう者に対しては、)本人が希望する場合、障害の程度に応じて、 手のひら書き等によりコミュニケーションを行う。
- (吃音症等の発話に障害のある顧客に対しては、)障害特性を理解した 上で、顧客が言い終えるまでゆっくりと待つ、発話以外のコミュニケー ション方法も選択できるようにする。
- 明確に、分かりやすい言葉で、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、対応時間の制限などを設けることなく、内容が理解されたことを確認しながら応対するなど顧客に合わせた配慮をする。また、説明に当たっては、馴染みのない外来語は避ける、時刻は午前・午後といった説明を加える、比喩や暗喩、二重否定表現を用いないなど、あいまいな表現を避け、分かりやすい表現で説明を行う。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。また、書類の内容や取引の性質等に照らして特段の問題が無いと認められる場合に、自筆が困難な障害者からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で、代筆対応する。
- 〇 障害のある顧客がコミュニケーションをしやすくするため、「筆談対応 いたします。」など、可能な応対方法を案内するプレートを準備する。
- 文字や話し言葉によるコミュニケーションが困難な顧客のために、主な 手続を絵文字等で示したコミュニケーションボードを準備する。
- 顧客の要望がある場合に、意思疎通を援助する者(手話通訳等)の同席 を認める。
- 説明会等で使用する資料や、受付および会場内の案内・説明等について、 点字、拡大文字、音声読み上げ機能、ルビ付与、分かりやすい表現への 置換え、手話、筆談など障害特性に応じた多様なコミュニケーション手 段を、可能な範囲で用意して対応する。

〔物理的環境への配慮の具体例〕

- O 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 車椅子利用者にとってカウンターが高い場合に、カウンター越しの対応 ではなく、他のテーブルに移る等して、適切にコミュニケーションを行 う。
- エレベーターがない施設の上下階の移動の際に、マンパワーにより移動 をサポートしたり、上階の職員が下階に下りて手続する等の配慮をする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。

- 〇 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、左右・前後・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたり する。
- 疲労を感じやすい障害者から休憩の申出があった際には、臨時の休憩スペースを設けるなどする。
- ATMの操作が困難な顧客には声掛けし、適切な対応を取る。
- 情報提供や取引、相談・質問・苦情受付等の手段を、非対面の手段を含めて複数用意し、障害のある顧客が利用しやすい手段を選択できるようにする。
- 一般に顧客が来店する頻度の高い店舗においては、次のような例も参考 に、可能な限り障害のある顧客が利用しやすい施設となるよう工夫を施 す。
 - ・ 段差について、簡易スロープ等を設置する、または、見えやすい 縁取りを付けて、段差があることが分かるようにする。
 - 通行しやすいように通路や壁、手すりの近辺には障害物や危険物を置かない。
 - 視覚に障害のある顧客のために、音声案内装置や触知案内図等を 準備する。
 - 店舗専用駐車場を設けている場合、入口付近に障害者専用駐車場 を確保する。
 - ・ 大型店舗等で順番待ちが必要となる店舗の場合、順番が来たこと を知らせるために振動呼出器の準備や番号表示板の設置等の工夫を 行う。
 - 障害のある顧客が使いやすいATMを整備する。

[ルール・慣行の柔軟な変更の具体例]

- 周囲の者の理解を得た上で、手続順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、 当該障害者の順番が来るまで別室や席を準備する。
- O スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手 話通訳者等に近い席を確保する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声 や吃音等がある場合において、当該障害者が了承した場合には、障害の 特性や施設の状況に応じて別室を準備する。

金融庁における金融経済教育への取組み

平成29年6月末現在

	年 月	内 容
10 Æ	1	
12 年	6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について 言及
14 年	11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ウェブサイトに新設
		学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書(「学
		校における金融教育の一層の推進について」)で要請
15 年	10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と
		金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載
16 年	1月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催(参加者数 284 名)
	5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済
		教育に関する懇談会」を3回開催(5~6月)
	7月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ウェブサイト掲載
	8月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のウェ
		ブサイト掲載
	11月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ウェブサイト掲載
	12 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ウェブサイ
		ト掲載
17 年	2月~3月	中学生・高校生向け副教材等(1.8 万部)を全国の中学・高校へ配布し、同
		時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施
		│大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置(6月までに7回開 │
,		催)
	4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の 公表
		盆窓 金融庁ウェブサイト「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、
		「一般のみなさんへ」に再編
	6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
	7月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の4者で「経済教育等に関する関係
		省庁連絡会議」を設置。同会議において、今後の経済教育等に関しての「エ
		程表」を作成。
	12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂
	12 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪(12月 参
	~18年1月	加者 359 名)、千葉 (1 月 参加者 255 名) にて開催
18 年	5月	金融庁ウェブサイト「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」を改訂し金融
		関係団体等へのリンクを充実、KIDS 向けコンテンツを導入
		金融経済教育懇談会(第8回)を開催し、取組み状況を報告。
		全国の財務局・財務事務所において学校教師との懇談会を実施(19年3月
		末まで)
	9 月	学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書
		(「学校にける金融経済教育の一層の推進について」) で要請。
	12 月	財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等
		において、金融経済教育関係のカリキュラムを取り上げることを文書で要
		請。

	年月	内容
19 年	1月	「お金の使い方について考えるシンポジウム」を愛知にて開催
		(参加者 290 名)。
	2 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を大幅改訂し、全国
		の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配
		布(10万部)するとともに、ウェブサイトに掲載。19年5月増刷・配付(17
	2 🗷	万部)。
	3 月	│中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校生 │ │向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ウェブ │
		サイトに掲載。
	4月~6月	財務局・財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市
		教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生
		予防に関する教育の実施を要請 (40 県)。
	9 月	借金(多重債務)問題に関する啓発リーフレットを作成し、ウェブサイトに
		掲載するとともに、全国の高等学校へ配付(約6万部)。
	9月~20年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を広島 (9月 参加者 173名)、大阪 (11月 参加者 164名)、東京 (12月 参加者 96名)、愛知 (20
	~20年3月	173 名)、入版(TI 月 参加省 104 名)、泉京(TZ 月 参加省 90 名)、愛知(ZO 年1月 参加者 219 名)、宮城(3月 参加者 152 名)で開催。
	10 月	地方公共団体が行う多重債務者発生予防のための金融経済教育推進の取組
		みを支援するため、借金(多重債務)問題に関する啓発リーフレット(約 69
		万部)及び「はじめての金融ガイド」(約27万部)を全国の都道府県・市区
		町村に配布。
		学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書
		(「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」)で
20 年	1 🗆	要請。
20 年	1月	小・中・高校の社会科・家庭科の教科書製作会社(17社 32名)を対象に金 融経済教育に関する説明会を開催。
	3 月	借金(多重債務)問題に関する啓発リーフレット(改訂版)を全国の地方公
	0 71	共団体へ配付(約30万部)。
		全国の中学・高校・高専・短大・大学の要請に応じ、金融庁作成の教材を無
		償配布(中学生向け図説パンフレット約4万7千部、高校生向けパソコンソ
		フト、約2千枚)、「はじめての金融ガイド」約30万2千部、借金問題に関
		する啓発リーフレット約 29 万 7 千枚)。
		多重債務者、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの
		未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と併せて活用できるDVD教材 またま、今間も、このはちの世間は、大学、行士、京志、京徳学はに記すべる
		を作成。全国すべての地方公共団体、大学・短大・高専・高等学校に配布 (20 左
		年5月)。 「はじめての金融ガイド」の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを
		作成し、ウェブサイトに掲載。
	4月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布
	~21年3月	(「はじめての金融ガイド」約18万1千部、借金問題に関する啓発リーフレ
		ット約3万3千枚)。
	6 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡(6月 参加者
	~21年3月	134 名)、金沢(9月 参加者 102 名)、札幌(11月 参加者 172 名)、高松(2
		月 参加者 111 名)、熊本(3月 参加者 159 名)で開催。
21 年	4月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布
	~22年3月	(「はじめての金融ガイド」約 23 万 2 千部)。

	年月	内容
22 年	1月~3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を沖縄(1月 参加者
		130 名)、東京 (2月 参加者 97 名)、大阪 (2月 参加者 59 名)、広島 (2
		月 参加者 104 名)、愛知(3月 参加者 167 名)、宮城(3月 参加者 180
,		名)で開催。
	4月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布
	~23年3月	(「はじめての金融ガイド」約 17 万 9 千部)。
	11月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡(11月 参加者
	~23年3月	175 名)、金沢(11 月 参加者 151 名)、高松(12 月 参加者 197 名)、東京 (1 日
		(1月 参加者 107名)、札幌(2月 参加者 128名)、熊本(3月 参加者 170 名)で開催。
	12 月	未公開株取引に関するトラブルの発生や拡大を防止するためのパンフレッ
	~23年3月	「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成
	, , , , ,	し、ウェブサイトに掲載。また地方公共団体等の要請に応じ、無償配布(約
		52 万部)。
23 年	4 月	地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布(「実例で学ぶ
	~24年3月	「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 19 万部)。
	5月	 各財務局、各金融広報委員会に対して、「金融経済教育に関する各地での協
	3 73	台別務局、台並融広報委員会に対して、「並融程別教育に関する台地での協 力」について依頼する事務連絡文書を金融庁、金融広報中央委員会の連名で
		発出。
	10 月	「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、
		ウェブサイトに掲載。あわせて、講師用指導マニュアルについても改訂し、
		ウェブサイトに掲載。
	10 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布
	~24年3月	(「基礎から学べる金融ガイド」約 33 万部)。
	12 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用指導マニュアル」を全国の 大学、高校、地方公共団体等へ配布。
	11月~12月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を名古屋(11 月参
		加者 124 名)、那覇(12 月参加者 140 名)で開催。
24 年	1月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を広島(1 月参加者
		152 名)、大阪(1 月 参加者 134 名) で開催。
	11 月	有識者、業界団体の担当者、文科省、消費者庁が参加し、金融庁金融研究セ
	~25 年 4 月	ンターで「金融経済教育研究会」を開催。(平成 25 年 4 月までに 7 回開催)
	11月	│ │「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を高松(11 月参加
	~25年3月	者 175 名)、札幌 (11 月参加者 134 名)、さいたま (12 月参加者 108 名)、熊
		本 (1 月参加者 121 名)、金沢 (3 月参加者 110 名)、福岡 (3 月参加者 149
		名)開催。
	12 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用マニュアル」、「実例で学ぶ「未
		│公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を全国の大学、高校、地方 │ │公共団体へ配布。
25 年	4 月	金融経済教育研究会において「金融経済教育研究会報告書」を公表。
		(平成 25 年 4 月 30 日)
	4月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布(「基
	~26年3月	礎から学べる金融ガイド」約 24 万部、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあ
		わないためのガイドブック」約 18 万部)。

	年月	内容
	6 月	金融広報中央委員会で「第1回金融経済教育推進会議」を開催。
	11 月	リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」
	~26年3月	を作成し、ウェブサイトに掲載。また、全国の学校や地方公共団体等に、無
,	10.5	償配布 (約 27 万部)。
	12 月	金融広報中央委員会で「第2回金融経済教育推進会議」を開催。
	12月	「金融リテラシー(知識・判断力)を身に付けるためのシンポジウム」を那
	~26 年 2 月	覇 (12月 参加者 84名)、大阪 (12月 参加者 134名)、仙台 (2月 参加者 110名)、広島 (2月 参加者 117名)、名古屋 (2月 参加者 144名) で開催。
26 年	4月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布(「基
20 —	~27年3月	礎から学べる金融ガイド」約26万部、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあ
	, , , , ,	わないためのガイドブック」約21万部、リーフレット「最低限身に付ける
		べき金融リテラシー (4 分野・15 項目)」約 9 万部)。
	4月~7月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と
•		連携して実施(2 大学)。
	6月	金融広報中央委員会で「第3回金融経済教育推進会議」を開催。
		金融経済教育推進会議において、最低限身に付けるべき金融リテラシーの項
		目別・年齢層別スタンダード「金融リテラシー・マップ」を公表。
		「家計管理と生活設計について考える相談会」を東京(6月12日~14日)
		で開催。
	11月	「金融リテラシー(知識・判断力)を身に付けるためのシンポジウム」を金
	~27 年 2 月	沢 (11 月 参加者 87 名)、札幌 (11 月 参加者 153 名)、福岡 (11 月 参加者
	12 月	121 名)、熊本(2月 参加者 192 名)、高松(2月 参加者 107 名)で開催。 金融広報中央委員会で「第4回金融経済教育推進会議」を開催。
	12 73	並附四、一大女員会で「おり回・一般性別教育性に会議」を開催。
27 年	1月	経済協力開発機構(OECD)、アジア開発銀行研究所(ADBI)及び日本銀行と
		の共催により、ADBI・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム
		「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」を東京で開催(1 月 22、23 日)。
	4月~7月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と
		連携して実施(4大学)。
	4 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布(「基
	~28年3月	礎から学べる金融ガイド」約 18 万部、「「未公開株」等被害にあわないため
		のガイドブック」約8万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテ
	0.0	ラシー (4 分野・15 項目)」約 13 万部)。
	6 月	金融広報中央委員会で「第5回金融経済教育推進会議」を開催。
		金融経済教育推進会議において、「金融リテラシー・マップ」を改訂し、公
		表。
	9月	「そこが知りたい!今後の生活設計」を東京(9月3日~5日)で開催。
	10月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と
	~28年1月	連携して実施(1 大学)。
	11月 ~28年2月	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を大阪(11 月 参加者 108 名)、さいたま(12 月 参加者 100 名)、名古屋(2 月 参加者 95 名)、仙台(2
	~ 20 + 2 月	石)、さいたま(12月 参加有100石)、石百座(2月 参加有95石)、仙百(2
	12 月	金融広報中央委員会で「第6回金融経済教育推進会議」を開催。
	1	- 100 CO CO CO CO CO CO CO CO CO CO CO CO CO

	年 月	内容
28 年	1月	「基礎から学べる金融ガイド」及び「「未公開株」等被害にあわないための
		ガイドブック」を改定。
	4 月	全国の高等学校へ消費者被害防止のための啓発チラシを配付。
	4月~7月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施(4大学)。
	4 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布(「基
	~29年3月	礎から学べる金融ガイド」約 17 万部、「「未公開株」等被害にあわないため
		のガイドブック」約 13 万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リ
		テラシー(4 分野・15 項目)」約 10 万部)。
	7月	金融広報中央委員会で「第7回金融経済教育推進会議」を開催。
	10 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と
	~29年1月	連携して実施(4大学)。
	11 月	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を金沢(11月 参加者 103
	~28年2月	名)、札幌(11月 参加者 45名)、福岡(12月 参加者 92名)、熊本(1月 参
		加者 140 名)、那覇 (2 月 参加者 76 名)、高松 (2 月 参加者 132 名) で開
		催。
	12 月	金融広報中央委員会で「第8回金融経済教育推進会議」を開催。
29 年	4月~7月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と
		連携して実施 (5 大学)。
	6 月	金融広報中央委員会で「第9回金融経済教育推進会議」を開催。

資料6-11-2

大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体(※)が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体:全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、

生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本 FP 協会 等

平成26年度:2大学

(東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院)

平成27年度:5大学

(東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、

県立広島大学、神戸国際大学)

平成28年度:8大学

(東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、

県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、神戸国

際大学、東北学院大学)

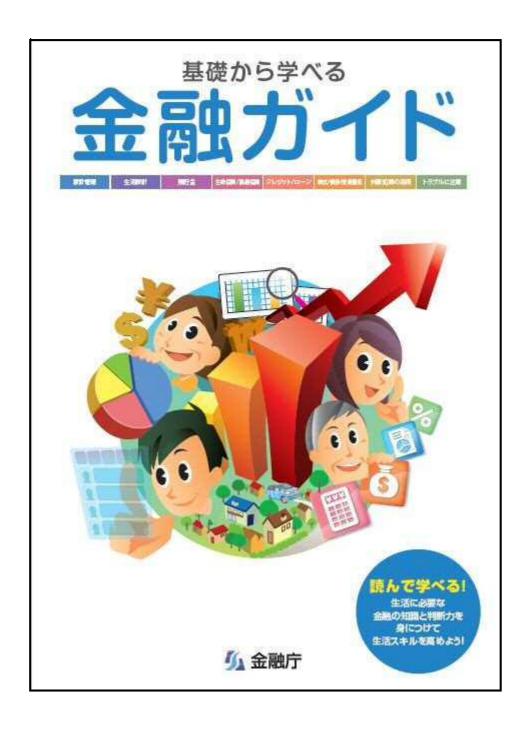
平成 29 年度: 10大学

	1 24 6	1 1 D 2						
	大 学 名	料 目 名						
	東京家政学院大学	生活設計論						
前	青山学院大学	金融と生活設計						
	慶應義塾大学	金融リテラシー						
期		~豊かな生活設計のためのお金の知恵~						
別 	県立広島大学	パーソナルファイナンス論						
	東京理科大学	キャリアデザインⅡ						
		会融と生活設計 会融リテラシー 一豊かな生活設計のためのお金の知恵~ パーソナルファイナンス論 デャリアデザインⅡ 特殊講義 5 (金融リテラシー) 会融リテラシー (金融と人生設計) E活設計論 会融と生活設計 会融リテラシー						
	武蔵野大学	金融リテラシー(金融と人生設計)						
	金沢星稜大学	生活設計論						
後	東北学院大学	金融と生活設計						
期	椙山女学園大学	金融リテラシー						
	大学コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高める						
		―生活設計とお金の基礎知識						

資料6-11-3

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎 的知識に関するガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」 ウェブサイトアドレス

http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf



未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック 「「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」 ウェブサイトアドレス

http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf



プリペイドカードを買ってきて」は詐欺

●アダルトサイトのワンクリック請求

●サクラを使った出会い系サイト

●身に覚えのない有料サイトの料金請求

▶不当な支払いのために、詐欺業者が「プリペイドカードを購入し、 カードに書いてある番号を教えろ」と指示するトラブルがみられます。

少しでもおかしいと思ったら、 消費生活相談窓口へご相談ください。

消費者ホットライント 388 (局番なし)



警察庁/金融庁/消費者庁

資料6-11-5

2016年度金融知識普及功績者一覧

[個人の部]

- 1. 菅原 伊佐雄 (青森県)
- FPとしての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に、「おかねのね」、「進学のためのマネープラン」、「かしこい年金生活」等をテーマに独自に工夫した資料を用いて講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 2. 癸生川 清 (栃木県)
- 教員であった経験を活かし、学校において「おこづかい」、「お金ってなあに?」等をテーマに児童・生徒の興味を引きつけるわかりやすい授業を行うほか、社会人向けに「金融トラブル」、「生活設計」等をテーマに講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 3. 小澤 伸雄 (群馬県)
- FPとしての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「おこづかい」から「ライフプラン」まで多彩なテーマでわかりやすい講演を行うほか、障がい者に対する金融教育活動にも積極的に取り組むなど、金融知識の普及に貢献。
- 4. 黒田 千鶴子 (千葉県)
- 消費生活相談員としての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「子どもの金銭教育」や「生活設計」等についてわかりやすい授業・講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 5. 田中 勝雄 (新潟県)
- 税理士としての知識と経験を活かし、社会人向けに「相続と税金」、「生活設計」等に関する講演を行うほか、高校生を対象に金融トラブルに関する出前授業を多年にわたって実施するなど、金融知識の普及に貢献。

- 6. 伊藤 麻子 (石川県)
- 消費生活相談員やFPの知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層に対して「子どもの金銭教育」や「消費者トラブル」等のテーマにロールプレイやクイズを取り入れた楽しくかつ内容の濃い授業・講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 7. 北本 裕子 (石川県)
- FPとしての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「おこづかい」や「生活設計」等についてわかりやすい授業・講演を行うほか、学校の教員等向けの金融リテラシーに関する講習会でも講師を務めるなど、金融知識の普及に貢献。

8. 吉田 秀子 (富山県) 消費生活相談員としての知識と経験を活かし、「悪質商法」や「特殊 詐欺」等をテーマにわかりやすく講演を行うほか、地元ラジオ局の番組 に出演して消費者啓発活動にも積極的に取り組むなど、金融知識の普 及に貢献。

9. 伊藤 光夫 (三重県)

- FPや社会保険労務士の知識と経験を活かし、「貯金箱」、「相続」、「年金」、「ライフプラン」といった多岐にわたるテーマについて受講者 目線に立ったわかりやすい授業・講演を行うなど、金融知識の普及 に貢献。
- 10. 渡邉 紀子 (京都府)
- 小・中学生に対して独自に作成した「人生シミュレーションゲーム」を用いて出前授業を行うほか、社会人向けでも「生活設計」、「年金制度」、「エンディングノート」等をテーマにわかりやすい講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 11. 木戸 明美 (京都府)
- 12. 倉橋 孝博 (広島県)
- 13. 木原 道雄 (愛媛県)
- 14. 近村 秀子 (福岡県)

- 消費生活相談員としての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「消費者トラブル」等についてわかりやすい授業・講演を行うほか、中学生向けに「ファイナンス・パーク」の事前授業として生活設計等に関する講座を行うなど、金融知識の普及に貢献。
- FPとしての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「子どもの金銭教育」、「ライフプラン」、「相続」、「年金」等についてわかりやすい授業・講演を行うほか、教育委員会関係者に「巣立ち教育」の授業実践例を紹介するなど、金融知識の普及に貢献。
- 司法書士、手話通訳者としての経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「ネットトラブル」、「相続」、「遺言」、「成年後見人制度」、「高齢者、障がい者の消費生活トラブル」等についての授業・講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
- 教員であった経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「金銭教育」、「ライフプラン」、「消費者問題」等をテーマにわかりやすい授業・講演を行うほか、地元紙の子ども向け紙面での情報発信にも積極的に取り組むなど、金融知識の普及に貢献。

[団体の部]

- 1. 京都府立京都すばる高等学校 (京都府)
- 会計科に「ファイナンスコース」を設置し、金融経済に関する「課題研究」、地域金融機関との連携授業、外部講師による講演会、金融機関や税理士事務所での就業体験などを通じて、金融経済に関する基礎知識の習得、勤労観の育成、ライフプランの重要性に関する理解の向上などに取り組み、金融知識の普及・向上において着実に成果をあげている。
- 2. 愛媛県立北宇和高等学校 (愛媛県)
- ・ 金融教育に視点をおいた教科指導や各種行事(消費者問題・年金等に関するセミナーの開催、地域の特産品の販売実習等)の実施を通じて、金融の働きや経済の仕組みについての学習を推進するなど、金融経済に関する基礎知識の習得、勤労観の育成などに取り組み、金融知識の普及・向上において着実に成果をあげている。

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した 各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主催	開催日(期間)	事業等の名称
28/7/7	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	29年2月5日	第 11 回全国高校生金融経済クイ ズ選手権「エコノミクス甲子園」
28/7/8	金融広報中央委員会	28年11月26日、 29年1月14日	金融教育フェスタ
28/8/4	日本証券業協会	28 年 10 月 1 日~ 11 月 20 日	平成 28 年度「投資の日」記念イ ベント
28/8/23	(社)投資信託協会	28年10月15日、 11月5日、11月 26日	投信フォーラム 2016(三重)、 2016(岡山)及び2016(宇都宮)
28/12/14	(社)投資信託協会	29年1月28日、 2月11日	投信フォーラム 2017(大分)及び 2017 (京都)
29/3/2	公益財団法人生命保険文 化センター	29年5月18日~9 月8日	第 55 回中学生作文コンクール
29/3/14	金融広報中央委員会	29年8月7日、17 日	2017 年度「先生のための金融教育セミナー」
29/3/15	㈱日本経済新聞社	29 年 4 月 1 日~ 30 年 3 月末日	第4回日経未来投資プログラム
29/4/3	日本ファイナンシャル・ プランナーズ協会	29年4月~30年3月	平成 29 年度「くらしとお金の FP 相談室」
29/4/3	日本エンパワーメントコ ンソーシアム	29 年 4 月~30 年 3 月末日	コミュニケーション日本プロジェクトが実施する『見守りハガ キ』啓発活動
29/4/19	金融広報中央委員会	29年5月29日 ~30年3月20日	第 50 回「おかねの作文」コンク ール(中学生向け)
29/4/19	金融広報中央委員会	29年5月29日~30年3月20日	第 15 回「金融と経済を考える」 高校生小論文コンクール
29/4/19	金融広報中央委員会	29年5月29日~30年3月20日	第 14 回金融教育に関する小論 文・実践報告コンクール
29/5/11	㈱日本経済新聞社	29年5月~30年1月	第 18 回日経 STOCK リーグ
29/5/11	日本ファイナンシャル・ プランナーズ協会	29年5月1日~10 月31日	小学生『夢をかなえる』作文 コンクール

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
29/5/11	(社)投資信託協会	29年5月27日、 7月8日	投信フォーラム 2017(甲府)及び 2017(金沢)
29/5/18	日本証券業協会	29年7月24日 ~8月18日	教員向け金融経済夏期セミナー
29/5/18	全国公民科・社会科教育 研究会	29 年 8 月 1 日~3	証券・経済セミナー
29/6/28	日本ファイナンシャル・ プランナーズ協会	29年10月~11月	平成 29 年度「FP の日® (全国一 斉 FP フォーラム)」
29/6/30	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	29年10月27日	FinTALK 金融セミナーコンテ スト

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した 各種事業に対する金融庁の「共催」名義使用承認状況

承認日	主催	開催日(期間)	事業等の名称
28/7/19	日本証券業協会	28 年 9 月~29	平成 28 年度「はじめての資産運
		年3月	用講座」
29/5/22	日本証券業協会	29 年 5 月~30	平成 29 年度「はじめての資産運
		年 2 月	用講座」



平成29年2月1日 金融庁

「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」の設置について

1. 趣旨

我が国の家計金融資産 1,700 兆円の過半は現預金であり、これをバランスのとれたポートフォリオに移行させていくことにより、家計の安定的な資産形成を促していくことは重要な課題である。

このため、金融庁としては、「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定など、金融機関における顧客本位の業務運営の確立・定着に向けた取組みを進めている。これに加え、積立 NISA の創設や、家計に対する実践的な投資教育や情報提供などの取組みも重要であり、これらについて総合的に取り組んでいるところである。

今般、こうした取組みなどを進めていくにあたり、長期・積立・分散投資の促進や、実践的な投資教育・情報提供などについて議論・検討を行うことを目的に、金融庁に「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」を設置する。

2. メンバー (五十音順、敬称略)

- 植田 和男 東京大学大学院経済学研究科教授
- 神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授 (座長)
- 神戸 孝 FP アソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役
- 北澤 千秋 株式会社 QUICK 資産運用研究所長
- 斉藤 惇 株式会社 KKR ジャパン会長
- 永沢 裕美子 Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長

3. 会議の開催について

第1回目の会議を下記の通り開催する。

記

1. 日時:平成29年2月3日(金)10時00分~11時30分 2. 会場:中央合同庁舎第7号館 13階 共用第1特別会議室

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表) 総務企画局政策課(内線 3710、2796)



(資料6-13-1)金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の概要

金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習

- ◆ 昨年10月24~27日、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図ることを目的に、初めてとなる金融業界横断的な演習 (通称: Delta Wall (※))を実施
 - (※)Delta Wall: サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点(Delta)+防御(Wall)
- ◆ 77の金融機関(銀行、信金・信組、証券会社及び保険会社)が参加

(参考1)業態別参加金融機関数

業態	主要行等	信託 銀行	地銀	第二 地銀	信金	信組	証券	生保	損保	合計
参加金融機関数	6	3	8	10	15	13	7	8	7	77

(参考2)参加者数:延べ約900名が参加。約7割の金融機関で経営層も参加(回答のあった60先から集計)

演習の特徴

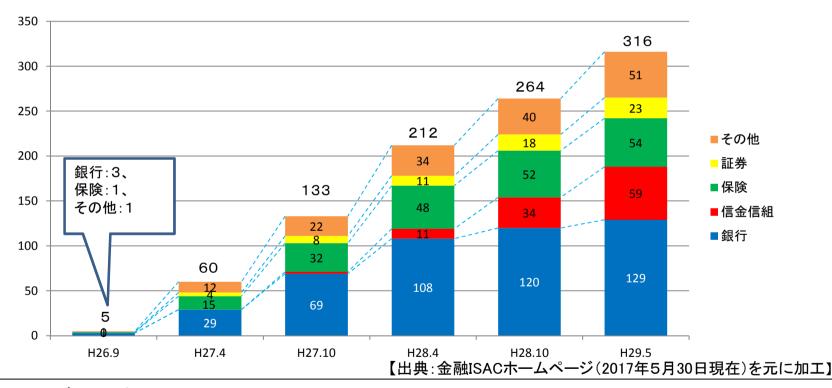
- □ 民間コンサル等の演習を利用しにくい中小地域金融機関が多数参加することを踏まえ、演習実施までに自主的なインシデント対応能力の向上に取り組めるよう、事前にシナリオのうち骨子部分のみを開示(オープンシナリオ方式)
- 多くの関係部署(経営層、システム部門、広報、企画部門等)が参加できるよう、自職場参加方式で実施(⇔会場集合方式)
- □ 民間の専門家の知見や攻撃の実例分析等を参考にしつつ、演習シナリオを作成
- 参加金融機関が「つつがなく演習をクリア」したことで良しとしないよう、「とり得た他の選択肢」等を提示するなど事後評価に力点
- □ 本演習の結果は、参加金融機関以外にも業界全体にフィードバック



□ 金融ISACへの加盟状況

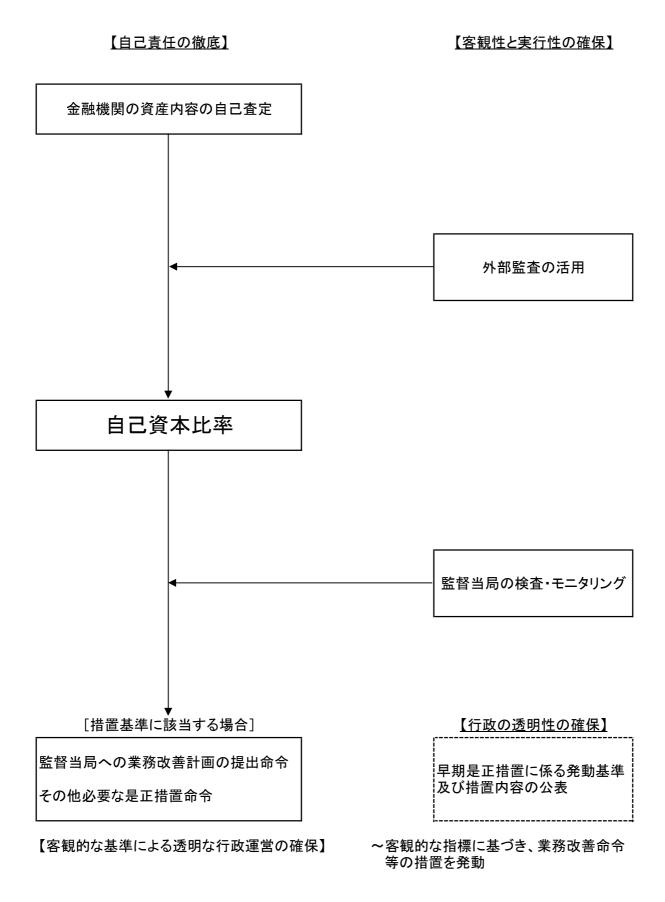
参加金融機関は328社(正会員:316社、準会員:12社)(平成29年5月30日時点)

✓ 地銀・第二地銀、生・損保は加盟が進んでいるが、信金・信組、証券会社の加盟は進んでいない。 金融ISAC正会員の業態別会員数推移



✓ サイバーセキュリティ2016 (2016年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部) 金融庁において、金融機関に対し、「金融ISAC」を含む情報共有機関等を通じた情 報共有網の拡充を進める。

早期是正措置の概念図



^{資料8-4-2}「最低所要自己資本比率」と「資本バッファー」

★数値はいずれも完全実施ベースであり、平成28年6月時点のもの。 また、G-SIBsとD-SIBsの両方に指定された金融機関については、 G-SIBsバッファーとD-SIBsバッファーのいずれか高い比率が適用される。

(最低比率)

			:金融機関については、 P高い比率が適用される。		応じて毎年対象金融機関を選定し、水準設定。	
資本バッファー <i>0</i>	D種類		おいて必要となる 株式等Tier1比率	G-SIBs/D-SIBs バッファー		資本バッファ
資本保全バ	ッファー	2.5%			7 (40 (40 <u>E</u> Z) 0°	しバ
カウンター・シクリ ハ゛ッファー	カル・		長官が別に指定した場合は) 定した比率	資本保全		ップ
ハッファー G-SIBsバッファー D-SIBsバッファー		1%~1.5% (FSBが毎年設定) 0.5%~1.5% (金融庁長官が指定)		バッファー	カウンター・シクリカル・	アリ
			────────────────────────────────────	_		' 🖳
8.0%		Tier2		Tier2	信用供与の過熱具合 等に応じ、国ごとに水 準設定。	最低
6.0%	そ (の他Tier1	-Tier1比率	その他Tier1	※本邦では当初0%	所要
4.5%			-普通株式等Tier1比率 -			自己
	普	通株式等 Tier1		普通株式等 Tier1		最低所要自己資本比率
					J	率
	ノヾ-	ーゼル3		バーゼル3		

システム上の重要性に

(最低比率+資本バッファー)

金融上の行政処分について

〇 行政運営の基本的な考え方

- 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な 運用

〇 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○ 行政処分の公正性・透明性の確保

- 1. 事前にルールや解釈を明示
 - 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。
 - (例1)銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ −3—3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。
 - (例2)保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ—3-5-2(※)「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ—3-3(※)「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。
 - ※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。
 - いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。

また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

- (注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、累計で61件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は7件。
- (注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点
 - ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
 - ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
 - ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理 人になることを可能とした

2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、 意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。
 - (注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく 処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3. 透明性の確保

行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。

その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。

- また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

〇 行政処分の基準

- 1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証 することとしている。
 - ①当該行為の重大性・悪質性
 - ◎公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が 受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失 によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが 組織的なものであったか。

- ◎反社会的勢力との関与の有無 反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。
- ②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性
 - ◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。
 - ◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
 - ◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
 - ◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者 保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

- 2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、
 - ①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適当かどうか、
 - ②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
 - ③業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

〇 チェック体制等

- 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

〇 事後のフォローアップ

行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主 眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取組み、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以上)

行政処分の件数(平成14年4月~平成28事務年度)

	13事務年度 (14年4月1日~ 6月30日)	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度	21事務年度	22事務年度	23事務年度	24事務年度	25事務年度	26事務年度	27事務年度	28事務年度	合 計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	0	49
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	5	0	0	43
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	0	83
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	0	61
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	18
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
労働金庫	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	0	20
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	_	_	_	_	_	2
仮想通貨交換業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	6	25	1	428
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	13	10	93
投資助言·代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	4	9	6	142
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	2	57
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	0	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1165	1165
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	60
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
合 計	20	65	107	90	253	129	80	87	104	70	58	53	49	27	47	1185	2424
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	8	17	582	1020

(注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、 業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

- (注3)金融商品仲介業者(19年9月以前は証券仲介業者)の件数は、16年4月より証券仲介業制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。
- (注4)少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。
- (注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。
- (注6)主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。
- (注7)前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証票発行者の処分件数。
- (注8)資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。
- (注9)仮想通貨交換業者の処分件数は、29年4月より改正資金決済法が施行されたため、29年4月からの計上となっている。
- (注10)第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。
- (注11)第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。
- (注12)投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。
- (注13)投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

主要行等の平成29年3月期決算の概要

1. 損益の状況(グループ連結ベース)

○ 29年3月期は、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや債券等 関係損益が減少したことなどにより、当期純利益は前年同期に比べ4.0%の減少。

(単位:億円)

	27年3月期	28年3月期	29 年 3 月期	前期比
連結業務粗利益	111, 088	108, 941	105, 278	▲ 3, 663
資金利益	56, 616	53, 443	50, 158	▲ 3, 285
役務取引等利益	33, 444	33, 919	34, 351	431
その他業務利益	9, 357	9, 675	8, 762	▲ 914
うち債券等関係損益*	3, 209	4, 107	998	▲ 3, 109
経費	▲ 65, 336	▲ 65, 924	▲ 68, 253	▲ 2, 329
連結業務純益	45, 701	42, 715	37, 913	4 , 802
与信関係費用**	▲ 1,396	4 , 390	▲ 3, 991	398
株式等関係損益	3, 420	3, 889	4, 888	999
うち株式等償却*	▲ 218	▲ 764	▲ 292	472
当期純利益	28, 820	27, 240	26, 140	▲ 1, 102

^{*}債券等関係損益、株式等償却については銀行単体ベース。**与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)	27年3月期	28年3月期	29年3月期
貸出金(末残)***	288.8 兆円	295.3 兆円	299.9 兆円

^{***}貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計。

2. 不良債権の状況(銀行単体ベース)

〇 不良債権額は28年3月期に比べ減少、不良債権比率も低下。

(いずれも平成11年3月期の金融再生法に基づく開示以降で最低)

	27年3月期	28年3月期	29 年 3 月期
不良債権額	3.5 兆円	3.1 兆円	2.9 兆円
不良債権比率	1. 10%	0. 97%	0. 87%

3. 自己資本比率の状況(グループ連結ベース)

- O 国際統一基準行の総自己資本比率、Tier1 比率、普通株式等 Tier1 比率は、28 年3月期に比べ上昇。
- 国内基準行の自己資本比率は、28年3月期に比べ低下。

(国際統一基準行:4グループ)

 28年3月期
 29年3月期

 総自己資本比率
 16.17%
 16.29%

 Tier1比率
 13.21%
 13.55%

 普通株式等Tier1比率
 11.38%
 11.73%

	28年3月期	29年3月期
自己資本比率	13. 30%	11. 88%

(国内基準行:3グループ)

- (注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。
- (注2) グループ連結ベースは、みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友トラストHD (以上、国際統一基準行)、りそなHD、 新生銀行、あおぞら銀行(以上、国内基準行)を対象とする。
- (注3)銀行単体ベースは、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、 三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行を対象とする。

地域銀行の平成29年3月期決算の概要

1. 損益の状況(銀行単体ベース)

○ 29 年3月期は、株式等関係損益が増加したものの、預貸金利回りの悪化等により資金 利益が減少したことや役務取引等利益、債券等関係損益が減少したことなどにより、当期 純利益は前年同期に比べ、14.7%の減少。

(単位:億円)

	27年3月期	28年3月期	29年3月期	前年同期比
業務粗利益	47, 547	46, 842	43, 729	▲ 3, 113
資金利益	40, 242	39, 813	38, 419	▲ 1,394
役務取引等利益	5, 550	5, 471	5, 010	▲ 461
債券等関係損益	909	856	▲ 332	▲ 1, 188
うち、債券等償却	▲ 24	▲ 57	▲ 14	43
経費	31, 357	30, 936	30, 894	▲ 42
実質業務純益	16, 190	15, 905	12, 834	▲ 3, 071
与信関係費用(※)	▲ 937	▲ 872	▲ 861	11
株式等関係損益	1, 158	1, 609	2, 136	527
うち、株式等償却	▲ 28	▲ 95	▲ 55	40
当期純利益	10, 629	11, 729	10, 002	▲ 1,727

[※] 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)

	27年3月期	28年3月期	29年3月期
貸出金(末残)	233.8 兆円	242.0 兆円	251.0 兆円

2. 不良債権の状況(銀行単体ベース)

○ 不良債権額は28年3月期に比べ減少、不良債権比率も低下。 (いずれも平成11年3月期の金融再生法に基づく開示以降で最低)

	27 年 3 月期	28年3月期	29 年 3 月期
不良債権額	5.6 兆円	5.2 兆円	4.8 兆円
不良債権比率	2. 38%	2. 13%	1.89%

3. 自己資本比率の状況(銀行単体ベース)

○ 自己資本比率は、28年3月期に比べ、低下。

(国際統一基準行:11行)

 28年3月期
 29年3月期

 総自己資本比率
 14.10%
 13.94%

 Tier1 比率
 13.19%
 13.34%

 普通株式等Tier1 比率
 13.16%
 13.34%

28 年 3 月期 29 年 3

(国内基準行:95行)

	28 年 3 月期	29 年 3 月期
自己資本比率	10. 20%	9.86%

- (注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。
- (注2) 29年3月期の集計対象は106行(地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行)
- (注3) 与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。



平成 28 年 9 月 29 日 金融庁

銀行持株会社に対する子会社取得の認可について

本日、株式会社足利ホールディングスに対して、株式会社常陽銀行を子会社とすることについて銀行法第52条の23第6項の規定に基づき認可しました。

お問い合わせ先

関東財務局 Tel 048-600-1144 金融監督第一課

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表) 監督局銀行第二課 (内線 3320、3393)



平成 28 年 9 月 30 日 金 融 庁

銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社西日本シティ銀行、株式会社長崎銀行及び西日本信用保証株式会社に対し、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社西日本フィナンシャルホールディングス」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社西日本フィナンシャルホールディングス

2. 本 店 所 在 地 : 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号

3. 代 表 者: 代表取締役会長 久保田 勇 夫

代表取締役社長 谷川 浩 道代表取締役副社長 礒山 誠 二

4. 資 本 金: 500 億円 5. 役職員数(予定): 148 名

6. 設立予定日: 平成28年10月3日

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表) 監督局銀行第二課

(内線 3365、3394)

資料9-2-5 リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備 作業
対象資産	貸出金	総与信(貸出金、外国為替、未収利息、仮 払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又 は賃貸借契約によるものに限る))	総資産(ただし、当局による集計結 果は、総与信ベース)
区分方法	債権の客観的な状況による区分 (=債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施) (破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権)	債務者の状況に基づく区分 (=債務者ベース) (破産更生等債権、危険債権、 要管理債権、正常債権)	債務者の状況に基づき区分(破綻 先、実質破綻先、破綻懸念先、要注 意先、正常先)した上で担保による 保全状況等を勘案して、実質的な回 収可能性に基づき分類 (I~Ⅳ分類)
担保・引当が一部分の扱い	担保・引当カバ一部分も含まれている。	担保・引当カバ一部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘 案される。

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	———————————————————— 再生法開示債権	É	 己査定	
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行う ための準備作業		
対象:貸出金	対象:貸出金、外国為替、 未収利息、仮払金、 支払承諾見返等	対象	.: 総資産	
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	10 - 02 A For 10 ON	バー状況は分類 いて勘案	
破綻先債権 未収利息不計上貸出金のうち、 更生手続き開始等の事由が生じ ているもの 延滞債権	破産更生債権及びこれら に準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等 の事由により経営破綻に陥っ ている債務者に対する債権及 びこれらに準ずる債権		複紀先 質破綻先 第 □ Ⅳ 分 類	
未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの	危険債権 債務者が経営破綻の状態には 至っていないが、財政状態及 び経営成績が悪化し、契約に 従った債権の元本の回収及び 利息の受取りができない可能 性の高い債権	破 第 Ⅱ 分 分 類	淀懸念先 第 Ⅲ 分 類	
3カ月以上延滞債権 元金又は利息の支払が、約定支 払日の翌日を起算日として3カ 月以上延滞している貸出債権 (破綻先債権、延滞債権に該当 するものを除く)	要管理債権 3ヶ月以上延滞債権及び貸出 条件緩和債権	要 第 I 分 類	注意先 第 Ⅱ 分 類	
貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再 建又は支援を図り、当該債権の 回収を促進すること等を目的 に、債務者に有利な一定の譲歩 を与える約定条件の改定等を行 った貸出債権(上記に該当する ものを除く)				
			- AL AL	
		9-	正常先	
~	<u>,</u>	I ~ ∳	第Ⅰ分類	
~		~ 		

自己査定における債権分類基準

						高い ←	回収の可能	生 →	低い
					担保など	(保優金· 証:	一般担保(不	動産担保等)	担
		\			の	協 ・ 国 良 な	相《処当評分分価可	相《見評 当評込価 分価額額	保
			`		分 類	®会などの! 良 保 国債などの) 一 の 見 7 込	へ	な
	債	務 者	区	分		保証保 証保)	0 額 %	O O W 能	L
不 良	破		綻		先	I	II	III	I.V
↑	実	質	破	綻	先	I	II	Ш	TV.
財務内	破	綻	懸	念	先	I	II	III	Ш
容		要	管	理	先	I	II	II	II
\downarrow	要	注	Ē	意	先	I	II	II	II
健 全	正		常		先	I	I	I	I

IV (第4分類):回収不能債権

III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権

II (第2分類):回収に注意を要する債権

I (第1分類):正常債権

破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、 会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に 陥っている債務者

実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先

現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進 捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先

金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若 しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほ か、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など 今後の管理に注意を要する債務者

うち要管理先 要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

正常先業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者



平成 29 年 8 月 10 日 金融庁

平成29年3月期における金融再生法開示債権の状況等(ポイント)

1. 金融再生法開示債権の状況

平成29年3月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は7.7兆円であり、平成28年3月期の8.4兆円に比べ0.7兆円の減少となっています。

(参考) 平成29年3月期における金融再生法開示債権の増減要因(単位:兆円)

金融再生法開示債権	▲ 0. 7
うち 要管理債権	+0.1
[増加要因]債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+0.4
危険債権以下からの上方遷移	+0.3
(債務者の業況改善+0.3 再建計画の策定等+0.0)	
(増加要因	+0.7)
[減少要因] 正常債権化	▲ 0. 4
(債務者の業況改善▲0.3 再建計画の策定等▲0.1)	
危険債権以下への下方遷移	▲ 0. 2
返済等 (*)	▲ 0. 0
(減少要因	† ▲ 0.6)
うち 危険債権以下	▲ 0.8
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+1.2
要管理債権からの下方遷移	+0.2
(増加要因	+1.3)
	·
[減少要因] オフバランス化等(*)	▲ 2. 1
(債権流動化等▲1.4、正常債権化及び要管理債権への上方遷	移▲0.8)
(減少要因	

- *「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。
- (注)銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

2. 個別貸倒引当金の状況

平成29年3月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は1.5兆円であり、平成28年3月期の1.8兆円と比べ0.4兆円の減少となっています。

3. 不良債権処分損の状況

平成29年3月期の全国銀行の不良債権処分損(不良債権の処理に伴う損失)は0.3 兆円であり、平成28年3月期の0.3兆円と比べほぼ横ばいとなっています。

(注)計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。なお、平成28年3月期の(表7) 自己査定による債務者区分の推移の一部の計数につき訂正致しました。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

監督局総務課監督調査室

(内線 2688、3312)

(表1)金融再生法開示債権等の推移

(Excel) (PDF : 70KB)

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(Excel) (PDF: 36KB)

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(Excel) (PDF : 54KB)

(表4)担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移

(Excel) (PDF : 33KB)

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(Excel) (PDF: 53KB)

(表6) リスク管理債権額等の推移

(Excel) (PDF: 83KB)

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

(Excel) (PDF: 39KB)

(表1)金融再生法開示債権等の推移

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期
都級・	総与信(徳円)	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610	2,704,700	2,694,570	2,867,610	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450	3,225,480	3,246,040	3,178,640	3,315,290
旧長信報	金融再生法開示債権(億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830	49,460	50,970	44,420	40,160	35,100	35,150	31,740	31,490	28,890	28,990
-信託	破産更生等債権(億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	7,740	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370	5,370	5,640	4,900	3,420	2,990	2,890	3,870	3,900	3,690	3,680
	危 険 債 権(徳円)	129,790	67,740	53,270	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340	29,180	29,140	25,230	23,760	20,520	18,330	16,160	17,940	13,280	13,320
	要管理債権(億円)	118,770	116,960	69,810	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120	14,920	16,180	14,290	12,980	11,590	13,930	11,710	9,650	11,920	11,990
	正常債権(億円)	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300	3,193,750	3,214,550	3,149,750	3,286,290
	不良債権比率(%)	8.7	7.2	5.1	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
	不良債権処分損(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲ 0.2.	▲ 0.3	▲.0,2	0.3	0.4	0.4	0:8 ·	1.9	0.6	1.0	Q.1.	0.4	0.0	0.3	0.0	0.2		▲0.3		▲ 0.0		0.2	▲0.0	0.2
(9)	実質業務純益(兆円)	4.2	4.1	4.0	3.9	2.0	3.9	1:6	3.5	1.6.	3.3	1.4.	2.7	1.4 .	2.9	1.8	3.2				3.3	1.5.	2.9	1.6	3.2	1:6	3.0	1.6.	2.6
都市 銀行	総与信(徳円)	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790		2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810			2,409,040	2,450,010	2,546,870	2,606,160		2,718,050	2,727,740	2,657,520	2,774,690
	金融再生法開示債権(億円)	218,120	176,690	118,490	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090	42,100	43,150	37,900	34,660	30,650	31,830	29,430	29,420	27,070	27,250
	破産更生等債権(億円)	25,260	18,500	12,710	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130	4,150	4,530	4,090	3,100	2,770	2,710	3,500	3,700	3,520	3,540
	危 険 債 権(億円)	101,890	58,530	44,600	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360	24,290	23,990	21,180	20,290	17,720	16,400	14,950	16,640	12,340	12,680
	要管理債権(億円)	90,980	99,660	61,170	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600	13,660	14,630	12,640	11,270	10,170	12,720	10,980	9,090	11,210	11,040
	正常债権(億円)	2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070			2,365,890	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800	2,688,630	2,698,320	2,630,460	2,747,440
	不良債権比率(%)	8.7	7.3	5.3	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
	不良債権処分損(兆円)	6.2	4.6	3.3	1.9	▲ 0.2	▲ 0.3		0.2	0.4	0.4	0:7	1.6	0.5	0.9	0.1	0.3	0,0	0.2	0.0	0.2		▲0.2		0.0		0.2		0.2
(4) IR.E.F	実質業務純益(兆円) 総 与 信 (徳 円)	3.3	3.4	3.2	3.1	1.7	3.1	1:2	2.7	1.3.	2.6	1,1 .	2.3	1.2 .	2.5	1.6 .	2.7	70.000	2.7		2.8	1,2.	2.4	1.3	2.6	1:31	2.4	1.3.	2.1
信用	彩 与 信 (徳 円) 金融再生法開示債権(億円)	346,260	74,770	64,970	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510 2.860	84,440	80,780	77,420	68,920	70,320	71,740	70,720	73,360	69,830	70,120	69,840	71,250	70,610	69,270	69,530	72,890
, mil	破弃更生等信権(億円)	27,420 5.620	4,360 490	1,860 290	1,500	1,210	640	490	610 10	840 100	930	1,510 740	1,270	2,920 1,620	5,050 1,540	4,580 1,100	4,070 740	3,470 610	4,050 570	3,740 560	3,490 460	2,900 370	2,450 170	1,620 90	990 50	620 60	580 50	520 40	230 30
	版 座 更 生 寺 頂 椎 (徳 円)	11.300	1.920	1,280	1,260	890	390	230	400	550	460	460	1,270	840	3.040	3,000	2.910	2,490	3.090	2,950	2.780	2.270	2,030	1.370	780	490	460	420	150
	形 映 頂 椎 (18円) 要管理情権(使円)	10,500	1,940	290	1,200	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390	2,930	2,760	2,270	250	1,370	160	70	60	60	50
	正常債権(修円)	318.840	70.410	63,110	60.940	64.360	71.140	80.290	86.400	91.160	94.820	96.810	87,650	81,520	75.730	72.830	64.850	66.850	67.690	66.980	69.870	66.930	67,670	68,220	70,260	69,540	68.690	69,010	72.660
	不良信権比率(%)	7.9	5.8	2.9	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6	5.3	4.8	4.2	3.5	2.3	1.4	0.9	0.8	0.7	0.3
	不良債権処分損(兆円)	0.7	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▼. 0'0.	▲ 0.0	▼.0:0.	▲ 0.0		0.0		0.2		0.1		0.0	0:0.	0.0	0.0	0.0	0.0.	0.0		▲ 0.0	· . · . • 🔻 . 0:0 .	▲ 0.0	▲ 0.0.	▲ 0.0
(2)	実質業務純益(兆円)	0.3	0.1	0.1	0.1	D.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0 .	▲ 0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0.	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
信託	総与信(徳円)	419.400	392.090	373,750	353,770	354,940	349,410	350.790	351.100	346.210	347,290	347.370	363,590	364,240	362.480	356.790	363,480	362,470	358,690	367.910	385,220	387.250	401.070	407.260	426,570	437,270	449.030	451.590	467,710
親行	金融再生法開示債権(億円)	38,310	25,750	17,670	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	4,640	4,220	3,780	3,580	3,690	3,630	4,330	3,630	3,060	2,820	2,330	1,700	1,490	1,300	1,510
	破座更生等債権(億円)	4,410	3,110	1,940	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880	710	830	740	680	660	650	440	150	130	140	320	150	130	110
	危 険 債 権(億円)	16,610	7,290	7,390	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	1,830	1,880	1,940	2,380	1,790	1,440	1,430	1,150	720	840	530	500
	要管理債権(億円)	17,300	15,350	8,350	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	1,020	1,130	1,030	1,300	1,390	1,470	1,260	1,050	650	500	650	900
	正常債権(億円)	381,080	366,340	356,070	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840	352,570	359,690	358,890	355,000	364,290	380,890	383,620	398,020	404,440	424,250	435,580	447,540	450,290	466,200
	不良債権比率(%)	9.1	6.6	4.7	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	8.0	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3
	不良債権処分損(兆円)	0.8	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0	▲ 0:0	0.1	0.0	▲ 0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	🛦 0.0	0.0	▲ 0:0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	▲0.0	🛦 .0.0	▲ 0.0	.∵	0.0	▲0.0.	0.0
	実質業務純益(兆円)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	0:2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.4
主要行	総与信(徳円)	3,179,460	2,798,760	2,628,590	2,530,560		2,591,090	2,623,320	2,670,530	2,679,990	2,702,520	2,760,630	2,808,580	2,664,820	2,618,760	2,548,180	2,570,350	2,558,280	2,632,960		2,794,260	2,837,260	2,947,940	3,013,410	3,128,200	3,155,330	3,176,770	3,109,110	3,242,400
	金融再生法開示債権(億円)	267,820	202,440	136,160	74,100	61,090	46,300	39,020	40,830	39,940	37,660	41,910	45,220	48,920	45,270	44,980	44,530	44,330	45,780	45,720	47,480	41,530	37,710	33,470	34,160	31,130	30,910	28,370	28,760
	破產更生等債権(億円)	32,010	21,610	14,650	10,500	7,650	5,170	4,340	4,030	4,350	4,410	7,500	10,340	9,210	7,750	6,510	5,900	4,990	4,810	4,810	5,180	4,530	3,250	2,900	2,840	3,820	3,850	3,650	3,650
	危 険 債 権(億円)	122,330	65,820	51,990	36,210	30,870	18,630	15,870	19,150	20,870	16,670	20,960	23,630	28,810	26,080	25,660	23,670	24,780	26,250	26,220	26,370	22,960	21,730	19,150	17,550	15,670	17,480	12,860	13,170
	要管理債権(億円)	113,480	115,010	69,520	27,390	22,570	22,510	18,810	17,650	14,720	16,580	13,450	11,250	10,910	11,430	12,820	14,950	14,550	14,730	14,690	15,930	14,030	12,740	11,430	13,770	11,630	9,590	11,860	11,940
	正常债権(修円)	2,911,640	2,596,310	2,492,430	2,456,470	2,504,940	2,544,780	2,584,300	2,629,690	2,640,050	2,664,860	2,718,730	2,763,360	2,615,900	2,573,490	2,503,200	2,525,810	2,513,960	2,587,180	2,578,140	2,746,780	2,795,730	2,910,220	2,979,940	3,094,040	3,124,210	3,145,860	3,080,750	3,213,640
	不良債権比率(%)	8.4	7.2	5.2	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.6	1.8	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
1	不良債権処分損(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	🛦 0.2	▲ 0.2	▲ 0:2	0.3	0.4.	0.4	0.7.	1.7	0.6 .	0.9	O.1	0.3	0:0	0.2	0.0.	0.2	🛦 0.2.	▲0.3	🛦 .0.3 .	▲ 0.0	▲0:0	0.2	▲0.0.	0.2
(7)	実質業務純益(兆円)	4.2	4.1	3.9	3.8	2.0.	3.7	1.5.	3.4		3.2	1:4	2.7	1.4	2.9	1.8.	3.1	1.7 .	3.1		3.2	. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	2.8	1.6.	3.1	1.5.	2.9	. ` . ` . ` . 1.5	2.5

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期
地域銀行 総	与信(他円)	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010	2,397,890	2,450,750	2,487,290	2,542,520
金	融再生法開示債権(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	68,990	68,060	65,140	62,050	59,190	56,280	54,500	52,310	50,260	48,240
ā	破産更生等債権(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,690	11,130	10,330	9,560	9,260	8,850	8,520	8,300
Ŕ	也 険 債 権(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,050	39,800	38,400	36,810	35,530	34,310	33,040	31,800
3	要管理債権(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120	10,450	9,900	9,710	9,150	8,690	8,130
Œ	常債権(億円)	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740	2,343,390	2,398,440	2,437,030	2,494,280
不	良債権比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4	2.3	2.1	2.0	1.9
不	良債権処分損(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7	0:5	1.2	0.4	0.7	0.2	0.6	1.0	0.3	0.1	0.4	0:1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
(106) 実	質業務純益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0	- 1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8	0.8	1.1	· · · · · · 0.9 ·	1.8	· · · · · · · · 0.9	1.8	0.9	1.7	0.9	1.7	. 8.0	1.7	0.8	1.6	0.8	1.6	-8.0 - · · ·	1.3
地方 銀行	与信(他円)	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040	1,775,550	1,818,900	1,841,260	1,883,110	1,912,990	1,957,270
金)	融再生法開示債権(億円)	107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610	43,690	41,920	40,730	39,090	37,370	36,080
ą	破産更生等債権(億円)	27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	7,820	7,420	6,800	6,350	6,210	6,090	5,860	5,750
Ŕ	色 険 債 権(徳円)	46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	30,940	29,540	28,490	27,530	26,670	25,590	24,450	23,670
3	要管理債権(億円)	33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,660	8,400	8,040	7,850	7,420	7,070	6,660
正	常債権(億円)	1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990	1,800,540	1,844,020	1,875,620	1,921,190
不	良債権比率(%)	7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.8	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1	2.0	1.8
不	良債権処分損(兆円)	1.5	1.1	1.6	0.6	0.2.	0.4	0.2.	0.5	0.3	0.5	0:4	0.8	0.3	0.5	0.1.	0.5	0.1.	0.2		0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0.	0.1	0.0	0.1
(0.0)	質業務純益(兆円)	1.4	1.4	1.4	1.5	D.8·	1.5		1.5	0.8.	1.4	0.6 .	1.0		1.4	. · . · . · . · . 0.7·	1.4		1.3	0.7.	1.3	0.6.	1.2		1.3		1.3	0.6.	1.0
地方	与信(億円)	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910	466,950	471,610	479,970	486,800	497,310	503,280	513,660
銀行 金	融再生法開示債権(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	16,390	15,330	14,390	13,330	12,700	12,080	11,770	11,060
ą	破座更生等債権(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	3,760	3,600	3,380	3,030	2,860	2,570	2,470	2,360
2	色 険 債 権(徳円)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510	9,190	8,610	8,210	8,020	7,880	7,420
	要管理債権(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	2,330	2,220	1,820	1,680	1,630	1,480	1,410	1,280
II ==	常債権(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,620	432,490	439,360	441,530	451,620	457,220	466,640	474,100	485,230	491,510	502,600
II	良債権比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.4	2.3	2.2
	良債権処分損(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2		0.3	0.1	0.2	0:1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0,0	0.0	0.0	0.0
1117 211	質業務純益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4	0:2	0.4	0.2	0.4	0,1.	0.0	0.2 .	0.3	0.2	0.3	0:2	0.3	0.2	0.3	0,2.	0.4	0.1	0.3	0:1	0.3	0.1.	0.2
I —	与信(修円)	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380	5,398,360	5,567,460	5,623,370	5,696,790	5,665,930	5,857,810
1 -	融再生法開示債権(億円)	432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	109,560	102,210	94,280	91,430	86,240	83,800	79,140	77,240
1 1	破座更生等債権(億円)	74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	16,590	14,550	13,320	12,450	13,140	12,750	12,210	11,980
1 1	b 牍 債 権(億円)	193,150	130,130	111,880	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480	68,760	71,770	72,520	72,740	67,280	63,560	58,920	55,150	51,690	52,250	46,320	45,130
1 11	要管理債権(億円)	164,880	165,790	110,550	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970	25,330	26,470	26,570	27,800	25,700	24,110	22,040	23,830	21,410	18,800	20,610	20,130 5,780,570
I =	来 慎 權 (徳 円) 良 債 権 比 率 (%)	4,688,690	4,392,410	4,289,110	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,710	4,702,300	4,766,990	4,867,780	4,699,050	4,665,600	4,592,670	4,635,080	4,631,670	4,748,010	4,758,260	4,969,690	5,036,300	5,200,170	5,304,080	5,476,040	5,537,140	5,612,990	5,586,780	
I -		8.4	7.4	5.8 5.4	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4 3.1	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.1	1.9	1.7	0.1	1.5	1.5	1.4	1.3 0.3
_	良债権処分損(兆円) 質業務練芸(兆円)	6.0	6.7	5.4	2.8 5.9	3.0	0.4	2:5	1.0 5.5		1.1	1:3-	3.1		1.7	0.3	1.0 5.0		0.5 4.9	0.2	5.0		▲ 0.1	▲ 0.3	4.8		0.3	0.0-	3.8
(110) 美	貝未初に至(兆円)	6.0	6.0	5.9	5.9	3.0	5.8		5.5	2.6	5.1		3.8	2.3	4./	2.8	5.0	2:6	4.9	2./.	5.0	2,3	4.6	2.4	4.8	2.4	4.6	2.3	3.8

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期 2	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期
協同組 総 与 信 機会融 機関 全融面生活際	(億円)	955,590	945,270	927,430	908,080		902,330		906,780		907,650		921,620		924,700		914,530		915,770		916,290		934,060		946,470		982,850		1,046,680
機関 金融再生法開	示債権(億円)	92,350	91,680	80,080	69,780		61,900		57,550		56,630	- 1	51,640	1	50,620		50,930		53,630	- 1	53,720		50,980		47,950		43,980		40,640
破座更生等	等債権(億円)	29,920	29,550	26,580	22,350		19,450		18,320	- 1	17,800	- 1	19,660	1 .	18,670	- 1	16,670	- 1	15,640	- 1	14,330	- 1	13,160		11,860	1	10,620	- 1	9,780
危 牍 債	権(億円)	35,970	36,070	33,610	31,040		29,100	- 1	28,170	- 1	28,780	- 1	27,130	1 <i>I</i>	27,790	- 1	29,750	- 1	32,980	- 1	34,380	- 1	33,140	- 1	31,530		29,180	- 1	27,070
要管理信	責権(億円)	26,460	26,050	19,900	16,390	- 1	13,350	- 1	11,060	- 1	10,040	- 1	4,850	1 <i>I</i>	4,150	- 1	4,510	- 1	5,010	- 1	5,000	- 1	4,670	- 1	4,560		4,180	- 1	3,790
正常債権	筐(億円)	863,240	853,530	847,320	838,290	- 1	840,390	- 1	849,210	- 1	850,990	- 1	869,950	1 /	874,040	- 1	863,550	- 1	862,100	- 1	862,520	- 1	883,050	- 1	898,460	- 1	938,840	- 1	1,006,020
不良債権	比率(%)	9.7	9.7	8.6	7.7	- 1	6.9	- 1	6.3	- 1	6.2	- 1	5.6	1 /	5.5	- 1	5.6	- 1	5.9	- 1	5.9	- 1	5.5	- 1	5.1		4.5	- 1	3.9
不良債権処	分損(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5	- 1	0.4	- 1	0.5	- 1	0.4	- 1	0.8	1 /	0.6	- 1	0.3	- 1	0.4	- 1	0.3	- 1	0.2	- 1	0.1	1	0.1	- 1	0.1
(431) 実質業務制	差 (兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2	- 1	1.3	- 1	1.3	- 1	1.2	- 1	0.0		1.1	- 1	1.1	- 1	1.0	- 1	1.0	- 1	1.1	- 1	1.3		1.1	- 1	0.6
信用 総 与 信	(億円)	750,180	746,830	728,090	708,680	- 1	699,650	- 1	702,740	- 1	704,580	- 1	712,600] [712,350	- 1	697,100	- 1	698,050	- 1	697,260	- 1	710,240	- 1	722,710		746,290	- 1	777,030
金融再生法開	示債権(億円)	75,930	74,170	65,210	56,610	- 1	49,930	- 1	45,980	- 1	45,160	- 1	41,460] [41,160	- 1	41,720	- 1	44,170	- 1	44,330		42,310	- 1	39,640		36,300	- 1	33,500
破座更生等	等債権(億円)	23,580	23,500	21,000	17,260	- 1	14,990	- 1	14,040	- 1	13,320	- 1	15,030] [14,300	- 1	12,610	- 1	11,940	- 1	10,770	- 1	9,970	- 1	9,030	1	8,040	- 1	7,360
危険債	権(億円)	30,850	30,210	28,370	26,470	- 1	24,500	- 1	23,550	- 1	24,310	- 1	22,940	1 1	23,820	- 1	25,730	- 1	28,430	- 1	29,730	- 1	28,780	- 1	27,170	1	25,110	- 1	23,310
要管理信	責権(億円)	21,510	20,460	15,830	12,880	- 1	10,430	- 1	8,390	- 1	7,540	- 1	3,500	1 1	3,050	- 1	3,380	- 1	3,810	- 1	3,830	- 1	3,560	- 1	3,440		3,160	- 1	2,820
正常债格	筐(億円)	674,250	672,600	662,850	652,070	- 1	649,710	- 1	656,760	- 1	659,400	- 1	671,120	1 1	671,160	- 1	655,360	- 1	653,850	- 1	652,890	- 1	667,920	- 1	683,040		709,980	- 1	743,510
(265) 不良債権		10.1	9.9	9.0	8.0	- 1	7.1	- 1	6.5	- 1	6.4	- 1	5.8	1 1	5.8	- 1	6.0	- 1	6.3	- 1	6.4	- 1	6.0	- 1	5.5		4.9	- 1	4.3
信用 総 与 信	(億円)	118,580	104,270	100,190	99,670	- 1	100,250	- 1	99,920	- 1	99,010	- 1	98,970	1 1	98,440	- 1	100,440	- 1	98,610	- 1	99,610	- 1	101,120	- 1	103,480	- 1	112,490	- 1	138,270
金融再生法開	示債権(億円)	15,100	15,980	13,350	11,830	- 1	10,710	- 1	10,340	- 1	10,180	- 1	8,900	1 1	8,110	- 1	8,030	- 1	8,370	- 1	8,360	- 1	7,740	- 1	7,440		6,880	- 1	6,360
破座更生等	等債権(億円)	5,980	5,700	5,170	4,490	- 1	3,950	- 1	3,840	- 1	4,020	- 1	4,170	1 /	3,890	- 1	3,650	- 1	3,440	- 1	3,340	- 1	2,990	- 1	2,630		2,400	- 1	2,220
危険債	権(億円)	4,360	4,960	4,330	4,050	- 1	3,990	- 1	3,960	- 1	3,770	1	3,470	1 1	3,230	- 1	3,340	1	3,820	1	3,940	- 1	3,710	- 1	3,750	1	3,510	- 1	3,220
要管理信		4,760	5,330	3,850	3,290	- 1	2,760	- 1	2,540	- 1	2,400	- 1	1,260	1 /	990	1	1,040	- 1	1,110	1	1,080	- 1	1,040	- 1	1,050	- 1	970	- 1	920
正常債権		103,480	88,270	86,840	87,840	- 1	89,520	- 1	89,570	- 1	88,800	- 1	90,050	1 /	90,310	1	92,390	- 1	90,220	1	91,240	- 1	93,360	- 1	96,010	1	105,590	- 1	131,910
(152) 不良債権		12.7	15.3	13.3	11.9	1	10.7	1	10.3	1	10.3	1	9.0	1 1	8.2	1	8.0	- 1	8.5	1	8.4	1	7.7	1	7.2	1	6.1	1	4.6
預金取 総 与 信 扱金融		6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350	1	5,477,050	1	5,633,340	1	5,724,020	1	5,908,990	↓ <i>I</i>	5,707,510	1	5,664,980	1	5,782,000	1	6,005,000	1	6,236,450	1	6,513,930		6,679,640	- 1	6,904,490
機関 金融再生法開		524,420	445,070	346,020	249,040	1	195,620	1	177,290	1	170,680	1	171,220	4-1	167,820	1	166,280	1	171,860	l	172,740	1	153,190	1	139,370	1	127,780	1	117,870
破産更生等		103,960	87,020	70,090	54,660	1	43,030	1	38,990	1	37,980	1	53,560	4 /	47,420	1	40,570	1	35,630	1	32,820	1	27,710	1	24,310	1	23,370	1	21,760
危 険 債		229,120	166,200	145,480	119,400	1	92,340	1	88,700	1	86,100	1	91,470	1	95,070	1	96,230	1	104,750		107,130	1	96,700	1	86,680	1	81,430	1	72,200
要管理信		191,340	191,840	130,440	74,990	1	60,250	1	49,600	1	46,610	1	26,190	1	25,330	1	29,480	1	31,480		32,800	1	28,780	1	28,390	1	22,980	1	23,910
正常債権		5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290	l	5,281,410	1	5,456,030	l	5,553,290	1	5,737,720	1	5,539,650	l	5,498,630	1	5,610,110		5,832,210	1	6,083,220	l	6,374,500	1	6,551,830	1	6,786,590
不良債権		8.6	7.8	6.3	4.6	1	3.6	1	3.1	1	3.0	l	2.9	-1	2.9		2.9	1	3.0		2.9	l	2.5		2.1	I	1.9	l	1.7
不良債権処		10.6	7.4	6.0	3.4		0.8		1.5		1.4	1	3.9	1	2.3	'	1.3		0.9		0.9	1	0.2		0.2	I	0.4	l	0.4
(546) 実質業務制	売 益 (兆円)	6.8	7.3	7.0	7.1		7.1		6.7		6.3		3.9	L	5.8		6.1		5.9		6.0		5.7		6.1		5.7		4.8

^{(2) 1.}計数は、不負債権助分制及び実質業務純益については米円単位、不負債権比率については90で表示。その他については億円を四拾五入し、10億円単位にまとめた。
2. () 内は20年3月期時点の対象企会機機関数。
3. 旧長信頼の計数は、1463月間は日本原理報行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都級と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、1862日期以は海軍34子を銀行を含む。
6. 全国銀行の計数は、1862日間、信託及び地域銀行を集計したもの。
7. 預金数定金融機関の対数は、40億円及び他同機組を機能を集計したもの。
8. 市の銀行においては、再生専門子会社および特式保有事門会社の計数を含む。
8. 市の銀行においては、再生専門子会社および特式保有専門会社の計数を含む。
9. 円良債権処分換及び実質業務終起については5月期(開料には平期の3月間は基別の計数。
10. 19年9月期~22年3月期の計数については、集積修正等を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位:兆円)

		15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
金融再生法開	示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 4.6	▲ 1.4	▲ 0.6	+ 0.6	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	▲ 1.7	1.1 ▲ 1.1	▲ 0.8	3 ▲ 0.7
うち要管理債	権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 1.5	▲ 0.0	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.4	+ 0.0	▲ 0.5	+ 0.1
〔増減要因〕	債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.5	+ 1.0	+ 1.2	+ 0.9	+ 0.9	+ 0.9	+ 1.0	+ 0.9	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.4
	危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3
	債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3
	再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
	正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 2.3	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.6	6 ▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.4
	債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 1.3	1 .0	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3
	再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 1.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	2 ▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1
	危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	3 ▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2
	返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.7	▲ 0.2	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0
うち危険債権	以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 3.4	▲ 0.6	▲ 0.4	+ 2.1	▲ 0.2	▲ 0.6	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 0.3	\$ ▲ 0.8
〔増減要因〕	債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 3.3	+ 2.8	+ 2.7	+ 2.3	+ 1.4	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.2
	要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.9	+ 0.7	+ 0.5	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2
	オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 6.3	4 .0	▲ 3.6	▲ 3.1	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 2.9	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.9	A 2.1

⁽注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

^{2. 29}年3月期時点の対象金融機関数は115行。

^{3.} 都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

^{4.} 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

^{*} 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

^{**「}返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

主要行

(単位:兆円、%)

	(1)	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
Γ_{-}	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	8.0	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4
こ破れ産	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4
2更		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
■ 準債 ずた	担保·保証等	2.8	2.0	1.4	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
■9権 る及		(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.5)	(91.0)	(91.1)	(92.1)	(91.5)	(90.3)	(87.9)	(90.6)	(94.4)	(94.4)	(80.6)	(85.4)
する債権	引当	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
		(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.5)	(9.0)	(8.9)	(7.9)	(8.5)	(9.7)	(12.1)	(9.4)	(5.6)	(5.6)	(19.4)	(14.6)
	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	1.7	1.6	1.4	1.9	2.2	2.0	2.2	2.2	1.8	1.5	1.5	1.1
Ⅲ 危 Ⅲ 険		(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(91.9)	(85.0)	(86.9)	(81.3)	(84.9)	(82.9)	(82.0)	(82.9)	(83.7)	(85.5)	(85.0)	(82.9)
債	担保·保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.0	0.8	0.9	1.1	1.3	1.3	1.4	1.4	1.2	1.0	0.9	0.7
権		(44.9)	(47.0)	(46.5)	(40.2)	(54.7)	(42.2)	(52.9)	(48.1)	(50.8)	(55.3)	(54.6)	(54.1)	(54.9)	(57.2)	(50.5)	(55.6)
	引当	4.5	2.6	2.2	1.7	0.7	0.8	0.6	8.0	0.9	0.7	0.7	0.8	0.6	0.5	0.6	0.4
		(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(37.1)	(42.8)	(34.1)	(33.2)	(34.1)	(27.5)	(27.3)	(28.9)	(28.8)	(28.3)	(34.5)	(27.3)
	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2
要	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.1	0.9	0.6	0.7	1.0	1.0	1.1	0.9	0.9	0.7	0.8
管		(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.9)	(63.4)	(56.4)	(56.1)	(59.6)	(64.6)	(69.7)	(71.1)	(67.6)	(65.2)	(69.4)	(69.9)
Ⅲ理 Ⅲ債	担保·保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.7	0.5	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.6	0.5	0.4	0.5
権		(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(34.3)	(38.4)	(28.4)	(29.8)	(36.2)	(41.0)	(46.3)	(48.0)	(46.7)	(39.8)	(45.9)	(39.3)
	引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.4	0.5	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.4
	 	(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.0)	(27.9)	(26.3)	(23.5)	(23.6)	(23.4)	(23.2)	(20.9)	(25.4)	(23.9)	(30.6)
	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	3.6	3.1	2.8	3.6	3.7	3.5	3.7	3.8	3.0	2.7	2.5	2.3
A =1	10 10 10 = 7 fets	(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(77.2)	(77.1)	(75.0)	(79.3)	(81.1)	(79.0)	(79.9)	(80.8)	(79.7)	(78.5)	(82.1)	(79.6)
台計 	担保·保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.3	1.9	1.8	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.1	1.8	1.6	1.5
		(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(49.0)	(45.4)	(46.6)	(53.6)	(54.1)	(55.2)	(55.5)	(56.0)	(55.5)	(53.3)	(52.8)	(52.6)
	引当	6.4	5.1	4.3	2.6	1.3	1.3	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2	0.9	0.9	0.9	0.8
		(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(28.2)	(31.7)	(28.4)	(25.7)	(27.0)	(23.9)	(24.5)	(24.8)	(24.1)	(25.2)	(29.3)	(27.0)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
_	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8
した破れた	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8
ら更		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
らに準ず	担保·保証等	2.4	2.3	1.8	1.4	1.2	1.1	1.0	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5
■る権 る及		(63.0)	(64.1)	(62.4)	(64.4)	(63.2)	(63.5)	(65.3)	(64.2)	(61.9)	(60.3)	(60.2)	(60.1)	(59.2)	(60.8)	(60.5)	(61.3)
する債権及び	引当	1.4	1.3	1.1	8.0	0.7	0.6	0.5	8.0	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3
		(37.0)	(35.9)	(37.6)	(35.6)	(36.8)	(36.5)	(34.6)	(35.7)	(38.1)	(39.6)	(39.7)	(39.8)	(40.8)	(39.2)	(39.5)	(38.7)
	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.4	4.1	4.0	3.9	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2
Ш.	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	3.8	3.5	3.4	3.4	3.2	3.4	3.6	3.7	3.4	3.2	2.9	2.7
危険		(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.9)	(85.7)	(85.7)	(85.2)	(84.3)	(84.4)	(84.5)	(85.2)	(85.8)	(85.6)	(85.8)	(85.2)
債	担保·保証等	3.7	3.5	3.2	2.8	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.6	2.8	2.8	2.6	2.4	2.2	2.0
権		(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2)	(56.1)	(58.2)	(60.3)	(63.0)	(64.0)	(64.8)	(65.2)	(64.7)	(65.4)	(64.8)	(64.2)	(63.4)
	引当	1.7	1.7	1.8	1.6	1.3	1.1	1.0	0.9	8.0	0.8	8.0	0.9	0.8	8.0	0.7	0.7
		(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1)	(28.9)	(27.5)	(25.4)	(22.2)	(20.3)	(19.7)	(19.3)	(20.5)	(20.3)	(20.8)	(21.5)	(21.8)
	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8
要	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.4	1.1	1.0	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4
管		(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(57.1)	(55.4)	(52.4)	(52.1)	(54.3)	(54.8)	(53.4)	(54.6)	(54.4)	(54.2)	(53.4)	(52.6)
理債	担保·保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	0.9	0.8	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3
Ⅱ 復 Ⅱ 権		(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8)	(37.9)	(36.4)	(34.5)	(35.9)	(38.8)	(40.6)	(38.2)	(39.1)	(38.5)	(39.0)	(38.3)	(38.0)
	引当	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
		(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8)	(19.2)	(19.0)	(17.9)	(16.2)	(15.5)	(14.4)	(15.1)	(15.5)	(15.9)	(15.1)	(15.2)	(14.6)
	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.5	7.2	6.7	6.7	6.8	6.8	6.2	5.6	5.2	4.8
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.0	6.3	6.0	6.1	5.7	5.6	5.7	5.6	5.1	4.6	4.3	4.0
		(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.4)	(80.7)	(80.0)	(85.2)	(84.7)	(84.2)	(82.6)	(82.8)	(82.7)	(82.4)	(82.5)	(82.2)
合計	担保·保証等	8.5	8.1	6.7	5.4	4.6	4.2	4.1	4.3	4.0	4.0	4.1	4.0	3.7	3.4	3.1	2.8
		(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(52.5)	(53.5)	(54.6)	(59.7)	(59.9)	(60.2)	(59.6)	(59.4)	(59.5)	(59.4)	(59.1)	(58.8)
	引当	3.7	3.7	3.6	3.0	2.4	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1
		(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(27.9)	(27.2)	(25.4)	(25.6)	(24.8)	(24.1)	(23.0)	(23.3)	(23.2)	(22.9)	(23.5)	(23.5)

全国銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
_	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	
こ破れ産	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	
ら更に		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
らに準ず	担保·保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	1.6	1.4	1.4	2.5	2.1	1.7	1.4	1.3	1.0	0.9	0.9	
する債権及び		(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(69.6)	(68.9)	(71.1)	(74.1)	(71.7)	(68.7)	(67.8)	(69.7)	(67.5)	(68.6)	(66.7)	(68.7)
債の	引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.7	0.6	0.6	0.9	8.0	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4
		(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(30.4)	(31.1)	(28.9)	(25.9)	(28.2)	(31.2)	(32.2)	(30.3)	(32.5)	(31.4)	(33.3)	(31.3)
	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	6.3	6.1	5.7	6.4	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	5.5	5.2	4.9	5.4	5.7	5.6	6.0	6.2	5.4	4.7	4.5	
危険		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(87.0)	(85.5)	(86.2)	(83.9)	(85.1)	(84.5)	(84.1)	(84.8)	(85.4)	(85.7)	(85.6)	(84.5)
債	担保·保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	3.5	3.2	3.3	3.7	4.0	4.1	4.4	4.4	3.9	3.4	3.1	2.8
権		(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(55.5)	(53.1)	(58.2)	(57.3)	(59.6)	(62.0)	(61.4)	(60.6)	(61.6)	(62.2)	(59.7)	(61.1)
	引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.0	2.0	1.6	1.7	1.7	1.5	1.6	1.8	1.5	1.3	1.4	1.1
		(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(31.5)	(32.4)	(27.9)	(26.6)	(25.5)	(22.5)	(22.7)	(24.1)	(23.8)	(23.5)	(25.9)	(23.4)
	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	
要	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	2.7	2.3	2.0	1.2	1.2	1.5	1.7	1.8	1.5	1.4	1.2	
管		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(58.5)	(59.1)	(54.1)	(54.4)	(57.3)	(60.9)	(62.7)	(64.3)	(61.6)	(60.6)	(61.6)	(62.9)
理債	担保·保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.7	1.4	1.1	0.7	8.0	1.0	1.1	1.2	1.0	0.9	0.8	0.8
Ⅱ 頂 Ⅱ 権		(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.1)	(37.3)	(31.4)	(32.7)	(37.1)	(40.5)	(42.6)	(44.2)	(42.7)	(39.5)	(42.1)	
	引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.1	0.8	0.8	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5
<u> </u>		(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.4)	(21.9)	(22.6)	(21.6)	(20.1)	(20.4)	(20.1)	(20.1)	(18.8)	(21.1)	(19.7)	
	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	11.9	10.2	9.2	8.4	7.7
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	10.6	9.5	8.9	9.9	9.8	9.5	9.7	9.8	8.4	7.4	6.9	
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(79.3)	(79.5)	(78.3)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.0)	(82.3)	(81.8)	(81.0)	(82.5)	(81.2)
合計	担保·保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	6.8	6.1	5.9	6.9	6.9	6.8	6.9	6.9	5.9	5.2	4.8	4.4
		(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(51.2)	(50.8)	(51.9)	(57.7)	(58.5)	(58.8)	(58.3)	(58.2)	(58.0)	(57.1)	(56.8)	(56.5)
	引当	10.6	9.0	7.9	5.6	3.8	3.4	3.0	3.1	3.0	2.8	2.8	2.9	2.4	2.2	2.1	1.9
		(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(28.1)	(28.8)	(26.4)	(25.5)	(25.2)	(23.8)	(23.7)	(24.2)	(23.9)	(24.0)	(25.6)	(24.8)

⁽注) 1.()内の計数は保全率。

^{2.} 主要行の計数は都銀と信託の合計。

^{3.} 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

^{4.} 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

^{5.} 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

^{6.} 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移 (アンケートによる全数調査)

主要行(7行)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	5,285	4,239	2,085	1,161	2,709	2,963	1,886	1,724	1,447	1,613	1,236	1,015
直前期における評価額 (処分可能見込額)[B]	9,712	8,850	10,471	12,014	3,443	2,497	1,204	849	2,007	2,222	1,370	1,240	1,097	1,129	833	651
А-В	1,307	1,412	2,320	3,891	1,841	1,742	882	311	703	740	517	484	350	484	404	364
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	153.5	169.8	173.3	136.7	135.0	133.3	137.7	139.0	131.9	142.9	148.5	155.9
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	6,571	5,778	4,785	3,723	5,674	5,080	3,832	2,959	2,780	2,339	2,266	1,953
直前期における評価額 (処分可能見込額)[B]	6,154	5,674	7,440	5,549	4,419	3,648	2,911	2,586	4,392	4,026	2,786	2,165	1,864	1,433	1,228	1,055
А-В	48	596	739	1,367	2,152	2,130	1,874	1,137	1,282	1,054	1,046	793	916	906	1,039	898
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	148.7	158.4	164.4	143.9	129.2	126.2	137.5	136.6	149.1	163.2	184.6	185.1
全国銀行(115行)																
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	11,991	10,039	6,910	5,055	10,351	8,865	6,596	5,340	6,474	5,955	3,514	2,972
直前期における評価額 (処分可能見込額)[B]	16,269	14,621	18,060	17,655	7,891	6,151	4,132	3,605	8,057	6,964	4,863	3,925	4,687	3,983	2,069	1,709
А-В	1,546	2,130	3,262	5,411	4,099	3,888	2,778	1,450	2,293	1,901	1,733	1,414	1,787	1,971	1,446	1,263
A/B (%)	109.5	114.6	118.1	130.6	152.0	163.2	167.2	140.2	128.5	127.3	135.6	136.0	138.1	149.5	169.9	173.9

⁽注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

^{2.} 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

^{3.} 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

^{4.()}内は29年3月期時点の対象金融機関数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

		5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期
不	良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692	77,634			69,441	61,076		66,584
		,	·	,	(110,669)	(62,099)	(108,188)	(104,403)	(53,975)		(77,212)	(51,048)
	貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873	34,473	84,025	81,181	25,313	27,319	51,959	31,011
					(55,758)	(25,342)	(65,522)	(54,901)	(13,388)	(13,706)	(38,062)	(20,418)
	直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802	43,158	39,927	47,093	38,646	30,717	39,745	35,201
					(54,901)	(36,756)	(35,005)	(42,677)	(36,094)	(26,500)	(34,136)	(30,376)
	貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213	9,730	8,506	23,772	18,807	25,202	32,042	21,627
					(15,676)			(22,549)	(17,335)	(22,014)	(27,183)	(17,737)
	バルクセール	2,191	18,546	21,025	42,589			23,321	19,839		7,703	•
	による売却損等				(39,225)	(28,261)	(27,093)	(20,128)	(18,759)	(4,486)	(6,953)	(12,640)
	その他	2,714	6,361	10,216	3,017	3	8,631	8,035	5,482	3,040	5,517	372
					(10)	(1)	(7,661)	(6,825)	(4,493)	(-2,691)	(5,013)	(253)
4	年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134	318,768	451,351	587,660	657,101	718,177	815,398	881,982
					(218,111)	(280,210)	(388,398)	(492,801)	(546,776)	(589,674)	(666,886)	(717,934)
直	接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022	156,180	196,107	243,200	281,846	312,563	352,308	387,509
					(108,121)	(144,877)	(179,882)	(222,559)	(258,653)	(285,153)	(319,289)	(349,665)
リ	スク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043	217,890	297,580	296,270	303,660	325,150	420,280	348,490
L					(218,682)	(164,406)	(219,780)	(202,500)	(197,720)	(192,810)	(276,260)	(204,330)
貸	倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930		· ·	·	122,300	115,550	133,530	•
1.					(103,450)	(93,880)	(136,010)	(92,580)	(76,780)	(-69,390)	(86,570)	(78,970)
	(うち、個別貸倒	18,670	30,234	42,984	114,270	104,360	159,290	112,320	83,640	72,420	78,860	60,810
	引当金残高)				(90,700)	(80,770)	(122,600)	(68,130)	(49,820)	(39,170)	(46,690)	(30,020)

Г												
		16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期
7	·良債権処分損	53,742	28,475	3,629	10,460	11,238	30,938	16,821	10,046	5,486	5,754	▲ 753
		(34,607)	(19,621)	(▲2,803)	(2,729)	(4,110)	(19,119)	(9,654)	(3,912)	(2,575)	(2,117)	(▲2,546)
	貸倒引当金繰入額	16,157	940	▲ 3,722	5,239	2,893	15,318	8,028	5,362	2,212	2,850	▲ 2,332
		(4,202)	(▲4,262)	(▲6,963)	(537)	(▲1,573)	(7,255)	(3,530)	(1,115)	(740)	(492)	(▲3,135)
	直接償却等	37,335	27,536	7,020	5,373	8,206	15,328	8,574	4,534	3,147	2,768	1,665
		(30,472)	(23,862)	(3,804)	(2,369)	(5,770)	(11,779)	(6,078)	(2,854)	(1,802)	(1,591)	(761)
	貸出金償却	25,166	17,114	4,786	3,893	6,275	13,933	7,003	4,086	2,379	2,340	1,375
		(19,852)	(14,743)	(2,344)	(2,077)	(4,499)	(10,797)	(5,021)	(2,683)	(1,325)	(1,437)	(680)
	バルクセール	12,169	10,422	2,235	1,479	1,931	1,395	1,571	448	769	428	290
	による売却損等	(10,621)	(9,119)	(1,461)	(292)	(1,271)	(981)	(1,057)	(171)	(477)	(154)	(81)
	その他	250	▲ 1	332	▲ 152	139	291	218	151	127	136	▲ 86
L		(▲68)	(21)	(356)	(▲171)	(▲86)	(85)	(47)	(▲57)	(33)	(34)	(▲172)
4	年度以降の累計	935,724	964,199	967,828	978,288	989,526	1,020,464	1,037,285	1,047,331	1,052,817	1,058,571	1,057,818
L		(752,541)	(772,162)	(769,359)	(772,088)	(776,198)	(795,317)	(804,971)	(808,883)	(811,458)	(813,575)	(811,029)
重	直接償却等の累計	424,844	· ·	459,400	464,773	472,979	<i>'</i>	496,881	501,415	504,562	507,330	l ' '
L		(380,137)	(403,999)	(407,803)	(410,172)	(415,942)		(433,799)	(436,653)	(438,455)	(440,046)	(440,807)
IJ	スク管理債権残高	262,040	175,390	131,090	117,540	111,690	116,100	114,280	112,720	115,310	116,820	100,346
L		(135,670)	(72,900)	(45,240)	(40,040)	(36,990)	(45,370)	(48,190)	(46,390)	(47,500)	(49,350)	(38,722)
貨	貸倒引当金残高	114,300		64,380	58,960			57,020	53,950	51,030	48,650	41,740
		(69,030)	(47,390)	(32,470)	(30,200)	(25,800)	(30,270)	(29,630)	(27,060)	(26,400)	(25,140)	(20,430)
	(うち、個別貸倒	54,410	43,860	28,760	27,200			26,770	23,940	24,310	23,880	
L	引当金残高)	(25,750)	(20,000)	(8,910)	(9,590)	(6,840)	(10,070)	(11,220)	(8,800)	(9,870)	(9,480)	(7,580)

				(平位.応门)
		27年3月期	28年3月期	29年3月期
不	良債権処分損	747	2,694	2,831
		(▲168)	(1,814)	(1,965)
	貸倒引当金繰入額	▲ 1,352	705	1,412
		(▲1,464)	(352)	(1,056)
	直接償却等	2,068	1,926	887
		(1,332)	(1,439)	(429)
	貸出金償却	1,717	1,270	585
		(1,127)	(921)	(231)
	バルクセール	351	656	301
	による売却損等	(205)	(518)	(198)
	その他	32	63	532
		(▲36)	(23)	(480)
4	年度以降の累計	1,058,565	1,061,259	1,064,090
		(810,861)	(812,675)	(814,640)
直	[接償却等の累計	511,063	512,989	513,876
L		(442,139)	(443,578)	(444,007)
リ	スク管理債権残高	89,692	81,990	75,626
		(33,718)	(30,021)	(27,734)
貸	倒引当金残高	37,040	34,880	33,610
		(17,950)	(17,000)	(17,060)
	(うち、個別貸倒	17,270	18,260	14,670
	引当金残高)	(5,630)	(7,150)	(4,330)

- ^(注)1. ()内の計数は、都銀·旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)·信託を集計。
 - 2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
 - 3.8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
 - 4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。 また、12年3月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、石川銀行及び中部銀行を含まない。
 - 5. 不良債権処分損については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
 - 6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
 - 7. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
 - 8. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
 - 9. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
 - 10. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
 - 11. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期~9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。

(表6)リスク管理債権額等の推移

																	(単位:億円)
都銀・	43.1. 4	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
旧長信	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,426,790	2,446,820	2,494,870	2,620,060	2,449,130	2,393,530	2,452,280	2,593,130	2,735,470	2,889,210	2,955,040	3,000,390
銀・信託	リスク管理債権 	276,260	204,330	135,670	72,900	45,240	40,040	36,990	45,370	48,190	46,390	47,500	49,350	38,720	33,720	30,020	27,730
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	1,410	1,310	1,360	6,170	3,820	2,120	1,660	1,800	710	560	1,370	1,220
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	21,090	20,590	18,670	27,750	32,460	28,900	30,710	31,360	25,020	19,230	19,000	14,520
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	690	540	510	910	690	1,570	970	740	720	670	640	700
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	22,050	17,310	16,450	10,540	11,210	13,800	14,150	15,440	12,270	13,260	9,010	11,300
	貸倒引当金残高 	86,570	78,970	69,030	47,390	32,470	30,200	25,800	30,270	29,630	27,060	26,400	25,140	20,430	17,950	17,000	17,060
(9)	個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	8,910	9,590	6,840	10,070	11,220	8,800	9,870	9,480	7,580	5,630	7,150	4,330
都市	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	2,020,730	2,027,260	2,068,470	2,186,050	2,018,690	1,972,420	2,035,210	2,148,320	2,274,400	2,403,010	2,448,620	2,471,180
	リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	39,070	34,000	32,020	38,870	39,210	39,180	40,390	42,090	33,420	30,450	27,990	26,030
	破綻先債権	9,800	7,050	3,370	1,720	1,150	1,140	1,230	4,760	2,980	1,670	1,350	1,510	620	540	1,330	1,190
	延滞債権	111,020	67,760	51,710	36,850	18,870	18,060	16,520	23,440	26,320	23,920	25,440	25,950	21,530	17,200	17,570	13,790
	3ヶ月以上延滞債権	3,360	2,800	2,000	1,310	670	520	490	860	660	1,550	950	720	700	650	620	680
	貸出条件緩和債権	87,620	96,860	59,170	22,230	18,380	14,280	13,780	9,810	9,250	12,050	12,650	13,900	10,570	12,070	8,460	10,360
	貸倒引当金残高	66,440	67,130	59,950	40,770	27,750	25,140	21,480	25,100	25,040	22,950	22,420	21,590	17,610	15,730	15,040	14,730
(4)	個別貸倒引当金残高	37,150	25,560	21,940	17,150	7,520	8,070	5,860	8,070	9,190	7,210	7,970	7,640	6,320	4,960	6,760	4,100
旧長期信	貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	69,870	84,380	93,070	83,620	78,020	67,120	67,870	69,650	68,850	70,040	68,160	70,750
用銀	リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	630	600	930	2,810	4,770	3,780	3,780	3,310	2,300	990	580	230
行 	破綻先債権	3,670	220	190	30	10	10	10	660	510	170	100	110	70	10	10	10
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	390	400	550	1,940	3,780	3,190	3,280	2,950	1,980	820	500	170
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	40	20	20	10	10	10	10	10	10
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	200	370	170	450	400	380	250	240	150	50	40
	貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	1,930	1,690	1,460	2,490	2,180	2,140	1,980	1,700	1,480	1,100	880	800
(2)	個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	700	570	490	980	1,020	950	1,030	1,050	850	370	160	110
信託銀行	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	336,190	335,180	333,330	350,390	352,420	354,000	349,200	375,150	392,220	416,160	438,260	458,460
1	リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	5,540	5,440	4,040	3,690	4,210	3,420	3,330	3,950	3,000	2,280	1,450	1,480
	破綻先債権	1,820	1,400	1,030	370	250	160	120	750	320	280	210	180	10	20	20	20
	延滞債権	18,860	8,890	8,170	5,070	1,830	2,430	1,610	2,370	2,360	1,780	1,990	2,470	1,510	1,210	930	560
	3ヶ月以上延滞債権	180	130	50	30	20	20	20	10	20	10	10	10	10	10	0	0
	貸出条件緩和債権	17,130	15,150	8,340	3,850	3,440	2,830	2,290	560	1,510	1,350	1,120	1,290	1,460	1,040	500	900
	貸倒引当金残高	10,510	7,680	5,680	4,040	2,790	3,370	2,860	2,680	2,410	1,980	2,010	1,850	1,340	1,120	1,070	1,540
(3)	個別貸倒引当金残高	5,850	2,960	2,310	1,800	700	950	490	1,020	1,010	630	880	800	410	290	240	120
主要行	貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,356,920	2,362,440	2,401,800	2,536,440	2,371,110	2,326,410	2,384,410	2,523,470	2,666,620	2,819,170	2,886,880	2,929,640
	リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	44,610	39,440	36,060	42,560	43,420	42,610	43,720	46,040	36,420	32,730	29,440	27,500
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	1,400	1,300	1,350	5,510	3,310	1,950	1,560	1,690	630	560	1,350	1,210
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	20,700	20,480	18,120	25,810	28,680	25,700	27,430	28,420	23,050	18,410	18,500	14,350
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	690	540	510	870	670	1,560	960	730	710	660	630	690
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,820	17,110	16,070	10,370	10,760	13,400	13,770	15,200	12,030	13,110	8,960	11,260
	貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	30,540	28,510	24,340	27,780	27,450	24,930	24,420	23,440	18,950	16,850	16,110	16,270
(7)	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	8,220	9,020	6,350	9,090	10,200	7,850	8,840	8,430	6,730	5,260	7,000	4,220

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
地域	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,875,530	1,926,740	1,977,170	2,050,270	2,048,590	2,079,870	2,131,100	2,191,830	2,255,410	2,338,120	2,420,120	2,510,200
銀行	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	85,850	77,500	74,700	70,730	66,090	66,330	67,810	67,470	61,620	55,970	51,970	47,890
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	4,880	4,340	4,820	9,530	7,370	5,410	3,810	3,130	2,450	1,850	1,690	1,430
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	56,400	52,460	50,280	51,310	49,440	51,320	52,650	52,730	48,050	44,200	41,190	38,330
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	620	690	590	790	750	630	500	390	320	260	270	260
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	23,950	20,000	19,010	9,100	8,530	8,970	10,850	11,220	10,810	9,670	8,820	7,880
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	31,910	28,760	26,930	28,380	27,390	26,880	24,620	23,510	21,310	19,090	17,880	16,540
(106)	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	19,850	17,610	15,880	17,030	15,550	15,140	14,430	14,390	12,920	11,640	11,100	10,350
地方銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,406,130	1,448,150	1,485,930	1,550,650	1,549,770	1,577,000	1,619,600	1,673,740	1,726,410	1,794,440	1,858,230	1,931,230
= 1	リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	63,170	57,580	54,970	50,840	47,470	48,440	49,400	49,130	45,300	41,730	38,850	35,810
	破綻先債権	10,290	9,170	6,030	4,060	3,340	2,980	3,190	6,170	4,620	3,600	2,500	1,980	1,570	1,220	1,210	1,020
	延滞債権	59,110	57,900	55,640	47,130	40,820	38,890	36,690	37,130	35,670	37,170	37,750	38,300	35,080	32,450	30,290	28,130
	3ヶ月以上延滞債権	1,210	1,030	790	660	470	540	470	560	530	460	340	330	260	210	220	220
	貸出条件緩和債権	34,270	36,130	30,890	23,980	18,540	15,170	14,620	6,970	6,650	7,200	8,800	8,520	8,400	7,850	7,130	6,440
	貸倒引当金残高	34,870	34,550	35,160	29,380	24,080	21,330	19,730	20,550	19,630	19,520	17,900	17,250	15,840	14,410	13,680	12,780
(64)	個別貸倒引当金残高	23,670	22,350	22,100	18,240	14,820	13,200	11,540	12,240	10,960	10,830	10,030	10,250	9,340	8,560	8,250	7,800
第二地方	貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	412,560	419,380	429,430	435,920	434,950	438,980	446,830	451,780	462,070	475,000	492,130	508,010
	リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	21,820	19,050	18,840	18,890	17,490	16,690	17,270	17,200	15,220	13,220	11,990	10,990
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,520	1,330	1,590	3,290	2,710	1,760	1,260	1,100	850	610	470	400
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	15,070	12,990	12,920	13,480	12,950	13,250	14,030	13,590	12,150	10,930	10,040	9,310
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	100	110	100	180	190	140	160	60	50	50	40	30
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,130	4,610	4,240	1,930	1,630	1,530	1,830	2,460	2,170	1,630	1,440	1,250
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,470	7,070	6,810	7,430	7,260	6,840	6,240	5,820	5,090	4,370	3,900	3,500
(41)	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	4,850	4,240	4,130	4,660	4,430	4,120	4,190	3,930	3,390	2,930	2,700	2,390
全国	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,302,320	4,373,560	4,472,040	4,670,330	4,497,720	4,473,400	4,583,380	4,784,950	4,990,870	5,227,330	5,375,170	5,510,590
銀行	リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	131,090	117,540	111,690	116,100	114,280	112,720	115,310	116,820	100,350	89,690	81,990	75,630
	破綻先債権	30,360	22,390	13,770	8,240	6,300	5,650	6,180	15,700	11,190	7,530	5,470	4,930	3,160	2,420	3,060	2,650
	延滞債権	222,960	159,190	136,600	107,530	77,480	73,340	68,950	79,060	81,900	80,220	83,370	84,100	73,070	63,420	60,190	52,850
	3ヶ月以上延滞債権	6,070	5,000	3,150	2,210	1,310	1,230	1,100	1,700	1,440	2,200	1,470	1,130	1,040	920	910	960
	貸出条件緩和債権	160,890	161,900	108,520	57,400	46,000	37,310	35,460	19,640	19,750	22,770	25,000	26,660	23,070	22,930	17,830	19,170
	貸倒引当金残高	133,530	125,850	114,300	85,350	64,380	58,960	52,730	58,650	57,020	53,950	51,030	48,650	41,740	37,040	34,880	33,610
(115)	個別貸倒引当金残高	78,860	60,810	54,410	43,860	28,760	27,200	22,720	27,090	26,770	23,940	24,310	23,880	20,500	17,270	18,260	14,670

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
協同組織	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960	1,163,080	1,179,220	1,149,840	1,183,720	1,211,420	1,210,910	1,219,850	1,235,520	1,264,120	1,302,620	1,318,630	1,323,820
金融機関	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020	71,750	66,000	63,250	57,400	57,120	57,280	59,920	60,190	57,750	54,370	50,030	45,780
(茂(美)	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980	6,300	5,650	5,390	7,150	6,430	5,120	4,540	4,020	3,200	2,700	2,630	2,390
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220	48,700	46,290	45,740	44,280	45,370	46,580	49,280	50,180	49,040	46,340	42,540	38,990
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450	350	360	400	440	470	310	260	260	190	190	140	130
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360	16,390	13,690	11,710	5,510	4,850	5,260	5,840	5,720	5,320	5,140	4,720	4,280
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190	23,320	21,460	19,900	20,540	21,380	20,130	19,820	18,900	18,440	17,280	16,360	15,140
(465)	個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980	17,070	15,770	14,630	15,360	15,920	15,150	15,340	14,620	14,250	13,550	12,720	11,600
信用 金庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800	686,570	690,820	693,960	703,160	704,210	690,090	691,630	691,480	704,550	716,870	740,840	771,630
	リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470	49,010	45,140	44,360	40,700	40,440	41,010	43,470	43,690	41,690	39,080	35,760	33,010
	破綻先債権	8,190	7,740	6,040	4,350	3,390	3,230	3,130	4,140	3,710	2,910	2,610	2,260	1,720	1,480	1,350	1,230
	延滞債権	42,410	43,510	41,530	37,830	34,890	33,220	33,480	32,850	33,500	34,530	36,850	37,390	36,210	33,950	31,080	28,800
	3ヶ月以上延滞債権	640	550	340	240	190	180	210	210	240	180	140	140	80	80	60	60
	貸出条件緩和債権	21,750	20,490	15,920	13,050	10,530	8,510	7,530	3,500	2,990	3,390	3,870	3,890	3,670	3,570	3,260	2,920
	貸倒引当金残高	18,250	18,670	17,170	15,100	13,450	12,560	11,970	12,070	11,890	11,270	11,330	10,950	10,690	10,120	9,480	8,860
(265)	個別貸倒引当金残高	13,240	13,790	12,930	11,360	10,220	9,580	8,980	9,240	8,990	8,500	8,850	8,620	8,390	8,020	7,460	7,030
信用組合	貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360	98,430	98,440	97,810	97,930	97,560	99,700	98,000	99,070	100,670	103,090	112,290	137,930
	リスク管理債権 	14,840	15,140	13,160	11,660	10,600	10,240	10,090	8,810	8,050	7,980	8,320	8,320	7,720	7,380	6,860	6,340
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290	1,090	1,050	1,180	1,260	1,070	950	780	760	660	550	500	460
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120	6,730	6,620	6,470	6,260	5,950	5,950	6,410	6,440	5,990	5,780	5,370	4,940
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120	100	110	100	120	120	70	60	60	40	50	30	30
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130	2,680	2,460	2,330	1,170	910	1,010	1,070	1,060	1,030	1,000	960	900
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500	3,170	3,100	3,080	2,890	2,800	2,810	2,910	2,930	2,790	2,680	2,540	2,450
(152)	個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780	2,500	2,440	2,400	2,270	2,210	2,240	2,370	2,430	2,320	2,210	2,090	2,010
預金 取扱	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460	5,465,390	5,552,780	5,621,880	5,854,050	5,709,140	5,684,310	5,803,230	6,020,480	6,254,990	6,529,950	6,693,790	6,834,410
金融機関	リスク管理債権 	530,490	456,760	358,510	258,400	202,840	183,540	174,940	173,490	171,410	169,990	175,230	177,010	158,090	144,060	132,020	121,410
נאנואוי	破綻先債権	45,170	36,130	24,690	16,220	12,600	11,300	11,580	22,850	17,630	12,650	10,010	8,950	6,350	5,120	5,690	5,040
	延滞債権	284,630	222,280	196,340	160,750	126,190	119,630	114,690	123,340	127,270	126,800	132,640	134,280	122,120	109,760	102,730	91,840
	3ヶ月以上延滞債権	7,160	5,920	3,840	2,660	1,660	1,590	1,500	2,140	1,900	2,510	1,730	1,400	1,220	1,110	1,050	1,090
	貸出条件緩和債権	193,540	192,430	133,640	78,760	62,390	51,000	47,160	25,150	24,590	28,020	30,840	32,380	28,390	28,070	22,550	23,450
	貸倒引当金残高 ┌	167,560	159,160	145,770	112,540	87,690	80,420	72,630	79,200	78,400	74,080	70,840	67,550	60,180	54,330	51,240	48,750
(580)	個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840	45,830	42,970	37,350	42,450	42,690	39,090	39,640	38,500	34,740	30,820	30,980	26,270

⁽注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

^{2.()}内は29年3月期時点の対象金融機関数。

^{3.} 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。

^{4.} 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

^{5.} 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

^{6.} 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

主要行(7行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	221.6	228.5	231.1	236.3	234.9	230.1	237.7	254.5	273.0	296.1	303.4	308.9
要 <u>注</u> 意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.1	15.8	16.3	18.5	18.3	17.0	15.7	15.2	12.2	9.6	8.7	9.0
(要管理債権)	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3
破綻先•実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4
要管理~破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9

地域銀行(106行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	152.2	156.4	159.3	162.2	158.9	161.5	165.9	173.3	180.8	190.9	200.3	209.5
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	22.9	24.2	25.2	27.8	30.3	29.9	29.1	27.5	25.9	24.1	23.1	22.0
(要管理債権)	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.4	4.1	4.0	4.0	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2
破綻先•実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8
要管理~破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.6	7.2	6.6	6.7	6.8	6.9	6.2	5.7	5.2	4.8

全国銀行(115行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	380.5	392.7	398.8	405.5	399.9	396.9	409.2	433.9	460.0	493.5	510.1	525.2
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	37.2	40.5	42.0	47.3	49.7	47.8	45.5	43.1	38.4	34.0	32.1	31.2
(要管理債権)	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	6.3	6.1	5.7	6.5	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5
破綻先•実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.9	1.5	1.3	1.3	1.2
要管理~破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	12.0	10.2	9.2	8.4	7.7

預金取扱金融機関(580機関)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	472.8	481.1	485.1	491.8	482.3	485.3	498.6	525.3	554.2	592.4	610.3	624.5
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	52.3	55.8	57.8	65.2	70.5	68.7	65.7	62.4	56.8	51.6	49.4	48.2
(要管理債権)	19.1	19.2	13.0	7.5	6.0	5.0	4.7	2.6	2.5	2.9	3.1	3.3	2.9	2.8	2.3	2.4
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	9.7	9.3	9.0	9.5	9.9	10.0	10.9	11.1	10.1	9.1	8.5	7.5
破綻先•実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	4.4	4.0	3.9	5.5	5.0	4.2	3.6	3.4	2.9	2.5	2.4	2.3
要管理~破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	20.2	18.3	17.5	17.6	17.4	17.1	17.6	17.8	15.9	14.4	13.2	12.2

- (注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。
 - 2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
 - 3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
 - 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。
 - 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
 - 6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信農連等及び商工中金を含まない。
 - 7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。
 - 8.()内は29年3月期時点の対象金融機関数。

金融再生プログラム

―主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生―

○主要行の不良債権問題解決を诵じた経済再生

- 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
- ○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

《1. 新しい金融システムの枠組み》

- (1)安心できる金融システムの構築
 - 〇 国民のための金融行政
 - 〇 決済機能の安定確保
 - 〇 モニタリング体制の整備
- (2)中小企業貸出に対する十分な配慮
 - 〇 中小企業貸出に関する担い手の拡充
 - 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
 - 〇 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命 令の発出
 - 〇 中小企業の実態を反映した検査の確保
 - 〇 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
 - 一貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
 - ― 貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結
 - 〇 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
 - 〇「特別支援金融機関」における経営改革
 - 〇 新しい公的資金制度の創設

《2. 新しい企業再生の枠組み》

- (1)「特別支援」を介した企業再生
 - 〇 貸出債権のオフバランス化推進
 - 〇 時価の参考情報としての自己査定の活用
 - O DIPファイナンスへの保証制度
- (2)RCCの一層の活用と企業再生
 - 企業再生機能の強化
 - 〇 企業再生ファンド等との連携強化
 - 貸出債権取引市場の創設
 - 〇 証券化機能の拡充
- (3)企業再生のための環境整備
 - 〇 企業再生に資する支援環境の整備
 - 〇 過剰供給問題等への対応
 - 〇 早期事業再生ガイドラインの策定
 - 〇 株式の価格変動リスクへの対処
 - ○一層の金融緩和の期待
- (4)企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3. 新しい金融行政の枠組み》

- (1)資産査定の厳格化
 - ○資産査定に関する基準の見直し
 - ― 引当に関するDCF的手法の採用
 - ― 引当金算定における期間の見直し
 - 再建計画や担保評価の厳正な検証 等
 - ○特別検査の再実施
- 〇自己査定と金融庁検査の格差公表
- 〇自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
- ○財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2)自己資本の充実
 - 〇自己資本を強化するための税制改正
 - 〇繰延税金資産の合理性の確認
 - 〇自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3)ガバナンスの強化
- ○優先株の普通株への転換
- 〇健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
- ○早期是正措置の厳格化
- 〇「早期警戒制度」の活用 等

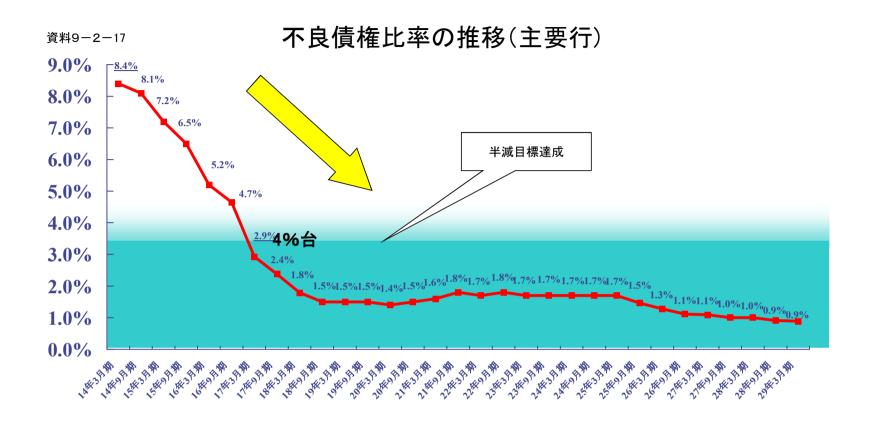
— 凍やかに実施 (平成14年11月29日に作業工程表を公表) —

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

「基本的考え方〕

日本の金融システムと金融行政に対する信頼 を回復し、世界から評価される金融市場を実現

- ◎平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
 - ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す



〇金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の 半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

〇骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

資料9-3-1 平成28事務年度における金融モニタリングの実施状況(業態別・地域別)

業態	地域	対象機関数 (29年6月30日現在)	実施機関数
銀行持株会社	全国	20	9
主要行等	全国	32	7
地域銀行	関東	23	3
	近畿	10	3
	北海道	2	1
	東北	15	6
	東海	12	3
	北陸	6	0
	中国	9	2
	四国	8	2
	九州	21	1
	計	106	21
信用金庫	関東	72	15
	近畿	29	12
	北海道	22	5
	東北	27	2
	東海	38	9
	北陸	16	1
	中国	21	7
	四国	10	5
	九州	29	4
	計	264	60
信用組合	関東	53	13
	近畿	21	4
	北海道	7	1
	東北	15	2
	東海	15	2
	北陸	6	1
	中国	11	1
	四国	3	0
	九州	20	3
	計	151	27
外国金融機関等	全国	86	0
生命保険会社	全国	41	1
損害保険会社	全国	52	1
その他金融機関	全国	4	0
政策金融機関等	全国	12	2

- 1. 本表には、財務局検査を含む。
- 2. 地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。
 - 九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。
- 3. 対象機関数は、平成29年6月30日現在。
 - 主要行等とは都市銀行、信託銀行(外資系信託銀行を除く)、決済・IT専業銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。 外国金融機関等とは、外国銀行支店(複数支店を有する外国銀行は1店として計上)、外資系信託銀行及び外国証券会社をいう。 その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。 政策金融機関等には、独立行政法人を含む。
- 4. 同一年度に複数の検査を実施した場合は、実施機関数1件として計上する。

バーゼル3の全体像

補

完

資本水準の引き上げ

普通株等Tier1比率、Tier1比率の 最低水準を引き上げ

自己資本 / 自己資本 / 自己資本 ドネー リスク・アセット

リスク捕捉の強化 カウンターハ[°]ーティー・リスクの資本 賦課計測方法の見直し

ェクスポージャー積み上がりの抑制

しハ`レッシ`比率 = 一一一一一 レハ`レッシ`比率 = 一一一一一一 ノン・リスクベースのエクスポーシ`ャー

資本の質の向上

- ①普通株等Tier1に調整項目を適用
- ②Tier1、Tier2適格要件の厳格化

定量的な流動性規制(最低基準)を導入

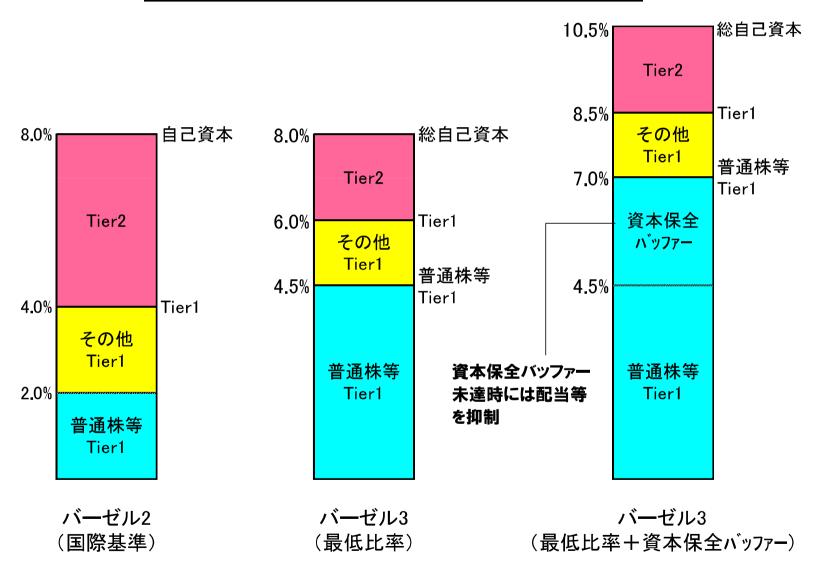
- ①流動性カバレッジ比率(ストレス時の預金流出 等への対応力を強化)
- ②安定調達比率(長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保)

プロシクリカリティの緩和

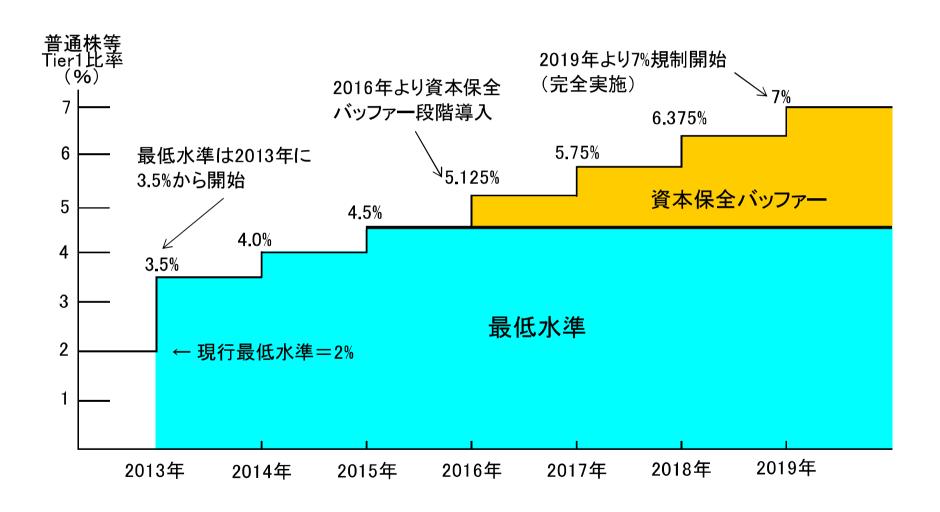
資本流出抑制策(資本バッファー<最低比率を上回る部分>の目標水準に達するまで配当・自社株買い・役員報酬等を抑制)など

システム上重要な銀行への追加措置 システム上重要な金融機関によってもたらされる外部性を減少させるような追加資本を賦課

バーゼル3における自己資本の量の強化



バーゼル3の段階適用



バーゼル3における調整(控除)項目の強化

		バーゼル2	バーゼル3
	のれん以外の 無形資産	 (控除対象外) 	<u>全額控除</u>
	前払年金費用	(控除対象外)	<u>全額控除</u>
		下記を控除	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、
			①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除
主な対象	連結外金融機関 向け出資	・国内預金取扱金融機関への 意図的保有	② <u>普通株10%以下出資先</u> → <u>自己の普通株等Tier1部分の</u> 10%超相当分を控除
工体外外		- 関連会社向け出資 - 関連会社向け出資	③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通 株等Tier1部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本 について全額控除
	繰延税金資産	主要行につき、Tier1の20%超	・繰越欠損金については全額控除
	休 烂 饥亚貝庄	<u>相当分を控除</u>	●会計と税務の一時差異に基づくものは、自己の普通株等 Tier1部分の10%超相当分を控除※
被	控除資本	<u>Tier2</u>	<u>普通株等Tier1</u>

⁽注)普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

^{※ 10%}超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。



平成 29 年 3 月 31 日 金融庁

「主要行等向けの総合的な監督指針」等(案)に対するパブリックコメントの回答等について

金融庁では、バーゼル3に係るカウンター・シクリカル・バッファーについて、「主要行等向けの総合的な監督指針」等(案)につきまして、平成 29 年 2 月 17 日 (金)から平成 29 年 3 月 21 日 (火)にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、個人から1件のご意見をいただきました。本件についてご検討いただい た皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙1 (PDF:123KB) をご覧ください。

(本件の概要)

〇国際合意に基づき、カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組みを整備する観点から「主要行等向けの総合的な監督指針」等について改正を行うものです。

〇運用枠組みの概要については(別紙2(PDF:245KB))を、具体的な監督指針の改正内容については(別紙3、別紙4及び別紙5)をご参照ください。

〇本件で公表する監督指針の一部改正

│ │ 1 主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正(新旧対照表)	(別紙3(PDF:
	158KB))
2 系統金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正(新旧対照	(別紙4(PDF:
表)	156KB))
3 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正(新	· (別紙 5(PDF:
旧対照表)	165KB))

(注)上記の監督指針の改正は、平成29年4月1日から適用します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表) 別紙1~4について 金融庁監督局総務課健全性基準室 (内線 3727) 別紙5について 金融庁監督局証券課 (内線 3255)

※ 別紙については、金融庁ウェブサイトをご覧下さい。



平成 29 年 6 月 23 日 金融庁

自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示等の一部改正(案)の公表について

金融庁では、今般、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等の一部改正(案)を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

本件については、平成27年1月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件(第3の柱)の改訂」を踏まえ、国際統一基準に対し、所要の改正を行うものです。

本件の概要は以下のとおりです。

- ・ 既存の自己資本比率の分母(信用リスク、市場リスク等)にかかる定性・定量的開示項目の見直し・追加。
- ・ 定量的開示項目については、共通の開示様式を定め、別紙様式として告示に 規定。
- ・ 単体開示の簡素化について規定。
- ・ その他所要の改正(国内基準に対する所要の改正を含む)

具体的な内容については、以下をご参照ください。

〇 本件で公表する自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示の一部改正案

	具体的な内容
1 「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等の一部改正案 [別紙1] 新旧対照表 [別紙2] 銀行・持株会社別紙様式(国際統一基準) [別紙3] 信用金庫別紙様式(国際統一基準) [別紙4] 附則	[別紙 1 (PDF:1,989K)] [別紙 2 (PDF:1,189K)] [別紙 3 (PDF:1,109K)] [別紙 4 (PDF:115K)]
2 「労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等 の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金 融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項」の一部 改正案 [別紙5] 新旧対照表	[別紙 5 (PDF:44K)]
3 「農林中央金庫の自己資本の充実の状況等について	[別紙6(PDF:846K)]
の開示事項」等の一部改正案	[別紙 7 (PDF:1, 112K)]
[別紙6] 新旧対照表	[別紙8(PDF:65K)]

[別紙7] 農林中央金庫別紙様式	
[別紙8] 附則	
4 「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案 [別紙9] 新旧対照表 [別紙10] 商工組合中央金庫別紙様式 [別紙11] 附則	[別紙 9 (PDF:843K)] [別紙 10 (PDF:1,178K)] [別紙 11 (PDF:65K)]
5 「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会 社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載す べき事項を定める件」の一部改正案	[別紙 12(PDF:507K)]
[別紙 12] 新旧対照表	[別紙 13(PDF:1, 188K)]
[別紙 13] 最終指定親会社別紙様式	
※附則は上記 [別紙4] 参照	

(注)上記の告示の改正は、平成30年3月31日から適用します。

〇 本件で公表する監督指針案

		具体的な内容
1	主要行等向けの総合的な監督指針(案) [別紙 14] 新旧対照表	[別紙 14(PDF:407K)]
2	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(案) [別紙 15] 新旧対照表	[別紙 15(PDF:385K)]
3	系統金融機関向けの総合的な監督指針(案) [別紙 16] 新旧対照表	[別紙 16(PDF:422K)]
4	漁業系統信用事業における総合的な監督指針(案) [別紙 17] 新旧対照表	[別紙 17(PDF:139K)]
5	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 [別紙 18] 新旧対照表	[別紙 18(PDF:118K)]

(注)上記の監督指針の改正は、平成30年3月31日から適用します。

これらの案について御意見がありましたら、平成 29 年 7 月 24 日 (月) 12 時 00 分 (必着) までに、氏名 (法人その他の団体にあっては名称)、職業 (法人その他の団体にあっては業種)、連絡先 (住所、電話番号又は電子メールアドレス) 及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話によるご意見はご遠慮願います。

氏名(法人その他の団体にあっては名称)については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、ご承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、御意見の内容に個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述があ

る場合、又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある 記述がある場合、当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

電話番号等の御意見に付記された個人情報は、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認するために利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

インターネットによる御意見はここをクリックしてください。(e-Gov ヘリンク)

御意見の送付先

別紙1~11について 金融庁監督局総務課健全性基準室(内線3726)

別紙 12、13、18 について 金融庁監督局証券課(内線 3255)

郵便: 〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館

ファックス : 03-3506-6116 URL : http://www.fsa.go.jp/

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

別紙 1~11、14~17 について 金融庁監督局総務課健全性基準室(内線 3726) 別紙 12、13、18 について 金融庁監督局証券課(内線 3255)

※ 別紙については、金融庁ウェブサイトをご覧下さい。



平成 29 年 6 月 30 日 金融庁

金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る 第3の柱に関する告示及び監督指針の一部改正(案)の公表について

金融庁では、今般、第3の柱に関する告示(「銀行法施行規則第十九条の二第一項 第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定め る事項」等)及び監督指針(「主要行等向けの総合的な監督指針」等)の一部改正(案) を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

本件については、平成28年4月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク(IRRBB)」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、第3の柱に関する告示及び監督指針について所要の改正を行うものです。

本件の概要は以下のとおりです。

【開示に関する改正】※国際統一基準に適用される規定

- ○第3の柱に関する告示:主に、金利リスクに係る定量的開示項目について、開示様式を規定。
- 〇監督指針:金利リスクに係る定性的開示項目(リスク管理方針やリスク算定手法)の開示における留意点を規定。
 - (注) 平成29年6月23日に公表された<u>「自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示等の</u> 一部改正(案)」等における改正案の一部改正を行う。

【モニタリングに関する改正】

〇監督指針:対話の対象となる金融機関の選定方法(重要性テストの基準及び追加的分析の目線)及び選定された金融機関に対する対話の取組み方針等を規定、並びにその他所要の改正。

具体的な内容については、以下をご参照ください。

〇 本件で公表する開示に関する告示の一部改正案

	具体的な内容
1 「『銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規	
定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長 官が別に定める事項』等の一部改正案(未公布)」の一部	[別紙 1 (PDF:157K)]
改正案	[<u>別紙2(PDF:495K)</u>] [別紙3(PDF:604K)]
[別紙1] 新旧対照表	<u>[万寸本氏 3 (F DI : 004代)</u>]
[別紙2] 銀行・持株会社別紙様式(国際統一基準)	

[別紙3] 信用金庫別紙様式(国際統一基準)	
※6月23日に公表した「自己資本比率規制(第3の柱)	
に関する告示等の一部改正(案)」等(未公布)のうち、	
「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規	
定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長	
<u>官が別に定める事項」等の一部改正案(PDF:1,989KB)</u>	
の一部改正	
2 「『農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての	
開示事項』の一部改正案(未公布)」の一部改正案	
[別紙4] 新旧対照表	
[別紙5] 農林中央金庫別紙様式	[<u>別紙 4 (PDF:69K)</u>]
※6月23日に公表した「自己資本比率規制(第3の柱)	[別紙 5 (PDF: 604K)]
に関する告示等の一部改正(案)」等(未公布)のうち、	
「農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての	
開示事項」等の一部改正案 (PDF:846KB) の一部改正	
3 「『経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合	
中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十	
四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本	
の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金	
融庁長官が別に定める事項』の一部改正案(未公布)」の	
一部改正案	
[別紙6] 新旧対照表	
[別紙7] 商工組合中央金庫別紙様式	[別紙6(PDF:98K)]
※6月23日に公表した「自己資本比率規制(第3の柱)	[別紙7 (PDF:603K)]
に関する告示等の一部改正(案)」等(未公布)のうち、	[73] 1/24 7 (1 21 1 0 0 0 1 7)
「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中	
央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四	
条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の	
充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融	
庁長官が別に定める事項」の一部改正案 (PDF: 843KB)	
の一部改正	
4 「『金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社	
が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事	
項を定める件』の一部改正案(未公布)」の一部改正案	
「別紙8」 新旧対照表	
「別紙8」 新口刈照衣 「別紙9] 最終指定親会社別紙様式	「早川冬吐 O /DDに・EOK/ J
	[別紙 8 (PDF:58K)]
※6月23日に公表した「自己資本比率規制(第3の柱)	[<u>別紙 9 (PDF:607K)</u>]
に関する告示等の一部改正(案)」等(未公布)のうち、	
「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が	
自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事	
項を定める件」の一部改正案(PDF:507KB)の一部改正 (注)上記の生子の改正は、平成30年3月31日から適用し	

(注)上記の告示の改正は、平成30年3月31日から適用します。

〇 本件で公表する開示に関する監督指針案

	具体的な内容
1 「主要行等向けの総合的な監督指針(案)(未公布)」の一部改正案 [別紙 10] 新旧対照表 ※6月23日に公表した「自己資本比率規制(第3の柱) に関する告示等の一部改正(案)」等(未公布)のうち、 主要行等向けの総合的な監督指針(案)(PDF: 407KB) の一部改正	[<u>別紙 10 (PDF: 174K)</u>]
2 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(案)(未公布)」の一部改正案 [別紙 11] 新旧対照表 ※6月23日に公表した「自己資本比率規制(第3の柱) に関する告示等の一部改正(案)」等(未公布)のうち、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(案) (PDF: 385KB)の一部改正	[<u>別紙 11 (PDF:174K)</u>]
3 「系統金融機関向けの総合的な監督指針(案)(未公布)」の一部改正案 [別紙 12] 新旧対照表 ※6月23日に公表した「自己資本比率規制(第3の柱) に関する告示等の一部改正(案)」等(未公布)のうち、 系統金融機関向けの総合的な監督指針(案)(PDF: 422KB)の一部改正	[<u>別紙 12 (PDF: 174K)</u>]

(注)上記の監督指針の改正は、平成30年3月31日から適用します。

〇 本件で公表するモニタリングに関する監督指針案

		具体的な内容
1	主要行等向けの総合的な監督指針(案) [別紙 13] 新旧対照表	[<u>別紙 13(PDF:266K)</u>]
2	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(案) [別紙 14] 新旧対照表	[<u>別紙 14(PDF:283K)</u>]
3	系統金融機関向けの総合的な監督指針(案) [別紙 15] 新旧対照表	[<u>別紙 15(PDF:285K)</u>]
4	漁業系統信用事業における総合的な監督指針(案) [別紙 16] 新旧対照表	[<u>別紙 16(PDF:287K)</u>]
5	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(案) [別紙 17] 新旧対照表	[別紙 17 (PDF:85K)]

(注)上記の監督指針の改正は、平成30年3月31日から適用します。ただし、国内 基準への適用については、上記案の文中においてこれと異なる適用期日が定め られている場合には、その定めによります。 これらの案について御意見がありましたら、平成 29 年 7 月 31 日 (月) 12 時 00 分 (必着)までに、氏名 (法人その他の団体にあっては名称)、職業 (法人その他の団体にあっては業種)、連絡先 (住所、電話番号又は電子メールアドレス)及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話によるご意見はご遠慮願います。

氏名(法人その他の団体にあっては名称)については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、ご承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、御意見の内容に個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

電話番号等の御意見に付記された個人情報は、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認するために利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

インターネットによる御意見はここをクリックしてください。(e-Gov ヘリンク)

御意見の送付先

別紙1~7、10~1について 金融庁監督局総務課健全性基準室(内線 3725)

別紙8、9、17について 金融庁監督局証券課(内線 3255)

別紙 13 について 金融庁監督局銀行第一課(内線 3753)

別紙 14 について 金融庁監督局銀行第二課(内線 3681)

別紙 14~16 について 金融庁監督局総務課協同組織金融室(内線 3315)

郵便: 〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館

ファックス : 03-3506-6116 URL: http://www.fsa.go.jp/

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

別紙1~7、10~12 について 金融庁監督局総務課健全性基準室(内線 3725)

別紙8、9、17について 金融庁監督局証券課(内線3255)

別紙 13 について 金融庁監督局銀行第一課 (内線 3753) 別紙 14 について 金融庁監督局銀行第二課 (内線 3681)

別紙 14~16 について 金融庁監督局総務課協同組織金融室(内線 3315)

※ 別紙については、金融庁ウェブサイトをご覧下さい。

自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先 (平成 28 事務年度)

- 1. 信用リスク
- (1) 先進的内部格付手法【1金庫】
 - 農林中央金庫
- (2) 基礎的内部格付手法【4持株会社及び4行】
 - ・めぶきフィナンシャルグループ
 - ・池田泉州ホールディングス
 - ・西日本フィナンシャルホールディングス
 - ・ソニーフィナンシャルホールディングス
 - 池田泉州銀行
 - ・西日本シティ銀行
 - ・ソニー銀行
 - · 北九州銀行
- (3) 期待エクスポージャー方式【1持株会社及び2行】
 - ・みずほフィナンシャルグループ
 - みずほ銀行
 - ・みずほ信託銀行
- 2. オペレーショナル・リスク
- (1) 粗利益配分手法【1持株会社】
 - ・西日本フィナンシャルホールディングス

資料9-6-1

経営健全化計画履行状況報告

平成28年12月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

業務純益(注)					経常利益		当期利益				
	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画		
新生	※ 340	※ 196	※ 359	494	210	355	416	241	360		

〇自己資本比率の状況(連結ベース)

(参老)

(偣円)

	自己資本比率						
	28/3 実績	29/3 健全化 計画					
新生	14.20	14.09	13.08				

(多句)					(応]/
	自己資本計			リスクアセット	
28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画
8,095	7,997	8,303	56,982	56,727	63,457

⁽注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。 ※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

〇リストラの状況①(役員数、従業員数等)

(人、百万円) (百万円)

役員数				従業員数		人件費			物件費(機械化費用を除く)			
	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画
新生	10	10	10	2,210	2,254	2,330	26,620	13,675	28,700	30,857	15,692	32,400

人件費+物件費(参考)									
28/3 28/9 29/3 実績 実績 健全化 計画									
70,148	35,865	76,100							

〇リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)					平均役員	負(常勤)報	酬∙賞与	平均征	殳員退職 愿	対金	平均	匀給与月客	Ą	
			うち役員報酬		(百万円)		(百万円)		(千月		(千円)				
	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画
新生	169	84	200	169	84	200	34	32	40	22	_	_	489	481	495

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

〇国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状	大況(実勢ベース)	中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)			
		(億円)		(億円)		
	28年9月期 実績(対前期比)	29年3月期 計画(対前期比)	28年9月期 実績(対前期比)	29年3月期 計画(対前期比)		
新 生	883	3,343	145	10		

⁽注)インパクトローンを除くベース。

〇不良債権額(単体ベース)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	28/3 実績	28/9 実績	28/3 実績	28/9 実績	28/3 実績	28/9 実績	28/3 実績	28/9 実績	28/3 実績	28/9 実績
新生	50	41	271	267	26	39	347	348	▲ 242	4

〇剰余金の状況

(億円)

	剰余金の状況(28/9期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	2,715	4,166	2,50

(注) 公的資金注入額ベース

資料9-6-2

経営健全化計画履行状況報告

平成29年6月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

		業務純益(注)			経常利益		当期利益			
	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績	
新生	※ 340	※ 359	※ 335	494	355	329	416	360	434	

〇自己資本比率の状況(連結ベース)

(%) (参考) (億円)

	自己資本比率					
	28/3	29/3	29/3			
	実績	健全化 計画	実績			
新生	14.20	13.08	13.06			

	自己資本計			リスクアセット		
28/3	29/3	29/3	28/3	29/3	29/3	
実績	健全化 計画	実績	実績	健全化 計画	実績	
8,095	8,303	8,124	56,982	63,457	62,200	

⁽注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。 ※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

〇リストラの状況①(役員数、従業員数等)

(人、百万円) (百万円)

		役員数		従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)		
	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績
新生	10	10	10	2,210	2,330	2,207	26,620	28,700	26,925	30,857	32,400	31,467

人件費+物件費(参考)							
28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績					
70,148	76,100	71,783					

〇リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員幸	役員報酬・賞与(百万円) (注)						員(常勤)報	酬·賞与	平均役員退職慰労金			平均給与月額		
		うち役員報酬(百万円)			うち役員報酬			(百万円)			(千円)				
	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績
新生	169	200	167	169	200	167	34	40	32	22	_	-	489	495	482

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

〇国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状	代況(実勢ベース)	中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)			
		(億円)		(億円)		
	29年3月期 計画(対前期比)	29年3月期 実績(対前期比)	29年3月期 計画(対前期比)	29年3月期 実績(対前期比)		
新生	3,343	2,918	10	133		

⁽注)インパクトローンを除くベース。

〇不良債権額(単体ベース)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		破産更生債権及び れらに準ずる債権 ②危険債権			理債権	1)+2	+3	不良債権処理損失額		
	28/3 実績	29/3 実績	28/3 実績	29/3 実績	28/3 実績	29/3 実績	28/3 実績	29/3 実績	28/3 実績	29/3 実績	
新生	50	30	271	36	26	38	347	104	▲ 242	21	

〇剰余金の状況

(億円)

	剰余金の状況(29/3期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)	
新生	2,875	4,166	2,5	,500

⁽注)公的資金注入額ベース

金融機能強化法に基づく全国信用協同組合連合会に対する資本参加の概要 (平成28年11月25日(金)決定)

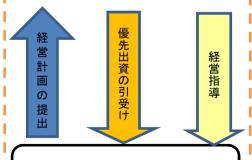
	全国信用協同組合連合会(東京都中央区)					
預 金 残 高 (28/3末)	5兆8,289億円					
貸出金残高 (28/3束)	9,405億円					
自己資本比率 (28/3末)	25.68%					
資本参加額	6 2 億 4 千万円※					
優先出資の配当率	Tibor(12ヶ月)+0. 32%					

【参考】資本参加スキーム

※ 資本参加は傘下信組への出資に活用するため申し込まれたものであり、全信組連の資本増強・収益性向上を目的とするものではない。本件資本参加により全信組連の自己資本比率は変動しない。

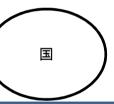
業界内支援制度

全国信用協同組合連合会 (全信組連)



個別信用組合 (今回の62億4千万円は2信組に対し活用) 「協同組織金融機能強化方針」の提出

優先出資の引受け(62億4千万円)



<全信組連における具体的な取組み>

- > 個別信組への出資条件
- 中小規模事業者への信用供与の円滑化など地域経済活性化策等を盛り込んだ経営計画の策定

> 経営指導の実施

- 26年7月に「信組経営サポート企画本部」を設置、更に、28年10月には人員を強化し、態勢整備を図るなど、傘下信組の有価証券運用や収益力強化に関するサポートを推進
- 支援先信組における経営計画の履行状況を検証するとともに、定期的に経営トップや担当部署 からヒアリング等を実施し、問題点があれば改善を指導

➤ 地域経済活性化のための具体的支援策

- 地域経済活性化支援機構と連携した事業性評価に関する信組職員向け勉強会の開催や、トレーニー 受入制度、特定専門家派遣制度の活用など、関係団体との連携強化
- 「中小事業者等支援ファンド向け資金供給制度」等によるリスクマネーの供給
- 取引先企業における販路拡大のため、個別信組における取組事例等の提供、コンサルタントの紹介、 ビジネスマッチングイベントの開催及び大手商社等の参加招致
- 事業再生ファンド「しんくみリカバリ」の活用

等

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況(平成28年3月期)」の概要

A = 1.144.88 &	資本	参加
金融機関名	時期	金額
本則(平成20年改正法)に基	はづき資本参加を行った金融機関	த
福邦銀行	0.45	60億円
南日本銀行	2 1年 3月31日	150億円
みちのく銀行		200億円
第三銀行	21年 9月30日	300億円
山梨県民信用組合		4 5 0 億円
東和銀行	0.15.10.00.00	350億円
高知銀行	21年12月28日	150億円
北都銀行	0.05 0.010	100億円
宮崎太陽銀行	22年 3月31日	130億円
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円
豊和銀行		160億円
東京厚生信用組合	26年 3月31日	50億円
横浜中央信用組合		190億円
釧路信用組合	0.05.10.8.10.8	80億円
滋賀県信用組合	26年12月12日	90億円
全国信用協同組合連合会	27年12月22日	106億円

⁽注) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜中央信用組合、 釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取 り、北都銀行はフィデアホールディングス(持株会社)が発行する優先株式の引受け により、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画 平成28年3月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1)コア業務純益

				N FT ##0					(単位:億円)
		計画始期 の水準	28年3		始	期比	計	画比	コメント (実績と計画の比較)
			計画	実 績					
福	邦	15	15	11	•	4	•	4	ら、コア業務純益は計画を下回った。
南日	∃本	42	44	47	+	5	+	3	貸出金利息が計画を下回ったことにより資金利益が計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
みち	。 のく	71	72	78	+	7	+	6	資金利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益 は計画を上回った。
第	Ξ	62	63	66	+	3	+	3	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったものの、役務取引等利益が計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
	県民 組合)	16	15	12	•	3	A	2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、 コア業務純益は計画を下回った。
東	和	109	93	97	A	12	+	4	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、 経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を 上回った。
高	知	31	31	24	A	6	•	6	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、 コア業務純益は計画を下回った。
北	都	37	38	45	+	7	+	6	資金利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎	太陽	27	22	24	A	3	+	2	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことから、 コア業務純益は計画を上回った。
	みらい 組合)	5	6	3	A	1	A		経費の削減が計画を上回ったものの、資金利益が貸出金利息の 減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下 回った。
豊	和	32	33	28	A	3	A	5	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
	厚生 組合)	1.08	1.28	1.45	+	0.37	+	0.17	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
	中央組合)	3.62	6.02	9.28	+	5.66	+	3.26	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことから、 コア業務純益は計画を上回った。
	路 組合)	1.73	1.95	2.54	+	0.81	+	0.59	資金利益が貸出金残高の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
	貿県 組合)	1.93	1.98	2.30	+	0.36	+	0.31	資金利益が有価証券利息配当金の減少により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。

	=1 ==+1, #0	28年3	3月期					(単位:%)
	計画始期 の水準	計画	実 績	始其	期比	計i	画比	コメント (実績と計画の比較)
福邦	64.08	64.04	67.26	+	3.18	+	3.22	経費 (機械化関連費用を除く) が計画を下回ったものの、業務 粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、 OHRは計画を上回った。
南日本	56.61	58.55	56.06	•	0.55	A	2.49	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務 粗利益が国債等債券売却益の増加等により計画を上回ったこと から、OHRは計画を下回った。
みちのく	64.33	64.08	65.44	+	1.11	+	1.36	経費 (機械化関連費用を除く) が計画を下回ったものの、業務 粗利益が国債等債券関係費用の増加等により計画を下回ったこ とから、OHRは計画を上回った。
第三	60.55	60.71	60.80	+	0.25	+	0.09	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったものの、業務 粗利益が国債等債権売却益の減少等により計画を下回ったこと から、OHRは計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	56.46	62.90	58.81	+	2.35	A	4.09	経費 (機械化関連費用を除く) が計画を下回ったことや、業務 粗利益が国債等債券関係損益の増加により計画を上回ったこと から、OHRは計画を下回った。
東和	59.78	62.72	61.52	+	1.74	•	1.20	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
高知	67.96	69.10	69.07	+	1.11	•	0.03	経費(機械化関連費用を除く)が計画を上回ったものの、業務 粗利益が国債等債券売却益の増加により計画を上回ったことか ら、OHRは計画を下回った。
北都	63.58	65.71	57.94	A	5.64	A	7.77	経費 (機械化関連費用を除く) が計画を下回ったことや、業務 粗利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	62.06	65.66	63.94	+	1.88	A	1.72	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務 粗利益が資金利益の増加等により計画を上回ったことから、 OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい (信用組合)	79.59	79.04	83.40	+	3.81	+	4.36	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったものの、業務 粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHR は計画を上回った。
豊和	53.21	53.20	53.02	•	0.19	•	0.18	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
東京厚生(信用組合)	79.31	76.71	73.43	•	5.88	•	3.28	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
横浜中央 (信用組合)	74.13	65.66	64.51	•	9.62	•	1.15	経費(機械化関連費用を除く)が計画を上回ったものの、業務 粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHR は計画を下回った。
釧路 (信用組合)	72.57	71.98	61.24	A 1	11.33	A	10.74	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務 粗利益が資金利益の増加等により計画を上回ったことから、 OHRは計画を下回った。
滋賀県 (信用組合)	76.20	75.21	64.01	A 1	12.19	•	11.20	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務 粗利益が国債等債券関係損益の増加により計画を上回ったこと から、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

		-11/48	28年3	3月期					(単位:億円、%)
		計画始期 の水準	計画	 実 績	始	期比	明比 計画比		コメント (実績と計画の比較)
	残高	1,588	1,610	1,626	+	38	+	16	 貸出残高は企業の成長ステージをフルサポートする商品ライン ナップの充実などに取り組んだことから、計画を上回った。貸
福邦	比率	35.33	35.38	35.35	+	0.02	A	0.03	出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計
+	残高	3,016	3,116	3,280	+	264	+	164	ARI 医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだこ
南日本	比率	41.40	42.33	42.57	+	1.17	+	0.24	
7.4.07	残高	4,311	4,355	4,561	+	250	+	206	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや 地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組ん
みちのく	比率	20.34	20.61	22.23	+	1.89	+	1.62	たーとかに 食用焼豆・比※とまに計画を 同った
第三	残高	5,991	6,021	6,185	+	193	+	163	専担者の配置により、医療・介護分野、農林水産業分野、環境・エネルギー事業分野への取組み強化や新規事業開拓支援に
я —	比率	30.70	30.71	30.74	+	0.04	+	0.03	取り組んだことから、貝田残局・比率ともに計画を工凹った。
山梨県民	残高	1,821	1,847	1,829	+	8	A	17	のの、小口貸出金での需要か多かったことや、期末に貸出金債
(信用組合)	比率	43.60	44.00	43.38	A	0.22	A	0.62	却を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
東和	残高	6,432	6,562	6,683	+	251	+	121	り組んにことから、計画を上凹つに。貝田比率は損金の増加寺
	比率	31.25	31.59	30.89	•	0.36	A	0.70	
 高知	残高	3,586	3,596	3,700	+	114	+	104	貝田寺に傾極的に取り組んにことから、貝田残局・比率ともに
	比率	34.44	34.48	35.39	+	0.95	+	0.91	
北都	残高	2,715	2,748	2,843	+	127	+	94	成長分野(医療・介護や再生可能エネルギー等)の支援や専担 者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、貸出残高・
	比率	20.17	20.20	21.02	+	0.85	+	0.82	
宮崎太陽	残高	2,243	2,340	2,383	+	140	+	43	貸出残高は事業性融資先への全先訪問等による顧客とのリレーション強化等の取組みを実施してきたことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったた
	比率	34.94	36.12	36.10	+	1.16	A	0.02	め、計画を下回った。
くいまみらい (信用組合)	残高	1,004	1,015	1,011	+	7	A	3	取引先の資金ニーズの掘り起こしや経営改善支援に伴う資金供給に取り組んだものの、情報収集や提案セールスが不十分であったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	28.65	28.83	28.56	_	0.09	A	0.27	
豊和	残高	2,107	2,310	2,294			_	16	り組んたものの、宮業刀か个十分であったこと寺により、計画 を下向った 貸出比率は総資産が計画を下向ったため 計画を
	比率	38.17	39.79	40.99					上回った。 貸出・回収計画のプロセスの見直しや進捗管理の強化 党業推
東京厚生 (信用組合)	残高	191	195	223		31	+	28	進本部による営業店サポート体制の強化等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
(12/13/14/17/	比率	32.09	32.30	37.45		5.36	+	5.15	
横浜中央 (信用組合)	残高	655	747	1,189		533	+	するなど営業推進を行ったことにより、貸 計画を上回った。	するなど営業推進を行ったことにより、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	53.76	55.10	57.06		3.30	+	1.96	
釧路 (信用組合)	残高	286	306	331		44	+	25	進ターゲット先への営業推進のほか、成長分野への営業推進に 取り組んだことから、貸出残事・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.26	33.74	35.41				1.67	外部人材の活用による事業性融資先の開拓により、資金ニーズの堀川おこした行ったこと等から登出残事・比索とよに計画を
滋賀県 (信用組合)	残高	345	359	396		50			の掘り起こしを行ったこと等から貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	27.59	28.01	30.79		3.2	+	2.78	

							(単位:%)	
	計画始期 の水準	28年3	3月期	始	期比	計	画比	コメント (実績と計画の比較)
	の水準	計画	実績					(美根と計画の比較)
福邦	5.61	5.79	7.58	+	1.97	+	1.79	外部支援機関と連携し公的補助金等を活用した事業化支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	2.94	3.06	3.34	+	0.40	+	0.28	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や「事業再生型WIN-WINネット業務」及び中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携等による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	10.35	10.85	11.16	+	0.81	+	0.31	担保・保証に過度に依存しない各種ビジネスローンや、私募債やABLの推進等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第三	2.11	2.13	3.15	+	1.04	+	1.02	創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用型融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	5.51	5.89	6.02	+	0.51	+	0.13	外部機関・外部専門家とも連携し、中小規模事業者への訪問等 を通じた業況モニタリング等を実施し、経営改善計画の策定支 援等に取り組んだことから、計画を上回った。
東和	11.72	11.75	35.34	+	23.62	+	23.59	「お客様応援活動」を通じたビジネスマッチングの推進や外部 専門家を活用した経営相談会の実施、担保・保証に過度に依存 しない無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、 計画を上回った。
高知	3.02	3.08	3.93	+	0.91	+	0.85	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援やビジネスマッチング等に取り組んだことから、計画を上回った。
北都	9.62	9.72	11.05	+	1.43	+	1.33	商談会等を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画 の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回っ た。
宮崎太陽	10.13	10.99	14.79	+	4.66	+	3.80	ビジネスマッチングシステムを活用した販路拡大支援や、中小 企業再生支援協議会等との連携による事業再生支援や経営改善 支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	14.55	17.97	21.93	+	7.38	+	3.96	経営改善計画の策定支援やモニタリング指導、外部専門家との 連携による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回っ た。
豊和	4.45	5.09	7.23	+	2.78	+	2.14	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ABL等による融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生(信用組合)	3.06	5.53	13.26	+	10.20	+	7.73	債権譲渡担保融資など担保・保証に依存しない融資等を積極的に推進したほか、事業会社との連携による開業資金の貸出等に努めたことから、計画を上回った。
横浜中央(信用組合)	6.14	8.42	9.33	+	3.19	+	0.91	経営改善計画の策定支援やモニタリング指導、テナント先の紹介や各地域の中小企業再生支援協議会や弁護士等の外部専門家と連携した経営改善の取組みを継続したことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	2.46	2.65	3.55	+	1.09	+	0.90	中小企業再生支援協議会や外部コンサルタント等の外部機関と の連携を強化するほか、本部と営業店が一体となり取引先の経 営改善支援に取り組んだことから計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	29.02	29.22	31.75	+	2.73	+	2.53	担保等に依存しない融資、中小企業再生支援協議会など外部専門家との連携強化による事業再生など、本部・営業店が一体となり経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 平成28年3月期の実施状況の概要

1. 経営改善の目標

1) 資金利益

(単位:億円)

	計画始期			始期比		計画化		コメント	
	の水準	計画	実 績	知力	別に	計画比		(実績と計画の比較)	
全国信用協同組合 連合会	184	168	171	•	12	+	3	当初の想定よりファンドの配当金が増加したことから、資金利益は計画を上回った。	

2) 一営業店当たり資金量

(単位:億円)

計画始				始期比		計画や		コメント	
	の水準	計画	実 績	知剂.	ᄔ	計画比		(実績と計画の比較)	
全国信用協同組合 連合会	5,832	6,188	6,476	+ (644	+	007	9営業店体制を維持しつつ効率的な業務運営を行ったほか、個別信用組合からの預金の預入が増加したことから、一営業店当たり資金量は計画を上回った。	

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位:億円、%)

		計画始期の水準	28年3月期	始期比	コメント	
		計画知朔の小学	実 績	知舟儿	(実績と計画の比較)	
全国信用協同	残高	1,538	1,618		の信用組合)に対し既仔先の貧金ニー人の発拙、新規事業先の	
組合連合会	比率	25.96	27.27	+ 1.31	開拓等を促し、各組合において積極的な営業推進を行ったこ から、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。	

[※]全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った5つの信用組合の合算値

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	28年3月期	始期比	コメント (実績と計画の比較)	
	計画知朔の小牛	実 績	知知此		
全国信用協同組合 連合会	6.04	6.50		特定信用組合において、日本政策金融公庫との業務提携により 質の高い経営改善支援の実施に向けた態勢整備を進めたほか、 中小企業再生支援協議会と連携し、DDS等の事業再生支援に取 り組んだことから、計画始期を上回った。	

[※]全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った5つの信用組合の合算値

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況(平成28年3月期)」の概要

A = 1 144 BB A	資本参加								
金融機関名	時期	金額							
震災特例(平成 23 年 7 月施行)に基づき資本参加を行った金融機関									
仙台銀行	0.05	300億円							
筑波銀行	23年 9月30日	350億円							
相双五城信用組合	0.45	160億円							
いわき信用組合	2 4 年 1 月 1 8 日	200億円							
宮古信用金庫		100億円							
気仙沼信用金庫	0.45	150億円							
石巻信用金庫	2 4 年 2 月 2 0 日	180億円							
あぶくま信用金庫		200億円							
那須信用組合	24年 3月30日	70億円							
東北銀行	24年 9月28日	100億円							
きらやか銀行	2 4 年 1 2 月 2 8 日	300億円							

(注) 相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス(持株会社)が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した 4 地域銀行の経営強化計画 平成 28 年 3 月期の履行状況の概要

	じもとホール	ルディングス		東北銀行(岩手県盛岡市)	
	仙台銀行	きらやか銀行	筑波銀行 (茨城県土浦市)		
	(宮城県仙台市)	(山形県山形市)			
資本参加額 (資本参加時期	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23 年 9 月)	100億円(24 年 9 月)	

① 実施体制の整備		・本店のほか4分室の宮城県 内5拠点体制の「地元企業 応援部」に復興融資担当者 や事業再生担当者が常駐 し、被災者の復興相談等に きめ細やかに対応	・仙山圏の仲介機能を拡充 するため、「仙台法人グル ープ」と「山形法人グルー プ」を27年10月に、「庄内法 人グループ」を28年4月に 新設	・ソリューション業務や成長分野に対する機能強化と営業店支援強化を図るため、28年4月に「ビジネスソリューション部」を新設・営業店サポートを強化するため、27年10月に地区母店への審査役の駐在や2地区2審査役体制を導入	・「地域応援部」、「地域応援部地方創生推進室」、「融資部企業経営支援室」にて、各営業店に対する本部サポートを実施・地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、27年度より「店別営業戦略」を実施
② 具体的な取	組み	度下期成約件数:46件)(仙台・28年4月に「事業性評価シーし、データ蓄積を開始(仙台銀・27年10月に地域経済活性化	ジネスマッチングの実施(27年 合銀行、きらやか銀行) ト」の様式をグループで統一 投行、きらやか銀行) と地方創生を目的とした「じも 本政策投資銀行と協働し組成)(仙台銀行、きらやか銀行) 連携し、外部専門家や営業店 討会を毎月開催(仙台銀行) ームによる営業店サポートによ	・地元自治体や企業と連携し、観光誌の発刊や配布、各種イベントの企画・開催等を通じて、「観光」と「食」をメインとした復興支援を実施し、地域経済の活性化に継続して貢献・地域経済の面的再生に向けたトップライン改善支援策の一つとして、様々な分野のセミナーや交流商談会等を定期的に企画・開催(27年度下期:計10回)・顧客ごとに事業内容や成長可能性等を適切に評価するため、「事業性評価シート」を作成し、営業店と本部が連携して、解決策を検討・提案・28年1月に地域経済の活性化を目的とした「つくば地域活性化ファンド」を子会社である筑波総研を運営会社として設立	・27年7月より「事業性評価シート」を作成開始。企業を多面的に評価し、企業の実情に応じたアドバイスを行うことにより、企業とのリレーションを強化・27年11月に「岩手県よろず支援拠点」と連携し、定期相談会を開催(27年度下期:計8回)・28年3月に地元自治体(計3市町)と「地方創生に関する連携協定」を締結し、農林水産業に対し、質の高い支援を展開・「アグリビジネス」「医療・介護ビジネス」、「海外ビジネス」について、ファンド等を活用した支援を継続実施・28年2月に「次代を担う後継者の育成」を目的に、後継者セミナー「とうぎん社長の道場」を開催
被災者向け	事業性	4, 819先/1, 552億円	1, 364件/ 385億円	22, 048件/2, 531億円	3, 267件/ 795億円
新規融資	消費性	2,544先/ 177億円	148件/ 18億円	9, 016件/ 694億円	412件/ 66億円
被災者向け	事業性	248先/ 152億円	641件/ 200億円	3, 624件/ 915億円	1,076件/ 189億円
条件変更	消費性	284先/ 35億円	104件/ 18億円	177件/ 17億円	75件/ 9億円
【参考】 28/3 期の貸出:	金残高	6, 531億円	1兆247億円	1兆6, 028億円	5, 167億円
産業復興機構の	の活用	決定27先/検討中 1先	_	決定12先	決定56先/検討中11先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定58先/検討中 6先	決定 7先	決定20先/検討中4先	決定53先/検討中18先
個人版私的整理ガイドラインの活用		成立42件/検討中 2件	成立 4件	_	成立18件

[※] 計数は平成28年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成28年6月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成28年3月期の履行状況の概要

	宮古 (岩手県宮古市)	気仙沼 (宮城県気仙沼市)	石巻 (宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額	100億円(24 年 2 月)	150億円(24 年 2 月)	180億円(24 年 2 月)	200億円(24 年 2 月)
(資本参加時期)	【国85億円、信金中金15億円】	【国130億円、信金中金20億円】	【国157億円、信金中金23億円】	【国175億円、信金中金25億円】

[※] 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

① 実施体制(の整備	・「融資部経営支援課」を設置(27 年 3 月) し、27 年度は支援先 82 先のうち 25 先を 重点支援先とし、営業店と連携のうえ経 営改善支援に取組み	・企業支援部と営業店の連携強化を図る ため、27 年 11 月、各営業店に支援担当 者を 1 名任命し、経営改善支援等の取 組みを強化	・「地方版総合戦略」の推進を積極支援するため、「地方創生支援部」を設置(27年4月)し、営業店と連携のうえ地元自治体や大学等との産官学金連携に取組み	・「地方版総合戦略」の円滑な施策実施を 支援するため、「地方創生推進部会」を 設置(27 年 7 月)し、地元自治体の有識 者会議等に参画	
② 具体的な取組み		・27 年 9 月「2015 よい仕事おこしフェア」、 27 年 11 月「ビジネスマッチ東北 2015」への出展サポート等による販路拡大支援を実施。 ・27 年 11 月、「みやしん職域サポートローン」の取扱いを開始。今後も、シニア向け・住宅・自動車・教育等、被災エリアの顧客ニーズが高い融資商品を拡充し、早期復興を支援。	・27 年 11 月「ビジネスマッチ東北 2015」、 28 年 2 月「スーパーマーケットトレードショー2016」への出展サポート等による販路拡大支援を実施。 ・28 年 3 月、木質バイオマス熱電併給事業施設建設にかかる日本政策金融公庫、信金中金等との協調融資に際し、融資先の財務基盤強化・資金繰り安定化を図るため、融資額の一部に資本性借入金を活用。	・27年11月「ビジネスマッチ東北2015」への出展サポート等による販路拡大支援を実施。 ・地元の水産加工業者に対し、復興支援ファンド「しんきんの絆」を活用し、28年1月に資本性ローンによる支援を実施。 ・27年11月に設立された農産物の生産・加工・販売を一貫して手掛ける事業者に対し、同年12月「しんきん創業・新規事業支援融資」を活用した融資を実施。	 ・27年9月「2015よい仕事おこしフェア」、 27年11月「ビジネスマッチ東北2015」への出展サポート等による販路拡大支援を実施。 ・平成28年3月、米国「メットライフ財団」及び国内NPO「プラネットファイナンスジャパン」と共同で「メットライフ復興事業みらい基金」を創設。当基金の復興支援プログラムとして、利子補給による融資商品の取扱いを開始。 	
被災者向け 新規融資	事業性消費性	957先/144億円 496先/ 40億円	1, 709先/387億円 366先/ 30億円	942先/380億円 838先/ 97億円	1, 102先/445億円 339先/ 47億円	
被災者向け 条件変更	事業性消費性	139先/ 77億円 73先/ 6億円	121先/ 61億円 291先/ 11億円	213先/101億円 105先/ 13億円	407先/243億円 445先/ 35億円	
【参考】 28/3 期の貸出	出金残高	314億円	473億円	653億円	719億円	
産業復興機構	₩の活用	決定24先	決定26先	決定34先/検討中 1先	決定 5先	
東日本大震災再生支援機構		決定46先	決定25先/検討中 2先	決定50先/検討中22先	決定 5先	
個人版私的整 ガイドラインの	连理)活用	成立10件	成立26件/検討中15件	成立39件/検討中 2件	成立 2件	

[※] 計数は平成 28 年 5 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 28 年 6 月末時点) — 610 —

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成 28 年 3 月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき (福島県いわき市)	那須 (栃木県那須塩原市)
資本参加額	160億円(24 年 1 月)	200億円(24 年 1 月)	70億円(24 年 3 月)
(資本参加時期)	【国139億円、全信組連21億円】	【国175億円、全信組連25億円】	【国54億円、全信組連16億円】

[※] 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

) 実施体制(の整備	・地域別の復興状況に合わせ、休日融資相談会の開催 方法を変更するとともに、個別訪問活動の人員を増加し 取組を強化(23年4月以降の相談受付:3,369件)	・復興や営業力強化に意欲的な支店長を登用する支店 長公募制度により累計7名を登用(28年4月末現在7名)	・日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」る 締結し、中小零細事業者に対する経営支援体制を強化 (26年12月)
2具体的な取組み		・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業振興センター等の専門家を派遣し、経営改善支援を実施(27年度:32 先、28年度:28 先予定) ・融資部による「債権管理サポートチーム」において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施(23年4月以降の延滞解消:1,280先) ・被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品の取扱期間を29年3月末まで延長 ・震災後取扱停止としていた事業者向けカードローンの取扱いを再開(27年11月)	・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家による相談会を毎月実施し、取引先の創業・事業改善等を支援(27 年度:87 先、28 年度:10 先(5 月末現在)) ・「中小企業・小規模事業者の経営支援に関する覚書」を締結(26 年 7 月)した福島県中小企業団体中央会と連携し、「ものづくり補助金」に係る合同個別相談会及び中小企業等支援施策説明会を実施 ・会員相互の事業活性化、業況拡大を目的としたビジネスマッチング交流会を開催し、22 件の商談が成約(27 年10 月) ・全信組連などと共同で地域活性化ファンドを設立(27 年10 月)	・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チームなすしん」において、取引先の経営改善計画の策定等を支援(15 先を選定、累計 109 先) ・業務提携をした中小企業診断士や専門家により、事業再生等を支援(27 年 5 月末:8 先) ・「栃木県よろず支援拠点」等と連携し、小規模事業者の経営改善や事業引継ぎ等を支援 ・経営スキルを磨くことにより地元経済の将来的な安定的継続・発展に寄与することを目的とした勉強会「なすした経営塾」を開催(27 年度 4 回開催)
被災者向け	事業性	554先/187億円	165先/246億円	2, 738件(449先)/260億円
新規融資	消費性	273先/ 43億円	67先/ 10億円	90件(62先)/ 2億円
被災者向け	事業性	406先/114億円	203先/228億円	2, 402件/292億円
条件変更	消費性	193先/ 16億円	68先/ 8億円	118件/ 16億円
【参考】 28/3 期の貸出金残高		344億円	1, 023億円	388億円
産業復興機構の活用		決定5先	決定4先	
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定2先	決定7先/検討中1先	決定3先
個人版私的整理		成立2件	成立3件	_

[※] 計数は平成 28 年 5 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個決版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 28 年 6 月末時点)

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況(平成28年9月期)」の概要

A = 1.144.88 &	資本	参加
金融機関名	時期	金額
本則(平成20年改正法)に基	はづき資本参加を行った金融機関	த
福邦銀行	0.45	60億円
南日本銀行	2 1年 3月31日	150億円
みちのく銀行		200億円
第三銀行	21年 9月30日	300億円
山梨県民信用組合		4 5 0 億円
東和銀行	0.15.10.00.00	350億円
高知銀行	21年12月28日	150億円
北都銀行	0.05 0.010	100億円
宮崎太陽銀行	22年 3月31日	130億円
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円
豊和銀行		160億円
東京厚生信用組合	26年 3月31日	50億円
横浜中央信用組合		190億円
釧路信用組合	0.05.10.8.10.8	80億円
滋賀県信用組合	26年12月12日	90億円
全国信用協同組合連合会	27年12月22日	106億円

⁽注) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜中央信用組合、 釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取 り、北都銀行はフィデアホールディングス(持株会社)が発行する優先株式の引受け により、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画 平成28年9月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1)コア業務純益

					I			(単位:億円)
		計画始期	28年9	9月期	#72 #	-0 LL	=1.m.U.	コメント
		の水準	計画	実 績	始月 	始期比 計画比		(実績と計画の比較)
福	邦	15	8	2	•	10	A :	貸出金利息が計画を下回ったことにより資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日	本	42	22	19	•	2	A :	貸出金利息が計画を下回ったことにより資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
みちの	かく	71	38	34	•	3	•	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第	Ξ	62	31	27	•	8	•	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東	和	109	48	48	•	13	+ (貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
高	知	31	15	8	•	13	•	貸出金利息が計画を下回ったことにより資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
北	都	37	20	13	•	11	•	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下 回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
宮崎太	:陽	27	10	11	•	4	+ (貸出金利息が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
豊	和	28	9	8	•	11	•	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。

注)「始期比」は、28年9月期(半期)の実績を2倍にし、「計画始期の水準」(通期)と比較

	 1				1	(単位:%)
	計画始期	28年9	9月期 	始期比	計画比	コメント
	の水準	計画	実績	21 141 TC	nec	(実績と計画の比較)
福邦	64.08	63.91	73.16	+ 9.08	+ 9.25	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったものの、資金 利益が計画を下回ったことにより業務粗利益が計画を下回った ことから、OHRは計画を上回った。
南日本	56.61	59.11	55.49	▲ 1.12	▲ 3.62	
みちのく	64.33	63.08	71.45	+ 7.12	+ 8.37	経費(機械化関連費用を除く)が計画を上回ったことや、国債等債券関係損益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第三	60.55	60.70	63.61	+ 3.06	+ 2.91	経費 (機械化関連費用を除く)が計画を下回ったものの、資金 利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東和	59.78	61.79	57.90	▲ 1.88	▲ 3.89	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、国債等債券売却益を計上したこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高知	67.96	68.52	70.73	+ 2.77	+ 2.21	経費 (機械化関連費用を除く) が計画を上回ったことや、役務取引等利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北都	63.58	67.46	66.06	+ 2.48	▲ 1.40	資金利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	62.06	66.34	64.65	+ 2.59	▲ 1.69	回うたことから、OMMは計画を下回うた。
豊和	53.02	61.10	64.45	+ 11.43	+ 3.35	経費 (機械化関連費用を除く) が計画を下回ったものの、資金 利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

		-1 +/v ++n	28年9	月期					(単位:億円、%)
		計画始期 の水準	計画	実 績	始	期比	計	画比	コメント (実績と計画の比較)
	残高	1,588	1,621	1,479	A	108	A	141	 企業の成長ステージをフルサポートする商品ラインナップの充 実などに取り組んだものの、資金ニーズの掘り起こしが不十分
福邦	比率	35.33	35.62	33.00	•	2.33	•	2.62	『であったことから 貸出残高・比率ともに計画を下回った』 ┃
= D+	残高	3,016	3,141	3,310	+	294	+	169	ABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
南日本	比率	41.40	42.47	42.50	+	1.10	+	0.03	
みちのく	残高	4,311	4,390	4,780	+	469	+	390	地元取り元正未の成長に向けるの神でかな貝並供稿に取り組ん
#50X	比率	20.34	20.44	22.62	+	2.28	+	2.18	だことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
第三	残高	5,991	6,041	6,283	+	291	+	241	児・エイル十一争未分野への収組の独化や新規争未開始又抜 -
, —	比率	30.70	30.80	31.32	+	0.62	+	0.52	
山梨県民	残高	1,821	1,855	1,815	•	5	A	39	役職員が一丸となって積極的な営業推進活動を展開し、取引先への訪問営業を徹底したものの、債権売却を実施したことなど
(信用組合)	比率	43.60	44.02	41.45	A	2.15	A	2.57	
東和	残高	6,432	6,627	6,767	+	335	+	140	り組んたことから、計画を上回つた。貞出比率は預金の増加寺
	比率	31.25	31.56	30.73	A	0.52	A	0.83	
高知	残高	3,586	3,601	3,744	+	157	+	143	長万野への貝山寺に傾極的に取り組んにことから、貝山残局・
	比率	34.44	34.51	35.47	+	1.03	+	0.96	
北都	残高	2,715	2,764	2,821	+	105	+	57	文抜や専担者による法人取引拡允に向けた取組みを強化した。
	比率	20.17	20.22	20.05	A	0.12	A	0.17	とから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
宮崎太陽	残高	2,243	2,360	2,398	+	155	+	38	ンョン独化寺の取組みを美肔してさたことから、計画を上凹つ
	比率	34.94	36.11	36.10	+	1.16	A	0.01	た。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
ぐんまみらい	残高	1,004	1,020	996	A	8	•	23	なかる情報収集が十分でなく、貧金―一人を捉えに触負推進や
(信用組合)	比率	28.65	28.91	27.91	A	0.74	A	1.00	OTENIA E 1 IA 5/C.
豊和	残高	2,294	2,310	2,267	A	26	A	42	新規事業先開拓や経営改善支援に伴う資金供給に取り組んだも のの、資金ニーズの掘り起こしが不十分であったことから、貸 出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.99	41.35	40.19	A	0.8	A	1.16	
東京厚生 (信用組合)	残高	223	224	225	+	1	+	0]に応した美務連宮の推進寺により、貸出残局・比率ともに計画
(信用租口)	比率	37.45	37.68	37.90	+	0.45	+		
横浜中央	残高	1,189	1,220	1,339	+	149	+	119	営業本部を二部に分け、営業推進態勢の見直しを図り、取引先 への訪問頻度を高めるなど、積極的な営業推進活動を行ったこ とにより、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
(信用組合) 	比率	57.06	56.87	61.39	+	4.33	+	4.52	
釧路 (信用組合)	残高	286	307	339	+	53	+	32	進ダーグット尤への呂耒推進寺、本部・呂耒店が一体となって 党業推進に取り組んだこともと、登山建立。比索しまに計画を
(信用組合) 	比率	33.26	33.85	36.37	+	3.11	+	2.52	上回った。
滋賀県	残高	345	364	405	+	59	+	40	先の開拓により、貧霊ニー人の拙り起こしを行つたこと寺から
(信用組合)	比率	27.59	28.57	30.70	+	3.11	+	2.13	貸出残高・比率ともに計画を上回った。

	計画始期	28年9	9月期					(単位:%)
	の水準	計画	実 績	始	期比	計i	画比	(実績と計画の比較)
福邦	5.61	5.84	8.95	+	3.34	+	3.11	課題解決型提案営業の実施により、外部支援機関との連携によるソリューション提案やビジネスマッチング等の本業支援に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	2.94	3.08	3.03	+	0.09	•	0.05	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や「事業再生型WIN-WINネット業務」及び外部機関との連携等による経営改善支援に取り組んだものの、取引先総数が計画以上に増加したことから、計画を下回った。
みちのく	10.35	11.00	11.48	+	1.13	+	0.48	担保・保証に過度に依存しない各種ビジネスローンや、私募債やABLの推進等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第三	2.11	2.14	3.22	+	1.11	+	1.08	創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用型融資やABLに積極的 に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	5.51	5.91	6.34	+	0.83	+		外部機関・外部専門家と連携した経営改善支援や、動産担保融 資など担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組ん だことから、計画を上回った。
東和	11.72	11.84	33.48	+	21.76	+	21.64	「お客様応援活動」を通じたビジネスマッチングの推進や外部 専門家を活用した経営相談会の実施、担保・保証に過度に依存 しない無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、 計画を上回った。
高知	3.02	3.07	4.43	+	1.41	+	1.36	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援やビジネス マッチング等に取り組んだことから、計画を上回った。
北都	9.62	9.76	10.19	+	0.57	+	0.43	創業支援や事業承継支援が計画を下回ったことから経営改善支援先数が計画を下回ったものの、高齢化に伴う廃業者数の増加等により取引先企業総数が減少したことから、計画を上回った。
宮崎太陽	10.13	12.85	13.82	+	3.69	+	0.97	ビジネスマッチングシステムを活用した販路拡大支援や、中小企業再生支援協議会等との連携による事業再生支援や経営改善支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	14.55	13.85	14.30	•	0.25	+	0.45	経営改善計画の策定支援やモニタリング指導、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
豊和	7.23	7.24	6.38	•	0.85	A	0.86	創業・新事業開拓支援や経営相談、事業再生・承継は計画を上回ったものの、資金需要の低迷などにより担保・保証に過度に 依存しない融資が計画を下回ったことから、計画を下回った。
東京厚生(信用組合)	13.26	13.31	13.93	+	0.67	+	0.62	業域取引先を中心とした債権譲渡担保融資など担保・保証に依存しない融資等を積極的に推進したほか、事業会社との連携による開業資金の貸出等に努めたことから、計画を上回った。
横浜中央(信用組合)	9.33	11.39	12.24	+	2.91	+	0.85	経営改善計画の策定支援やモニタリング指導のほか、中小企業 再生支援協議会や弁護士等の外部専門家と連携した経営改善の 取組みを継続したことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	2.46	2.68	3.11	+	0.65	+	0.43	中小企業再生支援協議会や外部コンサルタント等の外部機関と の連携を強化するほか、本部と営業店が一体となり取引先の経 営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	29.02	29.26	33.12	+	4.10	+	3.86	担保等に依存しない融資、中小企業再生支援協議会など外部専門家との連携強化による事業再生など、本部・営業店が一体となり経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 平成28年9月期の実施状況の概要

1. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位:億円、%)

		計画始期の水準	28年9月期	おみ世日に	ᄔ	コメント
		計画知朔の小学	実 績	始期比		(実績と計画の比較)
全国信用協同	残高	1,538	1,707	+ 1	168	の信用組合) -対し既仔先の貧霊=一人の発拙、新規事業先の
組合連合会	比率	25.96	27.49	+ 1	.53	開拓等を促し、各組合において積極的な営業推進を行ったこと から、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。

[※]全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った5つの信用組合の合算値

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	28年9月期	始期比	コメント
	計画知朔の小平	実 績	知知此	(実績と計画の比較)
全国信用協同組合 連合会	6.04	7.30	+ 1.26	特定信用組合において、日本政策金融公庫と業務提携し、質の高い経営改善支援の実施に向けた態勢整備を進めたほか、中小企業再生支援協議会等と連携し、DDS等の事業再生支援に取り組んだことから、計画始期を上回った。

[※]全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った5つの信用組合の合算値

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況(平成28年9月期)」の概要

A =1 144 BB A	資本	参加							
金融機関名	時期	金額							
震災特例(平成23年7月施行)に基づき資本参加を行った金融機関									
仙台銀行		300億円							
筑波銀行	23年 9月30日	350億円							
相双五城信用組合		160億円							
いわき信用組合	2 4 年 1 月 1 8 日	200億円							
宮古信用金庫		100億円							
気仙沼信用金庫		150億円							
石巻信用金庫	24年 2月20日	180億円							
あぶくま信用金庫		200億円							
那須信用組合	24年 3月30日	7 0 億円							
東北銀行	24年 9月28日	100億円							
きらやか銀行	24年12月28日	300億円							

(注) 相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス(持株会社)が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した 4 地域銀行の経営強化計画 平成 28 年 9 月期の履行状況の概要

	じもとホーノ	レディングス		
	仙台銀行	きらやか銀行	筑波銀行 (茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	(宮城県仙台市)	(山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23 年 9 月)	100億円(24 年 9 月)

① 実施体制の	整備	・本店のほか4分室の宮城県 内5拠点体制の「地元企業 応援部」に復興融資担当者 や事業再生担当者が常駐 し、被災者の復興相談等に きめ細やかに対応	・仙山圏の仲介機能を拡充 するため、「仙台法人グル ープ」と「山形法人グルー プ」を27年10月に、「庄内法 人グループ」を28年4月に 新設	・ソリューション業務や成長分野に対する機能強化と営業店支援強化を図るため、28年4月に「ビジネスソリューション部」を新設・営業本部と融資部が連携し、営業店が融資案件の方針をスムーズに決定できるように、営業方針協議会を活用	・「地域応援部」、「地域応援部地方創生推進室」、「融資部企業経営支援室」にて、各営業店に対する本部サポートを実施・地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施
② 具体的な取	組み	ングの実施(28年度上期成約 ・両行の協調融資等による被 年度上期協調・紹介融資実績 ・27年10月に地域経済活性化	よる仙山圏でのビジネスマッチ 件数:68件)(仙台、きらやか) 災企業への積極的な支援(28 15:14件)(仙台、きらやか) と地方創生を目的とした「じも 本政策投資銀行と協働し組成 い、きらやか) 数災地(石巻市)での顧客利便 移動店舗による営業(仙台) 拓のノウハウや情報交換を目	・地元自治体や企業と連携し、観光誌の発刊や配布、各種イベントの企画・開催等を通じて、「観光」と「食」をメインとした復興支援を実施し、地域経済の活性化に継続して貢献・県外他行の取引先も参加したビジネス交流商談会の開催(28年10月)により、広域マッチングの機会を提供・28年度上期から事業性評価の対象先の拡大を図るとともに、「事業性評価シート」を活用し、企業のライフステージを見極め、営業店と本部が連携して、解決策を検討・提案・28年1月に地域経済の活性化を目的とした「つくば地域活性化ファンド」を設立(28年9月第2号案件)	・「事業性評価シート」を作成し、企業を事業特性や成長可能性など多方面から評価することで、担保や保証に依存しない融資を推進 ・28年上期に地元自治体(計4市町)と「地方創生に関する連携協定」を締結し、農林水産業に対し、質の高い支援を展開 ・28年上期より、営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットワークを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施 ・外部機関との連携や各種研修等を通じて、中小企業診断士や農林水産業に係る専門資格者の養成等、コンサルティング機能を発揮できる人材育成の強化を図る取組みを実施
被 災 者 向 け 新規融資	事業性消費性	5, 237先/1, 695億円 2, 943先/ 195億円	1,379件/ 389億円 149件/ 18億円	26, 874件/3, 349億円 9, 840件/ 864億円	3, 382件/ 828億円 492件/ 80億円
被災者向け 条件変更	事業性消費性	248先/ 152億円 297先/ 35億円	643件/ 200億円 104件/ 18億円	3,627件/ 915億円 177件/ 17億円	1, 084件/ 190億円 75件/ 9億円
【参考】 28/9 期の貸出	【参考】 28/9 期の貸出金残高 6,564億円 9,9		9, 991億円	1兆6, 305億円	5, 118億円
産業復興機構	の活用	決定27先		決定12先	決定57先
東日本大震災再生支援機構		決定62先/検討中 4先	決定 7先	決定23先/検討中 2先	決定54先
	個人版私的整理 ガイドラインの活用 成立42件/検討中 2件 成立 4件		成立 4件	_	成立18件

[※] 計数は平成28年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成28年12月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した 4 信用金庫の経営強化計画 平成 28 年 9 月期の履行状況の概要

宮古 (岩手県宮古市)		気仙沼 (宮城県気仙沼市)	石巻 (宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額	100億円(24 年 2 月)	150億円(24 年 2 月)	180億円(24 年 2 月)	200億円(24 年 2 月)
(資本参加時期)	【国85億円、信金中金15億円】	【国130億円、信金中金20億円】	【国157億円、信金中金23億円】	【国175億円、信金中金25億円】

[※] 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

① 実施体制の整備 資		・「みやしん駅前相談プラザ」において、融 資等に関する休日・夜間の相談対応を 引き続き実施			・28年7月、帰宅困難区域を除く避難指示区域の避難指示解除(29年3月予定)を踏まえ、浪江支店の営業を再開
② 具体的な	取組み	・28 年 4 月、外部機関の専門的な知見を 活用するため、日本冷凍食品協会を招き「食品表示法対応セミナー」を開催。 ・地方創生に積極的に関与するため、28 年 6~11 月、地方創生や産業振興に関する連携協定等を地公体等と締結(宮古市、山田町、宮古商工会議所、釜石商工会議所)。 ・28 年 8 月に発生した台風 10 号に関する 各種相談等に全店で対応し、特別利子 補給制度の取扱いを開始。	・28 年 7 月、地域活性化等のため東京東信金と業務提携に関する協定を締結。 ・28 年 8 月、産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の事業主体である気仙沼市や気仙沼商工会議所等と連携し、地域の創業を促進する施策を実施。 ・28 年 9 月、TKC東北会と「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」を締結し、事業者に対するコンサルティング機能の強化や経営計画の策定支援等について協働。	・28 年度から、ジェトロが展開する「新輸出大国コンソーシアム」の専門家派遣や輸出支援メニューを活用し、新規創業先に対するサポート等を実施。 ・28 年度、企業支援課と営業店が連携して経営改善を行う先として 67 先を選定し、宮城県商工会連合会や中小企業基盤整備機構の制度等を活用して支援。 ・28 年 9 月、融資取引先の増加等を目的に、地域性や顧客ニーズ等を基準に営業店を3グループに位置付け対応。	・28 年 7 月、福島相双復興官民合同チームより講師を招聘し、被災事業者支援に係る勉強会を開催。 ・28 年 8 月、「第 1 回新現役復興支援交流会」を主催し、シニア人材・専門家による地元中小企業の経営課題解決を支援。 ・28 年 9 月、地域への円滑な資金供給を目的として、事業主および個人のミドルリスク先を対象とし、無担保での取扱いを可能とした「地方創生ローン」の取扱いを開始。
被災者向け 新規融資	事業性消費性	1, 022/156億円 529先/ 44億円	1,870先/432億円 430先/ 36億円	960先/398億円 897先/108億円	1, 233先/501億円 368先/ 52億円
被災者向け 条件変更		149先/ 80億円 74先/ 6億円	121先/ 61億円	214先/101億円	418先/250億円 446先/ 35億円
【参考】 28/9 期の貸	出金残高	310億円	485億円	639億円	740億円
産業復興機構の活用		決定24先	決定26先	決定34先/検討中 1先	決定 5先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定46先	決定26先	決定53先/検討中19先	決定 5先
個人版私的 ガイドライン	の活用	成立11件	成立26件/検討中15件	成立39件/検討中 2件	成立 2件

[※] 計数は平成 28 年 11 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 28 年 12 月末時点) - 620 --

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成28年9月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき (福島県いわき市)	那須 (栃木県那須塩原市)
資本参加額	160億円(24 年 1 月)	200億円(24 年 1 月)	70億円(24 年 3 月)
(資本参加時期)	【国139億円、全信組連21億円】	【国175億円、全信組連25億円】	【国54億円、全信組連16億円】

[※] 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

)実施体制(の整備	・顧客からの要望を受け、数店舗で実施していた休日融 資相談会に代えて、28年10月より全店舗で週1回、夜間 融資相談会を実施(23年4月以降の相談受付:4,518件)	・復興や営業力強化に意欲的な支店長を登用するため、 24年3月より、職員自身が支店長に応募する「支店長公 募制度」を導入し、累計7名を支店長等に登用(28年11 月末現在)	·日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を 締結したほか、各補助金採択を支援するため民間のコ ンサル会社とも提携を結び、中小零細事業者に対する 経営支援体制を強化	
		・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業復 興相談センター等の専門家を派遣し、経営改善支援を 実施(28 年 11 月末:25 先) ・融資部において、条件変更を含めた債権正常化に向け た対応を実施(23年4月以降の延滞解消:1,277先)	・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家により経営課題解決に向けた相談会を開催(27年度:87 先、28年度:50 先(11 月末現在)) ・事業計画策定から融資後のフォローアップまでをトータルサポートする創業・新事業支援資金を提供(28 年 11	・信用組合業界において開発した信用リスク管理システムを活用し、保証会社を付けない独自の融資商品の取扱いを開始(28年4月)・震災復興をさらに推し進めるため、事業再生支援部署の人材配置を見直し、各支援先へのモニタリング体制を	
)具体的な取	組み	・経営改善支援委員会において、経営改善計画書を徴求 した大口与信先等の改善状況を把握し、営業店に対し、 問題点の解決策等の指導提案を実施	月末までに 10 名が起業) ・外部機関との連携により専門家派遣を実施し、新事業開発やマッチング提案を実施	強化 ・他信用組合と連携協力に関する協定を締結し、事業の相互利用促進・販路の拡大等を支援	
		・被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品の取扱期間を29年3月末まで延長	・全信組連などと共同で設立した地域活性化ファンドによる投資を実施(28 年 11 月末:1 先)		
被災者向け	事業性	572先/194億円	171先/268億円	2, 958件(452先)/283億円	
新規融資	消費性	280先/ 45億円	67先/ 10億円	107件(72先)/ 3億円	
被災者向け	事業性	422先/120億円	211先/230億円	2, 567件/304億円	
条件変更	消費性	194先/ 16億円	68先/ 8億円	125件/ 17億円	
【参考】 28/9 期の貸出金残高		360億円	1, 021億円	381億円	
産業復興機構	の活用	決定5先	決定4先	_	
東日本大震災 再生支援機構		決定3先	決定7先/検討中1先	決定3先	
個人版私的整 ガイドラインの	_	成立2件	成立3件	_	

[※] 計数は平成 28 年 11 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個次版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 28 年 12 月末時点)

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【豊和銀行】

(平成28年9月16日(金)公表)

(単位:億円、%)

銀行名	期) 信用供与の口海ルの日標		計画終期	16.445.11	
(時期) [資本参加額]			(31/3期)	始期比	新計画における主な取組み
豊和銀行	コア業務純益	28	30	1	〇地域への徹底支援による地方創生への取組み - 「経営改善応援ファンド」による積極的な資金供給
	業務粗利益経費率	53. 02	53. 01	▲ 0.01	一 「根宮以告心援ファフト」による憤極的な真並供相 一 「販路開拓コンサルティング」の展開による本業支援 〇営業力・収益力の強化
	中小企業向け貸出残高	2, 294	2, 600	306	- 営業店事務の本部集中化 - 販路開拓支援室による販路開拓コンサルティングの推進 - ソリューション支援室による営業サポート
	同 貸出比率	40. 99	44. 37	3. 38	 ○経営基盤の強化 一 県内外大学との連携強化による採用強化など
	経営改善支援先割合	7. 23	7. 83	0. 60	- 業績貢献に応じたメリハリある賞与支給など - 業務改善委員会の活用による営業店事務の本部集中化など

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要②【筑波銀行・東北銀行】

(平成28年9月16日(金)公表)

銀行名	新計画における主な取組み						
(時期) [資本参加額]	WINITIA 1-0011 OF GANGES						
筑波銀行 (23年9月) [350億円]	○体制の整備 - ビジネスソリューション部を新設し、付加価値の高い金融サービスを提供する機能を強化 - 震災復興委員会を継続設置し、「地域振興支援プロジェクト『あゆみ』」に基づく支援を実施 ○具体的な方策(主なもの) - 事業性融資全先担当制による顧客接点の強化に基づいたコンサルティング営業の実践などによる事業性融資への取組み強化 - 事業性評価をベースとした各種提案力の強化による新たな資金供給手法への取組み強化 - ①経営改善により収益力や財務の改善が見込まれる企業、②DDS、債権放棄等の金融支援等、真に実効性のある抜本的な事業再生を必要とする企業、③震災復興機構活用先など、経営改善・事業再生が進んできた企業に対する支援を継続・強化 - 地域資源を活かした地域活性化への取組み強化 - 自治体等外部機関と連携した取組みや「産官学金労言」連携に基づく取組み - 企業のライフステージに合わせたサポートの強化 - 幅広い金融サービスを提供できる人材の育成						
東北銀行 (24年9月) [100億円]	 ○体制の整備 一 渉外行動基準の見直しによる「行動の質重視」の渉外営業を展開 一 「本業支援研究会」や「ソリューション営業コンテスト」の開催による、事業性評価についての行員のレベルアップ 一 営業店業績評価項目の見直しにより、営業店や個人の本業支援に対する意識を向上 ○具体的な方策(主なもの) 一 事業性評価により顧客の事業を正しく理解し、役に立つ本業支援・金融支援により、顧客の売上・利益の向上に取り組む①起業・創業支援、②6次産業化支援、③マッチング支援、④営業支援、⑤経営改善支援 一 復興から次のステージに向けて、新たな課題に直面している地域や中小企業を支援①東日本大震災事業者再生支援機構等と連携した経営相談の強化②債権者間での調整等、中小企業支援協議会を活用した支援 一 地域の特性である農林水産業を起点とした、地域産業の創出、成長へ向けた支援①「とうぎんAFFクラブ」、「とうぎんアグリセミナー」等の活用によるアグリビジネス支援②「とうぎん医療介護ニュース」による情報発信などによる医療・介護ビジネス支援 						

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要③【東京厚生信用組合・横浜中央信用組合】

(平成28年9月16日(金)公表)

(単位:億円、%)

信用組合名	経営改善の目標	計画始期	計画終期	46. 44 7.11.	ᅘᄀᅼᄑᇉᆠᇧᄔᄀᆇᅕᄧᄱᅺ	
(時期) [資本参加額]	信用供与の円滑化の目標	(28/3期)	(31/3期)	始期比	新計画における主な取組み	
	コア業務純益	1	1	0	○貸出業務増強等トップラインの拡大による収益力の強化一 営業推進本部長を理事長からプロパー役員に変更し、顧客とのリレーションを活かした営業力を強化	
	業務粗利益経費率	73. 43	73. 24	▲ 0.19	一業域取引の拡大に向け、「福祉・医療開拓推進室」を戦略本部機能に特化させるとともに、 本店に業域取引に詳しい人材を配置し、営業店サイドの推進体制を強化〇人材育成の強化	
東京厚生 信用組合 (26年3月)	中小企業向け貸出残高	223	239	15	- 外部研修への派遣増員や職場内クロストレーニング(一時的な人事交流)等を通じ、人材力を 強化	
[50億円]	同 貸出比率	37. 45	39. 34	1. 89	○信用リスク管理の一層の強化一 総与信額 1 億円以上の先について「融資審議会」における理事長以下常勤役員による審議・ 決裁体制を継続するほか、破綻懸念先以下や大口貸出先等について審査部によるモニタリング 体制を整備し、信用リスク管理を一層強化	
	経営改善支援先割合	13. 26	13. 46	0. 2	○経営の効率化一 戦略的・効率的な要員配置や営業店事務の効率化・合理化等を通じて、経営の効率化を推進	
	コア業務純益	9	9	0	〇営業態勢の再構築 一営業と刺えてリス別の二朝仕割し、	
	業務粗利益経費率	64. 51	63. 98	▲ 0.53	営業本部をエリア別の二部体制とし、顧客への訪問頻度を一層高めてメイン化を推進営業店主体による営業推進態勢の構築(最終の第4ステップ)に向け、まずは営業店がリテール・個人ローンに注力する態勢(第3ステップ)を構築	
横浜中央 信用組合 (26年3月) [190億円]	中小企業向け貸出残高	1, 189	1, 370	180	○取引先の拡大一 営業本部の二部体制により、顧客との信頼関係を一層強め、情報・ニーズの把握を通じて取引先を拡大一 営業店長に対する営業推進の意識付けの徹底を図り、業種分散や小口取引先の獲得に注力	
	同 貸出比率	57. 0	57. 5	0. 5	○信用コスト削減のための取組み強化 一 取引先の実態把握を強化し、キャッシュフロー重視の貸出審査、1億円以上の新規案件に係る 審査部への事前協議、及び内部限度額や個社別クレジットリミットの超過案件等の常勤理事会	
	経営改善支援先割合	9. 33	13. 33	4	での協議を継続し、信用リスク管理を強化	

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要④【宮古信用金庫・気仙沼信用金庫】

(平成28年9月16日(金)公表)

信用金庫名 (時期) [資本参加額]	新計画における主な取組み
	 ○復興に資する方策の実施態勢の整備 本部・営業店間の情報共有及び営業店支援を強化し、潜在的な顧客ニーズの発掘及び課題解決に向けた提案力を強化 仮店舗で営業している山田支店について、山田町の復興計画に併せて、平成29年度を目途に新築移転を予定 外部機関が主催する研修やセミナー等に積極的に職員を派遣。また、職員の提案スキルを高めるため、渉外担当者向けのロールプレイング研修を実施 ○復興に資する具体的な方策(主なもの) 担保または保証に過度に依存しない融資の促進(事業性評価に基づく融資等の促進) 復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用 信用金庫業界のネットワーク等を活用したビジネスマッチング等による販路開拓・拡大等支援の取組みを積極的に推進 経営相談、指導・助言、セミナーの開催および外部機関との連携・協力関係の構築 外部機関等の専門的な知見、ノウハウおよび機能の活用(中小企業再生支援協議会、産業復興機構、(独)中小企業基盤整備機構、いわて企業支援ネットワーク、いわて中小企業支援プラットフォーム等)
	- 事業再生支援の取組みにおける中小企業再生支援協議会、産業復興機構、事業再生支援ファンド等の活用、DDS等による金融支援 - 営業店・本部一体による相談対応、M&Aによる事業承継支援 - 「宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略市民推進委員会」に参画。営業推進部地域支援課を中心に、地方版総合戦略に掲げる具体的な施策の円滑な実施等を支援 - 〇復興に資する方策の実施態勢の整備
	 「復興支援部」を中心に、顧客の相談・要望事項等に適切かつ迅速に対応し、幅広い金融商品・金融サービスを提供できる体制を維持・強化 震災以降の市街地形成の状況等に配慮しながら、顧客の利便性向上に向けた店舗網の再整備を推進 外部機関が主催する研修やセミナー等に積極的に職員を派遣。また、経営改善・事業再生等をテーマとした実務研修、庫内トレーニー制度の実施、営業店におけるOJTの推進、担当役員・本部部長等による営業店への臨店指導を実施
気仙沼信用 金庫 (24年2月) [150億円]	 ○復興に資する具体的な方策(主なもの) 担保または保証に過度に依存しない融資の促進(事業性評価に基づく融資等の促進) 復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用 信用金庫業界、(一財) 気仙沼しんきん復興支援基金等と連携した販路拡大に向けたきめ細かな各種支援 経営相談、指導・助言、セミナーの開催および外部機関との連携・協力関係の構築 外部機関等の専門的な知見、ノウハウおよび機能の活用(中小企業再生支援協議会、産業復興機構、(独)中小企業基盤整備機構、TKC東北会、宮城県よろず支援拠点) 事業再生支援の取組みにおける中小企業再生支援協議会、産業復興機構、事業再生支援ファンド等の活用、DDS等による金融支援 営業店・本部一体による相談対応、M&Aによる事業承継支援 「けせんぬま創生戦略会議」に参画。気仙沼市及び気仙沼商工会議所等との連携を図り、復興支援部を中心に、地方版総合戦略に掲げる具体的な施策の円滑な実施等を支援

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑤」【石巻信用金庫・あぶくま信用金庫】

(平成28年9月16日(金)公表)

信用金庫名 (時期) [資本参加額]	新計画における主な取組み
石巻信用金庫 (24年2月) [180億円]	○復興に資する方策の実施態勢の整備「復興支援課」を中心に、顧客の相談・要望事項等に適切かつ迅速に対応し、幅広い金融商品・金融サービスを提供できる体制を維持・強化一課題解決型金融の強化に向けた営業店渉外体制の構築により顧客との重要な接点のひとつである営業店体制を再構築外部研修等への積極的な職員派遣及び継続的な研修実施等による職員の能力向上に努め、課題解決型金融サービスの実現に向けた人材を育成、強化○復興に資する具体的な方策(主なもの) 一担保または保証に過度に依存しない融資の促進(事業性評価に基づく融資等の促進) 一復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用 一信用金庫業界のネットワーク等を活用したビジネスマッチング等による販路開拓・拡大等支援の取組みを積極的に推進 一石巻市の「創業支援事業計画」における創業支援事業者としての対応 一石巻市の「創業支援事業計画」における創業支援事業者としての対応 一石巻市修大学、東北大学等と連携した「いしのまきイノベーション企業家塾」の継続的な開催 一外部機関等の専門的な知見、ノウハウおよび機能の活用(中小企業再生支援協議会、産業復興機構、(独)中小企業基盤整備機構等) 一事業再生支援の取組みについて、中小企業再生支援協議会、産業復興機構、事業再生支援ファンド等の活用、DDS等による金融支援 一営業店・本部一体による相談対応、M&Aによる事業承継支援 一「東松島市復興まちづくり計画市民委員会」への参画。石巻専修大学「研究プロジェクト」に職員を派遣し、石巻圏域におけるモノの流れ等を共同研究し、産学官金連携のもと、地域産業の活性化に取組み
あぶくま信用 金庫 (24年2月) [200億円]	O復興に資する方策の実施態勢の整備 - 「お客様サポート室」を中心に、顧客の相談・要望事項等に適切かつ迅速に対応し、幅広い金融商品・金融サービスを提供できる体制を維持・強化 - 今後予定される避難指示解除に向け、地域の復興・創生を果たす上で、顧客との重要な接点のひとつである営業店体制を再構築 - 外部研修等への積極的な職員派遣及び継続的な研修実施等による職員の能力向上に努め、コンサルティング機能を発揮等するために必要な専門的スキル・ノウハウを持った人材を育成、強化 O復興に資する具体的な方策 (主なもの) - 担保または保証に過度に依存しない融資の促進(事業性評価に基づく融資等の促進) - 復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用 - 信用金庫業界のネットワーク等を活用したビジネスマッチング等による販路開拓・拡大等支援の取組みを積極的に推進 - 外部機関等の専門的な知見、ノウハウおよび機能の活用(福島県中小企業再生支援協議会、宮城県中小企業再生支援協議会、福島産業復興機構、宮城産業復興機構、(独)中小企業基盤整備機構、(㈱)中の中の企業再生支援協議会、宮城県中小企業再生支援協議会、富場企業復興機構、宮城産業復興機構、国内の企業再生支援協議会、産業復興機構、事業再生支援ファンド等の活用、DDS等による金融支援 - 事業再生支援の取組みについて、中小企業再生支援協議会、産業復興機構、事業再生支援ファンド等の活用、DDS等による金融支援 - 営業店・本部一体による相談対応、M&Aによる事業承継支援 - 南相馬市、新地町、広野町、亘理町の委員会等への参画。南相馬市、相馬市、新地町、浪江町、亘理町と地域密着総合連携協定を締結。地方創生推進部会を中心とした、地方版総合戦略に掲げる具体的な施策の円滑な実施等を支援

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑥【相双五城信用組合・いわき信用組合・那須信用組合】 (平成28年9月16日(金)公表)

信用組合名						
(時期) [資本参加額]	新計画における主な取組み					
相双五城信用組合	○復興に資する方策の実施態勢の整備− 中小規模事業者の様々な融資相談に対応する「ローンセンター」を設置(相馬西支店、亘理支店)し、融資業務に精通するベテラン職員を配置− 顧客利便性の向上のため、ローンセンターにおいて休日融資相談会を開催− 被災した個人顧客の戸別訪問を強化するほか、事業者に対して毎週水曜日を事業所開拓専門日として重点的に訪問− 地方公共団体による「地方創生」事業への積極的な参画					
(24年1月) [160億円]	 ○復興に資する具体的な方策(主なもの) ─ 経営改善支援コーディネーター(顧問中小企業診断士)の派遣、「福島県産業振興センター」の専門家派遣支援等を活用 ─ 事業者向け復興融資等、被災者向け融資商品の取扱期間を延長(29年3月末まで) ─ 事業再生ファンド(福島産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等)等を引き続き活用するほか、個人版私的整理ガイドラインの周知や利用勧奨を継続 ─ 職域提携により、提携先従業員の住宅建設やマイカー購入等の資金需要に対し優遇商品にて対応 					
いわき 信用組合 (24年1月) [200億円]	○復興に資する方策の実施態勢の整備 - 業務企画部(創生支援担当部署) を与信関連部署と同一フロアに集約し、営業店を含め情報共有化等一層の連携強化を通じ、復興・地域創生の取組みを強化 - 取引先の利便性向上等に向け、必要な店舗戦略の見直しを実施 - 支店長公募制度(24年3月~、現在7名を登用)を継続し、復興や営業力強化に高い意欲・意識を持った支店長を積極的に登用 顧問の中小企業診断士など専門家を活用した相談機能の充実 - 震災対応融資商品の提供に加え、無担保型住宅ローン等の新たな資金ニーズに対応した新商品開発等を通じ、営業体制を充実 〇復興に資する具体的な方策(主なもの) - 営業地域内でビジネスマッチング交流会を開催するほか、営業地域外への販路開拓に向けた物産展や商談会への出展を支援 - 創業・新事業支援資金「フロンティア」のほか、地域振興ファンド「磐城国(いわきのくに)地域新興投資事業有限責任組合」、クラウドファンディングの推進を通じ、創業・新事業支援の取組みを強化					
那須 信用組合 (24年3月) [70億円]	 ○復興に資する方策の実施態勢の整備 事業再生計画の策定支援を行う「事業再生支援チームなすしん」を「事業再生・地域活性化支援チームなすしん」に改称し、事業支援を通じた地域活性化の取組みを強化 純新規先を中心に融資開拓活動を行う「チームHOT(ハッスル応援チーム)」の人員を増強し、円滑な信用供与に取り組むとともに、事業再生・地域活性化支援チームなすしんと連携し、取引先の再生支援を強化 日本政策金融公庫との業務連携・協力等により、創業・経営サポートサービスを提供する態勢を整備 ○復興に資する具体的な方策(主なもの) ビジネスマッチングを通じて、取引先の新たな販路や仕入先の開拓を積極的に支援 事業承継に伴う税制・法務等の課題に対する支援を行うため、外部機関・専門家との連携を強化 会員向け勉強会「なすしん経営クラブ」やクラウドファンディングを通じ、 創業・新規事業支援への取組みを強化 					

金融機関における貸付条件の変更等の状況

◆ 貸付条件の変更等の状況(平成29年3月末時点)

(単位:件)

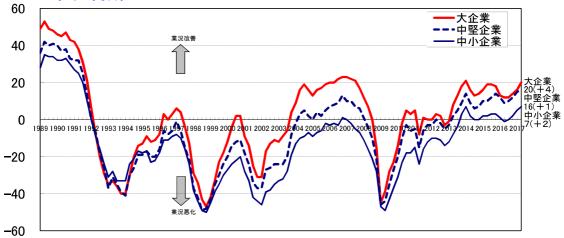
	申込み	実行 (A)	謝絶 (B)	実行率 [A/(A+B)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計(1368)	8,479,957	8,081,481	176,849	97.9%
【住宅ローン】 金融機関合計 (1368)	493,518	411,079	34,668	92.2%

⁽注)上記金融機関(1368)は、銀行(140)、信用金庫(265)、信用組合(152)、労働金庫(14)、系統金融機関(797)の合計。

資料9-7-2

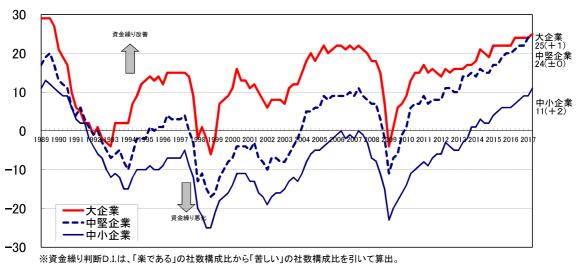
日銀短観D. I. の推移

〇 業況判断

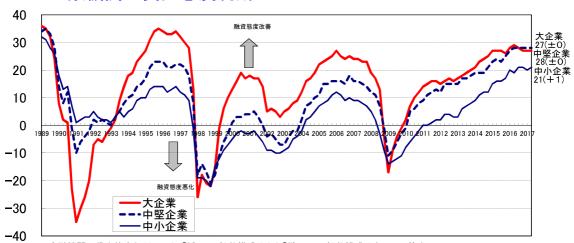


※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○資金繰り判断



○金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (注) 数字は2017年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2017年3月)との比較)

資料9-7-3 法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位: 兆円.%)

						<u>(単位:兆円,%)</u>
 月末	法人向け全体	並左回口以	中小人类白红			
7,171	貸出残高	前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	前年同月比
2015.01	284.8	2.9	175.6	2.7	109.2	3.3
2015.02	285.6	3.2	175.7	2.9	109.9	3.8
2015.03	289.1	3.0	179.8	2.4	109.4	4.0
2015.04	283.7	2.6	175.4	2.9	108.2	2.3
2015.05	283.7	2.9	175.5	3.0	108.2	2.8
2015.06	286.1	2.7	177.0	3.2	109.1	2.1
2015.07	286.2	3.3	176.9	3.5	109.4	2.9
2015.08	286.3	3.1	176.8	3.0	109.5	3.3
2015.09	290.7	2.9	180.7	3.1	110.0	2.5
2015.10	288.3	3.3	179.5	4.3	108.8	1.8
2015.11	290.0	2.7	179.4	3.3	110.6	1.8
2015.12	294.8	2.6	183.5	3.4	111.3	1.3
2016.01	293.6	3.1	181.9	3.6	111.7	2.4
2016.02	292.2	2.3	180.4	2.7	111.8	1.7
2016.03	296.5	2.6	185.8	3.4	110.7	1.2
2016.04	292.3	3.0	183.4	4.5	108.9	0.6
2016.05	290.9	2.6	181.5	3.4	109.4	1.1
2016.06	291.9	2.0	183.1	3.4	108.8	▲ 0.2
2016.07	292.7	2.3	184.5	4.3	108.2	▲ 1.1
2016.08	292.3	2.1	183.8	4.0	108.5	▲ 0.9
2016.09	296.8	2.1	186.4	3.2	110.3	0.3
2016.10	294.9	2.3	184.7	2.9	110.2	1.3
2016.11	297.7	2.6	185.5	3.4	112.2	1.4
2016.12	303.1	2.8	189.8	3.4	113.4	1.8
2017.01	301.6	2.7	187.9	3.3	113.8	1.8
2017.02	302.1	3.4	187.8	4.1	114.3	2.2
2017.03	306.2	3.3	193.6	4.2	112.6	1.7
2017.04	303.2	3.7	191.9	4.7	111.3	2.2
2017.05	302.3	3.9	190.9	5.2	111.4	1.8
2017.06	303.9	4.1	192.6	5.2	111.3	2.3

(出典)日本銀行「預金・現金・貸出金」

〇法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数 (個人企業を含む)。

〇「中小企業」: 資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は 5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達

1. 主要行の取組み

(年度末貸出残高)(単位:億円)

	26年度末	27年度末	28年度末
ABL	5,556	5,354	5,890
財務制限条項を活用した融資	632,673	705,967	745,184

(注) 主要行: 三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行、新生銀行及び あおぞら銀行の9行。

2. 地域金融機関の取組み

(年度末貸出残高)(単位:億円)

	26年度末	27年度末	28年度末
ABL	12,941	17,737	21,890
財務制限条項を活用した融資	150,632	156,329	183,688

(注) 地域金融機関: 地方銀行106行、信用金庫265金庫、信用組合151組合の計522金融機関。

民間金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	平成27年度	平成28年度
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	425,709	475,563
② 経営者保証の代替的な融資手法 ^(※2) を活用した件数	407	533
③ 保証契約を解除した件数 (※3)	31,701	41,742
④ 合計【④ = ①+②+③】	457,817	517,838

	平成27年度	平成28年度
⑤ 保証金額を減額した件数	15,852	16,361

	平成27年度	平成28年度
⑥ メイン行 ^(※4) としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	207	231

	平成27年度	平成28年度
⑦ 新規融資件数	3,574,408	3,517,402
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【 ⑧ = (①+②)/⑦】	11.9%	13.5%

【代表者の交代時における対応】

	平成28年10月~29年3月
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	1,824
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	5,741
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	4,820
① 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	11,488

^{※1 「}民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行23行、地域銀行106行、信用金庫265金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合152組合(全国信用組合連合会を含む)の合計555機関。 ※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

^{※3 「}保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。 ※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

⁽注) 平成27年4月以降の活用件数については、金融機関からの報告対象を明確化し、中小企業向けに限定する一方、ガイドラインの適用開始前から元々無保証融資を行っていた顧客に対する新規無保証融資等を 一律に計上することとしたため、平成27年3月以前の活用件数と比較することは困難である。また、平成28年10月以降から調査項目に、代表者の交代時における対応(②~⑫)を追加している。

資料9-8-2 「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について

- ▶ 金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを「参考事例集」として取りまとめ、平成 26年6月に公表。同年12月、27年7月、12月及び29年4月に取組み事例を追加した改訂版を公表
 - < 掲載事例(51事例(29年4月改訂後))>
 - I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例(21事例)
 - ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例
 - ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例
 - 〇 運転資金への短期融資に係る事例
 - 〇 解除・停止条件付保証契約を活用した事例
 - Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例(4事例)
 - Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例(9事例)
 - 〇 事業承継に伴い保証契約を見直した事例 等
 - Ⅳ. 保証債務の整理に関する事例(17事例)
 - 〇 中小企業再生支援協議会を活用した事例
 - 〇 特定調停を活用した事例
 - O REVICを活用した事例 等

平成 28 年 12 月 6 日 金 融 庁

年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、このところ弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきておりますが、 当庁としては、年末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰り に万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年末金融の 円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- (2) 財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、 事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行 い、企業や産業の成長を支援すること。
- (3)必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮

し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。

- (4)「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5) 平成 28 年熊本地震等による被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然 災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周 知・広報を含め、被災者の状況やニーズに応じたきめ細かな対応に努める こと。
- (6)上記(1)から(5)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以上

平成 29 年 2 月 27 日 金 融 庁

年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、一部に改善の遅れも見られますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきておりますが、当庁としては、年度末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末金融 の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- (2) 財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、 事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。
- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外

部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。

- (4)「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5) 平成 28 年熊本地震等による被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報を含め、被災者の状況やニーズに応じたきめ細かな対応に努めること。
- (6)上記(1)から(5)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以上

業態	主要	行等	地方	銀行	第二地	方銀行	信金	等		計			補償の物		‡、百万円)
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額		理方針決定	済補償	調査・ 検討中等
時期											(万円)	計	補償	しない	换的中寺
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	91	84	8	16	32	26	485	342	70	483	459	24	2
24年度	663	465	139	142	50	29	73	68	925	705	76	918	877	41	7
25年度	297	85	12	3	1	0	3	1	313	90	28	313	294	19	-
26年度	262	114	32	21	1	0	6	4	301	141	46	297	286	11	4
27年度	336	133	24	24	13	9	9	6	382	174	45	360	355	5	22
4月~6月	73	20	1	1	-	-	-	-	74	21	29	68	67	1	6
7月~9月	79	47	-	-	1	0	-	-	80	47	59	77	77	-	3
10月~12月	124	44	17	21	10	9	7	3	158	78	49	146	143	3	12
1月~3月	60	21	6	1	2	0	2	2	70	26	38	69	68	1	1
28年度	229	79	24	6	5	3	3	2	261	91	34	239	235	4	22
4月~6月	66	15	7	0	-	-	-	-	73	16	21	71	68	3	2
7月~9月	79	27	5	2	1	0	1	1	86	31	37	86	85	1	-
10月~12月	56	21	8	2	3	2	2	0	69	26	38	64	64	-	5
1月~3月	28	15	4	0	1	0	-	-	33	16	51	18	18	-	15
計	4,422	3,629	1,286	1,311	422	364	391	379	6,521	5,685	87	6,377	6,128	249	144
構成比	67.8%	63.8%	19.7%	23.1%	6.5%	6.4%	6.0%	6.7%	100.0%	100.0%		100.0%	96.1%	3.9%	

^{「(}注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫 及び信連・信漁連等。

⁽注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

⁽注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.2%(4,203件/4,369件)、地方銀行96.5%(1,184件/1,227件)、第二地方銀行96.3%(395件/410件)、信金等93.3%(346件/371件)。

											(単位:件、百万円)						
\	業態	主要	行等	地方	銀行	第二地	方銀行	信金	金等		計			補	償の状況(作	#)	
												平均	i		计决定済 		-m - t-
	時期	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	被害額 (万円)	計		償 75%又は	補償 しない	調査・ 検討中等
_	\longrightarrow													全額	一部		
1.	7年2月~3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
	17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
	18年度	3,998	1,661	1,825	1,055	389	172	710	347	6,922	3,236	46	6,893	3,337	969	2,587	29
	19年度	3,468	1,363	1,154	620	209	89	486	216	5,317	2,290	43	5,317	2,127	852	2,338	-
	20年度	3,507	1,580	994	520	178	120	436	207	5,115	2,429	47	5,110	1,811	908	2,391	5
	21年度	4,234	1,874	1,069	624	213	153	532	301	6,048	2,954	48	6,039	1,774	1,517	2,748	9
	22年度	4,456	2,418	1,160	871	304	207	695	480	6,615	3,977	60	6,604	1,654	2,086	2,864	11
	23年度	3,705	1,814	918	641	216	144	522	334	5,361	2,935	54	5,349	1,223	1,453	2,673	12
	24年度	2,873	1,224	615	397	119	78	303	183	3,910	1,883	48	3,905	806	845	2,254	5
	25年度	2,771	1,187	463	288	73	35	199	122	3,506	1,634	46	3,498	594	700	2,204	8
	26年度	2,369	1,037	413	220	77	55	198	153	3,057	1,467	48	3,027	570	602	1,855	30
	27年度	2,085	1,070	471	354	100	39	201	182	2,857	1,647	57	2,793	582	719	1,492	64
	4月~6月	537	261	140	102	30	10	40	41	747	416	55	730	170	150	410	17
	7月~9月	605	300	127	96	22	7	47	24	801	429	53	793	166	212	415	8
	10月~12月	518	273	119	76	20	5	69	66	726	421	58	708	135	211	362	18
	1月~3月	425	235	85	78	28	14	45	50	583	379	65	562	111	146	305	21
	28年度	2,594	1,548	560	420	96	72	372	309	3,622	2,351	64	2,919	422	885	1,612	703
	4月~6月	604	357	130	90	23	17	67	55	824	521	63	803	143	222	438	21
	7月~9月	630	342	157	127	20	9	63	60	870	539	61	816	123	268	425	54
	10月~12月	657	402	128	98	24	17	101	87	910	606	66	819	100	251	468	91
	1月~3月	703	445	145	104	29	28	141	107	1,018	685	67	481	56	144	281	537
	計	39,284	19,328	11,632	7,457	2,385	1,444	5,655	3,457	58,956	31,687	53	58,061	18,457	12,404	27,200	895
	構成比	66.6%	61.0%	19.7%	23.5%	4.0%	4.6%	9.6%	10.9%				100.0%	31.8%	21.4%	46.8%	
		, .	/ -	- /-	/-	- / -	- , -	/ •	/-		, .		/ •		, ,		

⁽注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫 及び信連・信漁連等。

⁽注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

⁽注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等42.2%(16,358件/38,762件)、地方銀行74.3%(8/3/504件/11,426件)、第二地方銀行74.3%(1,753件/2,358件)、信金等77.3%(4,265件/5,515件)。

本報 主要行等 地方銀行 第二地方銀行 信金等 計 補償の状況(件) 地方銀行 保数 金額 件数 金額 件数 金額 件数 金額 件数 金額 作数 金額 本稿 金額 金額 金額 金額 金額 金額 金額 金	‡、百万円
時期 件数 金額 件数 金額 件数 金額 件数 金額 件数 金額 供数 金額 10 20 673 165 50 16年度 100 909 132 85 13 11 39 34 284 1,040 366 284 65 22 18年度 82 140 124 108 14 13 37 32 257 294 114 218 60 15 19年度 175 336 72 65 15 14 29 52 291 468 160 224 115 11	
15年度	調査・
16年度	検討中等
17年度	
18年度 82 140 124 108 14 13 37 32 257 294 114 218 60 15 19年度 175 336 72 65 15 14 29 52 291 468 160 221 115 10 20年度 192 276 59 29 9 9 15 17 275 332 121 263 148 11 21年度 140 197 71 54 9 3 25 15 246 271 110 227 107 12 22年度 153 165 65 46 8 4 19 13 245 229 93 235 130 10 23年度 104 148 61 42 10 7 12 14 187 214 114 184 110 7 24年度 80 63 50 73 8 1 12 12 150 151 100 148 93 55 25年度 82 52 30 23 5 3 16 13 133 92 69 132 90 44 26年度 63 34 23 13 3 0 12 24 101 71 71 96 61 3 27年度 46 39 37 7 11 10 9 5 103 64 62 82 29 55 4月~6月 15 10 4 0 4 8 3 0 26 20 79 26 11 11 10月~12月 9 12 19 2 1 0 1 3 30 19 64 16 3 11 11月~3月 12 6 2 1 -	
19年度	
20年度 192 276 59 29 9 9 15 17 275 332 121 263 148 11 21年度 140 197 71 54 9 3 25 15 245 271 110 227 107 12 22年度 153 165 65 46 8 4 19 13 245 229 93 235 130 10 23年度 104 148 61 42 10 7 12 14 187 214 114 184 110 7 24年度 80 63 50 73 8 1 12 12 150 151 100 148 93 5 25年度 82 52 30 23 5 3 16 13 133 92 69 132 90 4 26年度 63 34 23 13 3 0 12 24 101 71 71 96 61 3 27年度 46 39 37 7 11 10 9 5 103 64 62 82 29 </td <td>3</td>	3
21年度 140 197 71 54 9 3 25 15 245 271 110 227 107 12 22年度 153 165 65 46 8 4 19 13 245 229 93 235 130 10 23年度 104 148 61 42 10 7 12 14 187 214 114 184 110 7 24年度 80 63 50 73 8 1 12 12 150 151 100 148 93 5 25年度 82 52 30 23 5 3 16 13 133 92 69 132 90 4 26年度 63 34 23 13 3 0 12 24 101 71 71 96 61 3 27年度 46 39 37 7 11 10 9 5 103 64 62 82 29 5 4月~6月 15 10 4 0 4 8 3 0 26 20 79 26 11 <td< td=""><td>7</td></td<>	7
22年度 153 165 65 46 8 4 19 13 245 229 93 235 130 10 23年度 104 148 61 42 10 7 12 14 187 214 114 184 110 7 24年度 80 63 50 73 8 1 12 12 150 151 100 148 93 5 25年度 82 52 30 23 5 3 16 13 133 92 69 132 90 4 26年度 63 34 23 13 3 0 12 24 101 71 71 96 61 3 27年度 46 39 37 7 11 10 9 5 103 64 62 82 29 5 4月~6月 15 10 4 0 4 8 3 0 26 20 79 26 11 1 7月~9月 10 9 12 2 6 2 1 1 29 15 52 23 7 1 </td <td>1:</td>	1:
23年度 104 148 61 42 10 7 12 14 187 214 114 184 110 7 24年度 80 63 50 73 8 1 12 12 150 151 100 148 93 5 25年度 82 52 30 23 5 3 16 13 133 92 69 132 90 4 26年度 63 34 23 13 3 0 12 24 101 71 71 96 61 3 27年度 46 39 37 7 11 10 9 5 103 64 62 82 29 5 4月~6月 15 10 4 0 4 8 3 0 26 20 79 26 11 1 7月~9月 10 9 12 2 6 2 1 1 29 15 52 23 7 1 10月~12月 9 12 19 2 1 0 1 3 30 19 64 16 3 1 <tr< td=""><td>1</td></tr<>	1
24年度 80 63 50 73 8 1 12 12 150 151 100 148 93 5 25年度 82 52 30 23 5 3 16 13 133 92 69 132 90 4 26年度 63 34 23 13 3 0 12 24 101 71 71 96 61 3 27年度 46 39 37 7 11 10 9 5 103 64 62 82 29 5 4月~6月 15 10 4 0 4 8 3 0 26 20 79 26 11 1 7月~9月 10 9 12 2 6 2 1 1 29 15 52 23 7 1 10月~12月 9 12 19 2 1 0 1 3 30 19 64 16 3 1 1月~3月 12 6 2 1 - - 4 0 18 8 48 17 8	1
25年度 82 52 30 23 5 3 16 13 133 92 69 132 90 4 26年度 63 34 23 13 3 0 12 24 101 71 71 96 61 3 27年度 46 39 37 7 11 10 9 5 103 64 62 82 29 5 4月~6月 15 10 4 0 4 8 3 0 26 20 79 26 11 1 7月~9月 10 9 12 2 6 2 1 1 29 15 52 23 7 1 10月~12月 9 12 19 2 1 0 1 3 30 19 64 16 3 1 1月~3月 12 6 2 1 - - 4 0 18 8 48 17 8	
26年度 63 34 23 13 3 0 12 24 101 71 71 96 61 3 27年度 46 39 37 7 11 10 9 5 103 64 62 82 29 5 4月~6月 15 10 4 0 4 8 3 0 26 20 79 26 11 1 7月~9月 10 9 12 2 6 2 1 1 29 15 52 23 7 1 10月~12月 9 12 19 2 1 0 1 3 30 19 64 16 3 1 1月~3月 12 6 2 1 - - 4 0 18 8 48 17 8	
27年度 46 39 37 7 11 10 9 5 103 64 62 82 29 5 4月~6月 15 10 4 0 4 8 3 0 26 20 79 26 11 1 7月~9月 10 9 12 2 6 2 1 1 29 15 52 23 7 1 10月~12月 9 12 19 2 1 0 1 3 30 19 64 16 3 1 1月~3月 12 6 2 1 - - 4 0 18 8 48 17 8	
4月~6月 15 10 4 0 4 8 3 0 26 20 79 26 11 1 7月~9月 10 9 12 2 6 2 1 1 29 15 52 23 7 1 10月~12月 9 12 19 2 1 0 1 3 30 19 64 16 3 1 1月~3月 12 6 2 1 - - 4 0 18 8 48 17 8	
7月~9月 10 9 12 2 6 2 1 1 29 15 52 23 7 1 10月~12月 9 12 19 2 1 0 1 3 30 19 64 16 3 1 1月~3月 12 6 2 1 - - 4 0 18 8 48 17 8	2
10月~12月 9 12 19 2 1 0 1 3 30 19 64 16 3 1 1月~3月 12 6 2 1 - - 4 0 18 8 48 17 8	
1月~3月 12 6 2 1 4 0 18 8 48 17 8	
	1
28年度 31 12 15 5 6 2 52 20 39 37 25 1	
	1
4月~6月 5 2 5 1 2 0 12 5 41 9 5	
7月~9月 5 1 2 0 2 1 9 3 36 8 6	
10月~12月 15 6 7 3 2 0 24 10 44 17 14	
1月~3月 6 1 1 0 7 1 26 3 -	
計 1,555 3,463 1,212 1,477 162 237 373 461 3,302 5,639 170 3,105 1,258 1,84	19
構成比 47.1% 61.4% 36.7% 26.2% 4.9% 4.2% 11.3% 8.2% 100.0% 100.0% 100.0% 40.5% 59.5	

⁽注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

⁽注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

⁽注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.9%(683件/1,488件)、地方銀行32.6%(365件/1,119件)、第二地方銀行42.3%(63件/149件)、信金等42.1%(147件/349件)。

-	業態	主要	行等	地方	銀行	第二地	方銀行	信金	金等		計			補償の物		件、百万円)
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額	処3	理方針決定	:済	調査・
時期		ГΩ	亚识	ΠЖ	亚识	IT 93	亚识	1790	业识	17.90	业识	(万円)	計	補償	補償 しない	検討中等
17年2月~3	月	-	-	1	0	-		-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度		34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-
18年度		86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1
19年度		226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	-
20年度		127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6
21年度		53	22	6	89	3	3	-	-	62	116	187	52	28	24	10
22年度		64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5
23年度		90	172	39	99	10	52	23	71	162	395	244	161	109	52	1
24年度		142	141	6	8	-	-	1	1	149	151	101	149	104	45	-
25年度		1,870	1,941	66	189	14	76	4	4	1,954	2,212	113	1,947	1,775	172	7
26年度		1,120	1,234	141	390	23	150	124	415	1,408	2,191	155	1,399	1,175	224	9
27年度		1,161	1,426	191	343	25	129	165	545	1,542	2,444	158	1,516	1,281	235	26
4月~6	月	283	409	68	124	1	1	55	155	407	691	169	403	331	72	4
7月~9	月	301	468	29	84	5	49	70	276	405	879	217	403	343	60	2
10月~1	2月	148	155	47	64	11	67	24	90	230	378	164	218	172	46	12
1月~3	月	429	392	47	69	8	10	16	22	500	494	98	492	435	57	8
28年度		559	567	111	303	17	96	61	135	748	1,101	147	639	540	99	109
4月~6	月	252	224	18	24	-	-	11	8	281	257	91	275	231	44	6
7月~9	月	84	115	25	102	2	7	10	14	121	239	198	117	94	23	4
10月~1	2月	161	161	38	110	9	53	28	100	236	427	180	208	188	20	28
1月~3	月	62	65	30	65	6	34	12	11	110	176	160	39	27	12	71
計		5,532	6,027	596	1,516	101	518	394	1,206	6,623	9,269	139	6,449	5,445	1,004	174
構成比		83.5%	65.0%	9.0%	16.4%	1.5%	5.6%	5.9%	13.0%	100.0%	100.0%		100.0%	84.4%	15.6%	

^{「(}注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫 及び信連・信漁連等。

⁽注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

⁽注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.8%(4,639件/5,470件)、地方銀行84.5%(3441件/529件)、第二地方銀行66.3%(55件/83件)、信金等82.8%(304件/367件)。

(単位	. 4	生 .	占	ヵ	Щ
(+ <u>u</u>	I	т.	_	//	IJ

	_	業態	主要	行等	地方	銀行	第二地	方銀行	信金	全等		計	
	時期		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)
		23年度	87	153	29	47	1	1	10	8	127	210	165
		24年度	140	136	5	4	-	-	1	1	146	142	97
		25年度	1,808	1,867	48	90	4	9	3	1	1,863	1,969	105
		26年度	1,089	1,107	105	163	7	11	47	94	1,248	1,376	110
個人		27年度	1,106	1,023	173	277	16	33	90	127	1,385	1,462	105
		4月~6月	273	347	66	122	1	1	34	45	374	517	138
		7月~9月	267	172	20	41	1	10	37	68	325	292	90
		10月~12月	142	116	40	44	6	11	9	4	197	177	90
		1月~3月	424	386	47	69	8	10	10	8	489	474	97
		28年度	529	537	87	120	12	41	33	41	661	739	111
		4月~6月	231	199	17	20	-	-	10	6	258	226	87
		7月~9月	84	115	20	34	2	7	6	8	112	165	147
		10月~12月	155	159	26	33	8	32	10	20	199	246	123
		1月~3月	59	62	24	31	2	1	7	5	92	101	110
		計	4,759	4,825	447	704	40	97	184	273	5,430	5,901	108
		構成比	87.6%	81.8%	8.2%	11.9%	0.7%	1.7%	3.4%	4.6%	100.0%		

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

	\	業態	主要	行等	地方	銀行	第二地	方銀行	信金	金等		計	
I	時期		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)
		23年度	3	18	10	51	9	51	13	63	35	184	528
		24年度	2	5	1	3	-		-	-	3	9	309
		25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266
		26年度	31	126	36	226	16	139	77	321	160	814	509
法人		27年度	55	403	18	65	9	95	75	417	157	981	625
		4月~6月	10	62	2	1	-	1	21	109	33	173	526
		7月~9月	34	295	9	43	4	39	33	208	80	586	733
		10月~12月	6	39	7	20	5	56	15	85	33	201	609
		1月~3月	5	6	-	-	-	1	6	13	11	20	183
		28年度	30	30	24	182	5	55	28	94	87	361	415
		4月~6月	21	25	1	3	-	1	1	2	23	31	135
		7月~9月	-	-	5	67	-	-	4	6	9	74	827
		10月~12月	6	2	12	77	1	21	18	79	37	180	488
		1月~3月	3	2	6	33	4	33	5	5	18	75	419
		計	183	658	107	629	49	407	194	899	533	2,594	486
		構成比	34.3%	25.4%	20.1%	24.2%	9.2%		36.4%		100.0%		

⁽注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

⁽注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

資料9-9-2

<u>偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成28年3月末)</u>

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成28年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- 集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。
- ・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

[調査結果]

1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカート 発行金融 機関数①	個人向けイン ターネットバンキン グ実施金融 機関数②	法人向けイン ターネットバンキン グ実施金融 機関数③	ATM設置 台数④	キャッシュカート゛ 発行枚数⑤
主要行等	9	8	8	25,317	106,072
地銀	65	65	65	39,108	112,144
第二地銀	41	41	41	11,919	29,562
その他の銀行	16	21	32	55,623	188,668
信用金庫	265	262	262	19,853	51,542
信用組合	134	64	53	2,263	5,136
労働金庫	13	13	13	1,861	8,572
計	543	474	474	155,944	501,696
農漁協等	810	808	700	12,483	22,105
総計	1,353	1,282	1,174	168,427	523,801

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカート 発行金融	ICキャッ 導入済み金		ICキャッシュ ATM		ICキャッ 発行を	
	機関数①		6 /1		7/4		8/5
主要行等	9	6	66.7%	25,024	98.8%	34,500	32.5%
地銀	65	65	100.0%	37,680	96.3%	27,384	24.4%
第二地銀	41	39	95.1%	9,431	79.1%	6,211	21.0%
その他の銀行	16	7	43.8%	55,617	100.0%	61,729	32.7%
信用金庫	265	208	78.5%	16,274	82.0%	8,801	17.1%
信用組合	134	46	34.3%	992	43.8%	524	10.2%
労働金庫	13	13	100.0%	1,861	100.0%	13	0.2%
計	543	384	70.7%	146,879	94.2%	139,162	27.7%
農漁協等	810	808	99.8%	12,380	99.2%	9,386	42.5%
総計	1,353	1,192	88.1%	159,259	94.6%	148,548	28.4%

(生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカート゛ 発行金融	生体認証4 導入済み金		生体認証特 対応ATN		生体認言	
	機関数①		9/1		10/4		11/5
主要行等	9	5	55.6%	22,057	87.1%	25,822	24.3%
地銀	65	50	76.9%	22,958	58.7%	12,566	11.2%
第二地銀	41	9	22.0%	2,495	20.9%	849	2.9%
その他の銀行	16	2	12.5%	27,364	49.2%	49,560	26.3%
信用金庫	265	79	29.8%	6,175	31.1%	2,035	3.9%
信用組合	134	11	8.2%	355	15.7%	196	3.8%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	543	156	28.7%	81,404	52.2%	91,028	18.1%
農漁協等	810	133	16.4%	2,001	16.0%	24	0.1%
総計	1,353	289	21.4%	83,405	49.5%	91,052	17.4%

3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けイン ターネットバンキン グ実施金融	可変パス 導入済み金	スワード 融機関数⑫
	機関数②		12/2
主要行等	8	8	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	41	41	100.0%
その他の銀行	21	17	81.0%
信用金庫	262	261	99.6%
信用組合	64	59	92.2%
労働金庫	13	13	100.0%
計	474	464	97.9%
農漁協等	808	808	100.0%
総計	1,282	1,272	99.2%

		導入してい	る可変パスワー	ードの種類(複	数回答可)	
業態	乱数	表⑬	パスワート	·生成機個	電子メール・アフ	プリケーション⑮
		13/2		14/2		15/2
主要行等	7	87.5%	5	62.5%	2	25.0%
地銀	35	53.8%	41	63.1%	29	44.6%
第二地銀	20	48.8%	26	63.4%	21	51.2%
その他の銀行	11	52.4%	8	38.1%	4	19.0%
信用金庫	245	93.5%	215	82.1%	3	1.1%
信用組合	5	7.8%	54	84.4%	29	45.3%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	336	70.9%	362	76.4%	88	18.6%
農漁協等	0	0.0%	808	100.0%	735	91.0%
総計	336	26.2%	1,170	91.3%	823	64.2%

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けイン ターネットハンキン が実施金融 機関数③		スワード融機関数①	(可変パスワーク の金融機 の金融機 電子証明書 金融機	4導入済み
	(成)対 ③		17/3		18/3
主要行等	8	6	75.0%	2	25.0%
地銀	65	64	98.5%	1	1.5%
第二地銀	41	35	85.4%	6	14.6%
その他の銀行	32	23	71.9%	6	18.8%
信用金庫	262	250	95.4%	12	4.6%
信用組合	53	40	75.5%	8	15.1%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	474	431	90.9%	35	7.4%
農漁協等	700	700	100.0%	0	0.0%
総計	1,174	1,131	96.3%	35	3.0%

		導入してい	る可変パスワ	ードの種類(複	数回答可)	
業態	乱数	表18	パスワート	・生成機19	電子メール・アフ	プリケーション⑩
		18/3		19/3		20/3
主要行等	0	0.0%	6	75.0%	1	12.5%
地銀	16	24.6%	51	78.5%	11	16.9%
第二地銀	8	19.5%	27	65.9%	5	12.2%
その他の銀行	5	15.6%	18	56.3%	1	3.1%
信用金庫	233	88.9%	53	20.2%	3	1.1%
信用組合	3	5.7%	36	67.9%	3	5.7%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	265	55.9%	204	43.0%	24	5.1%
農漁協等	0	0.0%	700	100.0%	1	0.1%
総計	265	22.6%	904	77.0%	25	2.1%

信託会社等の新規参入状況

平成29年6月30日現在

					免	許 •	登	録等	条件	数			
		計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信	託会社	20	15	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	運用型信託会社 (免許制)	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運用型外国信託会社(免許制)(注1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管理型信託会社 (登録制)	13	8	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	管理型外国信託会社 (登録制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同-	一会社集団(特定信託業者)(届出制)(注2)	24	17	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定	E大学技術移転事業承認事業者(承認TLO)(登録制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自	己信託	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信	託契約代理業者(登録制)	226	77	30	4	16	31	21	13	12	10	10	2
	うち みなし信託契約代理業者	131	45	15	2	11	17	8	7	9	9	6	2
	計	271	110	41	4	16	32	21	13	12	10	10	2

- (注1) 外国信託会社は金融庁直轄
- (注2) グループ企業内信託の件数は信託契約数(受託者総数は【8】社)

資料11-2-1 生命保険会社の平成29年3月期決算の概要

(単位:億円、%、ポイント)

				応口、70、ハインド/
	27年3月期	28年3月期	29年3月期	前期比
基礎収益	538,364	513,583	467,192	4 6,391
保険料等収入	386,574	389,620	351,829	▲ 37,791
資産運用収益	98,009	73,066	78,101	5,035
基礎費用	500,129	480,240	433,265	4 6,975
保険金等支払金	346,939	322,600	290,004	▲ 32,596
資産運用費用	3,075	8,549	3,515	▲ 5,034
事業費	44,968	47,046	47,266	220
基礎利益	38,235	33,342	33,927	585
キャピタル損益	5,234	333	▲ 2,330	▲ 2,663
臨時損益	▲ 8,378	▲ 5,920	4 ,967	953
危険準備金繰入額	3,970	2,299	2,197	▲ 102
経常利益	35,091	27,755	26,629	▲ 1,126
特別損益	▲ 6,276	▲ 5,081	▲ 5,536	▲ 455
価格変動準備金繰入額	3,805	4,926	5,366	440
当期純利益(純剰余)	15,327	13,438	13,968	530
総資産	3,672,552	3,671,678	3,755,051	83,373
有価証券含み損益	411,377	508,848	432,306	▲ 76,542
公表逆ざや額	▲ 1,200	▲ 1,174	▲ 1,091	83
ソルベンシー・マージン比率	1,020.4	989.6	965.5	▲ 24.1

【参考】[個人保険+個人年金ベース]

E > U Z EIEV THINK IEV T I	=			
	27年3月期	28年3月期	29年3月期	前期比
新契約高+転換純増(兆円)	76	77	79	2
解約失効高(兆円)	51	48	45	▲ 3
保有契約高(兆円)	961	962	970	8
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	31,066	33,188	33,048	1 40
うち第三分野	5,600	6,162	6,736	574
保有契約ベース	252,229	261,953	274,832	12,879
うち第三分野	57,047	59,373	62,286	2,913

- (注1) 逆ざや額=(基礎利益上の運用収支等の利回り-平均予定利率)×一般勘定責任準備金
- (注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。
- (注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。
- (注4) 算出会社(27年3月期:42社、28年3月期:41社、29年3月期、41社)※かんぽ生命含む

損害保険会社の平成29年3月期決算の概要

(51社ベース)

(単位:億円)

			27年3月期	28年3月期	29年3月期	前期比
正味	収入保	以 段 料	80, 637	86, 366	85, 145	▲ 1, 220
正味	支払保	以除金	45, 413	46, 861	48, 884	2, 023
経	常和	. 益	7, 276	8, 209	8, 919	710
特	別	益	▲ 1,417	▲ 678	▲ 528	149
当	期和	益	3, 739	5, 777	6, 538	761
総	資	産	315, 794	314, 822	322, 207	7, 385
	価 証 み 損	E 券 i 益	65, 665	51, 973	54, 297	2, 323
					(単位	ī:%、ポイント)

ソルベンシー・ マージン比率	709. 1	695. 7	742. 3	46. 6
-------------------	--------	--------	--------	-------

⁽注1) 27年3月期・28年3月期は52社ベース。29年3月期は51社ベース。 (注2) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

資料11-2-3 生命保険会社一覧表 (平成29年6月30日現在41社)

生命保険会社 38社

生命保険会社 38社	1
	会社名
相	日本生命保険相互会社
五 会 社	明治安田生命保険相互会社
云 云	住友生命保険相互会社
5	朝日生命保険相互会社
社	富国生命保険相互会社
	第一生命保険株式会社
	三井生命保険株式会社
	太陽生命保険株式会社
	大同生命保険株式会社
(21社)	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
	ソニー生命保険株式会社
	オリックス生命保険株式会社
	第一フロンティア生命保険株式会社
	ネオファースト生命保険株式会社
	フコクしんらい生命保険株式会社
	メディケア生命保険株式会社
	ライフネット生命保険株式会社
	楽天生命保険株式会社
	みどり生命保険株式会社
	SBI生命保険株式会社
	株式会社かんぽ生命保険
損保系子会社	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
(損保50%以上)	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
(4社)	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	アリアンツ生命保険株式会社
	マスミューチュアル生命保険株式会社
	メットライフ生命保険株式会社
	ジブラルタ生命保険株式会社
外資系	プルデンシャル生命保険株式会社
(外資50%以上)	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
(13社)	アクサ生命保険株式会社
	アクサダイレクト生命保険株式会社
	エヌエヌ生命保険株式会社
	マニュライフ生命保険株式会社
	ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
	AIG富士生命保険株式会社

外国生命保険会社 3社

	+ <u></u>
支店形態	カーディフ・アシュアランス・ヴィ
(3社)	アメリカンファミリーライフアシュアランスカンパ゜ニーオフ゛コロンハ゛ス(アフラック)
(011)	チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンハ゜ニー・リミテット゛

損 害 保 険 会 社 一 覧 表 (平成29年6月30日現在52社)

指害保障会社 30社

東京海上日動火災保険株式会社 担害保険ジャパン日本興亜株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 共栄火災海上保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 セコム損害保険株式会社 セコム損害保険株式会社 セコム損害保険株式会社 セコム損害保険株式会社 セコム損害保険株式会社 センシ自動車火災保険株式会社 フリニー損害保険株式会社 三井ダイレクト損害保険株式会社 日立キャピタル損害保険株式会社 エイチ・エス損害保険株式会社 エイチ・エス損害保険株式会社 スト・エス損害保険株式会社 アニコム損害保険株式会社 メーデザイン損害保険株式会社 アニコム損害保険株式会社 アニコム損害保険株式会社 ストッ・アスット損害保険株式会社 アコン増害保険株式会社 アコン増産保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 アイアット投害保険株式会社 アイアット投害保険株式会社 アイアット投害保険株式会社 アイアット投害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 「アメリカート世帯電保険株式会社	<u>, 摂害保険会社</u>	30社	
提害保険ジャパン日本興亜株式会社			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 共栄火災海上保険株式会社 朝野火災海上保険株式会社 切りの (20社) (20社) /ul>			東京海上日動火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社			損害保険ジャパン日本興亜株式会社
共栄火災海上保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 朝日火災海上保険株式会社 七コム損害保険株式会社 大同火災海上保険株式会社 セゾン自動車火災保険株式会社 フニー損害保険株式会社 日立キャピタル損害保険株式会社 エイチ・エス損害保険株式会社 エイチ・エス損害保険株式会社 SBI損害保険株式会社 SBI損害保険株式会社 イーデザイン損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 アノアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アクサ損害保険株式会社 アクサ損害保険株式会社 A I U損害保険株式会社 工火災海上保険株式会社 生保系子会社(生保系分会社(生保系分会社) 日 財治安田損害保険株式会社 事保険專業社 トーア再保険株式会社			三井住友海上火災保険株式会社
日新火災海上保険株式会社 朝日火災海上保険株式会社 セコム損害保険株式会社 大同火災海上保険株式会社 大同火災海上保険株式会社 セゾン自動車火災保険株式会社 三井ダイレクト損害保険株式会社 日立キャピタル損害保険株式会社 エイチ・エス損害保険株式会社 エイチ・エス損害保険株式会社 アニコム損害保険株式会社 アニコム損害保険株式会社 38I損害保険株式会社 イーデザイン損害保険株式会社 ロ遺害保険株式会社 アープイペット損害保険株式会社 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 イーオ) コース・アクトリー・アクリー・アクトリー・			あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
(20社) 切りでは、			共栄火災海上保険株式会社
(20社) セゴム損害保険株式会社 セブン自動車火災保険株式会社 ソニー損害保険株式会社 三井ダイレクト損害保険株式会社 日立キャピタル損害保険株式会社 そんぽ24損害保険株式会社 エイチ・エス損害保険株式会社 アニコム損害保険株式会社 SBI損害保険株式会社 SBI損害保険株式会社 イーデザイン損害保険株式会社 な山損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツトリカニの大会会と (外資50%以上) (7社) 富士火災海上保険株式会社 エメ災海上保険株式会社 ロ人損害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 生保系子会社 (生保の0%以上) 明治安田損害保険株式会社			日新火災海上保険株式会社
(20社) 大同火災海上保険株式会社 セゾン自動車火災保険株式会社 ソニー損害保険株式会社 三井ダイレクト損害保険株式会社 日立キャピタル損害保険株式会社 そんぽ24損害保険株式会社 エイチ・エス損害保険株式会社 アニコム損害保険株式会社 SBI損害保険株式会社 SBI損害保険株式会社 イーデザイン損害保険株式会社 au損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 フリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			朝日火災海上保険株式会社
(20社) セゾン自動車火災保険株式会社 ソニー損害保険株式会社 三井ダイレクト損害保険株式会社 日立キャピタル損害保険株式会社 そんぽ24損害保険株式会社 エイチ・エス損害保険株式会社 アニコム損害保険株式会社 SBI損害保険株式会社 SBI損害保険株式会社 イーデザイン損害保険株式会社 ロ損害保険株式会社 アイベット損害保険株式会社 アリアンツ火災保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 日は長年度時代表会社 アクサ損害保険株式会社 エメ災海上保険株式会社 日は長年度時代表会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 明治安田損害保険株式会社 明治安田損害保険株式会社			セコム損害保険株式会社
ソニー損害保険株式会社			大同火災海上保険株式会社
リニー損害保険株式会社	(20\$+)		セゾン自動車火災保険株式会社
日立キャピタル損害保険株式会社	(2011)		
そんぽ24損害保険株式会社 エイチ・エス損害保険株式会社 アニコム損害保険株式会社 SBI損害保険株式会社 イーデザイン損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 (外資50%以上) (7社) 富士火災海上保険株式会社 A I U損害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 生保系子会社(生保50%以上) 再保険専業社 トーア再保険株式会社			
エイチ・エス損害保険株式会社アニコム損害保険株式会社SBI損害保険株式会社イーデザイン損害保険株式会社カリ書保険株式会社ジェイアイ傷害火災保険株式会社アリアンツ火災海上保険株式会社アリアンツ火災海上保険株式会社(外資50%以上)(7社)富士火災海上保険株式会社AIU損害保険株式会社アメリカンホーム医療・損害保険株式会社生保系子会社 (生保50%以上)再保険専業社トーア再保険株式会社			
アニコム損害保険株式会社 SBI損害保険株式会社 イーデザイン損害保険株式会社 のイペット損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アクサ損害保険株式会社 富士火災海上保険株式会社 A I U損害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 生保系子会社(生保50%以上) 再保険専業社 トーア再保険株式会社			
SBI損害保険株式会社 イーデザイン損害保険株式会社 ロリアイペット損害保険株式会社 アイアイ傷害火災保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 アクサ損害保険株式会社 アクサ損害保険株式会社 ロリ損害保険株式会社 生保系子会社(生保50%以上) 再保険専業社 トーア再保険株式会社			
イーデザイン損害保険株式会社 au損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 (外資50%以上) (7社) 富士火災海上保険株式会社 AIU損害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 生保系子会社(生保50%以上) 再保険専業社 トーア再保険株式会社			アニコム損害保険株式会社
au損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 (外資50%以上) アクサ損害保険株式会社 (7社) 富士火災海上保険株式会社 AIU損害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 生保系子会社(生保50%以上) 明治安田損害保険株式会社 再保険専業社 トーア再保険株式会社			F-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1
アイペット損害保険株式会社 外資系 Chubb損害保険株式会社 (外資50%以上) アクサ損害保険株式会社 (7社) 富士火災海上保険株式会社 AIU損害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 生保系子会社 (生保50%以上) 明治安田損害保険株式会社 再保険専業社 トーア再保険株式会社			
ジェイアイ傷害火災保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 外資系 Chubb損害保険株式会社 (外資50%以上) アクサ損害保険株式会社 富士火災海上保険株式会社 A I U損害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 生保系子会社(生保50%以上) 明治安田損害保険株式会社 再保険専業社 トーア再保険株式会社			
アリアンツ火災海上保険株式会社外資系Chubb損害保険株式会社(外資50%以上)アクサ損害保険株式会社(7社)富士火災海上保険株式会社A I U損害保険株式会社アメリカンホーム医療・損害保険株式会社生保系子会社(生保50%以上)明治安田損害保険株式会社再保険専業社トーア再保険株式会社			
外資系 (外資50%以上) (7社)Chubb損害保険株式会社 アクサ損害保険株式会社 			
(外資50%以上) (7社)アクサ損害保険株式会社 富士火災海上保険株式会社 A I U損害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社生保系子会社 (生保50%以上)明治安田損害保険株式会社再保険専業社トーア再保険株式会社			
(7社)富士火災海上保険株式会社 AIU損害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社生保系子会社 (生保50%以上)明治安田損害保険株式会社再保険専業社トーア再保険株式会社			# T = T = T = T = T = T = T = T = T = T
A I U損害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 生保系子会社 (生保50%以上) 明治安田損害保険株式会社 再保険専業社 トーア再保険株式会社		上)	
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社生保系子会社 (生保50%以上)明治安田損害保険株式会社再保険専業社トーア再保険株式会社	(7社)		
生保系子会社 (生保50%以上) 明治安田損害保険株式会社 再保険専業社 トーア再保険株式会社			F 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
再保険専業社トーア再保険株式会社			明治安田損害保険株式会社
(2計) 口木地雲再促除井式会計	再保険専業	社	トーア再保険株式会社
、こに/ 一 口 个 地 辰 円 休 吹 休 八 云 江	(2社)		日本地震再保険株式会社

外国損害保険会社等 21社

* 1 1		171712			= : =
ア	メ		IJ	カ	トランスアトランティック リインシュアランス カンパニー
					アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー
			(3	社)	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
1	ギ		IJ	ス	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
					ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエイ
					ション・リミテッド
			(3	社)	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・ア
1			()	'-'	ソシエーション(ヨーロッパ)リミテッド
ラ	ラ		ン	ス	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリュール
					カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
			(3	3社)	スコール・グローバル・ライフ・エスイー
ス		1		ス	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
			(2	2社)	スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド
ル	クセ	ン	ブノ	レク	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
7	タ		IJ	ア	アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ
ア	ル	ゥ	エ		アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イェンシディグ
1		ン		ド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓				玉	現代海上火災保険株式会社
ド		1		ツ	エイチディーアイ・グローバル・エスイー
					ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
					ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャ
				3社)	フト・イン・ミュンヘン
ベ	ル		ギ	_	ユーラーヘルメス・エスエー
ス	ペ		イ	ン	アトラディウス・クレディト・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス

免許特定法人(特定損害保険業免許) 1社

11	イギリ	ス	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
----	-----	---	------------------

保険持株会社一覧表

(平成29年6月30日現在11社)

	保険持株会社名
(11社)	アニコム ホールディングス株式会社
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社

生命保険会社の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年6月末現在
生命保険会社	40社	40社	39社	38社	38社	38 ±
+ 免 許 ▲ 廃 止			 ※合併 (26年10月) ▲東京海上日動あんしん ▲東京海上日動フィナンシャル +アクサジャパンホールディング (26年10月)(注1) ※合併 (26年10月) 本アクサジャパンホールディング ▲アクサジャパンホールディング ▲アクサ 	※合併 (27年7月) ▲オリックス ▲ハートフォード	 ※再編 (注2) 十第一生命 (28年10月) ▲第一生命 (28年10月) 	
外国生命保険会社	3社	3社	3社	3社	3社	3社
+ 免 許 ▲ 廃 止	▲アメリカン・ライフ・インシュア ランス・カンパニー (24年5月)					
슴 計	43社	43社	42社	41社	41社	41社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

⁽注1) 26年10月のアクサの合併等については、同日付(26年10月1日)で、①持株会社であるアクサジャパンホールディングに免許を付与、 ②アクサジャパンホールディングを存続会社とし、アクサ生命を吸収合併、③アクサ生命への商号変更を行っている。

⁽注2) 第一生命の再編については、①平成28年8月3日付で、第一生命分割準備株式会社に生命保険業の免許を付与。 ②平成28年10月1日付で、第一生命保険株式会社は国内生命保険事業を、第一生命分割準備株式会社に継承するとともに ③同日付で、第一生命分割準備株式会社は第一生命保険株式会社に商号変更。

損害保険会社の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年6月末日現在
損害保険会社	30社	31社	30社	30社	30社	30社
+ 免 許 ▲ 廃 止	+AIU損害保険 (24年10月)	+アメリカンホーム医療・損害保険 (25年11月)	※合併(26年9月) +損害保険ジャパン日本興亜 ▲損害保険ジャパン ▲日本興亜損害保険			
外国損害保険会社等 免許特定法人	24社	23社	22社	22社	21社	22社
+ 免 許 ▲ 廃 止		カンパニー(25年4月) +ザ・ユナイテッド・キングダム・ ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシェーション(ヨーロッパ)リミテッド(26年2月) ▲ジ・ユナイテッド・キングドム・	▲アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー(26年4月) +ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エスエー(26年6月) →ユーラーヘルメス・エスエーへ社名変更(26年11月) ▲ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフト(26年7月)		▲フェデラル・インシュアランス・カンパニー(28年9月) +コンパニア・エスパニョーラ・デ・クレディト・イ・カウション・エセ・アー(28年9月) ▲アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ(28年12月)	+スコール・グローバル・ライフ・エ スイー(29年4月)
合 計	54社	54社	52社	52社	51社	52社

(注)合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関する フィールドテストの結果概要について

目次

I. 背景および目的	<u>)</u>
I.1. 背景 2	<u>)</u>
I. 2. 目的 2	
II. 実施内容	<u>)</u>
II.1. 概要 3	3
II. 2. 対象保険会社 3	3
II.3. 計算方法 3	
II.4. 内部モデル 4	1
II.5. 前回フィールドテストからの主な変更点	
III. 結果概要	ļ
III.1. リスクとソルベンシーの状況	
III.2. 内部モデルの状況 5	
III.3. その他の論点 6	3
IV. 今後の課題	;

I. 背景および目的

I.1. 背景

- 1. 経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産・負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況を的確に把握しようとする枠組みであり、保険会社のリスク管理の高度化にも資するものである。このため、金融庁では、平成22年6月及び平成26年6月に全保険会社を対象としてフィールドテストを実施するとともに、関係者との対話等を通じて、その導入に向けた検討を行ってきた。
- 2. 一方、IAIS¹(保険監督者国際機構)では、IAIGs²(国際的に活動する保険会社 グループ)を対象とした資本基準(ICS³)について、経済価値ベースの評価を前 提に検討が進められており、平成28年7月には、評価手法等の技術的な論点を 中心としてコンサルテーションに付されたところである。

I. 2. 目的

- 3. こうした状況を踏まえ、我が国における適切な評価・監督手法の検討の一環として、経済価値ベースの資産、保険負債、資本の質、所要資本等の計算についての各社の対応状況、直近の低金利下におけるソルベンシーの状況、実務上の課題等を把握するため、今回のフィールドテストを実施した。
- 4. なお、今回のフィールドテストは、ICS フィールドテストの仕様書(平成 28 年 6 月時点)⁴に基づいて実施した。これは、過去 2 回のフィールドテストとの 差異分析や、IAIS における ICS の議論への貢献等を目的としたものであり、必ずしも最終的な評価手法や監督手法の方向性を示しているものではない。

II. 実施内容

¹ International Association of Insurance Supervisors の略。

² Internationally Active Insurance Groups の略。

³ Risk-based Global Insurance Capital Standardの略。

⁴ IAIS のウェブサイト参照。なお、IAIS における直近の議論の状況を踏まえると、保険負債の割引金利や所要資本を中心に、影響の大きいいくつかの論点についての変更が検討されている。

II.1. 概要

- 5. 単体ベース、連結ベースの両方について、次の各項目を市場整合的な経済価値 ベースで計算することを要請し、その計算の過程における実務上の問題点等に ついても、アンケート方式で回答を求めた(実施期間: 平成 28 年 6 月~12 月)。
 - a. 資産およびその他負債
 - b. 保険負債の現在推計
 - c. 適格資本⁵
 - d. 現在推計を超えるマージン (MOCE) ⁶
 - e. 各リスクの所要資本

II. 2. 対象保険会社

6. 我が国における全ての生命保険会社(41社)及び損害保険会社(51社)を対象とした。なお、連結ベースの計算は、国内における最上位の保険会社または保険持株会社を頂点として実施した。

II. 3. 計算方法

- 7. ICS フィールドテストの仕様書における MAV (市場調整評価) 手法 7 に基づいた計算方法とした。
- 8. 計算基準日は、原則として平成28年3月31日とした8。また、経済前提に対する感応度を把握するために、以下のシナリオに基づく計算も実施した。
 - a. 経済前提のみ、平成27年3月31日時点のものに変更
 - b. 円金利のイールドカーブを 50bps 上昇 (パラレルシフト)
 - c. 円金利のイールドカーブを 50bps 下降 (パラレルシフト)
 - d. 株式・不動産の時価を 10%下落
 - e. 為替レートを 10%円高

⁵ 損失吸収力の高い Tier1 適格資本と、相対的に低い Tier2 適格資本で構成される。

⁶ Margin over the Current Estimate の略。ICP (Insurance Core Principles) 14.7項参照。

⁷ MAV は Market Adjusted Valuation の略。なお、ICS では、MAV 手法に加え、GAAP+(会計基準調整)手法も並行して検討されているが、我が国における過去の検討との整合性や作業負荷等を鑑み、GAAP+手法は本フィールドテストの対象外とした。

⁸ 実務上対応が困難な社については、平成27年3月31日とした。その場合、aのシナリオについては、経済前提のみ、平成28年3月31日時点のものに変更したシナリオとした。

- 9. 生命保険会社については、保険負債の割引金利の補外方法⁹の違いによる影響を把握するため、以下の2種類の方法を試行した。
 - a. フォワードレートが UFR¹⁰に収束するように補外する方法¹¹
 - b. 市場の金利を参照する期間の最終年限のフォワードレートを一定として補 外する方法

Ⅱ.4. 内部モデル

10. 内部管理に用いているモデル(内部モデル)が存在する場合は、当該内部モデルによる計算結果も要請し、今回のフィールドテストの結果との差異分析、モデルの仕様・検証態勢等についても、アンケート方式で回答を求めた。

II.5. 前回フィールドテストからの主な変更点

- 11. 保険負債の割引金利について、超長期の金利の補外方法を変更したことに加え、無リスク金利へのスプレッドの上乗せを新たに試行した。
- 12. 所要資本について、リスク係数・ストレスシナリオを変更したことに加え、 大量解約リスク、テロ攻撃・パンデミック・賠償責任等の巨大災害リスク、資 産集中リスクに関する所要資本の計算を新たに試行した。
- 13. その他、資産や資本の質の評価、連結ベースでの計算等を新たに試行した。

III. 結果概要

III.1. リスクとソルベンシーの状況

14. ESR¹²は、平成 27 年 3 月末の経済前提では生命保険会社が 150% (41 社平均)、

⁹ 保険負債の割引金利は、一定の流動性がある信頼度の高い期間は市場の金利を参照する一方で、 それを超える期間は何らかの方法で設定(補外)する必要がある。

¹⁰ Ultimate Forward Rate の略 (終局フォワードレート)。

¹¹ ICS フィールドテストにおける仕様であり、円金利の場合、補外開始点は30年、収束期間は30年、UFRの水準は3.5%とされている。なお、UFRの水準はマクロ経済的な観点から設定されており、円金利の3.5%は、長期経済成長率1.5%と長期インフレターゲット2.0%の合計。

¹² Economic Solvency Ratioの略(経済価値ベースのソルベンシー比率)。経済価値ベースの適格 資本を所要資本で除した値。

損害保険会社が201%(51 社平均)、平成28年3月末の経済前提ではそれぞれ104%(同)、194%(同)と、いずれも適格資本が所要資本を超える水準となった。また、生命保険会社のESRについては、経済前提(特に、円金利)に対する感応度が大きいことが確認された。

- 15. 生命保険会社について、ESR の分子の適格資本の内訳を分析したところ、評価差額等¹³の割合が大きく、これが経済前提に対する純資産の変動性の主因となっていた(図1)。なお、損害保険会社については、経済前提に対する感応度は生命保険会社と比較して小さかった(図2)。
- 16. 所要資本のリスクカテゴリー毎の内訳は、図3 (生命保険会社)、図4 (損害保険会社)のとおりであった。

III. 2. 内部モデルの状況

- 17. 各社において、リスク管理・経営管理における内部モデルの活用が進められており、当該モデルの検証態勢についても、各社で課題を認識の上、高度化へ向けた不断の取り組みがなされていることが確認された。
- 18. 内部モデルの検証は、データ品質、計算前提や手法の妥当性、モデルガバナンスの遵守状況、文書化の状況等の中から各社で重要と考える項目を対象として実施されていた。また、検証の実効性を確保するために、内部モデルの開発・所管部門による検証と、独立した第三者による検証が適宜組み合わされていた。
- 19. 内部モデルの開発・所管部門から独立した第三者による検証としては、内部 監査部門による検証に加え、専門性を補完するために外部の監査法人やコンサ ルティング会社を活用する例が多く見られた。外部専門家の活用実態は各社各 様であり、定期的に内部モデル検証の委託先を変更する社も見られた一方で、 内部モデルの開発と検証を同一先に委託している社も見られた。
- 20. なお、内部モデルによる計算結果と今回のフィールドテストの結果との差異は各社各様であったが、差異の要因は各社で分析・把握されていた。

5

¹³ Tier1 の構成要素の一つであり、投資資産の含み損益や保険負債の現行会計と経済価値の差額 等が含まれる。

III.3. その他の論点

- 21. 生命保険会社については、特に、イールドカーブがフラット化している状況 においては、保険負債の割引金利における超長期の補外方法が、ESR に大きな影響を与えることが確認された。なお、各社のリスク管理においては、補外開始 点や UFR の水準等について、今回のフィールドテストで試行された補外方法と は異なる方法も多く採用されていることが確認された。
- 22. 生命保険会社の資産運用ポートフォリオを踏まえると、
 - 保険負債の割引金利において、どのようなスプレッドを上乗せするか
 - 外債投資が増えているが、その実態をどのように反映するか
 - 経済環境が悪化した場合のカウンターシクリカルな措置をどのように 考えるか

等の論点について検討を深めることが重要とのコメントが多かった。

- 23. ICS は IAIGs を対象とした規制であり、国内の規制を考える上では、我が国の保険会社の特性を踏まえた規制とすべきとの意見が見られた。また、ICS は連結ベースの規制であり、単体ベースで適用する場合にはグループ内部取引¹⁴等について適切に実態を反映すべきとの意見が見られた。
- 24. 経済価値ベースの規制導入に関する全般的な意見として、前回は十分な準備期間の確保や基盤の整備に関する意見が多かったところ、今回は経済価値ベースの指標を規制で用いる場合の懸念点・留意点等に関する意見が多かった。

IV. 今後の課題

- 25. 保険会社は、保険契約者等の信認を確保するため、リスクに応じた十分な資本を保有することが極めて重要である。その上で、環境変化に対応するリスク管理を伴った健全なリスクテイクによって、収益を確保する必要がある。すなわち、収益・リスク・資本のバランスに配慮した経営判断が求められることになるが、こうした判断を行う上では、保険会社が自らの財務状況を的確に把握することが重要である。
- 26. ESR は、基準日時点の資産、負債を対象として、直近の経済前提に内包され

¹⁴ 適切にリスクを管理するため、グループ内の他の企業に再保険でリスクを移転する等の取引。

る見込みどおりに将来の経済変数が推移するという仮定に基づき計算される指標であり、保険会社の財務状況を的確に把握する目的においては、有益な指標である。一方で、今回のフィールドテストで採用した計算方法では、円金利のイールドカーブが低位かつフラット化した特殊な状況下において、将来数十年に亘り金利が低位で推移するという保守的な経済前提に基づき ESR が計算されることになる。

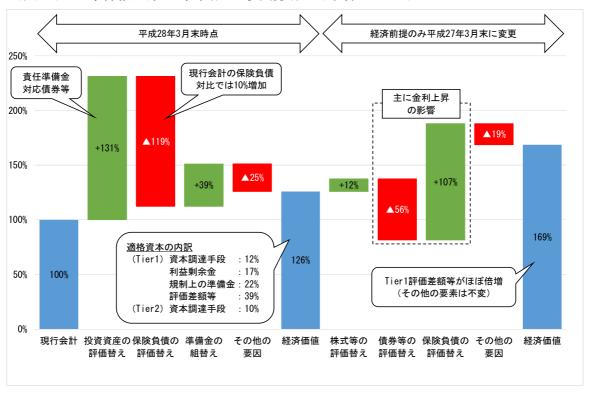
- 27. 今回のフィールドテストでは、ESR のこのような特性が顕在化しているのが確認されたため、保険会社の財務状況を検証する際には、ESR の大小だけではなく、ORSA¹⁵や保険計理人の将来収支分析等の既存の監督上のツールから得られるリスクテイクや内部管理の状況も踏まえた、多面的な検証が重要であると改めて認識された。
- 28. また、ソルベンシー規制に ESR を導入する場合には、その評価・監督手法如何では、保険会社の過度なリスク回避的行動を惹起し、保険会社の長期的な健全性、金融市場や保険会社の社会的役割等に対して、意図せざる影響をもたらす可能性がある。国内の保険会社のソルベンシー規制に ESR を導入することについては、こうした意図せざる影響や国際的な動向を踏まえつつ、関係者との対話を重視して、引き続き検討していく。さらに、IAIS における ICS の検討にも、こうした問題意識を踏まえて積極的に参加していく。
- 29. なお、仮にソルベンシー規制において内部モデルを活用する場合には、
 - モデルの対象とするリスクの重要性
 - モデルの複雑性および検証態勢
 - 金融庁における審査態勢

等を踏まえた効率的なモデル審査を行うとともに、比較可能性確保の観点から、標準モデルとのバランスにも配慮することが重要と考えている。このような視点を踏まえ、引き続き、活用のあり方についての検討を進めるとともに、各社に対しては、ORSA等を通じて、内部モデルの検証態勢の高度化を促していく。

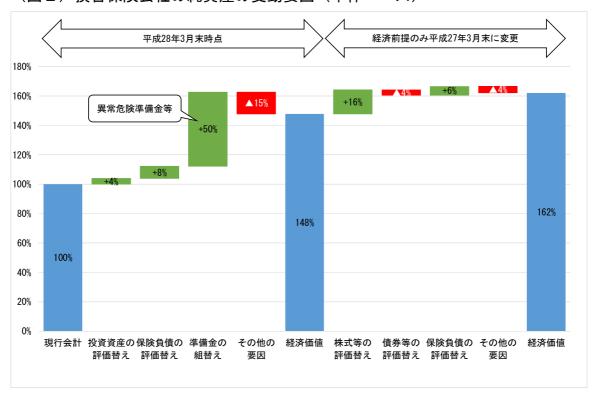
以上

¹⁵ Own Risk and Solvency Assessment の略。

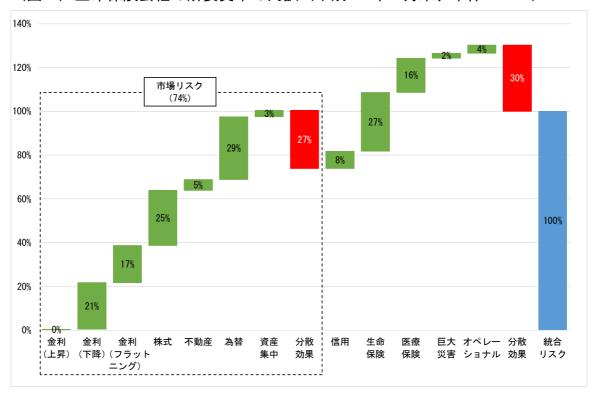
(図1) 生命保険会社の純資産の変動要因(単体ベース)



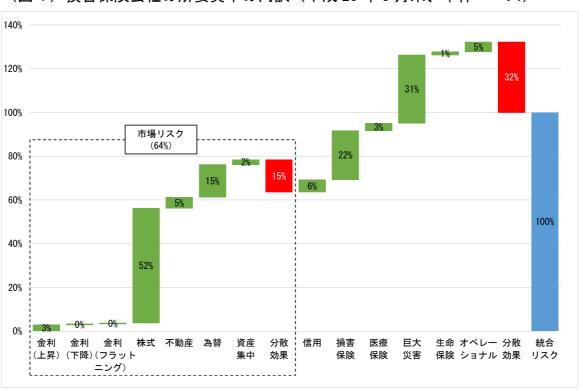
(図2) 損害保険会社の純資産の変動要因(単体ベース)



(図3) 生命保険会社の所要資本の内訳 (平成28年3月末、単体ベース)



(図4) 損害保険会社の所要資本の内訳(平成28年3月末、単体ベース)



少額短期保険業者登録一覧

(平成29年6月30日現在:90業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	北海道財務局長	平成20年5月30日	常ロセーフティ少額短期保険株式会社
北海道財務局	(少額短期保険)第1号 北海道財務局長 (少額短期保険)第2号	平成28年4月26日	アイアイ少額短期保険株式会社
	東北財務局長(少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	日本アニマル倶楽部株式会社
-	東北財務局長	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
-	(少額短期保険)第2号 東北財務局長	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
東北財務局	(少額短期保険)第3号 東北財務局長	平成25年5月15日	プリベント少額短期保険株式会社
-	(少額短期保険)第5号 東北財務局長	平成26年1月7日	ユーミーLA少額短期保険株式会社
-	(少額短期保険)第6号 東北財務局長 (少額短期保険)第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	SBIリスタ少額短期保険株式会社
-	関東財務局長 (少額短期保険)第2号	平成18年11月29日	ペット&ファミリー少額短期保険株式会社
-	関東財務局長	平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
-	(少額短期保険)第3号 関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
-	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
-	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	SBIいきいき少額短期保険株式会社
-	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
-	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	株式会社全管協共済会
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
関東財務局 -	関東財務局長 (少額短期保険)第19号	平成20年3月19日	NP少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	A ライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	Chubb少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	もっとぎゅっと少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	ABC少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	プレミア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	テラ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長(少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長(少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	共生ネット少額短期保険株式会社
	関東財務局長(少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長(少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	J MM少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	e 一 N e t 少額短期保険株式会社
	関東財務局長	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	(少額短期保険)第47号	平成21年2月16日	ペッツベスト少額短期保険株式会社
	(少額短期保険)第49号 関東財務局長	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	(少額短期保険)第50号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	(少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	あんしんネット少額短期株式会社
	(少額短期保険)第52号 関東財務局長	平成21年4月20日	日本費用補償少額短期保険株式会社
	(少額短期保険)第53号 関東財務局長	平成21年12月21日	株式会社FIS
	(少額短期保険)第55号 関東財務局長	平成23年3月14日	エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社
関東財務局	(少額短期保険)第56号 関東財務局長	平成23年6月20日	AWPチケットガード少額短期保険株式会社
	(少額短期保険)第57号 関東財務局長	平成23年6月28日	セント・プラス少額短期保険株式会社
	(少額短期保険)第59号 関東財務局長	平成23年0月28日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	(少額短期保険)第60号 関東財務局長		ガーデン少額短期保険株式会社
	(少額短期保険)第61号 関東財務局長	平成24年12月20日	
	(少額短期保険)第63号 関東財務局長	平成25年5月29日	ライフサポートジャパン少額短期保険株式会社
	(少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エポス少額短期保険
	(少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	住まいぷらす少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齡少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	マスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第73号	平成28年10月27日	マイホームプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第74号	平成29年2月15日	住生活少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第75号	平成29年3月9日	ペッツファースト少額短期保険株式会社
	関東財務局長(少額短期保険)第76号	平成29年6月1日	日本法務補償株式会社
東海財務局	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社SANKO少額短期保険
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
<u>近</u>	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	エスエスアイ富士菱株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第11号	平成26年6月20日	みらい少額短期保険株式会社
中国財務局	中国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月27日	エス・シー少額短期保険株式会社
中国网伤问	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社FPC
四国財務局	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社

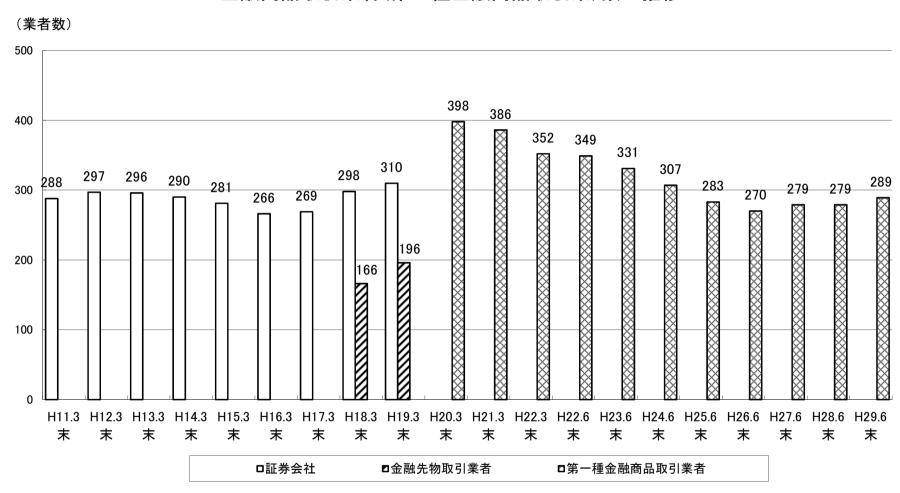
認可特定保険業者一覧 (財務局等所管分)

(平成29年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称
	H24.1.27	一般社団法人 すみれ
	H24.12.21	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
関東財務局	H25.10.21	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	H25.12.12	一般社団法人 ぜんかれん共済会
	H25.12.12	一般社団法人 JMC厚生会
東海財務局	H24.5.24	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局	H24.6.25	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

資料12-3-1

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移



注: 平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

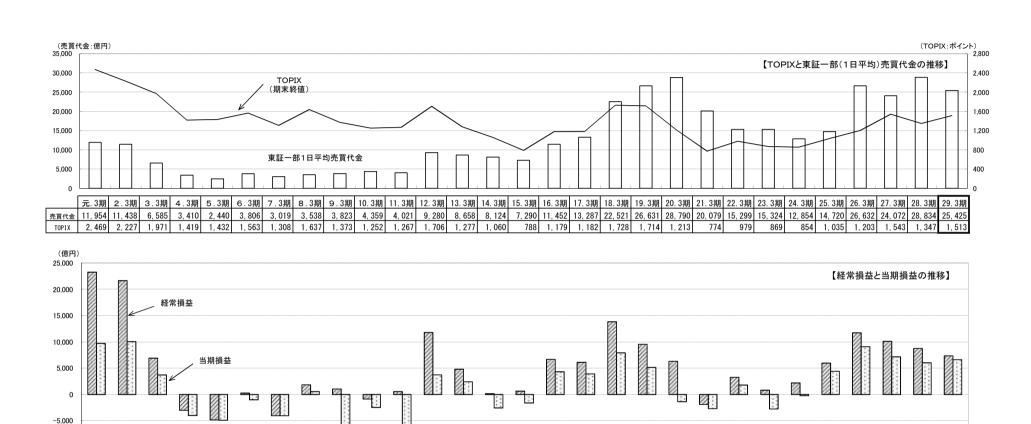
国内証券会社の平成28年度決算概況

(単位:億円)

							(平位, 応门)
					平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	(A)/(B)
会		1	往	数	242社	236社	_
営		業	収	掛	39,182	39,651	99%
	受	入	手	数料	21,148	22,486	94%
		委言	も 手	数料	5,575	6,817	82%
		引受手	: け・ラ 数	も出し料	1,653	1,765	94%
				出しの数料	2,984	3,458	86%
	۲L	ノーデ	・ィング	ブ損益	11,102	10,907	102%
	金	融	収	. 益	6,390	5,764	111%
販	売	費•-	一般省	理費	28,035	27,632	101%
	取	引	関(係 費	7,266	7,367	99%
	人		件	費	10,477	10,173	103%
経		常	損	益	7,347	8,773	84%
当		期	損	益	6,626	6,036	110%

⁽注)日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移



	元. 3期	月2.	3期	3.3期	4.3期	5.3期	6.3期	7.3期	8.3期	9.3期	10.3期	11.3期	12. 3期	13.3期	14. 3期	15.3期	16.3期	17. 3期	18.3期	19.3期	20. 3期	21. 3期	22. 3期	23. 3期	24. 3期	25. 3期	26. 3期	27. 3期	28. 3期	29. 3期
経常損益	23, 276	6 21,	674	6, 928	-3, 006	-4, 827	279	-4, 045	1, 849	1, 061	-861	561	11, 792	4, 816	151	642	6, 689	6, 127	13, 844	9, 553	6, 322	-1, 907	3, 279	831	2, 200	5, 970	11, 719	10, 101	8, 773	7, 347
当期損益	9, 712	2 10,	039	3, 708	-3, 995	-4, 888	-994	-4, 040	552	-7, 686	-2, 466	-6, 312	3, 723	2, 414	-2, 557	-1, 622	4, 329	3, 918	7, 921	5, 165	-1, 374	-2, 697	1, 801	-2, 764	-220	4, 447	9, 031	7, 172	6, 036	6, 626

(注) 1. 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。

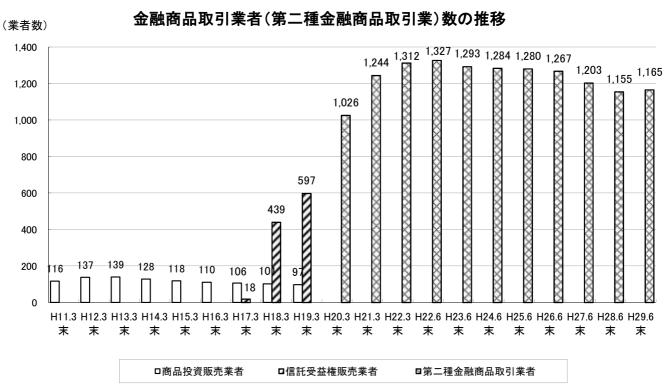
-10,000

2. 元年3月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を2倍した。

投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金
会	会員証券会社数(平成29年6月30日現在)
数	国内証券会社 247 社 <u>外国証券会社 11 社</u> 計 258 社
役員	理事長増井喜一郎
基金規模	平成 29 年 3 月 31 日現在 約 574 億円
補償実績	 ・ 南証券の破産に伴うもの(H12.3) ― 補償額 約59億円(うち破産管財人からの返還額 約24億円) ・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの(H19.6) ― 補償額 約2億円(H19.10) ― 補償額 約0.6億円 ・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの(H24.3) ― 補償額 約1.7億円
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成 14年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定め る投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。

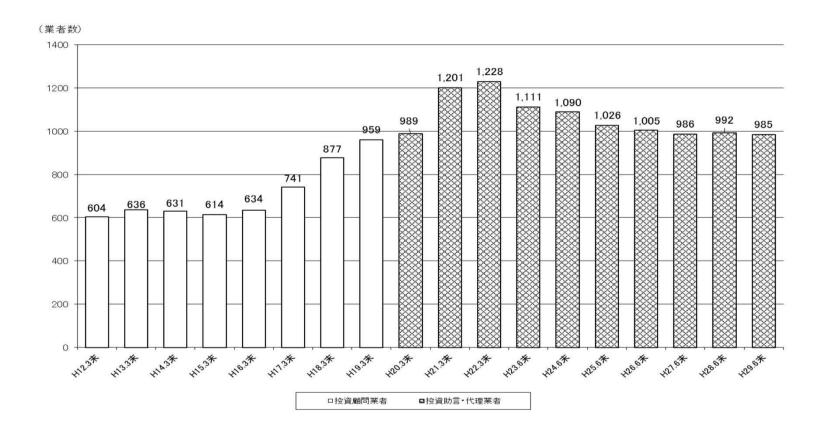
資料12-4-1



注: 平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

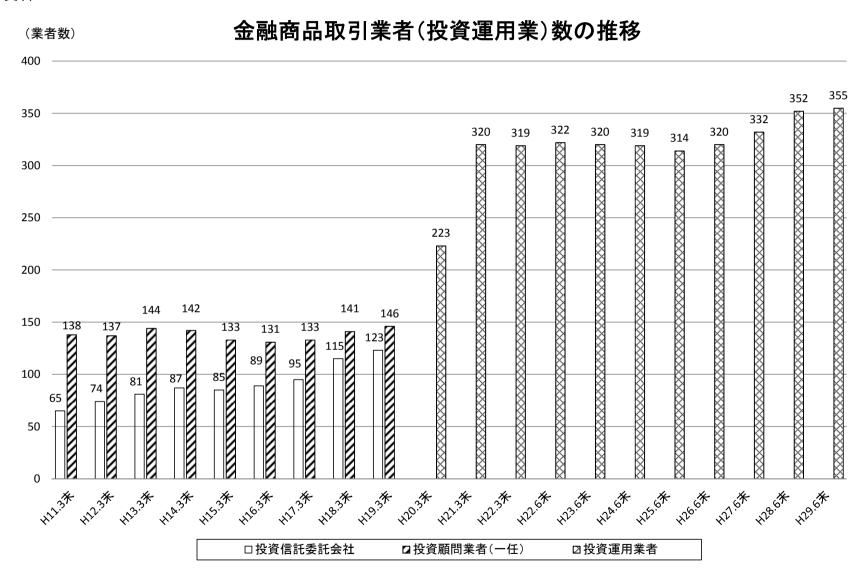
資料12-5-1

金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移



注: 平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

資料12-6-1



投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	マリモ地方創生リート投資法人	H28. 7. 29	マリモ・アセットマネジメント株式会社
2	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	H28. 8. 2	三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社
3	大江戸温泉リート投資法人	H28. 8. 31	大江戸温泉アセットマネジメント株式会社
4	さくら総合リート投資法人	H28. 9. 8	さくら不動産投資顧問株式会社
5	いちごグリーンインフラ投資法人	H28. 12. 1	いちご投資顧問株式会社
6	投資法人みらい	H28. 12. 16	三井物産・イデラパートナーズ株式会社
7	森トラスト・ホテルリート投資法人	H29. 2. 7	森トラスト・ホテルアセットマネジメント株式会社
8	日本再生可能エネルギーインフラ投資法人	H29. 3. 29	アールジェイ・インベストメント株式会社

投資信託の純資産総額の推移

(単位:億円)

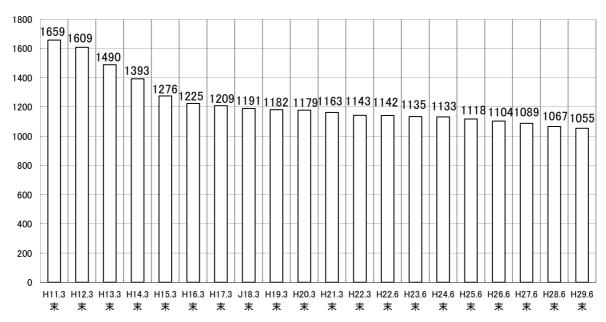
		(単位:億円) 					
年(月)末	株式			公社債投信	5+ NAS 4-	合	計
		うち私募投信		うち私募投信	フ5MMF		うち私募投信
昭和 40年	9,082	_	2,275	_	_	11,357	_
45年 ·	6,551	_	6,033		_	12,584	_
50年	19,345	_	14,280	_	_	33,625	_
55年	40,293	_	20,226		_	60,519	_
56年	40,063	_	32,231	_	_	72,294	_
57年	47,818	_	45,458	_	_	93,276	
58年	61,513	_	79,372		_	140,885	1
59年	80,127	_	102,851		_	182,978	_
60年	103,787	_	95,936		_	199,722	_
61年	191,183	_	129,570	_	_	320,753	_
62年	306,143	_	123,001		_	429,144	_
63年	392,525	_	136,448		_	528,973	_
平成 元年	455,494	_	130,999	_	_	586,493	_
2年	350,722	_	109,218	_	_	459,940	_
3年	285,624	_	135,001	_	_	414,738	_
4年	211,031	_	221,975		54,137	433,006	_
5年	195,475	_	311,900		110,781	507,375	_
6年	174,515		259,568	l	91,731	434,083	_
7年	146,817	_	332,755	l	120,018	479,572	_
8年	127,798	_	358,883		142,191	486,681	_
9年	99,866	_	306,630	_	115,631	406,495	_
10年	114,961	_	312,432	_	142,799	427,393	_
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529		154,378	9,190			
18年	878,447	321,869	140,700	8,002		1,019,147	
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239			
20年	658,101	249,679	118,922	5,879			
21年	792,200	289,763	119,029	6,914		911,229	
22年	823,766	299,120	119,701	7,145			306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208			1
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943			
26年	1,222,836	451,882	180,916	16,825			1
27年	1,411,086	593,704	186,214	26,034	16,428	1,597,300	
	1,529,740	699,513	177,519	41,330			
29年1月	1,542,179	706,481	179,692	41,479			747,960
2月	1,569,201	719,648	178,618	41,796			
3月	1,585,792	726,409	170,010	41,851	559		1
4月	1,599,013	737,422	168,832	42,069	506		
4万 5月	1,584,414	717,303	173,709	42,541	0		
5月 6月	1,607,107	717,303	175,709	42,093		1,782,879	
υ Δ	1,007,107	120,033	1/3,//2		<u> </u>		

出典:(社)投資信託協会公表資料

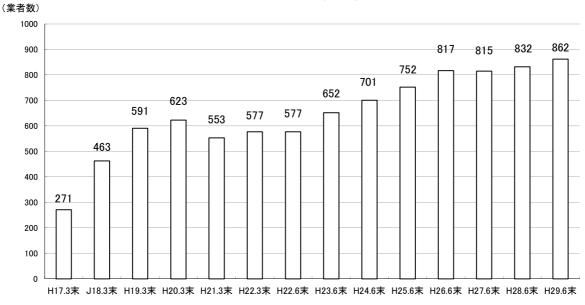
資料12-7-1

(業者数)

登録金融機関数の推移



金融商品仲介業者数の推移



資料12-7-2

取引所取引許可業者一覧

(国内に拠点を有しない外国証券業者で、金融商品取引法第60条第1項に基づく許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる者) 平成28年6月30日現在

【全業者数:1】

所管	許可年月日	許可業者名	本店所在地
金融庁	平成27年5月1日		香港特別行政区、セントラルガーデンロード3、チャンピオン・タワー、25階ユニット 2506-8

信用格付業者登録一覧

(平成29年6月末現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	 株式会社日本格付研究所 	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	S&PグローバルSFジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北ロビル

資料13-2-1

貸金業務取扱主任者資格試験実施状況

(単位:人)

		平成2	1年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
	第1回試験 (平成21年8月30日実 施)	第2回試験 (平成21年11月22日 実施)	第3回試験 (平成21年12月20日 実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実 施)	第5回試験 (平成22年11月21日 実施)	第6回試験 (平成23年11月20日 実施)	第7回試験 (平成24年11月18日 実施)	第8回試験 (平成25年11月17日 実施)	第9回試験 (平成26年11月16日 実施)	第10回試験 (平成27年11月15日 実施)	第11回試験 (平成28年11月20日 実施)	合 計
受験申込者数	46, 306	17, 780	16, 254	9, 908	13, 547	12, 300	11, 520	11, 021	11, 549	11, 585	11, 639	173, 409
受験者数	44, 708	16, 597	12, 101	8, 867	12, 081	10, 966	10, 088	9, 571	10, 169	10, 186	10, 139	155, 473
合格者数	31, 340	10, 818	7, 919	5, 474	3, 979	2, 393	2, 599	2, 688	2, 493	3, 178	3, 095	75, 976
合格率(%)	70. 1	65. 2	65. 4	61. 7	32. 9	21. 8	25. 8	28. 1	24. 5	31. 2	30. 5	48. 9
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29	30	30	31	30	

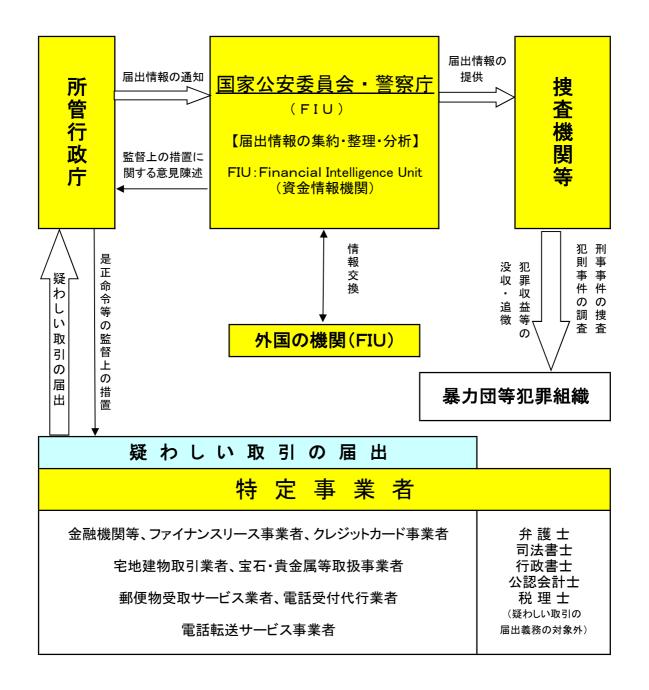
資料13-6-1

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

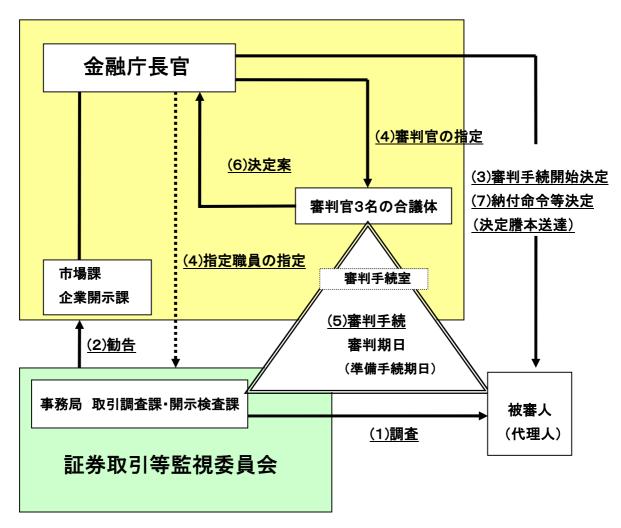
	会社数	うち銀行	うち協同組 織金融機関 (※)	うち保険会 社	うち証券会 社	その他
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22
2017年6月末	208	76	84	11	11	26

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

疑わしい取引の届出制度の概念図



調査から課徴金納付命令までの流れ



- (注)指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から 指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。
- ※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な 調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません(この場合の指 定職員は、金融庁職員から指定されます。)。
- ※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ

金商法 会計士法 (1)内閣総理大臣による調査 (1)証券監視委による調査(金商法26条、177条) (会計士法 32 条 2 項、3 項) (2)証券監視委から内閣総理大臣及び金融庁 長官に対して勧告(金融庁設置法 20 条) (3)内閣総理大臣による審判手続開始決定(金商法 178 条、会計士法 34 条の 40) (4)審判官・指定職員の指定 (金商法 180条 2 項、3 項、181条 2 項、会計士法 34条の42第 2 項、3 項、会計士法 34条の43第 2 項) (5)審判手続 ■ 審判手続開始決定書の謄本を被審人に送達(金商法179条3項、会計士法34条の41第3項) ・審判手続開始決定書には審判の期日及び場所、違反事実、課徴金の額等を記載 (金商法 179条 2項、会計士法 34条の41第2項) ● 被審人による審判手続開始決定に対する答弁書提出(金商法 183 条、会計士法 34 条の 45) 違反事実及び課徴金の額を認める旨の答弁書 違反事実及び課徴金の額を認める旨の答弁書 が提出されないとき が提出されたとき [∕]○ 争点及び証拠の整理を行うため必要があるときは、 準備手続期日を開催(非公開) (金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令30条、 審判期日を 会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令31条) 開くことを 要しない。 審判期日の開催(公開) (金商法 183 条 被審人の意見陳述 2 項、会計士法 (金商法 184条、会計士法 34条の46) 34条の45第2 参考人・被審人の審問 項) (金商法 185条、185条の2、会計士法 34条の47、34条の48) 被審人による証拠書類又は証拠物の提出 (金商法 185条の3、会計士法34条の49) (6)審判官による決定案作成、内閣総理大臣に提出 (金商法 185 条の 6、会計士法 34 条の 52) (7)審判官作成の決定案に基づき内閣総理大臣が課徴金納付命令等決定 (金商法 185条の7、会計士法 34条の53) 課徵金納付命令決定 <決定の3類型> 違反事実がない旨の決定 課徴金納付を命じない旨の決定

(課徴金を納付する場合)

(課徴金納付命令決定に不服がある場合)

▼ (2か月以内)

(30日以内)

国庫に納付(金商法 185 条の 7 第 21 項、 会計士法 34 条の 53 第 9 項) 裁判所へ課徴金納付命令決定の取消しの訴え(金商法 185 条の 18、会計士法 34 条の 63)

※内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されている(金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4) ※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法の略

課徴金納付命令の実績

(平成28事務年度)

No.	⊬队28事務年度) ■ 事件名	違反行為の態様	被審人	勧告・開始決定	課徵金納付命令	課徴金額
1	極東貿易㈱株式外4銘柄に係る相場 操縦 (平成28年度第5号)	極東貿易㈱株式ほか4銘柄につき、その売 買を誘引する目的をもって、各株式の売買 が繁盛であると誤解させ、かつ、市場にお ける各株式の相場を変動させるべき一連の 売買及び委託をした。	個人	平成28年6月3日 (勧告) 平成28年6月6日 (開始決定)	平成28年7月11日	121万円
2	公開買付者の社員による日本イン ター㈱株式に係る内部者取引 (平成28年度第6号)	公開買付け等事実(京セラ㈱が日本インター㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年6月7日 (勧告) 平成28年6月8日 (開始決定)	平成28年7月11日	13万円
3	㈱ピクセラ外2社との契約締結交渉 者の社員による内部者取引 (平成28年度第8号)	重要事実(㈱ピクセラの業務執行を決定する機関が、同社の発行する新株及び新株予 約権を引き受ける者の募集を行うことにつ いての決定をしたことほか)について、職 務に関し知りながら、当該事実の公表前 に、自己の計算において、同社株式を買い 付けるなどした。	個人	平成28年7月12日 (勧告) 平成28年7月13日 (開始決定)	平成28年8月8日	79万円
4	(㈱ピクセラとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引 (平成28年度第9号)	重要事実(㈱ピクセラの業務執行を決定する機関が、同社の発行する新株及び新株予 約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、契約締 結交渉者の役員から伝達を受けながら、当 該事実の公表前に、自己の計算において、 同社株式を買い付けた。	個人	平成28年7月12日 (勧告) 平成28年7月13日 (開始決定)	平成28年8月8日	247万円
5	(株ピクセラとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引 (平成28年度第10号)	重要事実(㈱ピクセラの業務執行を決定する機関が、同社の発行する新株及び新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、契約締結交渉者の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年7月12日 (勧告) 平成28年7月13日 (開始決定)	平成28年8月8日	878万円
6	(㈱ピクセラとの契約締結交渉者の役員による重要事実に係る伝達 (平成28年度第11号)	重要事実(㈱ピクセラの業務執行を決定する機関が、同社の発行する新株及び新株予 約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に、同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成28年7月12日 (勧告) 平成28年7月13日 (開始決定)	平成28年8月8日	562万円
7	(㈱MAGねっとホールディングスに 係る四半期報告書の虚偽記載 (平成28年度第12号)	社長の親族等が経営するグループ企業に対する短期貸付金及び未収利息について、当該グループ企業の財政状態の悪化を把握していたにもかかわらず、貸倒引当金の計とや未収利息の損失処理等を適正に行わなかったなどし、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出した。	㈱MAGねっとホール ディングス	平成28年7月22日	平成28年8月29日	1200万円
8	東洋ゴム工業㈱の子会社の社員から の情報受領者による内部者取引 (平成28年度第13号)	重要事実(東洋ゴム工業㈱が、国土交通大 臣認定を受けた性能評価基準に基づき、東 洋ゴム化工品粉を通じて製造、販売してい た「高減衰ゴム系積層ゴム支承」のず。 が、同性能評価基準に対する大臣いた た、一部の性能評価基準に対する大臣いた ことが確認されたこと)について、職務 関し知りながら、自己の計算において、 第1ゴム工業㈱株式を当該事実の公表前に売 り付けた。	個人	平成28年8月23日 (勧告) 平成28年8月24日 (開始決定)	平成28年9月15日	167万円
9	テクノホライゾン・ホールディング ス㈱株式外2銘柄に係る相場操縦 (平成28年度第15号)	テクノホライゾン・ホールディングス (株 式外2 銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると 影解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成28年9月27日 (勧告) 平成28年9月28日 (開始決定)	平成28年10月17日	414万円
10	公開買付者との契約締結交渉者から の情報受領者による㈱みんなのウェ ディング株式に係る内部者取引 (平成28年度第16号)	公開買付け等事実 (クックパッド㈱の業務 執行を決定する機関が、㈱みんなのウェ ディングの株式の公開買付けを行うことに ついての決定をしたこと) について、契約 締結交渉者から伝達を受けながら、当該事 実の公表前に、自己の計算において、㈱み んなのウェディング株式を買い付けた。	個人	平成28年9月27日 (勧告) 平成28年9月28日 (開始決定)	平成28年10月17日	1057万円
11	(㈱メディビックグループに係る有価 証券報告書等の虚偽記載 (平成28年度第17号)	連結子会社と他社の間で開発権の譲渡契約が成立したように装い、また、販売代金の回収が困難となった商品売買取引について、代金が回収できたように装うことによって売上を過大に計上するなどし、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報行事等を提出し、重要な事項につき虚偽を記載がある発行開示書類により有価証券を取得させた。	㈱メディビックグルー プ	平成28年9月30日	平成28年11月7日	1億1333万円
12	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による東京鋼鐵 (米株式に係る内部者取引 (平成28年度第18号)	公開買付け等事実(大阪製鐵㈱の業務執行 を決定する機関が、東京銅鐵㈱の株式の公 開買付けを行うことについての決定をした こと)について、契約締結交渉者の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前 に、自己の計算において、同社株式を買い 付けた。	法人	平成28年10月25日 (勧告) 平成28年10月26日 (開始決定)	平成28年11月28日	577万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被審人	勧告・開始決定	課徵金納付命令	課徴金額
13	モジュレ㈱に係る有価証券報告書等 の虚偽記載 (平成28年度第19号)	サーバー等の販売において、循環取引などを行うことによって、架空売上を計上し、 重要な事項につき虚偽の配載がある有価証券報告書を提出し、重要な事項につき虚偽 の記載がある発行開示書類により有価証券を取得させた。	モジュレ㈱	平成28年10月28日	平成28年11月28日	1956万円
14	日本精密㈱との契約締結交渉者による内部者取引及び重要事実に係る伝達推奨 (平成28年度第20号)	重要事実(日本精密㈱の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集及び募集新株予約権を引き受ける者の募集をして、といての決定関したとと)について、決定をしたとと)に当該事実の公表前に同社株式の員付けをさせることにより新るとともに、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年10月28日 (勧告) 平成28年10月31日 (開始決定)	平成28年11月28日	138万円
15	日本精密㈱との契約締結交渉者から の情報受領者による内部者取引 (平成28年度第21号)	重要事実(日本精密㈱の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集及び募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年10月28日 (勧告) 平成28年10月31日 (開始決定)	平成28年11月28日	14万円
16	日本精密㈱との契約締結交渉者から の情報受領者による内部者取引 (平成28年度第22号)	重要事実(日本精密㈱の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集及び募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年10月28日 (勧告) 平成28年10月31日 (開始決定)	平成28年11月28日	84万円
17	㈱ALBERT役員からの情報受領者による内部者取引 (平成28年度第23号)	重要事実(㈱ALBERTの業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、黒字から赤字に転じる見込みであり、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、同社役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成28年11月1日 (勧告) 平成28年11月2日 (開始決定)	平成28年11月28日	302万円
18	㈱ALBERT役員からの情報受領者によ る内部者取引 (平成28年度第24号)	重要事実(㈱ALBERTの業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、黒字から赤字に転じる見込みであり、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、同社役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成28年11月1日 (勧告) 平成28年11月2日 (開始決定)	平成28年11月28日	139万円
19	(株ALBERT役員からの情報受領者による内部者取引 (平成28年度第25号)	重要事実(㈱ALBERTの業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、黒字から赤字に転じる見込みであり、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、同社役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成28年11月1日 (勧告) 平成28年11月2日 (開始決定)	平成28年11月28日	69万円
20	海外に居住する公開買付者の従業員による㈱ゲームオン株式に係る内部者取引 (平成28年度第7号)	公開買付け等事実(ネオウィズ・ゲーム ズ・コーポレーションの業務執行を決定す る機関がMサームオン株式の公開買付けを 行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の 公表前に、自己の計算において、同社株式 を買い付けた。	個人	平成28年6月15日 (勧告) 平成28年6月16日 (開始決定)	平成28年12月12日	160万円
21	高千穂交易㈱社員による内部者取引 (平成28年度第26号)	重要事実(高千穂交易株の属する企業集団 の業績予想値について、公表されていた直 近の予想値に比較して、同社が新たに算出 した予想値において、投資者の投資判断に 及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じ たこと)について、職務に関し知りなが ら、当該事実の公表前に、自己の計算にお いて、同社株式を売り付けた。	個人	平成28年11月15日 (勧告) 平成28年11月16日 (開始決定)	平成28年12月12日	33万円
22	㈱琉球銀行株式に係る相場操縦 (平成27年度第24号)	構琉球銀行株式につき、その売買が繁盛に 行われていると他人に誤解させる等その売 買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目 的をもって、権利の移転を目的としない仮 装の売買をした。	個人	平成27年12月15日 (勧告) 平成27年12月17日 (開始決定)	平成28年12月15日	224万円
23	(㈱西武ホールディングス株式に係る 相場操縦 (平成28年度第29号)	(構西武ホールディングス株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場に対ける同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び申込みをした。	モルガン・スタンレー MUFG証券㈱	平成28年12月6日 (勧告) 平成28年12月7日 (開始決定)	平成28年12月16日	2億1988万円
24	日本マニュファクチャリングサービ ス㈱との契約締結交渉者の社員によ る内部者取引 (平成27年度第40号)	重要事実(日本マニュファクチャリング サービス㈱の業務執行を決定する機関が、 兼仏似と業務上の提携を行うこと及び同社 に対する第三者割当により自己株立の処分 を行うことについての決定をしたこと)に ついて、契約締結交渉に関し知りながら、 当該事実の必表前に、自己の計算におい て、日本マニュファクチャリングサービス 様株式を買い付けた。	個人	平成28年3月25日 (勧告) 平成28年3月28日 (開始決定)	平成28年12月28日	77万円
25	ワタベウェディング㈱との契約締結 者からの情報受領者による内部者取 引 (平成28年度第28号)	重要事実(ワタベウェディング㈱の業務執行を決定する機関が、㈱千趣会及び㈱ディアーズ・ブレインと業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、契約締結者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、ワタベウェディング㈱株式を買い付けた。	個人	平成28年12月2日 (勧告) 平成28年12月5日 (開始決定)	平成29年1月19日	60万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被審人	勧告・開始決定	課徵金納付命令	課徴金額
INU.	≠ IT 1⊒	全	双 掛 八	100日 - 州州水足	中国的新亚林林	訴以並領
26	㈱ハナテン役員からの情報受領者に よる内部者取引 (平成28年度第30号)	務執行を決定する機関が、㈱ハナテン株式	個人	平成28年12月9日 (勧告) 平成28年12月12日 (開始決定)	平成29年1月19日	217万円
27	㈱ハナテン役員からの情報受領者に よる内部者取引 (平成28年度第31号)	公開買付け等事実(㈱ビッグモーターの業務執行を決定する機関が、㈱ハナテン株式の公開買付けを行うことについての決定したこと)について、㈱ハナテン役員から伝達を受け、当該事実の公表前に、自己及び自己以外の者の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年12月9日 (勧告) 平成28年12月12日 (開始決定)	平成29年1月19日	177万円
28	㈱ハナテン役員による公開買付けの 実施に関する事実に係る伝達 (平成28年度第32号)	公開買付け等事実(㈱ビッグモーターの業務執行を決定する機関が、㈱ハナテン株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成28年12月9日 (勧告) 平成28年12月12日 (開始決定)	平成29年1月19日	171万円
29	(㈱オプトロムに係る四半期報告書等 の虚偽記載 (平成27年度第13号)	新株予約権の割当先のグループ会社ないし その実質的経営者等に資金を流出させてい たが、同流出資金について適切な貸倒引当 金繰入額の計上等をしなかったなどし、 要な事項につき虚偽の配載がある四半期報 告書を提出し、無要な事項につき虚偽の配 載がある発く開示書類に基づく募集により 有価証券を取得させた。	㈱オプトロム	平成27年9月18日	平成29年2月3日	9962万円
30	(株)IGポート株式に係る相場操縦 (平成28年度第33号)	樹 Gポートの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成29年1月31日 (勧告) 平成29年2月1日 (開始決定)	平成29年2月27日	690万円
31	㈱クロス・マーケティンググループ 株式外1銘柄に係る相場操縦 (平成28年度第27号)	糊クロス・マーケティンググループ株式外 1銘柄につき、その売買を誘引する目的を もって、各株式の売買が繁盛であると誤解 させ、かつ、市場における各株式の相場を 変動させるべき一連の売買及び委託をし た。	個人	平成28年11月22日 (勧告) 平成28年11月24日 (開始決定)	平成29年3月13日	423万円
32	ロングライフホールディング㈱及び ㈱サンワカンパニー社員による内部 者取引 (平成28年度第34号)	重要事実(ロングライフホールディング機) の属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ほす影響が重要なものとなる差異が生じたことほか)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けるなどした。	個人	平成29年2月10日 (勧告) 平成29年2月13日 (開始決定)	平成29年3月13日	96万円
33	日本海洋掘削㈱株式ほか44銘柄に係 る相場操縦 (平成27年度第1号)	日本海洋掘削㈱株式ほか44銘柄につき、私設取引システムを利用した各株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	セレクト・バンテイ ジ・インク	平成27年3月6日 (勧告) 平成27年4月7日 (開始決定)	平成29年3月14日	2106万円
34	インスペック㈱株式に係る偽計 (平成27年度第35号)	インスペック㈱株式につき、相場の変動を 図る目的をもって偽計を用い、当該偽計に より有価証券の価格に影響を与えた。	インスペック(株)	平成28年3月8日 (勧告) 平成28年3月9日 (開始決定)	平成29年3月14日	1224万円
35	公開買付者との契約締結交渉者による㈱京王ズホールディングス株式に 係る内部者取引 (平成28年度第14号)	公開買付け等事実 (㈱光通信の業務執行を 決定する機関が、㈱京王ボールディング ス株式の公開買付けを行うことについての 決定をしたこと)について、契約締結交渉 に関し知りながら、当該事実の公表前に、 自己の計算において、同社株式を買い付け た。	個人	平成28年9月21日 (勧告) 平成28年9月23日 (開始決定)	平成29年3月30日	60万円
36	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第36号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱モルフォ株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成29年3月30日	172万円
37	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第37号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱モルフォ株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成29年3月30日	1228万円
38	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第38号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱モルフォ株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成29年3月30日	4万円
39	旭化成㈱の子会社の社員による内部 者取引 (平成28年度第45号)	子会社の重要事実(旭化成㈱の子会社である旭化成建材㈱が施工した杭工事の一部について施工報告書の施工データの転用及び加筆があったことが判明したこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表所に、自己の計算において、旭化成㈱株式を売り付けた。	個人	平成29年3月7日 (勧告) 平成29年3月8日 (開始決定)	平成29年3月30日	63万円
40	(㈱ウェッジホールディングス株式に 係る偽計 (平成25年度第25号)	開ウェッジホールディングス株式につき、 相場の変動を図る目的をもって偽計を用 い、当該偽計により有価証券の価格に影響 を与えた。	個人	平成25年11月1日	平成29年4月11日	40億9605万円

No.	事件名	違反行為の態様	被審人	勧告・開始決定	課徵金納付命令	課徴金額
41	(株SHIFT役員による重要事実に係る 伝達 (平成27年度第39号)	重要事実(株SHIFTの属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、同社が新たに第出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の売付けをさせることにより損失の発生を回避させる目的をもって伝達した。	個人	平成28年3月25日 (勧告) 平成28年3月28日 (開始決定)	平成29年4月11日	351万円
42	公開買付者との契約締結交渉者から の情報受領者による㈱アイセイ薬局 株式に係る内部者取引 (平成29年度第1号)	公開買付け等事実 (㈱アイセイホールディングスの業務執行を決定する機関が、㈱アイセイズのの株式の外間で付けを行うことについての決定をしたこと)について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年3月31日 (勧告) 平成29年4月3日 (開始決定)	平成29年5月11日	91万円
43	公開買付者との契約締結交渉者から の情報受領者による㈱アイセイ薬局 株式に係る内部者取引 (平成29年度第2号)	公開買付け等事実(㈱アイセイホールディングスの業務執行を決定する機関が、㈱アイセイ薬局の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年3月31日 (勧告) 平成29年4月3日 (開始決定)	平成29年5月11日	72万円
44	公開買付者との契約締結交渉者から の情報受債者による㈱アイセイ薬局 株式に係る内部者取引 (平成29年度第3号)	公開買付け等事実(㈱アイセイホールディングスの業務執行を決定する機関が、㈱アイセイ薬局の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年3月31日 (勧告) 平成29年4月3日 (開始決定)	平成29年5月11日	80万円
45	㈱フュートレック役員からの情報受領者による内部者取引及び重要事実に係る伝達 (平成29年度第4号)	重要事実(㈱フュートレックの業務執行を 決定する機関が、同社と㈱NITドコマトラ 実務上の提携を行うことについての決定や したこと)について、(㈱フュートレッタの 役員から伝達を予けながら、当該神株式 原社がした。また、重要事実(同社の公司 夏い付けた。また、重要事実(同社の公司表 前に、自己の計算において、同社が公司 る企業集団の歌手想値に比較して、、授資 おたに算出し及によいて、投資とな 投資判断に及ぼす影響が生じた、と を と 関いけけた。当該事実のと 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	個人	平成29年3月31日 (勧告) 平成29年4月3日 (開始決定)	平成29年5月11日	547万円
46	㈱フュートレック役員による重要事 実に係る伝達 (平成29年度第5号)	重要事実(㈱フュートレックの業務執行を 決定する機関が、同社と㈱NTF・コモ等と 業務上の提携を行うことについての決定を したこと)について、職務に関し知りなが ら、当該事実の公表前に㈱フュートレック 株式の買付けをさせることにより利益を得 させる目的をもって、伝達した。	個人	平成29年3月31日 (勧告) 平成29年4月3日 (開始決定)	平成29年5月11日	247万円
47	(㈱フュートレック役員からの情報受 領者による内部者取引 (平成29年度第6号)	重要事実(㈱フュートレックの属する企業 集団の業績予想値について、公表されてい た直近の予想値に比較して、同社が新たに 第出した予想値において、投資者の投資 断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が 生じたこと)について、同社の役員から伝 達を受けながら、当該事実の公表前に、自 己の計算において、同社株式を買い付け た。	個人	平成29年3月31日 (勧告) 平成29年4月3日 (開始決定)	平成29年5月11日	45万円
48	(㈱フュートレック役員からの情報受 領者による内部者取引 (平成29年度第7号)	重要事実(㈱フュートレックの属する企業 集団の業績予想値について、公表されてい た直近の予想値に比較して、同社が新た行 質出した予想値において、投資者の投資 断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が 生じたこと)について、同社の役員から伝 達を受けながら、当該事実の公表前に、自 己の計算において、同社株式を買い付け た。	個人	平成29年3月31日 (勧告) 平成29年4月3日 (開始決定)	平成29年5月11日	60万円
49	(株)フォーバル・リアルストレート株式外6銘柄に係る相場操縦 (平成29年度第8号)	(㈱フォーバル・リアルストレート株式外6 銘柄につき、その売買を誘引する目的を もって、各株式の売買が繁盛であると誤解 させ、かつ、市場における各株式の相場を 変動させるべき一連の売買及び委託をし た。	個人	平成29年4月11日 (勧告) 平成29年4月12日 (開始決定)	平成29年5月11日	67万円
50	Prospect Asset Management, Inc. による㈱トライステージ株式に係る 内部者取引 (平成28年度第49号)	重要事実(㈱トライステージの業務執行を 決定する機関が自己の株式の取得を実施す ることについての決定をしたこと)につい て、契約締結交渉に関し知りながら、当該 事実の公表前に、自己及び自己以外の者の 計算において、同社株式を買い付けた。	プロスペクト・アセッ ト・マネジメント・イ ンク	平成29年3月22日 (勧告) 平成29年3月29日 (開始決定)	平成29年6月15日	329万円
51	イーター電機工業㈱の役員からの情 報受領者による内部者取引 (平成29年度第9号)	重要事実(平成27年3月期決算において債務超過の状態であったイーター電機工業㈱が、平成28年3月期決算においても債務超過の状態となるという、特定有価証券の上場の廃止の周となる事実が発生したこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成29年5月26日 (勧告) 平成29年5月29日 (開始決定)	平成29年6月15日	278万円

資料 18-2-1

意見申出実績(検査実施日ベース)

〇 申出機関数

(平成29年6月末現在)

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11~25 事務年度	22	10	2	5	2	41
2 6 事 務 年 度	0	1	0	0	0	1
2 7 事 務 年 度	0	0	0	0	0	0
2 8 事 務 年 度	0	0	0	0	0	0
計	22	11	2	5	2	42

〇 申出事案数

中山话日		申出事	 案 数	
申出項目	11~28 事務年度合計	26 事務年度	27 事務年度	28 事務年度
預金等受入金融機関	346	1	0	0
評定段階	5	0	0	0
経営管理(ガバナンス)態勢 ー基本的要素ー	0	0	0	0
金融円滑化編	0	0	0	0
法令等遵守態勢	18	0	0	0
顧客保護等管理態勢	1	0	0	0
統合的リスク管理態勢	0	0	0	0
自己資本管理態勢	5	0	0	0
信用リスク管理態勢	8	1	0	0
資産査定管理態勢	302	0	0	0
自己査定	247	0	0	0
うち債務者(債権)区分	180	0	0	0
うち不動産担保評価	30	0	0	0
償却·引当	55	0	0	0
市場リスク管理態勢	2	0	0	0
流動性リスク管理態勢	1	0	0	0
オペレーショナル・リスク管理態勢	4	0	0	0
預金等受入金融機関以外の金融機関	34	0	0	0
法令等遵守態勢	33	0	0	0
その他	1	0	0	0
合計	380	1	0	0
(うち金融機関意見採用) ※金融機関意見採用率約 42%	(161)	(0)	(0)	(0)



金融モニタリング情報収集窓口

~金融機関の利用者の皆様へ~ 金融機関に関する情報の提供をお願いします!

- ○金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度 あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関の商品説明、 融資関連、保険契約内容変更・解約手続き、保険金等支払、苦情対応、顧客情報漏えい、法令等遵 守、リスク管理、経営管理等に関する情報を広く収集しています。
 - (注) 金融庁及び財務局等では、現在、検査・監督一体での切れ目ない総合的な金融モニタリングを行っています。こうした方針の下では、有益な情報は、立入検査の有無に関わらず全ての金融機関について常時収集することが望ましいことから、平成28年11月より、従来行っていた「情報を募集している金融機関」の掲載は廃止することといたしました。
- ○金融庁及び財務局等が監督している金融機関(銀行等、保険会社等、信用金庫、信用組合、労働金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会など)に関する情報をお持ちの方は、下記の注意事項をご確認のうえ、当該ウェブサイト(ホームページ)上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。金融庁及び財務局等が監督している金融機関については、こちらをクリック。
- なお、財務局長登録の貸金業者(注)に関しても、常時、財務局の金融モニタリング情報収集窓口において、情報を受け付けています。「<u>登録貸金業者情報検索入力ページ</u>」で登録財務局をご確認のうえ、当該財務局等の金融モニタリング情報収集窓口に情報をご提供ください。<u>財務局等の金融モニタリング情報収集窓口は、こちらをクリック。</u>
 - (注) 二つ以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して事業を営む場合には、財務局 長登録の貸金業者となります。

こ の 1 年 の 主 な 出 来 事

年 月		総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き	その他内外の動き
平成28年 7月	6	日本海洋掘削(株)株式ほか44銘柄に係る 相場操縦審判事件の第1回審判期日開催					
	6	金融審議会「市場ワーキング・グルー プ」(第3回)を開催					
	7	金融商品取引所等に関する内閣府令の一 部を改正する内閣府令を公表	7	電子債権記録機関の指定を公表			
	7	「中小企業等協同組合法施行令の一部を改 正する政令(案)」を公表					
	8	『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》~投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために~の受入れを表明した機関投資家のリストを公表(平成28年12月27日更新)	8	「平成28年熊本地震による災害を踏まえた検査・監督の考え方について」を公表	8	「平成28年熊本地震による災害を踏まえた検査・監督の考え方について」を公表	
		NISA・ジュニアNISA口座の利用 状況に関する調査結果を公表					
		国際会計基準 (IFRS) に基づく四半期連 結財務諸表の開示例を公表					
	8	証券決済リスク削減に向けた市場関係者 の取組の進捗状況を公表					
	12	極東貿易株式会社株式外4銘柄に係る相 場操縦に対する課徴金納付命令の決定					
	12	「公開買付者の社員による日本インター株式会社株式に係る内部者取引に対する 課徴金納付命令の決定について」を公表					

年月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	15 「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」(第1回)を開催			
	19 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣 府令等(案)を公表	21 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果(速報値)を公表		
	25 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令]の一部を改正する内閣府令を公表			
	25 金融庁・日本銀行連絡会を開催			
	26 「公認会計士試験規則」の一部改正 (案)に対するパブリックコメントの結果等を公表	27 「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表		
	28 金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」(第1回)を開催	28 貸金業関係資料集の更新を公表		
	28 『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫〜投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために〜の受入れを表明した機関投資家のリストを公表			
	29 「金融サービス利用者相談室」における 相談等の受付状況等(期間:平成28年4 月1日~同年6月30日)を公表	29 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等を公表		
8月	1 犯罪による収益の移転防止に関する法律 施行規則第十五条第十一号の規定に基づ き、国又は地域を指定する件等の一部改 正を公表	1 金融商品取引業等の自己資本規制比率に 関する内閣府令・告示等の一部改正 (案)を公表		1 第191回(臨時会)召集
	2 金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第4回)を開催について			3 第191回(臨時会)閉会
	5 「金融庁を騙った詐欺にご注意ください!!」の注意喚起	4 「事務ガイドライン(第三分冊:金融会 社関係)の一部改正(案)」に対するパ ブリックコメントの結果等を公表		3 第3次安部第2次改造内閣発足
	5 「日東電工(株)株式に係る相場操縦審判 事件の第2回審判期日」開催			

年 月		総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	9	株式会社ピクセラ外2社との契約締結交 渉者の社員による内部者取引に対する課 徴金納付命令の決定	「主要行等向けの総合的な監督指針」等 (案)に対するパブリックコメントの結 果等を公表		
	9	株式会社ピクセラとの契約締結交渉者の 役員からの情報受領者による内部者取引 に対する課徴金納付命令の決定			
	9	株式会社ピクセラとの契約締結交渉者の 役員による重要事実に係る伝達に対する 課徴金納付命令の決定			
	12	「平成28年度金融庁政策評価実施計画」 の策定について」を公表	 「平成28年3月期における金融再生法 開示債権の状況等(ポイント)」を公表		
	12	「監査法人の処分について」を公表	「「保険会社向けの総合的な監督指針」 等の一部改正(案)に対するパブリック コメントの結果等について」を公表		
	12	「金融商品取引業等に関する内閣府令第 百二十三条第十項第五号及び第十一項第 五号の規定に基づき、同条第一項第二十 一号の五又は第二十一号の六に規定する 措置を講じなくても公益に反し又は投資 者の保護に支障を生ずるおそれがないと 認められる場合を指定する件(案)」を 公表			
	19	「企業内容等の開示に関する内閣府令」 等の改正案に対するパブリックコメント の結果等を公表			
	24	「金融モニタリング有識者会議」(第 1 回)を開催			
	30	「多重債務者相談強化キャンペーン2016 の実施について」を公表			
	30	株式会社MAGねっとホールディングス に係る四半期報告書の虚偽記載に対する 課徴金納付命令の決定			

年月		総務企画局に係る動き		監督局に係る動き	検査局に係る動き		その他内外の動き
	31	「金融商品取引業等の自己資本規制比率 に関する内閣府令・告示等の一部改正 (案)」に対する意見募集の結果等を公表		「「金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正 (案)」に対する意見募集の結果等について」を公表			
	31	平成29年度予算、機構・定員要求を公表		「自己資本比率規制に関するQ&Aを公表(追加)について」を公表			
	31	平成29年度歳出概算要求書を公表		「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成28年3月末)について」を公表			
	31	金融庁の平成29年度税制改正要望を公表					
	31	平成27年度実績評価書等を公表					
9月	1	「「金融監督庁」を騙った不審なポップ アップを表示させ、インターネット・バ ンキングのID・パスワードを盗み取る 不正な手口にご注意ください!」の注意 喚起		「「金融監督庁」を騙った不審なポップ アップを表示させ、インターネット・バ ンキングのID・パスワードを盗み取る 不正な手口にご注意ください!」の注意 喚起			
	6	「(株)ウェッジホールディングス株式 に係る偽計審判事件の第2回審判期日」 開催				4 ~ 5	G20杭州サミット
	6	「中小企業等協同組合法施行令の一部を 改正する政令(案)」に対するパブリッ クコメントの結果等を公表					
	8	(株)琉球銀行株式に係る相場操縦審判 事件の第1回審判期日開催	ľ	「主要行等向けの総合的な監督指針」等 の一部改正(案)に対するパブリックコ メントの結果等を公表			
				グランド・ウィン・パートナーズ株式会 社に対する行政処分を公表			
	12	「監査法人のガバナンス・コードに関す る有識者検討会」を開催	13	保険持株会社の設立の認可等を公表			

年月		総務企画局に係る動き		監督局に係る動き	検査局に係る動き		その他内外の動き
	15	「金融仲介機能のベンチマーク」を公表	15	保険会社におけるリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書(ORSAレポート)及び統合的リスク管理(ERM)態勢ヒアリングに基づくERM評価の結果概要を公表			
	15	「平成27事務年度 金融レポート」を公 表	16	信用事業強化計画等の履行状況(平成27 事業年度)を公表			
	15	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」に対するパブリックコメントの結果等を公表		経営強化計画等の履行状況(平成28年3 月期)を公表			
	16	東洋ゴム工業株式会社の子会社の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定	16	経営強化計画の承認等を公表			
	16	「預金保険法施行規則の一部を改正する 命令(案)」に対するパブリックコメン トの結果等を公表					
	21	 金融審議会「市場ワーキング・グルー プ」(第5回)を開催					
	23	「スチュワードシップ・コード及びコー ポレートガバナンス・コードのフォロー アップ会議」(第9回)を開催	26	外国損害保険業の免許付与を公表		26	第192回(臨時会)召集
	30	「金融モニタリング有識者会議」(第 2 回)を開催	28	偽造キャッシュカード等による被害発生 等の状況を公表			
	30	「監査法人のガバナンス・コードに関す る有識者検討会」(第3回)を開催	29	銀行持株会社に対する子会社取得の認可を公表			
	30	NISA・ジュニアNISA口座の利用 状況に関する調査結果を公表	30	銀行持株会社の設立認可を公表			
	30	「貸金業法施行規則等の一部を改正する 内閣府令」を公表	30	貸金業関係資料集の更新を公表			
10月	5	「フィンテック・ベンチャーに関する有 識者会議」(第3回)を開催	5	信金中央金庫に対する信託兼営認可を公 表			

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	5 金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第6回)を開催			
	13 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)を公表	14 東京アジアレプラカン株式会社に対する 行政処分		
	18 金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」(第2回)を開催			
	18 公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による株式会社みんなのウェディング株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定			
	18 テクノホライゾン・ホールディングス株式会社株式外2銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定			
	19 金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第7回)を開催			
	21 平成28事務年度 金融行政方針を公表	21 適格機関投資家等特例業務届出者に対す る行政処分(連絡が取れない業者)		
	21 金融審議会 市場ワーキング・グループ 「フェア・ディスクロージャー・ルー ル・タスクフォース」(第1回)を開催			
	21 「国民のNISAの利用状況等に関するアンケート調査(2016年2月)」-結果報告書-を公表			
	21 NISA制度の効果検証結果を公表			

年 月		総務企画局に係る動き		監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	21	「金融商品取引業等に関する内閣府令第 百二十三条第十項第五号及び第十一項第 五号の規定に基づき、同条第一項第二十 一号の五又は第二十一号の六に規定する 措置を講じなくても公益に反し又は投資 者の保護に支障を生ずるおそれがないと 認められる場合を指定する件(案)」に 対するパブリックコメントの結果等を公 表				
	24	「金融モニタリング有識者会議」(第3回)を開催				
	24 ~ 27	「金融業界横断的なサイバーセキュリ ティ演習(Delta Wall)」を実施				
	27	日東電工(株)株式に係る相場操縦審判事 件の第3回審判期日				
	27	「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納 付金を用いた犯罪被害者等の支援事業に 係る「担い手」の決定を公表				
	28	金融審議会「金融制度ワーキング・グ ループ」(第3回)を開催	28	貸金業関係資料集の更新を公表		
	31	「金融サービス利用者相談室」における 相談等の受付状況等(期間:平成28年7 月1日~同年9月30日)を公表		預金口座の不正利用に係る情報提供件数 等を公表		
11月	1	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」を公表				
	1	金融庁「資産運用企画室」(総務企画 局)及び証券取引等監視委員会「資産運 用統括モニタリング長」(証券検査課) を設置				
	2	日本マニュファクチャリングサービス (株)との契約締結交渉者の社員による 内部者取引審判事件の第1回審判期日開 催				

年月		総務企画局に係る動き		監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	2	金融審議会「市場ワーキング・グルー プ」(第8回)を開催	4	株式会社ウィンヴォル外3社に対する行 政処分		
	7	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法 に関する規則等の一部を改正する内閣府 令(案)」等を公表				
	8	「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第10回)を開催				
	8	「企業内容等の開示に関する内閣府令」 等の改正案を公表				
	8	株式会社メディビックグループに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴 金納付命令の決定				
	9	金融審議会「市場ワーキング・グルー プ」(第9回)を開催	9	ファンドモニタリング調査の集計結果を 公表		
	9	公開買付者との契約締結交渉者による (株)京王ズホールディングス株式に係る 内部者取引審判事件の第1回審判期日開 催				
	16	「金融庁職員の経済協力開発機構 (OECD)コーポレートガバナンス委員会 議長選出について」を公表				
	18	「金融仲介の改善に向けた検討会議」 (第6回)を開催				
	21	金融審議会 市場ワーキング・グループ 「フェア・ディスクロージャー・ルー ル・タスクフォース」(第2回)を開催				
	21	「金融庁の1年(平成27事務年度版)」 を公表				

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	22 「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を開催(金沢)			
	22 「金融モニタリング有識者会議」(第 4 回)を開催			
	24 海外に居住する公開買付者の従業員による(株)ゲームオン株式に係る内部者取引審判事件の第1回審判期日開催			
	24 「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」(第4回)を開催			
	25 インスペック(株)株式に係る偽計審判事 件の第1回審判期日開催			
	25 金融審議会「市場ワーキング・グルー プ」(第10回)を開催			
	25 「株式新規上場引受に関する検討会」の 設置を公表	25 全国信用協同組合連合会に対する優先出資の引受け等の決定		
	28 公開買付者との契約締結交渉者による (株)京王ズホールディングス株式に係る 内部者取引審判事件の第2回審判期日開 催			
	29 株式会社ALBERT役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定	29 貸金業関係資料集の更新を公表		
	29 日本精密株式会社との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定			
	29 日本精密株式会社との契約締結交渉者に よる内部者取引及び重要事実に係る伝達 推奨に対する課徴金納付命令の決定			

年月		総務企画局に係る動き		監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	29	モジュレ株式会社に係る有価証券報告書 等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の 決定				
	29	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による東京鋼鐵株式会社株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定				
	30	「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書(3)を公表	30	東日本大震災以降に約定返済停止等を 行っている債務者数及び債権額(平成28 年9月末)を公表		
12月	2	金融審議会 市場ワーキング・グループ 「フェア・ディスクロージャー・ルー ル・タスクフォース」(第3回)を開催	2	株式会社SQIジャパンに対する行政処分		
	2	「銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令」 を公表	2	株式会社CELLに対する行政処分		
	2	「保険業法施行令の一部を改正する政 令」を公表	2	主要行等の平成28年9月期決算の概要を 公表		
	2	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表	2	地域銀行の平成28年9月期決算の概要を 公表		
	5	「監査法人のガバナンス・コードに関す る有識者検討会」(第5回)を開催	2	主要生損保の平成28年9月期決算の概要 を公表		
	7	「金融トラブルから身を守るためのシン ポジウム」を開催(福岡)	6	「年末における中小企業・小規模事業者 に対する金融の円滑化について」を公表		
	7	金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第11回)を開催				
	7	日本IFIARネットワーク (Japan Network for IFIAR) の設立を公表				

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	7 日本IFIARネットワーク第1回総会を開催			
	8 金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」(第4回)を開催	8 アセットクリエーション株式会社に対す る行政処分		
	8 「第8回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催	8 A・Jアセットクリエーション株式会社 に対する行政処分		
	8 「多重債務者相談強化キャンペーン 2016」における相談会を開催状況及び予 定等を公表	8 イー・アセットマネジメント株式会社に 対する行政処分		
	12 「金融モニタリング有識者会議」(第5回)を開催			
	13 高千穂交易株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定	13 株式会社 A Mオンラインに対する行政処分		
	13 海外に居住する公開買付者の従業員による(株)ゲームオン株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定についてを公表	13 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告		
	14 「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」に対するパブリックコメントの結果等	13 金融行政方針で掲げた「金融行政の再点検」に係る具体的な取組みを公表		
	15 「監査法人の組織的な運営に関する原 則」(監査法人のガバナンス・コード) (案)を公表			
	15 第1回「株式新規上場引受に関する検討 会」を開催			
	16 公開買付者との契約締結交渉者による (株)京王ズホールディングス株式に係る 内部者取引審判事件の第3回審判期日開 催	16 「外為決済リスクに係るラウンドテーブル」の設置を公表		

年月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	16 株式会社西武ホールディングス株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定	16 信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示(無登録格付の説明事項に係るグループ指定)の一部改正を公表		
	16 株式会社琉球銀行株式に係る相場操縦に 対する課徴金納付命令の決定	16 偽造キャッシュカード等による被害発生 等の状況		17 第192回国会(臨時会)閉会
	20 金融審議会「市場ワーキング・グルー プ」(第12回)を開催	20 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の活用について」を公表		
	20 外国監査法人等の廃業等の届出を公表			
	21 金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」(第5回)を開催			
	21 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」を公表			
	22 金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書を公表	22 経営健全化計画の履行状況報告を公表		
	22 「平成29年度予算及び機構・定員について」を公表			
	22 「平成29年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について」を公表			
	26 「金融商品取引法第2条に規定する定義 に関するQ&A」を公表	26 貸金業関係資料集の更新を公表		
	27 スチュワードシップ・コードの受入れを 表明した機関投資家のリストを公表(平 成28年12月27日更新)	27 金融機関における貸付条件の変更等の状況を公表		
	27 金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」報告書を公表	27 南都銀行に対する信託兼営認可を公表		
	27 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等			
	28 「銀行法施行令等の一部を改正する政令 等(案)」を公表			

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
培償責任保険審議
ガイドライン」の 20 第193回国会(通常)召集
Ę

年 月		総務企画局に係る動き		監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
		第6回「金融庁・日本銀行連絡会」を開催 催 金融審議会委員の任命		「保険会社の資本金、基金、準備金等及 び通常の予測を超える危険に相当する額 の計算方法等を定める件(平成8年大蔵 省告示第50号)等の一部を改正する件 (案)」を公表		
	27	(株) SHIFT役員による重要事実に 係る伝達審判事件の第1回審判期日開催				
	27	「信用金庫法施行令等の一部を改正する 政令(案)」を公表				
	31	「スチュワードシップ・コードに関する 有識者検討会」(第 1 回)を開催	30	貸金業関係資料集の更新を公表		
	31	店頭デリバティブ取引情報を公表		適格機関投資家等特例業務届出者に対す る行政処分について(必要な届出書を提 出していない業者)		
	31	「金融サービス利用者相談室」における 相談等の受付状況等を公表(期間:平成 28年10月1日~同年12月31日)		預金口座の不正利用に係る情報提供件数 等を公表		
2月	1	「家計の安定的な資産形成に関する有識 者会議」の設置を公表				
	3	クロス・マーケティンググループ株式外 1銘柄に係る相場操縦審判事件の第1回 審判期日開催		平成28年9月期における金融再生法開 示債権の状況等(ポイント)を公表		
	3	「家計の安定的な資産形成に関する有識 者会議」(第1回)を開催				
	3	株式会社オプトロムに係る四半期報告書 等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の 決定				

年月		総務企画局に係る動き		監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	3	2016年度金融知識普及功績者表彰を 公表				
	6	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法 に関する規則等の一部を改正する内閣府 令(案)」等を公表				
	6	NISAの日(2月13日)に係る広報活動を公表				
	6	平成28年度 金融仲介の質の向上に向けたシンポジウムを開催日程を公表	8	「金融仲介の改善に向けた検討会議」 (第7回)を開催		
	13	「金融トラブルから身を守るためのシン ポジウム」を開催(那覇)				
	14	イラン・イスラム共和国中央銀行 (CBI) との銀行監督協力に係る書簡交 換を公表				
	14	企業会計審議会第5回会計部会を開催				
	14	「企業内容等の開示に関する内閣府令」 等の改正案に対するパブリックコメント の結果等を公表				
	17	「スチュワードシップ・コードに関する 有識者検討会」(第2回)を開催		改正保険業法の施行後の保険代理店にお ける対応状況等を公表		
	17	「民間公益活動を促進するための休眠預 金等に係る資金の活用に関する法律の規 定による預金保険機構の業務の特例等に 関する命令」等を公表	17	「主要行等向けの総合的な監督指針」等 (案)を公表		
	20	「調達情報メール配信サービス申込みに ついて」を公表				
	20	企業会計審議会会長及び委員の任命				
	21	「金融トラブルから身を守るためのシン ポジウム」を開催(高松)				

年月		総務企画局に係る動き		監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	22	第52回金融トラブル連絡調整協議会を開 催				
	23	 監査法人の処分を公表 				
	24	「金融モニタリング有識者会議」(第 6 回)を開催	24	Wolk Huren Japan株式会社及びシルバーステイ合同会社に対する行政処分		
	24	「長期・積立・分散投資に資する投資信 託に関するワーキング・グループ」(第 1回)を開催		 合同会社インフォシップに対する行政処分		
			24	 合同会社ワールドステージに対する行政 処分		
			24	 琉球共栄株式会社に対する行政処分(必 要な届出書を提出していない業者) 		
			24	適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分(必要な届出書の提出を遅延した業者)		
			24	 適格機関投資家等特例業務届出者に対す る行政処分(連絡が取れない業者)		
	28	NISA・ジュニアNISA口座の利用 状況に関する調査結果(速報値)を公表	27	「年度末における中小企業・小規模事業 者に対する金融の円滑化について」を公 表		
	28	株式会社IGポート株式に係る相場操縦に 対する課徴金納付命令の決定	27	貸金業関係資料集の更新を公表		
3月	2	「長期・積立・分散投資に資する投資信 託に関するワーキング・グループ」(第 2回)を開催				
	2	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)を公表				

年 月		総務企画局に係る動き		監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	3	第38回金融審議会総会・第26回金融分科 会合同会合を開催				
	3	「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則(案)」に対するパブリックコメントの結果等を公表				
	9	[金融庁・英国FCA共同プレスリリース] 日本と英国の金融規制当局が、革新的な FinTech企業を支援するための協力枠組 みに関する書簡交換を発表		日本アジア・アセット・マネジメント株式会社に対する行政処分		
	9	「ブロックチェーン技術を活用した金融・経済取引等に関する国際的な共同研究について」を公表				
	10	第2回「株式新規上場引受に関する検討 会」を開催	10	 外国銀行支店の免許 		
	13	[金融庁・シンガポールMAS共同プレスリリース]日本・シンガポール、FinTech協力枠組みを構築				
	14	インスペック株式会社株式に係る偽計に 対する課徴金納付命令の決定				
	14	日本海洋掘削株式会社株式ほか44銘柄に 係る相場操縦に対する課徴金納付命令の 決定				
	14	ロングライフホールディング株式会社及 び株式会社サンワカンパニー社員による 内部者取引に対する課徴金納付命令の決 定				
	14	株式会社クロス・マーケティンググループ株式外1銘柄に係る相場操縦に対する 課徴金納付命令の決定				
	15	「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」(第3回)を開催				

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	17 金融モニタリング有識者会議報告書を公表	17 信用事業強化計画等の履行状況(平成28 事業年度半期)を公表		17 G20財務大臣・中央銀行総裁会議(於:ド
		17 経営強化計画等の履行状況(平成28年9 月期)を公表		
		17 偽造キャッシュカード等による被害発生 等の状況を公表		
	22 「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を開催(札幌)			
	22 「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」(第3回)を開催			
	23 「金融庁への提出書類における役員等の 氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指 針等の改正案」に対するパブリックコメ ントの結果等を公表			
	24 信用金庫法施行令等の一部を改正する政 令(案)」に対するパブリックコメント の結果等を公表	24 保険持株会社に係る認可		
	24 「銀行法施行令等の一部を改正する政令 等(案)」等に対するパブリックコメン トの結果等を公表			
	28 「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》 ~投資と対話を通じて企業の持続的成長 を促すために~ (案)を公表	28 経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテストの結果を公表		
	30 「家計の安定的な資産形成に関する有識 者会議」(第2回)を開催	28 「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件(平成8年大蔵省告示第50号)等の一部を改正する件(案)」に対するパブリックコメントの結果等を公表		
	30 「株式新規上場引受に関する検討会」報 告書を公表	28 マクベスフィナンシャルステーション株式会社に対する行政処分		

年 月		総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き	その他内外の動き
	30	第3回「株式新規上場引受に関する検討 会」を開催		INコンサルティング株式会社に対する 行政処分			
	30	 「株式新規上場引受に関する検討会」報 告書を公表		 株式会社みんなのクレジットに対する行 政処分 			
	30	「顧客本位の業務運営に関する原則」の 確定について公表	30	貸金業関係資料集の更新を公表			
	31	投資信託及び投資法人に関する法律施行 規則等の一部を改正する内閣府令を公表	31	「主要行等向けの総合的な監督指針」等 及び「金融検査マニュアル」等の一部改 正	31	「主要行等向けの総合的な監督指針」等 及び「金融検査マニュアル」等の一部改 正	
	31	「監査法人の組織的な運営に関する原 則」(監査法人のガバナンス・コード) の確定について公表	31	「金融機関における個人情報保護に関す るQ&A」の改正			
	31	「金融商品取引業等に関する内閣府令の 一部を改正する内閣府令(案)」に対す るパブリックコメントの結果等を公表	31	「主要行等向けの総合的な監督指針」等 (案)に対するパブリックコメントの回 答等を公表			
	31	公開買付者との契約締結交渉者による株式会社京王ズホールディングス株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定					
	31	株式会社モルフォ社員による内部者取引 に対する課徴金納付命令の決定					
	31	旭化成株式会社の子会社の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定					
	31	有価証券報告書の作成・提出に際しての 留意すべき事項及び有価証券報告書レ ビューの実施について(平成29年度)を 公表					
	31	「租税特別措置法施行令第二十五条の十 三第十三項の規定に基づき内閣総理大臣 が財務大臣と協議して定める要件等を定 める件」を公表					

年 月		総務企画局に係る動き		監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	31	ベルギー国立銀行 (NBB) との銀行監督協力に係る書簡交換				
4月	1	「金融業の拠点開設サポートデスク」の 開設				
	3	監査監督機関国際フォーラム(IFIAR) 事務局開設について〜我が国初となるグローバルな金融関係国際機関の本部〜	3	外国損害保険業免許を公表		
	5	 IFIAR多国間情報交換枠組みへの署名 		 ファンドクリエーション・アール・エム 株式会社に対する行政処分 		
				「経営者保証に関するガイドライン」の 活用に係る参考事例集(平成29年4月改 訂版)を公表		
	11	株式会社SHIFT役員による重要事実に係 る伝達に対する課徴金納付命令の決定				
	11	株式会社ウェッジホールディングス株式 に係る偽計に対する課徴金納付命令の決 定				
	14	外国監査法人等の廃業等の届出	14	 適格機関投資家等特例業務届出者に対す る行政処分(連絡が取れない業者) 		
	20	公認会計士の懲戒処分	17	 株式会社レガリア・フィナンシャルに対する行政処分		
	24	「金融仲介の改善に向けた検討会議」 (第8回)を開催	25	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)を公表について		
		「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表		適格機関投資家等特例業務届出者に対す る行政処分について(必要な届出書を提 出していない業者)		

年月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	28 「金融サービス利用者相談室」における 相談等の受付状況等(期間:平成29年1 月1日~同年3月31日)を公表 28 投資法人の計算に関する規則の一部を改	28 預金口座の不正利用に係る情報提供件数 等を公表		
5月	正する内閣府令を公表	9 商工組合中央金庫に対する行政処分		
	12 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法 に関する規則等の一部を改正する内閣府 令(案)」等を公表			
	12 公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による株式会社アイセイ薬局株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定			
	12 株式会社フュートレック役員からの情報 受領者による内部者取引及び重要事実に 係る伝達に対する課徴金納付命令の決定 12 株式会社フュートレック役員による重要			
	事実に係る伝達に対する課徴金納付命令 の決定 12 株式会社フォーバル・リアルストレート 株式外6銘柄に係る相場操縦に対する課			
	微金納付命令の決定	16 適格機関投資家等特例業務届出者に対す る行政処分(必要な届出書を提出してい ない業者)		
	17 「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣所令」の改正案を公表	- (************************************		
	25 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等を公表	25 適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分について(必要な届出書を提出していない業者)		26 G7首脳会合(タオルミーナ、平成29年5 月26日~27日)

年月		総務企画局に係る動き		監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	29	スチュワードシップ・コード(改訂版) の確定	30	貸金業関係資料集の更新を公表		
	31	「金融仲介の改善に向けた検討会議」 (第9回)を開催	31	アセットプランニング株式会社に対する 行政処分		
	31	「コンテンツ事業に関するQ&A」を公表	31	東日本大震災以降に約定返済停止等を 行っている債務者数及び債権額について (平成29年3月末)		
			31	平成28年熊本地震以降に約定返済停止等 を行っている債務者数及び債権額につい て(平成29年3月末)		
6月			2	主要行等の平成29年3月期決算の概要を 公表		
			2	地域銀行の平成29年3月期決算の概要を 公表		
			2	主要生損保の平成29年3月期決算の概要 を公表		
	6	「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令等 (案)」を公表	-	「仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 二十三条第一項の規定に基づき金融庁長 官が指定する規則を定める件(案)」を 公表		
	8	「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を開催		「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準(平成8年大蔵省告示第48号)の一部を改正する件(案)」を公表		
	9	(株) デジタルデザイン株式に係る相場 操縦審判事件の第1回審判期日開催	9	日本クラウド証券株式会社に対する行政 処分		
			ľ	信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示 (無登録格付の説明事項に係るグループ指定)の一部改正		

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	12 「第9回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催			
	12 NISA口座をお持ちの方へ:「ご利用の金融機関にマイナンバーの告知をお願いします。9月末までの手続きがスムーズです。」の案内			
	13 金融庁行政事業レビュー(公開プロセス)の実施	13 株式会社FIPパートナーズに対する行政 処分		
	14 NISA・ジュニアNISA口座の利用 状況に関する調査結果を公表			
	14 「つみたてNISA関係について」を公表			
	Prospect Asset Management, Inc.による株式会社トライステージ株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定	16 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等を公表		
	16 イーター電機工業株式会社の役員からの 情報受領者による内部者取引に対する課 徴金納付命令の決定	16 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について		
	19 第53回金融トラブル連絡調整協議会を開催	19 外国銀行支店の免許を公表		18 第193回国会(通常)閉会
		19 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かん ぽ生命保険における新規業務の認可を公表		
		20 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を公表		
	21 「FinTech時代のオンライン取引研究 会」の設置	20 適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分(連絡が取れない業者)		
	21 「決済高度化官民推進会議」(第3回) を開催	20 適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分について(必要な届出書の提出を遅延した業者)		
	23 「平成27年度政策評価結果の政策への反映状況」を公表	23 「自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示等の一部改正(案)」等を公表		

年 月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	23 [金融庁・オーストラリアASIC共同プレスリリース]日本及びオーストラリア間のフィンテックに係る協力枠組みの構築を公表	23 「主要行等向けの総合的な監督指針」、 「中小・地域金融機関向けの総合的な監 督指針」等の一部改正(案)を公表		
	26 「監査報告書の透明化」を公表	23 株式会社RISEに対する行政処分		
	26 「第26回 政策評価に関する有識者会議」を開催			
	27 「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」に対するパブリックコメントの結果等を公表	28 「経営者保証に関するガイドライン」の 活用実績を公表		
	27 「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令等 (案)」に対するパブリックコメントの 結果等	28 金融機関における貸付条件の変更等の状況を公表		
	29 証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況を公表	29 貸金業関係資料集の更新を公表		
	30 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等を公表	30 経営健全化計画の履行状況報告を公表		
	30 外国口座管理機関に関する手続きを公表	30 経営強化計画の変更承認について		
	30 認可法人の役職員の給与水準を公表	30 認可法人の役職員の給与水準を公表		
		30 金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針の一部改正(案)を公表		

巻末資料2

最近の主な金融関連立法

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
28 年	金融資本市場をめぐる情勢の変	金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の	28. 12. 2	28. 12. 2
	化に対応して金融の機能の安定	機能の安定を確保するため、その目的に重要な役割を		
192 国会	を確保するための金融機能の強	有する時限措置(金融機能強化法に基づく金融機関等		
(臨時)	化のための特別措置に関する法	の資本の増強に関する措置、株式保有制限法に基づく		
(哈可)	律等の一部を改正する法律	銀行等保有株式取得機構による銀行等からの株式等		
		の買取りに関する措置及び保険業法に基づく生命保		
		険契約者保護機構に対する政府補助に関する措置等)		
		について、期限を5年間延長したもの。		
29 年	金融商品取引法の一部を改正す	情報通信技術の進展等の我が国の金融・資本市場	29. 5.24	公布の日から起算して1年を超
	る法律	をめぐる環境変化に対応するため、株式等の高速		えない範囲内において政令で定
193 国会		取引に関する法制の整備、金融商品取引所グルー		める日。
(常会)		プの業務範囲の柔軟化、上場会社による公平な情		
(市玄)		報開示に係る規制の整備等の措置を講ずるもの。		
29 年	銀行法等の一部を改正する法律	情報通信技術の急速な進展等の我が国の金融サービ	29. 6. 2	公布の日から起算して 1 年を超
		スをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連		えない範囲内において政令で定
193 国会		IT 企業等との適切な連携・協働を推進するとともに		める日(一部の規定を除く)。
(246.6.)		利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関		
(常会)		する法制の整備等の措置を講ずるもの。		

巻末資料3

この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等(平成28事務年度)

主要行等向けの総合的な監督指針

_	
公表日	改正・策定内容
28 年 7 月 27 日 (28 年 10 月 1 日適用)	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28年8月8日 (29年4月1日適用)	秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理 態勢についての改正
28年9月9日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29年3月23日 (29年4月1日適用)	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
29年3月24日 (29年4月1日適用)	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に係る改正
29年3月31日 (29年5月30日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正
29年3月31日 (29年4月1日適用)	カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組み整備に係る改正

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28年7月27日 (28年10月1日適用)	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28年8月8日 (29年4月1日適用)	秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理 態勢についての改正
28年9月9日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29年3月23日 (29年4月1日適用)	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
29年3月24日 (29年4月1日適用)	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に係る改正
29年3月31日 (29年5月30日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

信託会社等に関する総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28年7月27日 (28年10月1日適用)	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28年9月9日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29年3月23日 (29年4月1日適用)	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
29年3月31日 (29年5月30日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

保険会社向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28年7月27日 (28年10月1日適用)	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28年8月8日 (29年4月1日適用)	秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理 態勢についての改正
28年9月9日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29年3月23日 (29年4月1日適用)	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
28年3月31日 (29年5月30日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

少額短期保険業者向けの監督指針

公表日	改正・策定内容
28年7月27日 (28年10月1日適用)	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28年8月12日	少額短期保険業者または保険募集人に係る不祥事件等に関する監督上の対応に係る改正
28年9月9日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29年3月23日 (29年4月1日適用)	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
28年3月31日 (29年5月30日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28年8月12日	認可特定保険業者または保険募集人に係る不祥事件等に関する監督上の対応に係る改正
28年9月9日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29年3月23日 (29年4月1日適用)	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
28年3月31日 (29年5月30日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28年7月27日 (28年10月1日適用)	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28年8月8日 (29年4月1日適用)	秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理 態勢についての改正
28年9月9日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29年3月23日 (29年4月1日適用)	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
29年3月31日 (29年4月1日適用)	カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組み整備に係る改正
29年3月31日 (29年5月30日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

29年6月16日	適格機関投資家等特例業務届出者に係る改正

貸金業者向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28年7月27日 (28年10月1日適用)	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28年9月9日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29年3月23日 (29年4月1日適用)	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
29年3月24日 (29年4月1日適用)	「貸金業法施行令の一部を改正する政令」等の施行に係る改正
29年3月31日 (29年5月30日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

事務ガイドライン 第三分冊:金融会社関係

公表日	改正・策定内容
28年7月27日 (28年10月1日適用)	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28年8月4日	サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応等に係る改正
28年9月9日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29年3月23日 (29年4月1日適用)	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正

29年3月24日 (29年4月1日適用)	仮想通貨交換業者関係事務ガイドラインの策定 「資金決済に関する法律」等の改正(29年4月1日施行)に伴う改正 (前払式支払手段発行者関係、資金移動業者関係)
29年3月31日 (29年5月30日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

系統金融機関等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28年7月27日 (28年10月1日適用)	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28年9月9日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29年3月24日 (29年4月1日適用)	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
29 年 3 月 24 日 (29 年 4 月 1 日適用)	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に係る改正
29年3月31日 (29年4月1日適用)	カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組み整備に係る改正
29 年 5 月 30 日 (29 年 5 月 30 日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

漁協系統信用事業における総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28 年 7 月 27 日 (28 年 10 月 1 日適用)	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正

28年9月9日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29年3月24日 (29年4月1日適用)	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
29年3月24日 (29年4月1日適用)	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に係る改正
29年5月30日 (29年5月30日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
28年9月9日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(28年4月1日施行)等に伴う改正
29年3月31日 (29年5月30日適用)	「個人情報の保護に関する法律」の改正(29年5月30日施行)等に伴う改正

金融庁の所在地等

平成 29 年 6 月 30 日現在

金融庁

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1中央合同庁舎第7号館

電話番号 03-3506-6000 (代表)

証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1中央合同庁舎第7号館

電話番号 03-3506-6000 (代表)

公認会計士 · 監查審查会

〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1中央合同庁舎第7号館

電話番号 03-3506-6000 (代表)



(地下鉄)

- ・ 丸ノ内線・千代田線「霞ヶ関」駅又は「国会議事堂前」駅で下車徒歩5分
- 日比谷線「霞ヶ関」駅で下車徒歩5分
- ・ 銀座線「虎ノ門」駅で下車徒歩5分

http://www.fsa.go.jp/ Financial Services Agency